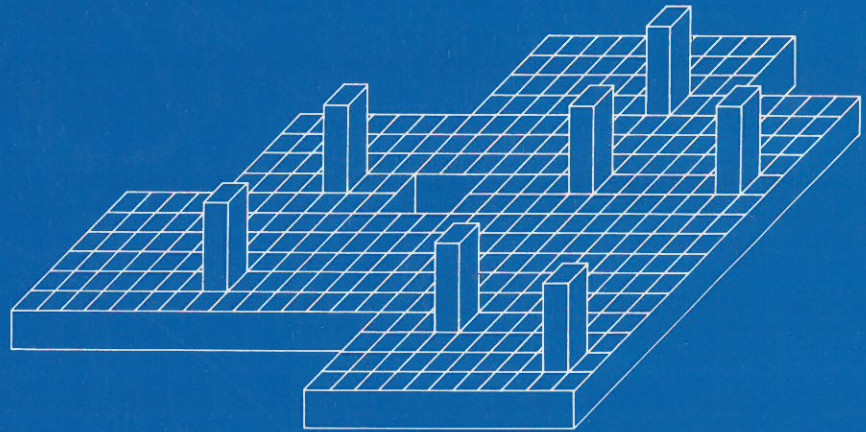


# 新福島県長期総合計画

豊かなふるさとづくり・新ふくしまプラン



昭和59年12月

福島県





福  
島  
県  
寄  
贈







## ◆◆ ご あ い さ つ ◆◆

私は、知事に就任の翌昭和52年に、昭和60年度を目標年度とする「福島県長期総合計画」を策定し、豊かで住みよい“ふくしま”をつくるため、全力を挙げて県政運営に取り組んで参りました。幸い、県民の皆様をはじめ各方面からの御支援、御協力によりまして、県勢は、着実に伸展して参りました。

しかしながら、計画策定後、私達をとりまく社会経済環境には、出生率の低下、人口の高齢化、産業構造の高度化、価値観の多様化など、さまざまな変化がみられ、また、技術革新・情報化の進展、国際化の進展など新たな時代の流れは、21世紀へ向かって、さらに大きな潮流となっていくものと思われまます。

わたくし達は、このような時代の潮流変化に適切に対応しながら、“ふるさと・ふくしま”をより住みよいものにし、後世に引き継いでいく責務があります。

「新福島県長期総合計画」―豊かなふるさとづくり・新ふくしまプラン―は、このような認識のもとに、県民の皆様の御意見をお聴きしながら、昭和60年代に

おける県政運営の基本指針として策定したものであります。

新計画では、昭和60年代を、「明るい未来をひらく躍進の時代」であると同時に、「本格的な高齢化社会への準備の時代」であると位置づけし、「心豊かな生き生きとした“ふくしま”の創造」を基本目標としております。

私は、この計画の目標実現に向けて、全力を挙げて県政を推進して参る決意でありますので、県民の皆様をはじめ、国、市町村等関係の皆様の特段の御理解と一層の御支援・御協力を、心からお願い申し上げます。

おわりに、計画の策定にあたりまして、熱心に審議検討をいただきました福島県総合開発審議会の委員の皆様をはじめ、多大の御協力と貴重な御意見を賜りました多くの方々に対し、心から御礼を申し上げます。

昭和 59 年 12 月

福島県知事 杉平 勇太雄



# もくじ

## はじめに

|            |   |
|------------|---|
| 1 計画策定の趣旨  | 7 |
| 2 計画の性格と役割 | 7 |
| 3 計画の期間と構成 | 7 |

## 第1編 基本構想

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第1章 計画の基本目標                 | 11 |
| 第2章 福島県のあゆみと特性              | 12 |
| 1 あゆみ                       | 12 |
| 2 特性                        | 13 |
| 第3章 昭和70年における福島県の姿          | 16 |
| 1 人口                        | 16 |
| 1-1 定住志向の高まりをみせる人口移動        | 16 |
| 1-2 高齢化がすすむ年齢構造             | 16 |
| 1-3 減少傾向を続ける世帯人員            | 17 |
| 1-4 経済の成熟化を示す就業構造の変化        | 17 |
| 2 経済                        | 18 |
| 2-1 確かな成長の道をあゆむ本県経済         | 18 |
| 2-2 豊かな暮らしを支えるたくましく柔軟な産業構造  | 19 |
| 2-3 県民所得水準の向上               | 21 |
| 第4章 目標達成のため適切に対応すべき主要な課題    | 22 |
| 1 環境変化と新たな課題                | 22 |
| 1-1 すすむ高齢化                  | 22 |
| 1-2 国際化の進展                  | 22 |
| 1-3 技術革新の進展                 | 23 |
| 1-4 高度情報化社会の到来              | 24 |
| 1-5 県民意識の変化と多様化             | 25 |
| 2 活力ある県づくりのための基本的課題         | 25 |
| 2-1 人づくり                    | 25 |
| 2-2 参加と交流                   | 26 |
| 2-3 若年層の定着と還流               | 27 |
| 2-4 高速交通体系を生かした県づくり         | 28 |
| 2-5 地域の特性を生かした県づくりと地域間連携の強化 | 29 |
| 第5章 県政運営の基本方向と施策の体系         | 30 |
| 1 県政運営の基本方向                 | 30 |
| 1-1 創造性豊かな心ふれあう県民社会をめざして    | 30 |
| 1-2 たくましく柔軟な産業社会をめざして       | 31 |
| 1-3 ゆとりと個性ある明日の県土をめざして      | 31 |
| 2 施策の体系                     | 32 |







## 第2編 基本計画

|       |                           |     |
|-------|---------------------------|-----|
| 第1章   | 創造性豊かな心ふれあう県民社会をめざして      | 37  |
| 1     | 心豊かな生涯学習社会の形成             | 38  |
| 1-1   | 生涯学習の推進                   | 40  |
| 1-2   | 家庭教育の充実                   | 40  |
| 1-3   | 学校教育の充実                   | 41  |
| 1-4   | 高等教育機関の充実                 | 45  |
| 1-5   | 社会教育の充実                   | 47  |
| 2     | ふるさとに根ざした文化の創造            | 49  |
| 2-1   | 文化活動の推進                   | 50  |
| 2-2   | 文化の伝承の充実                  | 51  |
| 2-3   | 文化的環境の整備                  | 52  |
| 3     | 明るくたくましい青少年の育成と婦人の社会参加の促進 | 55  |
| 3-1   | 青少年の自己形成の充実と社会参加の促進       | 56  |
| 3-2   | 健全育成のための環境づくりの推進          | 57  |
| 3-3   | 青少年育成推進体制の整備充実            | 58  |
| 3-4   | 婦人の地位の向上と社会参加の促進          | 60  |
| 4     | 生涯にわたる健康づくりの推進            | 62  |
| 4-1   | 生活に根ざす健康づくり               | 63  |
| 4-2   | スポーツ・レクリエーションの振興          | 66  |
| 4-3   | 医療サービスの総合的な推進             | 67  |
| 5     | 生きがいあふれる福祉社会の実現           | 71  |
| 5-1   | ふれあう地域福祉の推進               | 72  |
| 5-2   | 老人福祉の充実                   | 73  |
| 5-3   | 障害者福祉の充実                  | 75  |
| 5-4   | 児童福祉の充実                   | 77  |
| 5-5   | 母(父)子福祉、寡婦・婦人福祉の充実        | 79  |
| 5-6   | 保障ある生活の確保                 | 80  |
| 6     | 安全な日常生活の確保                | 82  |
| 6-1   | かしこい消費者の育成                | 83  |
| 6-2   | 食品等の安全と衛生的な環境の確保          | 85  |
| 6-3   | 交通安全対策の総合的推進              | 87  |
| 6-4   | 地域消防・防災対策の確立              | 89  |
| 6-5   | 環境の適正管理の推進                | 91  |
| 6-6   | 総合的な防犯対策の充実               | 93  |
| 第2章   | たくましく柔軟な産業社会をめざして         | 97  |
| 1     | 高い生産力をほこる農林水産業の育成         | 98  |
| 1-1   | 農業の振興                     | 99  |
| 1-1-1 | 技術の開発と普及の推進               | 99  |
| 1-1-2 | 農業生産の担い手の育成               | 100 |
| 1-1-3 | 農用地の利用増進と生産施設等の有効利用の促進    | 101 |
| 1-1-4 | 農業生産基盤の整備と生産の再編成          | 102 |
| 1-1-5 | 農畜産物の流通と価格の安定             | 104 |
| 1-1-6 | 農業団体の活動の促進                | 106 |
| 1-1-7 | 集落機能の維持と農家生活の向上           | 106 |
| 1-2   | 林業の振興                     | 108 |
| 1-2-1 | 林業生産基盤の整備                 | 108 |



|       |                     |     |
|-------|---------------------|-----|
| 1-2-2 | 林業経営の改善             | 109 |
| 1-2-3 | 林産物の生産と流通の合理化       | 110 |
| 1-3   | 水産業の振興              | 112 |
| 1-3-1 | 水産業生産基盤の整備          | 112 |
| 1-3-2 | 水産業経営の安定向上          | 114 |
| 2     | 魅力と活力に満ちた商工業の振興     | 116 |
| 2-1   | 工業の振興               | 117 |
| 2-1-1 | 技術の開発及び集積の促進        | 117 |
| 2-1-2 | 中小工業の活性化            | 119 |
| 2-1-3 | 企業立地の促進             | 121 |
| 2-1-4 | 工業基盤の整備             | 123 |
| 2-2   | 商業・サービス業の振興         | 125 |
| 2-2-1 | 商業・サービス業の集積の促進      | 126 |
| 2-2-2 | 商業・サービス業の活性化        | 126 |
| 2-3   | 中小企業の振興             | 128 |
| 2-3-1 | 人材の育成と情報網の整備        | 129 |
| 2-3-2 | 経営指導の充実             | 130 |
| 2-3-3 | 金融対策の推進             | 131 |
| 2-4   | 観光産業の振興             | 132 |
| 2-4-1 | 新たな観光資源の開発          | 133 |
| 2-4-2 | 観光宣伝の拡充強化           | 134 |
| 2-4-3 | 観光産業の活性化            | 135 |
| 3     | 充実した職業生活の創造         | 137 |
| 3-1   | 雇用の安定と雇用開発の推進       | 138 |
| 3-2   | 職業能力開発の推進           | 139 |
| 3-3   | 労働者福祉の向上            | 140 |
| 第3章   | ゆとりと個性ある明日の県土をめざして  | 143 |
| 1     | 個性と魅力ある地域づくりの推進     | 144 |
| 1-1   | コミュニティ活動の推進         | 145 |
| 1-2   | 広域的な地域づくりの推進        | 146 |
| 1-3   | まち・むらづくりの推進         | 147 |
| 1-4   | 特定地域の振興             | 149 |
| 2     | うるおいとやすらぎのある居住環境の整備 | 152 |
| 2-1   | 住宅の充実促進             | 153 |
| 2-2   | 水道・下水道の整備           | 154 |
| 2-3   | 廃棄物の処理              | 156 |
| 2-4   | 緑化の推進               | 157 |
| 3     | 総合的な交通・情報ネットワークの形成  | 159 |
| 3-1   | 高速交通体系の整備促進         | 160 |
| 3-2   | 陸上交通ネットワークの整備促進     | 161 |
| 3-3   | 海上交通拠点の整備促進         | 163 |
| 3-4   | 高度情報通信基盤の整備         | 165 |
| 4     | 豊かな県土資源の保全と活用       | 166 |
| 4-1   | 土地利用対策の推進           | 167 |
| 4-2   | 自然環境の保全と活用          | 168 |
| 4-3   | 県土の保全               | 170 |
| 4-4   | 水資源対策の推進            | 172 |
| 4-5   | エネルギー対策の推進          | 174 |



## 第3編 地域整備構想

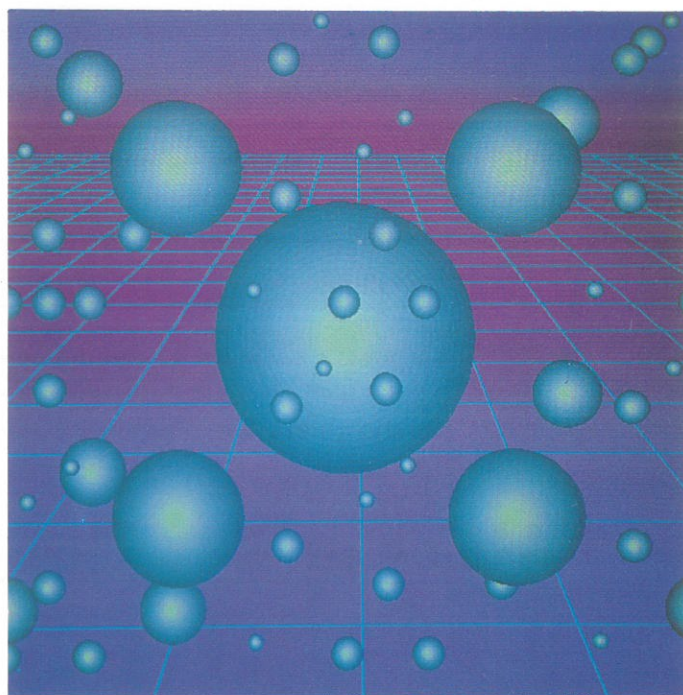
|       |                |     |
|-------|----------------|-----|
| 第1章   | 地域整備に関する基本的考え方 | 178 |
| 1     | 地域整備構想の位置づけ    | 178 |
| 2     | 地域区分           | 178 |
| 3     | 地域整備の基本的視点と戦略  | 180 |
| 3-1   | 基本的視点          | 180 |
| 3-2   | 基本戦略           | 180 |
| 3-2-1 | ゾーン構想          | 180 |
| 3-2-2 | 中核都市構想         | 180 |
| 3-2-3 | 横断的地域づくり構想     | 181 |
| 第2章   | 地域別構想          | 185 |
| 1     | 中通り地方          | 185 |
| 1-1   | 地方の特性と将来像      | 186 |
| 1-2   | 県北地域           | 189 |
| 1-3   | 県中地域           | 195 |
| 1-4   | 県南地域           | 201 |
| 2     | 会津地方           | 207 |
| 2-1   | 地方の特性と将来像      | 208 |
| 2-2   | 会津地域           | 211 |
| 2-3   | 南会津地域          | 217 |
| 3     | 浜通り地方          | 223 |
| 3-1   | 地方の特性と将来像      | 224 |
| 3-2   | 相双地域           | 227 |
| 3-3   | いわき地域          | 233 |

## 計画の推進

|   |              |     |
|---|--------------|-----|
| 1 | 県民参加による計画の推進 | 241 |
| 2 | 各行政主体の協力と連携  | 241 |
| 3 | 行財政の効率的な運営   | 241 |
| 4 | 計画の進行管理      | 241 |

## 付 属 資 料





## ◆◆ は じ め に ◆◆

## 1 計画策定の趣旨

県は、昭和52年に60年度を目標年度とする福島県長期総合計画を策定し、これを県政運営の基本指針として、住みよい“ふくしま”をつくるため、諸施策を積極的に推進してきました。

しかし、計画策定後における本県の社会経済をめぐる諸情勢は、人口の高齢化の急速な進行、高速交通ネットワークの整備の進展、産業構造の変化、県民意識の変化などさまざまな変化がみられてきております。

このため、このような県内諸情勢の変化と、国際化、高齢化、成熟化の21世紀を迎えつつある我が国社会経済の動向を踏まえ、県民福祉のより一層の向上と新たな時代に呼応した活力ある県土づくりを進めるため、「新福島県長期総合計画」を策定するものです。

## 2 計画の性格と役割

この計画は、長期的な展望のもとに、福島県のめざすべき方向とこれを実現するための基本的方策を明らかにするものであり、次のような性格と役割をもっています。

1 つには、県政運営の基本指針として、県政の各分野における施策の整合性、計画性、実行性を確保するものです。

2 つには、一般県民や民間諸団体に対しては、県政に対する理解と協力を求め、県づくりのための自主的、積極的な活動を期待するものです。

3 つには、市町村に対しては、県政運営の新しい基

本指針を明らかにすることによって、県政に対する理解と協力を求め、県との一体的な施策の推進を期待するものです。

4 つには、国に対しては、県として国に期待する施策の概要を明らかにし、国の積極的な対応を期待するものです。

## 3 計画の期間と構成

### (1) 計画の期間

この計画は、昭和60年度を初年度とし、70年度を目標年度とする11ヵ年計画です。

### (2) 計画の構成

計画の構成は、次のとおりです。

#### 第1編 基本構想

本県の現状を踏まえ、将来を展望しつつ、計画の基本目標、昭和70年における福島県の姿などの内容を示しています。

#### 第2編 基本計画

基本構想に基づき、主要な施策の方向とその内容を明らかにしています。

#### 第3編 地域整備構想

それぞれの地域の特性と課題を踏まえつつ、整備の方向を示しています。

#### 計画の推進

計画を実現させるため、福島県を構成する各主体の役割と行財政運営などについての考え方を明らかにしています。





県の花：ネモトシャクナゲ

# 1

## 第1編 基本構想

第1章 計画の基本目標

第2章 福島県のありみと特性

第3章 昭和70年における福島県の姿

第4章 目標達成のため適切に対応すべき主要な課題

第5章 県政運営の基本方向と施策の体系





## 第1章 計画の基本目標

広大な県土と豊かな自然を有し、多くの先達によって築かれてきた“わがふるさと福島県”には、現在207万の人々が生活をしており、今後、さらに増加していくことが予想されます。

これらの人々が、この広大な県土のどこにいても、健康で幸せな生活をおくれること、これがわたくし達みんなの願いであります。そして、このような生活ができる心豊かな県民社会、活力ある県土を築きあげ、後世に引継いでいくことが、また、わたくし達の責務でもあります。

この計画の期間である昭和60年代は、21世紀へ向け、時代の潮流変化に対応して、本県の明るい未来をひらく躍進の時代であると同時に、21世紀から本格化する高齢化社会の到来に備える準備の時代であります。

現在から未来へ、明日の“ふくしま”のために、わたくし達は、協調と連帯のうえに知恵と汗を出し合っていきたいと思います。

このような認識にたって、「心豊かな生き生きとした“ふくしま”の創造」を計画の基本目標とします。





## 第2章 福島県のあゆみと特性

### 1 あゆみ

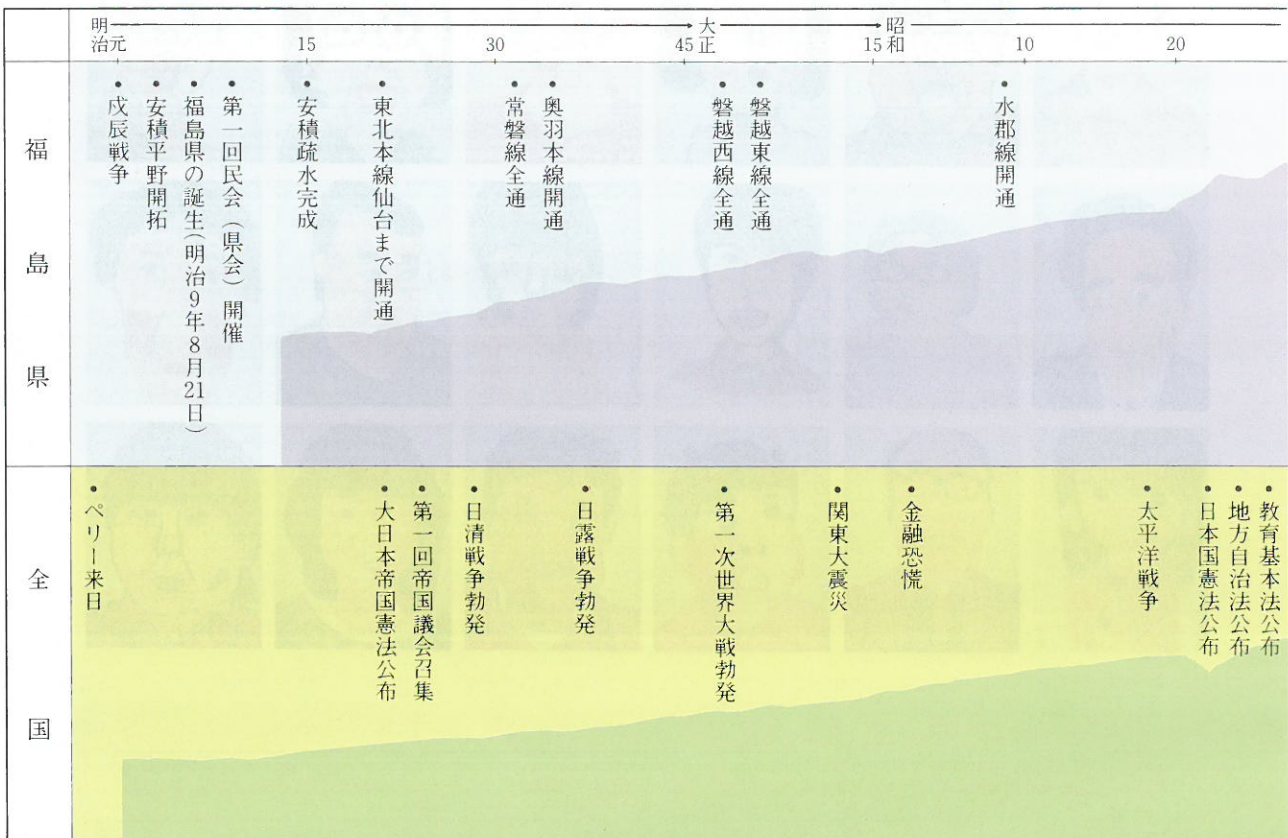
1853年ペリーひきいる黒船が、浦賀に来航し徳川幕府に開港を求めてから、日本は新しい時代に入りました。数多くの矛盾を抱えた古い社会の屋台骨は音をたてて崩れ、日本歴史上最大の変換期の一つである明治維新を迎えました。それからほぼ100年、この1世紀の日本は大きく変化してきました。

“戊辰戦争”を経て、新しい時代を迎えたわが福島県もまた大きな変化を遂げました。現在の福島県は、明治4年の廃藩置県によって置かれた平（のち磐前）、二本松（のち福島）、若松の3県を統合して明治9年に成立しました。二十数大名によって治められていた人々は、ここに一つの県民としてまとまり、新しい福

島県の建設に力を尽しました。それは、“白河以北一山百文”といわれた東北の後進性から脱皮する苦悩の歴史であり、厳しい自然との戦いの歴史でありました。東北本線、常磐線などの鉄道の建設、道路の整備などの交通基盤の整備、養蚕、製糸、絹織物業などの振興、半田鉱山、常磐炭鉱の開発、また、安積疏水の建設、安積開拓など産業の振興を中心として福島県の開発を進めてきました。

また、第2次世界大戦後も、昭和25年に制定された国土総合開発法に基づき、「只見特定地域」として26年に指定を受け、電源開発を重点に開発を推進しました。さらに、39年には常磐・郡山地区が「新産業都市」として指定を受け、東北地方南部における開発の拠点として工業開発を中心としながら総合的な都市機能の整備を

歴 史 年 表



図ってきました。併せて、40年に策定された「県勢振興計画」、45年に策定された「福島県勢長期展望」、52年に策定された「福島県長期総合計画」を通してその時代時代の背景を踏まえながら的確に課題に対応し、教育、産業、環境、基盤など総合的な県土づくりを積極的に進めてきました。この間、50年には東北縦貫自動車道が開通し、また、57年には待望久しかった東北新幹線が開通するなど高速交通体系も一步一步整備されてきています。

このようななかで、工業出荷額は飛躍的に伸び、所得水準も全国水準までには達しないまでも着実に向上し、社会福祉や医療の水準も充実が図られてきました。今日、首都圏に隣接しているという地理的優位性に加え、高速交通体系の整備が進むなかで、現在、極めて高

い発展可能性を有する県となっています。

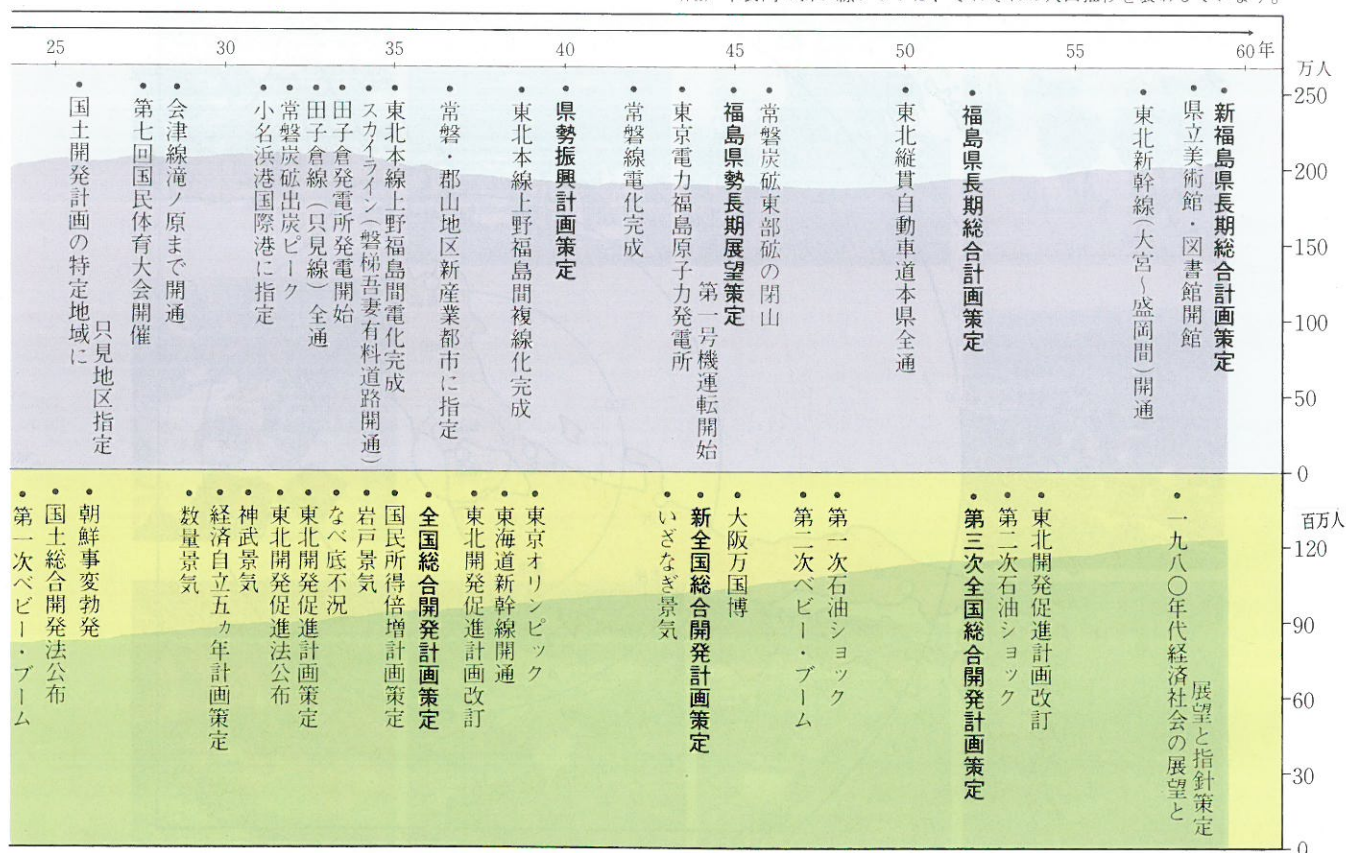
長いあゆみのなかでわたくし達はその時代時代の課題に対応してきましたが、今後21世紀に向けて、わが県の特性を十分に生かし県民一丸となって新たな福島県の建設に努力することが必要であります。

## 2 特 性

### ア みちのくの玄関口“ふくしま”

福島県は、東北地方の最南端に位置し、東は太平洋、西は新潟県に接し、南は茨城、栃木、群馬の北関東3県に、北は宮城、山形の両県に接しています。古くから“みちのく”とよばれ、我が国の文化の中心から遠隔にあるとされていた東北地方の中にあって、本県は、首都圏に最も近く、東京から県都福島市までは、国鉄

(注) 年表内の折れ線グラフは、それぞれの人口推移を表わしています。





の営業距離で約270km、東北新幹線を利用すると1時間45分程度の距離にあります。

この空間距離、時間距離を同じく東京起点の国鉄ダイヤで比較すれば、空間距離では静岡県の浜松市と愛知県の豊橋市のほぼ中間に相当し、時間距離では、東海道新幹線利用で静岡を過ぎた距離に相当します。

“みちのく”の玄関口である本県は、空間距離において首都圏に近接していることに加え、高速交通体系の整備によってさらに時間距離が短縮し、一部の地域を除き、県内ほぼ全域が東京への一日行動圏に含まれています。

## イ 広大な県土と豊かな自然

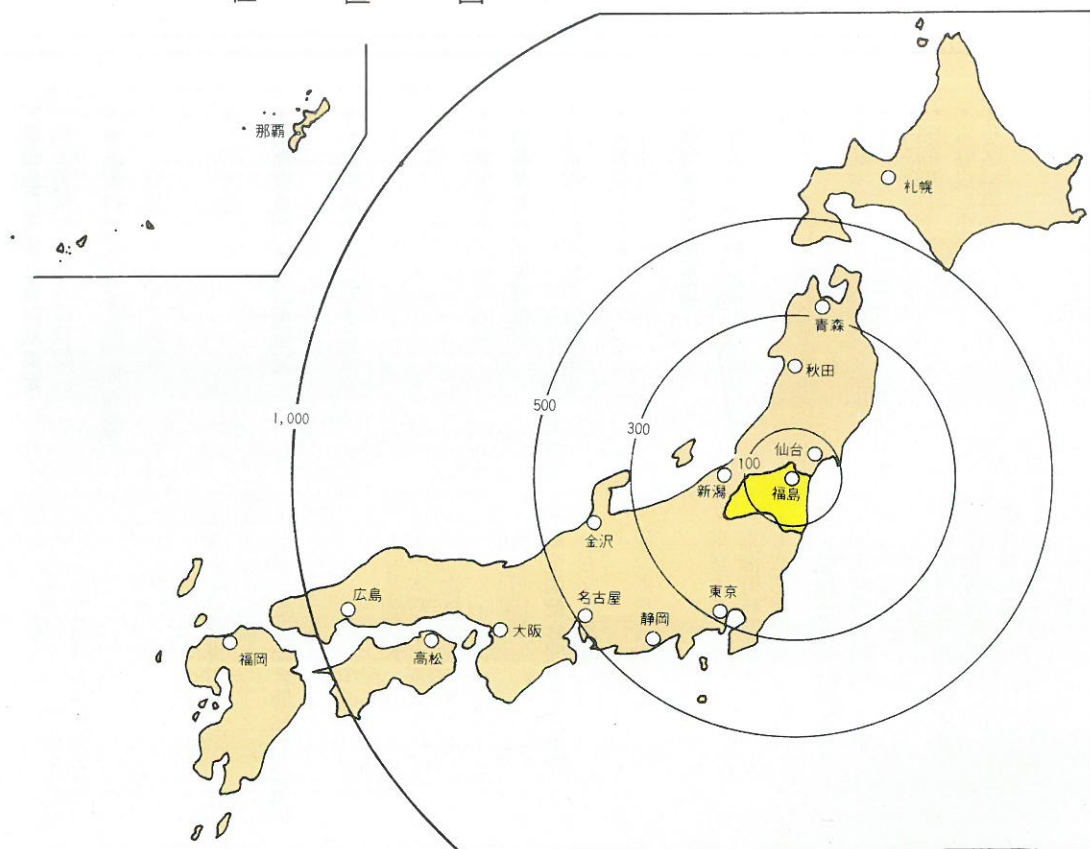
全国第3位という広大な面積をもつ“わが福島県”

は、山あり、川あり、湖あり、海あり、さらに温泉あり、実に美しく、豊かな自然に恵まれています。そして、この広大な県土は、奥羽山脈、阿武隈山地によって、“会津”、“中通り”、“浜通り”の三つに大別され、それぞれ気候、風土に違いと変化をみせています。

県内各地には、磐梯山などの緑豊かな山々が峰を連ねており、これらの山々は、四季折々に、また場所により、そのよそおいが変化します。また、火山も多いことから、全国有数の温泉地が数多く点在しています。

会津には、阿賀野川水系、中通りに阿武隈川水系と久慈川水系の一級河川が、浜通りに鮫川、夏井川等の中小河川が、また、猪苗代湖をはじめ裏磐梯には松原、小野川、秋元の各湖、南会津には尾瀬沼があり、水資源の供給源として大きな役割を果たしています。

位置図



また、太平洋に面した浜通りには、150kmにも及ぶ長い海岸線が走り、黒潮と親潮の合流する沖合の海は、人々に、豊かな水産資源を提供してくれます。

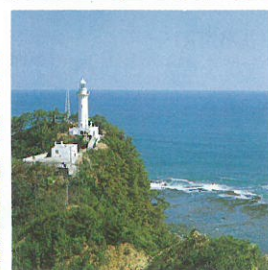
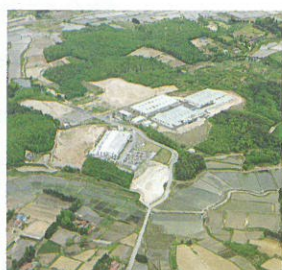
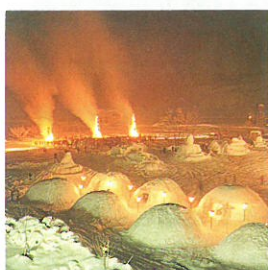
そして、これらの豊かな自然は本県の有力な観光資源ともなっています。

## ウ 多彩な産業の展開

本県の産業構造は、全国的な産業構造の変化に加え、東北縦貫自動車道や東北新幹線などの高速交通体系の整備と相まって、高度化が進展しています。特に、電気、精密等を中心とした加工組立型産業が比重を高め、東北地方においては最大の工業県となっています。最近においては、エレクトロニクスなどの先端産業の進出が著しく、また、国際港小名浜港を有するいわき地

域においては、化学などの基礎資材型産業も発達しているほか、県内各地の長い伝統を有する繊維、酒造、漆器、窯業など各種の地場産業が力強く根づいています。さらに、太平洋沿岸には、原子力発電所が全国一の出力規模を誇って集中立地しており、火力発電所を含め、一大電源地帯を形成し、会津地域の水力発電を合せ、全国有数の電力発電県となっています。

農業については、主産物である米が良質米生産へと質的転換を図っているとともに、畜産や野菜の栽培も年々盛んになっており、首都圏の食料供給基地として大きな役割を担っています。さらに、もも、りんご、なし、ぶどうなど多種・多量な果物を生産し、果物王国として全国的に知られています。





## 第3章 昭和70年における福島県の姿

本計画の計画期間である昭和60年代は、21世紀に向けて本県の明るい未来をひらく躍進の時代であると同時に、21世紀から本格化する高齢化社会の到来に備えて、社会的、経済的基盤を着実に築きあげていかなければならない時代であります。

そこで、技術革新の進展、高齢化の進行など時代の潮流変化のなかで、本県の昭和70年の姿を人口、経済を中心に描いてみると次のようになります。

### 1 人 口

#### 1-1 定住志向の高まりをみせる人口移動

##### 一 昭和70年には、219万人が この福島県に生活する一

本県の人口は、昭和23年前後の第1次ベビー・ブームにより、31年には過去最高の209万6千人に達しましたが、その後の高度経済成長期に若年層を中心とする県外流出によって減少傾向をたどりました。しかし、40年代後半には第2次ベビー・ブーム期を迎え、また、

総人口、年齢階層別人口

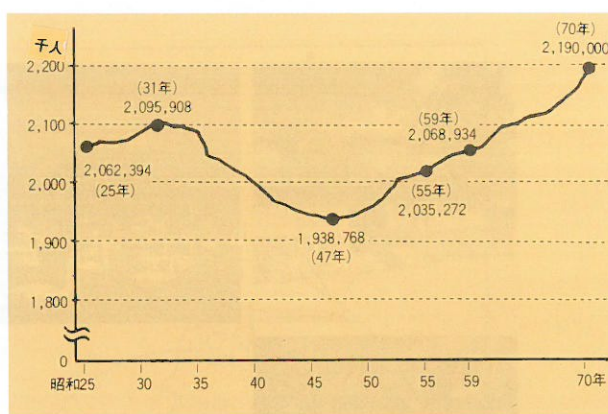
| 区 分             | 単位        | 昭和50年           | 昭和55年           | 昭和70年           | 年平均伸率(%) |       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|-------|
|                 |           |                 |                 |                 | 55/50    | 70/55 |
| 総人口             | 千人        | 1,971           | 2,035           | 2,190程度         | 0.64     | 0.49  |
| 0～14歳<br>(構成比)  | 千人<br>(%) | 474<br>(24.0)   | 467<br>(22.9)   | 425<br>(19.4)   | ▲0.30    | ▲0.63 |
| 15～64歳<br>(構成比) | 千人<br>(%) | 1,316<br>(66.8) | 1,355<br>(66.6) | 1,417<br>(64.7) | 0.59     | 0.30  |
| 65歳以上<br>(構成比)  | 千人<br>(%) | 181<br>(9.2)    | 213<br>(10.5)   | 348<br>(15.9)   | 3.31     | 3.33  |

- (注) 1. 国勢調査ベース  
2. 昭和70年値は、システム・ダイナミックス・モデルによる推計値を基礎に設定しました(以下同じ。)  
3. システム・ダイナミックス・モデルとは、地域社会を一つのシステムとして把握し、その中の社会的、経済的な要素相互間の因果関係を動態的に計量することにより、将来の姿を予測する手法です。

定住志向の高まりのなかで県外流出が減少しはじめ、47年の193万9千人を底として、増加傾向に転じました。50年代に入ってさらに定住志向が高まり、53年には再び200万人台に乗り、59年には206万8千人にまで回復しました。

地域経済社会の発展は、人口の移動によって示されるといわれますが、今後の本県人口は、活力ある産業の振興による就業機会の確保拡大と魅力ある地域づくりの推進などにより、全体としてはさらに増加し続けるものとみられます。特に60年代後半には県外からの流入人口の増加などによって全国の人口増を上回る伸びとなるため、70年には219万人程度の人口規模になるものと見込まれます。

人口の推移と見通し



(注) 国勢調査ベース

#### 1-2 高齢化がすすむ年齢構造

##### 一 昭和70年には、6人に1人が65歳以上となる一

年少人口層(0～14歳)は、出生率の低下などによって、これまで減少してきましたが、出生率は下げ止まるものの低位に推移すること、また、ベビー・ブーム期の谷間に入ることから、今後も引続き減少し、70年には42万5千人になるものと見込まれます。

また、生産年齢人口層(15～64歳)は、若年層の県内

への定着及び県外からの還流が促進されることから増加し、70年には141万7千人になるものと見込まれます。総人口に占める割合は、55年の66.6%から70年には64.7%になりますが、この年齢層に属する第1次ベビー・ブーム世代が70年には45歳を過ぎるため、働く世代の中高齢化が進むことになります。

一方、老年人口層（65歳以上）は、死亡率の低下、平均余命の伸長などにより増加してきましたが、今後とも増加し、70年には34万8千人になるものと見込まれます。その結果、総人口に占める割合は55年の10.5%から70年の15.9%へと5.4ポイントも上昇し、高齢化が一層進行することになります。

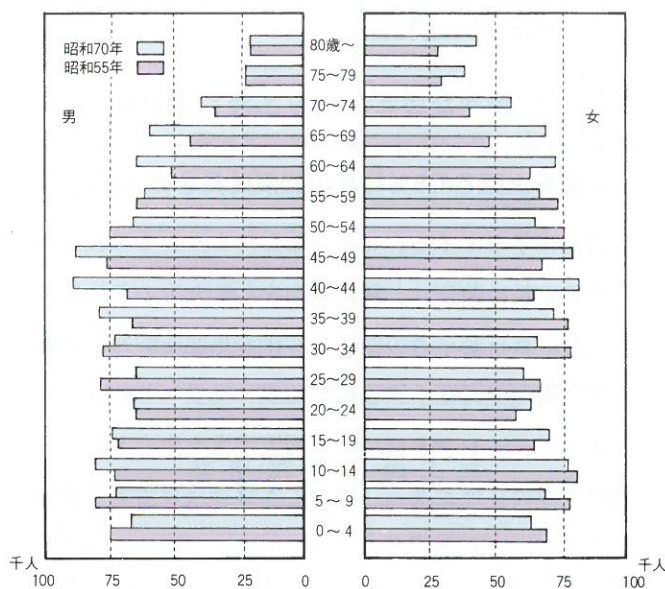
一方、普通世帯構成人員も、都市部における単独または少人数世帯の増加もあってさらに減少傾向を続けることになります。しかしながら扶養意識の高まりなどから減少率は鈍化し、70年には3.4人程度になるものと見込まれます。

普 通 世 帯 数

| 区 分         | 単位  | 昭和50年 | 昭和55年 | 昭和70年 | 年平均伸率(%) |       |
|-------------|-----|-------|-------|-------|----------|-------|
|             |     |       |       |       | 55/50    | 70/55 |
| 普通世帯数       | 千世帯 | 491   | 530   | 632   | 1.54     | 1.18  |
| 1世帯<br>当り人員 | 人   | 3.92  | 3.76  | 3.39  | ▲0.83    | ▲0.69 |

(注) 国勢調査ベース

年齢5歳階級別人口構成の比較



(注) 国勢調査ベース

### 1-3 減少傾向を続ける世帯人員

#### 一 昭和70年には、一世帯当り人員が3.4人となる

普通世帯数は、これまで核家族化の進行などによって増加してきましたが、今後も一人暮らしの若者や老人の増加に加え、人口の増加もあってさらに増え、70年には63万2千世帯程度になるものと見込まれます。

### 1-4 経済の成熟化を示す就業構造の変化

#### 一 サービス業を中心に第3次産業の 就業人口が全体の5割を超える

これまでの本県の就業構造の推移をみると、35年において就業人口総数の約5割を占めていた農林水産業の第1次産業の割合は一貫して減少傾向を示しており、製造業等の第2次産業及び商業・サービス業を中心とする第3次産業の割合は着実に上昇してきています。

今後も、この傾向は続くものと予想され、70年には、第1次産業では55年の22.2%から13.5%へと大幅に減少するものの、一方、第2次産業は32.2%から35.7%へと着実に増加し、さらに第3次産業は45.6%から50.8%へと5割を超えるようになるものと見込まれます。

就業者の動向を産業別にみると、第1次産業については、高齢化により減少するものの、中核農家の育成対策や新規就農者の確保、育成対策などの実施により全体として減少率は鈍化し、70年には15万1千人程度になるものと見込まれます。



第2次産業については、高速交通ネットワークの整備などによる立地条件の一層の向上に伴ってエレクトロニクス関連産業を中心とした成長産業群の新規立地が進むとともに、技術的風土づくりをめざす「技術立県」の推進と「ふくしま・ふるさと産業おこし」の推進によって、中小企業、地場産業の活性化が一層促進されることにより、雇用機会の確保拡大が一段と進み、70年の第2次産業就業人口は40万人程度になるものと見込まれます。

第3次産業については、経済の発展に伴う所得水準の上昇、価値観の多様化、都市化の進展、余暇時間の増大さらには高度情報化社会の到来に対応して多種多様なサービス需要が出現するのに伴い、サービス業を中心に第3次産業の就業人口は第2次産業のそれよりも高い増加率を示すことになり、70年には就業人口総数の5割を超す56万8千人程度になるものと見込まれます。

一方、このような就業構造の変化と同時に、労働力人口は、総人口の増加及び婦人の職場進出などにより、70年には114万3千人程度に達すると見込まれますが、

労働力人口、就業人口

| 区 分             | 単位        | 昭和50年           | 昭和55年           | 昭和70年           | 年平均伸率(%) |       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|-------|
|                 |           |                 |                 |                 | 55/50    | 70/55 |
| 労働力人口<br>(労働力率) | 千人<br>(%) | 1,002<br>(66.9) | 1,049<br>(66.9) | 1,143<br>(64.8) | 0.92     | 0.57  |
| 就業人口            | 千人        | 983             | 1,027           | 1,119           | 0.88     | 0.57  |
| 第1次産業<br>(構成比)  | 千人<br>(%) | 278<br>(28.3)   | 228<br>(22.2)   | 151<br>(13.5)   | ▲3.89    | ▲2.71 |
| 第2次産業<br>(構成比)  | 千人<br>(%) | 288<br>(29.3)   | 331<br>(32.2)   | 400<br>(35.7)   | 2.82     | 1.27  |
| 第3次産業<br>(構成比)  | 千人<br>(%) | 417<br>(42.4)   | 468<br>(45.6)   | 568<br>(50.8)   | 2.33     | 1.30  |

(注) 1. 国勢調査ベース

2. 労働力人口=15歳以上人口から学生、高齢者、病弱者、家庭の主婦などにより職業に就く意思あるいは能力をもたない人々を差引いたもの。

3. 労働力率=15歳以上人口に占める労働力人口の比率。

労働力率は高齢化の進行などにより若干低下するものと予想されます。

就業構造の推移と見通し

| 昭和<br>45年 | 第1次<br>36.0% | 第2次<br>26.4% | 第3次<br>37.6% |
|-----------|--------------|--------------|--------------|
| 50年       | 28.3         | 29.3         | 42.4         |
| 55年       | 22.2         | 32.2         | 45.6         |
| 70年       | 13.5         | 35.7         | 50.8         |

(注) 国勢調査ベース

## 2 経 済

### 2-1 確かな成長の道をあゆむ本県経済

#### 一 国を上回る4.5%程度の経済成長をめざす 一

昭和48年のオイルショックなどにより、その後の本県経済成長の伸びは、鈍化傾向を示したものの、50年の東北縦貫自動車道の開通、57年の東北新幹線の開通など、高速交通体系の整備が着実に進展していることもあって、エレクトロニクス関連産業を中心として成長産業群の立地が進み、総じて本県経済は着実な発展の道を歩んできました。

今後も、経済の安定成長路線が定着するなかで、60年代には、常磐自動車道、東北横断自動車道、さらには福島空港建設などにより、高速交通体系が飛躍的に進むのに伴い、先端技術産業を中心に成長産業群の立地が一段と活発化すること、また、「技術立県」の推進と「ふくしま・ふるさと産業おこし」の推進等により県内産業の活性化が図られることから、本県経済は確かな成長発展を遂げることになります。

その結果、70年度の本県経済の規模は、55年度の約2倍にあたる7兆円程度（55年価格）となり、55年度～70年度までの実質経済成長率は、全国の伸びを上回る4.5%程度になるものと見込まれます。

### 県内総生産

(55年価格)

| 区 分   | 単位 | 昭 和<br>50年度 | 昭 和<br>55年度 | 昭 和<br>70年度 | 年平均伸率(%) |           |
|-------|----|-------------|-------------|-------------|----------|-----------|
|       |    |             |             |             | 55 / 50  | 70 / 55   |
| 県内総生産 | 億円 | 27,462      | 36,380      | 70,406      | 5.8      | 程度<br>4.5 |

(注) 福島県民経済計算ベース

## 2-2 豊かな暮らしを支える たくましく柔軟な産業構造

### 一 成長産業群を中心に産業構造の 高度化が進展する 一

近年における本県の産業構造を県内純生産で見ると、第2次産業と第3次産業が着実にその比重を高めてきており、いわゆる産業構造の高度化が進んできています。

今後も、この傾向は続くものと予想されますが、特に60年代は高速交通体系の整備などによって立地条件が一層向上するのに加えて、技術革新の潮流に的確に

対応できる技術的風土づくりをめざす「技術立県」の推進と地域の主体性と創意工夫を生かす「ふくしま・ふるさと産業おこし」の推進等により農林水産業、中小企業等県内産業の活性化が図られ、豊かな生活を支えるたくましく柔軟な産業活動が展開されていくことになります。

#### (1) 豊かな農家経営をめざす生産性の向上

農林水産業は、豊富な資源を活用して、多くの食料などを供給し、県民生活・産業振興上、重要な役割を担ってきましたが、今後も、この重要な役割は変わることがありません。

農業においては、農地の流動化促進による経営規模の拡大、生産技術の向上などによる生産性の向上によって、生産を支えることになります。

したがって、高い生産性に裏付けられた豊かな農家経営の実現をめざすことになります。

その結果、第1次産業の生産は、55年度～70年度で年平均2.4%程度の伸びとなり、70年度の県内純生産に占める割合は5%程度になるものと見込まれます。

#### (2) 技術革新の潮流に乗る製造業

歴史的にみても、技術革新が経済発展の原動力となってきたように、最近におけるエレクトロニクス、

### 産業別県内純生産

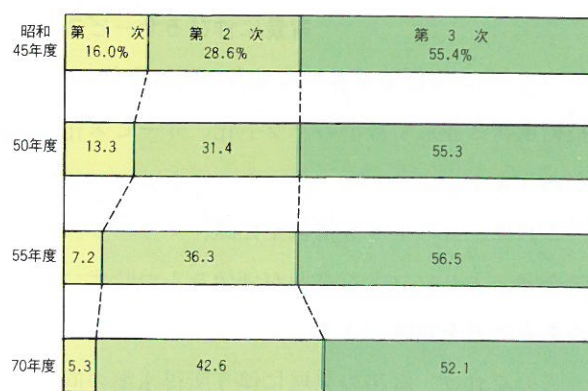
(55年価格)

| 区 分            | 単位        | 昭 和<br>55年度      | 昭 和<br>55年度      | 昭 和<br>70年度      | 年平均伸率(%) |           |
|----------------|-----------|------------------|------------------|------------------|----------|-----------|
|                |           |                  |                  |                  | 55 / 50  | 70 / 55   |
| 県内純生産          | 億円        | 24,037           | 30,906           | 59,567           | 5.2      | 程度<br>4.5 |
| 第1次産業<br>(構成比) | 億円<br>(%) | 3,186<br>(13.3)  | 2,234<br>(7.2)   | 3,188<br>(5.3)   | ▲ 6.9    | 2.4       |
| 第2次産業<br>(構成比) | 億円<br>(%) | 7,556<br>(31.4)  | 11,205<br>(36.3) | 25,373<br>(42.6) | 8.2      | 5.6       |
| 第3次産業<br>(構成比) | 億円<br>(%) | 13,295<br>(55.3) | 17,467<br>(56.5) | 31,006<br>(52.1) | 5.6      | 3.9       |

(注) 1. 福島県民経済計算ベース

2. 昭和55年度は、冷害の影響などにより農業生産が極端に落ち込んだ年であり、そのため、第1次産業純生産額は低い数値となっています。

### 産業別県内純生産構成の推移と見通し



(注) 福島県民経済計算ベース



新素材、バイオテクノロジー(生命工学)などを中心とする技術革新の潮流は、新たな成長産業群の誕生、発展を促し、豊かな生活を支える経済発展の可能性を確かなものにしつつあります。

本県の工業構造を58年の製造品出荷額でみると、エレクトロニクス関連の電気機械がトップで26.9%と全体の4分の1以上を占めるにいたっており、45年の割合が14.8%であったことからみても、本県の工業構造が、技術革新の潮流に乗って成長発展が期待される高付加価値型工業構造へ向けて着実に進んできていることを示しています。

これからの60年代は高速交通体系の整備などによって成長産業群の立地条件が一段と向上するのに加えて、「技術立県」の推進によって、本県工業は中小企業、地場産業を含めて高付加価値化、知識集約化を一段と加速させ、全国の伸びを上回る発展をすることが期待されます。

その結果、第2次産業は、55年度～70年度で年平均5.6%程度の成長を示し、70年度の純生産額は55年度の約2.3倍にあたる2兆5千億円(55年価格)程度になり、県内純生産に占める割合は、55年度の36.3%から70年度には42.6%へと上昇することが見込まれます。

### (3) 経済のソフト化、サービス化を

#### 背景に伸びるサービス産業

いま、我が国経済をめぐる大きな潮流変化の一つに、技術革新と並んで経済のソフト化、サービス化の流れがあります。

これは、ものよりも情報や知識、ノウハウ、サービスなど、よりソフトな資源が価値をもつ時代になりつつあることを意味します。

この流れは、経済の発展に伴う所得水準の向上、価値観の多様化、都市化の進展、余暇時間の増大、さら

#### 農業粗生産額、製造品出荷額、商品販売額

(55年価格)

| 区 分            | 単位        | 昭和50年            | 昭和55年            | 昭和70年            | 年平均伸率(%) |         |
|----------------|-----------|------------------|------------------|------------------|----------|---------|
|                |           |                  |                  |                  | 55 / 50  | 70 / 55 |
| 農業粗生産額         | 億円        | 3,947            | 3,328            | 4,624            | ▲ 3.4    | 2.2     |
| 製造品出荷額         | 億円        | 16,826           | 24,528           | 54,455           | 7.8      | 5.5     |
| 生活関連型<br>(構成比) | 億円<br>(%) | 7,117<br>(42.3)  | 8,998<br>(36.7)  | 14,212<br>(26.1) | 4.8      | 3.1     |
| 基礎資材型<br>(構成比) | 億円<br>(%) | 6,166<br>(36.6)  | 7,040<br>(28.7)  | 12,440<br>(22.8) | 2.7      | 3.9     |
| 加工組立型<br>(構成比) | 億円<br>(%) | 3,543<br>(21.1)  | 8,490<br>(34.6)  | 27,803<br>(51.1) | 19.1     | 8.2     |
| 商品販売額          | 億円        | 31,042           | 38,920           | 60,132           | 3.8      | 3.4     |
| 卸 売<br>(構成比)   | 億円<br>(%) | 19,713<br>(63.5) | 25,087<br>(64.5) | 39,646<br>(65.9) | 4.1      | 3.6     |
| 小 売<br>(構成比)   | 億円<br>(%) | 11,329<br>(36.5) | 13,833<br>(35.5) | 20,486<br>(34.1) | 3.4      | 3.1     |

(注) 1. 生産農業所得統計、工業統計、商業統計ベース

2. ※は51年値、※※は57年値です。

3. 製造品出荷額三区分の業種

生活関連型=食料品、繊維、衣服、木材、家具、紙、出版、ゴム、皮革、その他

基礎資材型=化学、石油、窯業、鉄鋼、非鉄、金属

加工組立型=機械、電気、輸送、精密

4. 製造品出荷額は、従業者1～3人の事業所を含んだ数値です。

には高度情報化社会の到来に対応して、ますます幅広いものとなり、多種多様なサービス需要の増大をもたらします。これらのサービス需要の増大に対応して、文化、教養、レジャー関連サービス業、情報関連サービス業、保健医療関連サービス業など多彩なサービス産業の成長発展が予想されるため、これらサービス産業を中心に第3次産業は、55年度～70年度で年平均3.9%程度の成長を示し、70年度の純生産額は、55年度の約1.8倍にあたる3兆円(55年価格)程度になるものと見込まれます。

## 2-3 県民所得水準の向上

55年度の一人当り県民所得は143万1千円で、全国水準に比べて、その86.3%と低い水準にあります。

これからは、前述したようなたくましく柔軟な産業構造、高付加価値型の産業構造が構築されていくに伴い、県民所得水準も上昇し、70年度には全国水準に大きく接近することが見込まれます。

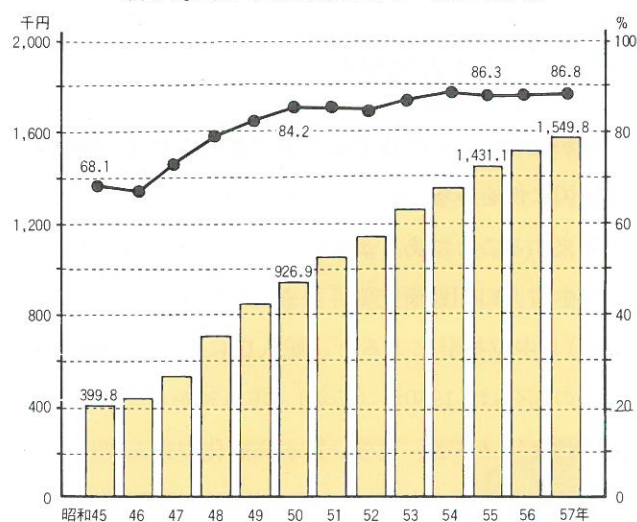
### 1人当り県民所得

(55年価格)

| 区 分                    | 単 位 | 昭 和<br>50年度 | 昭 和<br>55年度 | 昭 和<br>70年度 | 年平均伸率(%) |         |
|------------------------|-----|-------------|-------------|-------------|----------|---------|
|                        |     |             |             |             | 55 / 50  | 70 / 55 |
| 1人当り<br>県民所得<br>(分配所得) | 千円  | 1,167       | 1,431       | 2,540       | 4.2      | 3.9     |

(注) 福島県民経済計算ベース

1人当り県民所得(名目値ベース)  
及び対国との所得格差(国=100)の推移



(注) 福島県民経済計算ベース



## 第4章 目標達成のため適切に

### 対応すべき主要な課題

#### 1 環境変化と新たな課題

##### 1-1 すすむ高齢化

我が国にとって、確実に予測できることは、西欧先進諸国に例をみない早さと規模をもって、高齢化社会が到来することです。

厚生省人口問題研究所「将来人口新推計（昭和56年11月）」中位推計によると、総人口に占める65歳以上人口の割合は、1980年（55年）の9.1%から2000年（75年）には15.6%と、現在、最も高齢化が進んでいるスウェーデンと同じ比率まで高まり、2025年（100年）には21.3%とかつてどこの国も経験したことのない超高齢化社会が到来すると予想されています。

本県においても、全国平均を5年程先行する形で人口の高齢化が進行しており、今後もスピードを加えながら人口の高齢化が進み、総人口に占める65歳以上の割合は、55年の10.5%から70年には15.9%になると見込まれます。

このような急速な人口の高齢化がもたらす影響は、

年齢3区分別人口構成の推移と見通し

| 昭和<br>25年 | 0～14歳<br>37.9% | 15～64歳<br>57.5% | 65歳～<br>4.6% |
|-----------|----------------|-----------------|--------------|
| 30年       | 36.8           | 58.1            | 5.1          |
| 35年       | 35.1           | 59.0            | 5.9          |
| 40年       | 30.7           | 62.5            | 6.8          |
| 45年       | 26.1           | 65.9            | 8.0          |
| 50年       | 24.0           | 66.8            | 9.2          |
| 55年       | 22.9           | 66.6            | 10.5         |
| 70年       | 19.4           | 64.7            | 15.9         |

(注) 国勢調査ベース

単に高齢者の福祉問題の深刻化に止まらず、経済環境の変化、家族形態や地域社会の変化、ライフサイクルの変化などの諸要因と複雑にからみあい、社会経済等の各分野にさまざまな問題を与えるものと予想されています。

今後、21世紀に至るまでの期間は、来たるべき本格的な高齢化社会に備える貴重な準備期間であるため、高齢化社会の問題に適切に対応しながら県づくりを推進していくことが極めて重要な課題となります。

このためには、行政・地域社会などが一体となって、若年層が定着し、還流するような魅力ある地域づくりを推進するとともに、高齢者を一律に社会的弱者ととらえるのではなく、豊かな人生の経験者としてとらえ、高齢者がもつ豊かな経験、技能、知識などを生かし、職場や地域社会に積極的に参加ができるよう、高齢者が生きがいのもてる活力にみちた明るい社会を築いていくことが基本的な視点になります。

また、高齢者の疾病の特殊性に配慮した保健医療体制の整備をはじめ、生涯を通じた健康づくりを総合的・体系的に進めることが必要であり、同時に、日常生活における福祉サービス需要が一段と拡大することから、在宅福祉及び福祉施設を通じた地域ぐるみの福祉体制を整備する必要があります。

##### 1-2 国際化の進展

いま、国際的視点を欠いて、我が国の発展がありえないといわれているように、政治、経済、文化などあらゆる面において、諸外国とのかかわり合いが幅広く、かつ強く求められています。

かかる国際化の広がりの中で、中央依存型の国際化から、地方が主体性をもって外国との接点になる機会が増えてくることが予想されます。

こうした情勢を踏まえ、国際化に対応していくため

には、県民各層が経済、教育、文化などのあらゆる分野で活発な交流を展開し、国際理解を深めていくことが何よりも重要であり、そのための総合的方策を考えていく必要があります。

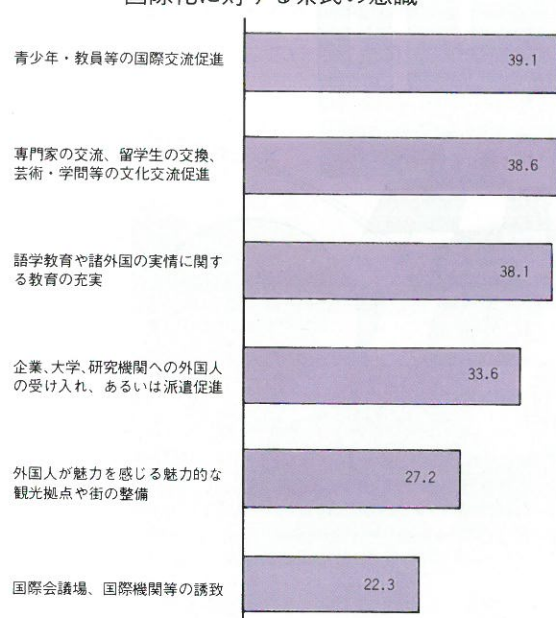
また、国際性豊かな人づくりも肝要であり、国際交流と併行して学校教育の場においても国際的視野からの教育の充実を図っていく必要があります。

また、県民の豊かさを高めるという視点から本県の豊富な観光資源と優れた県産品の海外への売込みを図っていくなど、観光及び産業面における海外との結びつきを一段と強めていくことも重要です。

さらに、国際交流活動の基盤となる施設や拠点の整備を図ることも国際化に対応していくうえで不可欠の要素です。

いずれにしても、今後はより多面的な分野で国際化が進展していくことが予想されますので、民間との協調による幅の広い対応が必要になってきます。

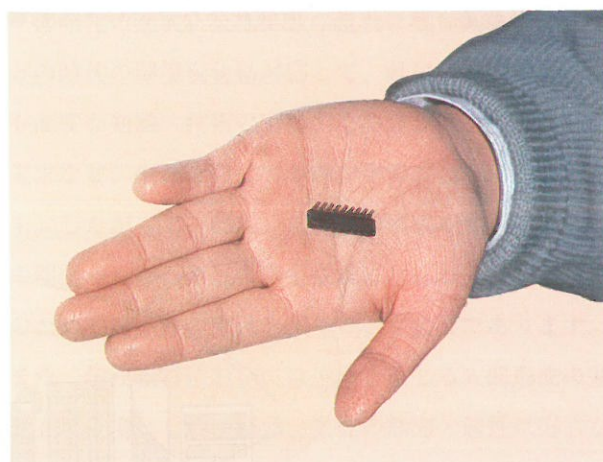
国際化に対する県民の意識



(注) 14項目のうち回答の多い上位6項目です。(複数回答)  
資料：「望ましい県政目標体系策定研究調査報告書(昭和56年度)」

### 1-3 技術革新の進展

近年の科学技術の進歩は、エレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジーなどめざましい技術革新の進展を促し、新たな産業革命ともいえるべき時代の潮流を形成しつつあります。歴史的にみても、技術革新が経済発展の原動力となってきたように、技術革新の潮流は、新たな成長産業群の誕生、発展を促します。



LSI (大規模集積回路)

本県においても、豊かな生活を支える経済の発展を図っていくためには、技術革新の潮流に乗る知識集約型、高付加価値型成長産業群の立地を促進するとともに、あらゆる産業分野の技術水準の向上を図ることが重要な課題となっています。

このため、新たな産業革命ともいえるべき時代の潮流を認識して、その波及効果を十分に享受できるよう「技術立県・福島」の実現をめざして技術的風土づくりを総合的に推進する必要があります。

また、併せて、産業分野に止まらず、保健、医療などさまざまな分野においても技術革新の波及効果を十分に受けとめていく必要があります。



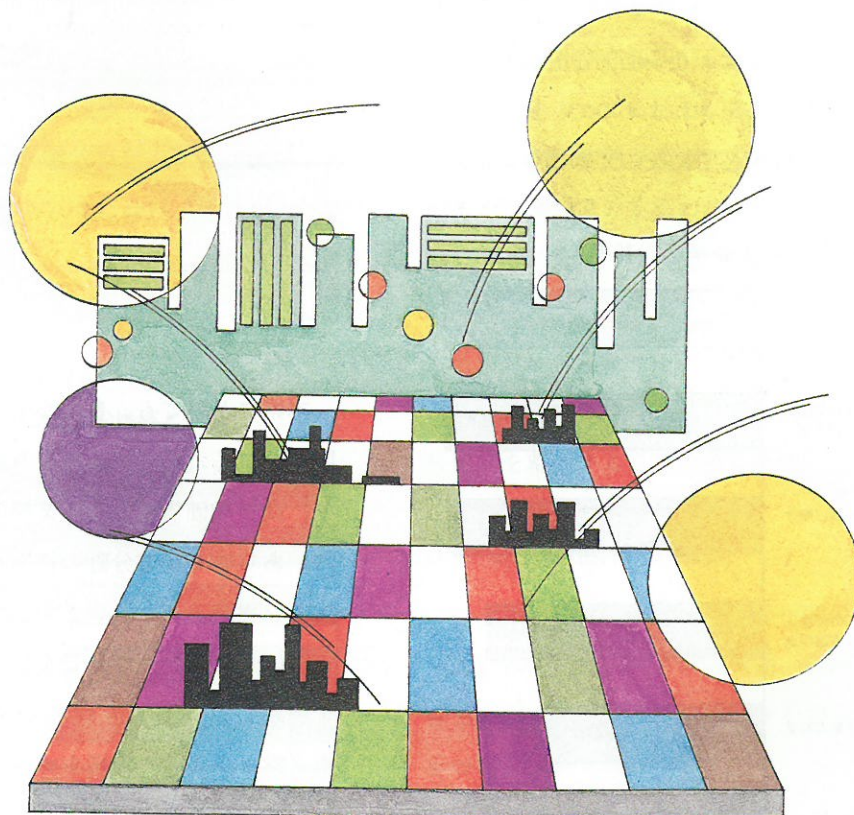
#### 1-4 高度情報化社会の到来

I N S（高度情報通信システム）、C A T V（有線テレビ）などニューメディアを駆使する高度情報化社会の到来は、生産、販売、保健、医療、教育、防災、交通など、産業分野から家庭生活までのあらゆる分野にわたって大きな影響を与えることが予想されます。

このような情報化の進展に積極的に対応し、望ましい高度情報化社会を形成していくことは、広大な県土を有する本県としては、特に重要な課題の一つであり、情報化が産業、家庭生活、地域社会などに与える影響

を的確に判断し、地域間において情報格差が生じないよう地域特性に適合した高度情報システムを構築していく必要があります。

また、情報化の進展は、産業構造を高度なものにし、家庭生活の利便性の向上などに大きく貢献するものと予想される反面、情報利用に関する習熟度の差異による情報格差の問題、特定の機関における個人情報の蓄積によるプライバシー保護の問題など新たな社会問題を引き起こす可能性も秘めていることを十分認識する必要があります。



## 1-5 県民意識の変化と多様化

わたくし達の生活意識は、高度経済成長期を経て大きく変化しました。所得が増大した結果、ものについての欲求はほぼ満たされつつあります。豊かさは、人々の意識や行動における自由性を増大させます。さらに、高学歴化、余暇時間の増大などとも相まって、人々の意識、価値観は、“もの”から“ところ”へ、画一性から多様性へと変化、多様化してきました。

このような変化のなかで、新しい人間関係の結びつきを求める心や、自然や文化的豊かさへのあこがれ、自分を向上させたいといった自己実現の欲求が高まっています。

また、人と人との心のふれあいを大事にしたいという意識の強まりとともに、県内各地で、さまざまな形でコミュニティ活動が活発になっています。

このような意識の高まりを大切にしながら、同時に、一人一人がいろいろな考え方があることを相互に認め合いながら、連帯感と豊かな人間関係に支えられた心豊かな地域社会を創造していく必要があります。

## 2 活力ある県づくりのための基本的課題

### 2-1 人づくり

活力ある県土、住みよい地域社会は、“人”によって築かれ、そして支えられます。このため、健康で創造性に富む心豊かな人づくりを進めることが必要であります。人づくりこそが明日の“ふくしま”を築く鍵であり、県づくりの基本です。

人づくりの基礎は教育にあります。

国際化の進展、技術革新の進展、価値観の多様化などの時代の環境変化に対応して、県民は多様で、しかも高度な知識・技術の習得、心の豊かさや生きがいの追求など、生涯を通じて多様な学習機会を求めています。したがって、幅広い人間性の形成や豊かな創造性の開発のため、県民の学習欲求に対応しうる生涯学習のための諸条件の整備を図ることが必要であります。また、学校教育においては生涯を通じる人間形成の基礎を培う場として、児童、生徒の能力・適性に応じながら、知・徳・体の調和のとれた幅広い心身の錬磨が





強く求められています。

健康であることは、すべての人々が望むことであり、また、健康づくりは、人づくりにとっての重要な課題であります。

県民の健康水準は医学の進歩や生活水準の向上とともに着実に向上してきましたが、高齢化の進行などに対応して生涯を通じた健康づくりを推進するため総合的かつ体系的な施策を講じていく必要があります。

次に、次代を担う青少年の健全育成を図るための家庭、学校、社会の教育機能の強化を図るなど総合的施策をより積極的に講じることが重要な課題となっています。

さらに、心の豊かさを求める文化的欲求の高まりにこたえるよう今後とも伝統的な文化の継承に努めるとともに、将来に向けてより豊かな県民文化の創造に努める必要があります。

## 2-2 参加と交流

高度経済成長過程における急激な都市化の進展、豊かさを背景とする人々の行動や意識の多様化は、社会

生活の基礎的単位であるコミュニティづくりを支える地域的連帯感の稀薄化をもたらしました。しかし、これらの反省にたつて、近年、ボランティアによる寝たきり老人、障害者に対する介護・入浴サービス、住民の手による道路清掃、花いっぱい運動等の快適な環境づくりが進められるなどさまざまな分野で地域社会や家庭の機能を補うものとして自主的な地域活動が生れてきています。

また、この間における所得水準の向上と余暇時間の増大によって、精神的豊かさの追求や人間的ふれあいの重視など、より高い次元での豊かさが求められるようになり、高学歴化が進むなかで自己実現欲求の高まりなども加わって、住民の手によるまちづくり・むらづくり運動、さまざまな分野における読書会、学習会、趣味・スポーツ・文化活動などの自主的な地域活動も活発に行われるようになってきています。

このような自主的、自発的地域活動は相互交流の場でもあります。加えて、高速交通ネットワークの整備や情報化の急速な進展などによって、地域の経済的文化的結びつきは、一層緊密、広範なものとなっており、



養護学校との交流



河川美化運動



交流の場も、地域内はもちろん地域を越えて、全国的さらには国際的になってきています。こうした状況を背景として、教育、文化、レクリエーションなど各分野で都市と農山漁村との新たな結びつきが生まれ、観光ルートの開発や地域開発が広域的に推進されるなどさまざまな形で展開されつつあります。

一方、経済が安定成長期に入り、財政制約が強まる中で、県民生活の一層の向上を図るためには行政の見直しとともに、民間の自主的な地域活動を積極的に導入することも大きな課題となっています。

今後、自主的、自発的地域活動や相互の交流は従来にも増して顕著になることが予想されますが、“参加と交流”が、わたし達個人には精神的充実感を与えるとともに、心豊かで生き生きとした地域づくりにとって不可欠なものであることを考えるとき、すべての県民による、連帯意識に支えられた自主的、自発的な社会参加活動をより積極的に推進し、交流の場の拡大などを図っていくことが必要であります。

### 2-3 若年層の定着と還流

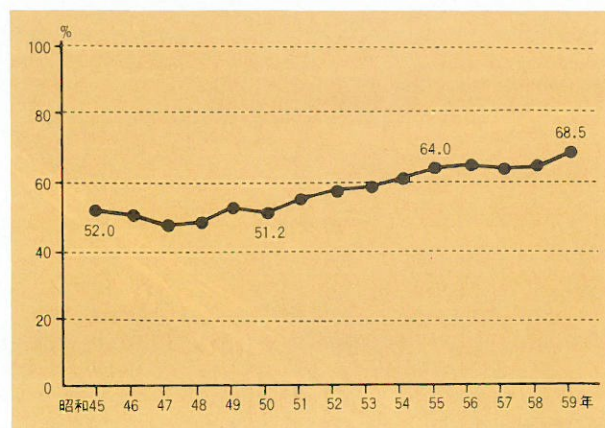
高度経済成長の過程において、本県においては若年層を中心として大量の県外流出が続き、総人口が減少する大きな要因となりました。しかし、昭和40年代後半からの定住志向の高まりのなかで、新規高校卒業者の県内就職率や大学進学者の県内残留率の増加傾向にみられるように大都市圏への県外流出は減少し、また、大都市圏から大学卒業者の県内へのUターンやJターンも多くみられるようになりました。これは、長男長女時代の到来という社会的背景に加え、通勤地獄、住宅難などの過密問題を抱える大都市に比べ、ゆとりと都市機能を備えた地方都市の魅力が相対的に向上し、さらには、所得、就業機会など経済面でも格差是正が進んだことによるものと考えられます。

このように地方定住の傾向がでてきているものの、現時点での本県人口の社会移動をみると、高度経済成長期のように大幅ではないものの、依然として転出超過となっており、若年層を中心とした人口の県外流出がなお続いています。

若年層の流出は、人口の高齢化を加速し、地域の活力・魅力を低下させ、その結果、なお、一層の人口流出が進むという悪循環に陥って、地域社会の存立そのものが問われるような事態まで招来しかねません。したがって、県土の均衡ある発展を図り、活力ある県づくりを進めるためには、若年層の流出をくい止め、県内定着を図るとともに、いったん県外に出た若年層の県内への還流を進めることが必要です。

こうしたことから、若年層の県内定着及び県外からの還流を促進するためには、産業の振興による就業機会の創出を一層推進するとともに、教育、文化、医療などの都市機能の整備充実をさらに進めることによって、総合的な居住環境の整備を図り、魅力ある地域をつくることが重要な課題となっています。

新規高校卒業者の県内就職率の推移



資料：「学校基本調査報告書」



## 2-4 高速交通体系を生かした県づくり

本県の高速交通体系は、50年の東北縦貫自動車道の開通、57年における東北新幹線の一部開通と着実に整備が進んできています。

さらに、60年代に入りますと、60年には東北新幹線が上野始発となり、また、60年代初頭には常磐自動車道が、60年代中頃には東北横断自動車道いわき・新潟線の郡山―会津坂下間が開通し、さらに、60年代後半には福島空港から一番機が飛立つことになり、本県の高速交通体系は飛躍的に整備されることになります。

このような高速交通体系の整備は、他圏域との時間的距離を飛躍的に短縮させ、本県の立地条件を格段に

向上させることになります。この高速交通体系の社会的、経済的効果を十分生かし、活力ある県づくりを進めていくためには、国際化の進展、技術革新・情報化の進展など時代の潮流変化を踏まえながら、かつ、本県のもつ優れた地域特性を生かした産業の適正配置と拠点都市機能の整備を計画的に推進することが必要です。

この高速交通体系の整備による効果を全県下でより確かにするためには、高速交通体系に有機的に連結する交通ネットワークを確立するとともに、さらに東北横断自動車道いわき・新潟線の早期全線開通や常磐自動車道のいわき市以北への延伸など高速交通体系のより一層の整備に努める必要があります。





## 2-5 地域の特性を生かした 県づくりと地域間連携の強化

本県は、東北地方の最南端に位置し、首都圏に隣接しているという地理的優位性を有しており、また、全国第3位の広大な県土と豊かな自然に恵まれています。加えて、60年代における本県の高速度交通体系は、飛躍的な整備が見込まれており、21世紀に向けての発展可能性は極めて高いものがあります。

地域の自立が今まで以上に強く求められている今日、活力ある地域づくりを進めていくためには、地域それぞれが有する豊かな自然、長いあゆみのなかで、育まれ、培われてきた歴史的、文化的遺産、そして人材などさまざまな自然的、社会的特性と賦存する諸資源（いわゆるストック）を十分に把握し、自らの創意工夫を最大限に発揮して、活用することが必要であり、「ふくしま・ふるさと産業おこし運動」など独自の内発的な地域づくりの積極的な展開が不可欠であります。

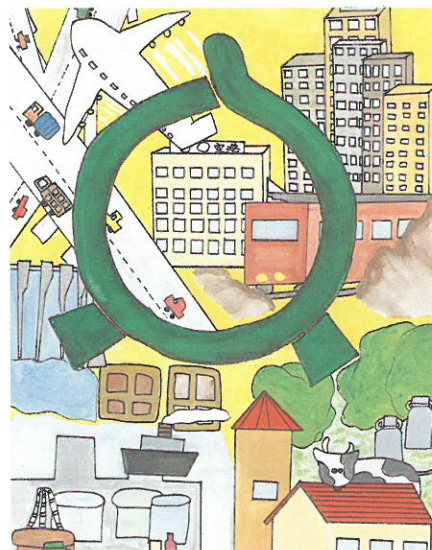
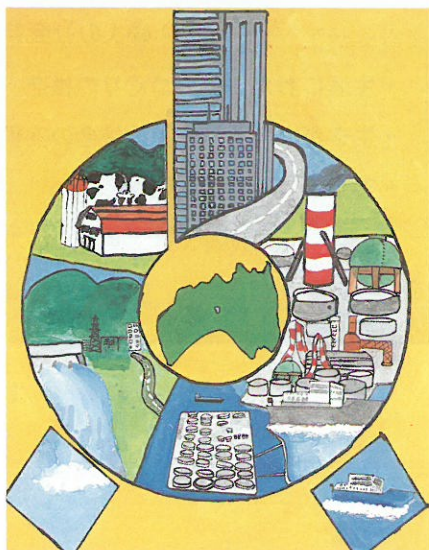
このような地域づくりを進めるに当たっては、県内各地域間、さらには県外地域との相互連携、結びつきを

密にして進める必要があります。それは、各地域がそれぞれのもつ自然的、社会的特性と賦存する諸資源の掘りおこしによって、ある程度の成果を挙げることは可能ですが、自己完結的な地域づくりに止まるのであれば、大きな発展は望むことができないからです。

これを克服するためには、それぞれの地域が競って知恵を出し、努力を重ねて、自らの地域特性を魅力あるものに磨きあげていくとともに、他地域の優れた特性も十分に認識し、相互に補完し合いながら、地域間連携の強化を図ることによって、相互の地域発展可能性を一層高める必要があります。

特に、本県の60年代を展望すると、地域それぞれがもつ自然的、社会的特性と賦存する諸資源を相互に結びつけるための交通・情報ネットワークも一層整備されますので、これらの積極的な活用を図るとともに、今後はソフト面も含めて地域間の太いパイプを構築し、地域間連携を一層強化するための新たなシステムの確立を図っていく必要があります。

そして、このような地域づくりの集合を地域の特性を生かした県づくりと位置づけ、県土の均衡ある発展を推進する必要があります。





## 第5章 県政運営の基本方向と施策の体系

### 1 県政運営の基本方向

県政は、県民一人一人の幸せな生活の実現を図るため、常に、「人間尊重」を基本理念として運営されなければならないという考え方にたち、「心豊かな生きとした“ふくしま”の創造」を計画の基本目標として、次の三つの方向から、県政諸施策を総合的、積極的に推進して参ります。

- ・ 創造性豊かな心ふれあう県民社会をめざして
- ・ たくましく柔軟な産業社会をめざして
- ・ ゆとりと個性ある明日の県土をめざして

#### 1-1 創造性豊かな心ふれあう 県民社会をめざして

活力ある県土、住みよい地域社会は、“人”によって築かれ、そして支えられます。

いま、わたくし達の身のまわりでは、高齢化、技術革新、さらには情報化といった変化が急速に進んでいます。また、豊かな社会のなかで、人々は、“もの”の豊かさから“こころ”の豊かさをより強く求めるようになってきております。

このようななかで、思いやりのある温かい心を持ち、進取の気性と豊かな創造性、そして広い視野に富んだ人材の育成を図っていく必要があります。

また、県民一人一人が性別、年代を問わず、それぞれ等しく健康で幸せな生活をおくれるよう、そのための環境づくりを積極的に進める必要があります。

このような考え方にたち、「創造性豊かな心ふれあう県民社会」をめざして、

- ・ 心豊かな生涯学習社会の形成
- ・ ふるさとに根ざした文化の創造
- ・ 明るくたくましい青少年の育成と  
婦人の社会参加の促進
- ・ 生涯にわたる健康づくりの推進
- ・ 生きがいあふれる福祉社会の実現
- ・ 安全な日常生活の確保

を図って参ります。

## 1-2 たくましく柔軟な 産業社会をめざして

いま、我が国の産業経済社会を展望するとき、エレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジーなどを中心とする技術革新の潮流が、新たな成長産業群の誕生、発展を促し、豊かな生活を支える経済発展の可能性を確かなものにしつつあります。

また、大きな潮流変化の一つに技術革新と並んで経済のソフト化、サービス化の流れがあります。これは、ものよりも情報と知識、ノウハウ、サービスなど、よりソフトの資源が価値をもつ時代になりつつあることを意味します。

加えて、高齢化の進行、国際化の進展という潮流が産業経済社会に大きな影響を及ぼしつつあります。

このような時代の潮流変化に柔軟に対応し、本県産業経済のたくましい発展を図っていくためには、昭和60年代に一段と整備が進む高速交通ネットワークのメリットを十分生かせる方向で技術的風土づくりをめざす「技術立県」の推進と、地場産業の活性化を図る「ふくしま・ふるさと産業おこし」の推進を柱に各般の施策を講じていく必要があります。

このような考え方にたち、「たくましく柔軟な産業社会」をめざして、

- ・高い生産力をほこる農林水産業の育成
- ・魅力と活力に満ちた商工業の振興
- ・充実した職業生活の創造

を図って参ります。

## 1-3 ゆとりと個性ある 明日の県土をめざして

本県は、全国第3位という広大な県土と豊かな資源を有しています。

この県土資源は、県民共有の貴重な、しかも限りある資産であります。

このような認識のもとに、県土資源の適正な保全を図り、後世に引き継いでいく必要があります。同時に、県土は、県民生活と産業活動の共通の基盤であります。この広大な県土は、個性ある多様な地域から成立っています。“豊かな県土は、豊かな地域づくりから始まる”という認識にたち、“住み”、“働き”、“憩う”場としての条件整備をこの県土の上に計画的、総合的に展開し、県土の均衡ある発展を図っていく必要があります。

この場合、地域それぞれがもつ特性を生かし、自らの発想に基づいた地域づくりを誇りと愛着をもって進めていくとともに、他地域との連携強化を図っていくことが特に肝要であります。

多くの先達のたゆまない努力により創造され、育まれてきたこの県土を、定住の場としてさらによりよいものとしていくため、一層の創意と工夫を重ね、連帯と協調を大切にしながら、前進していく必要があります。

このような考え方にたち、「ゆとりと個性ある明日の県土」をめざして、

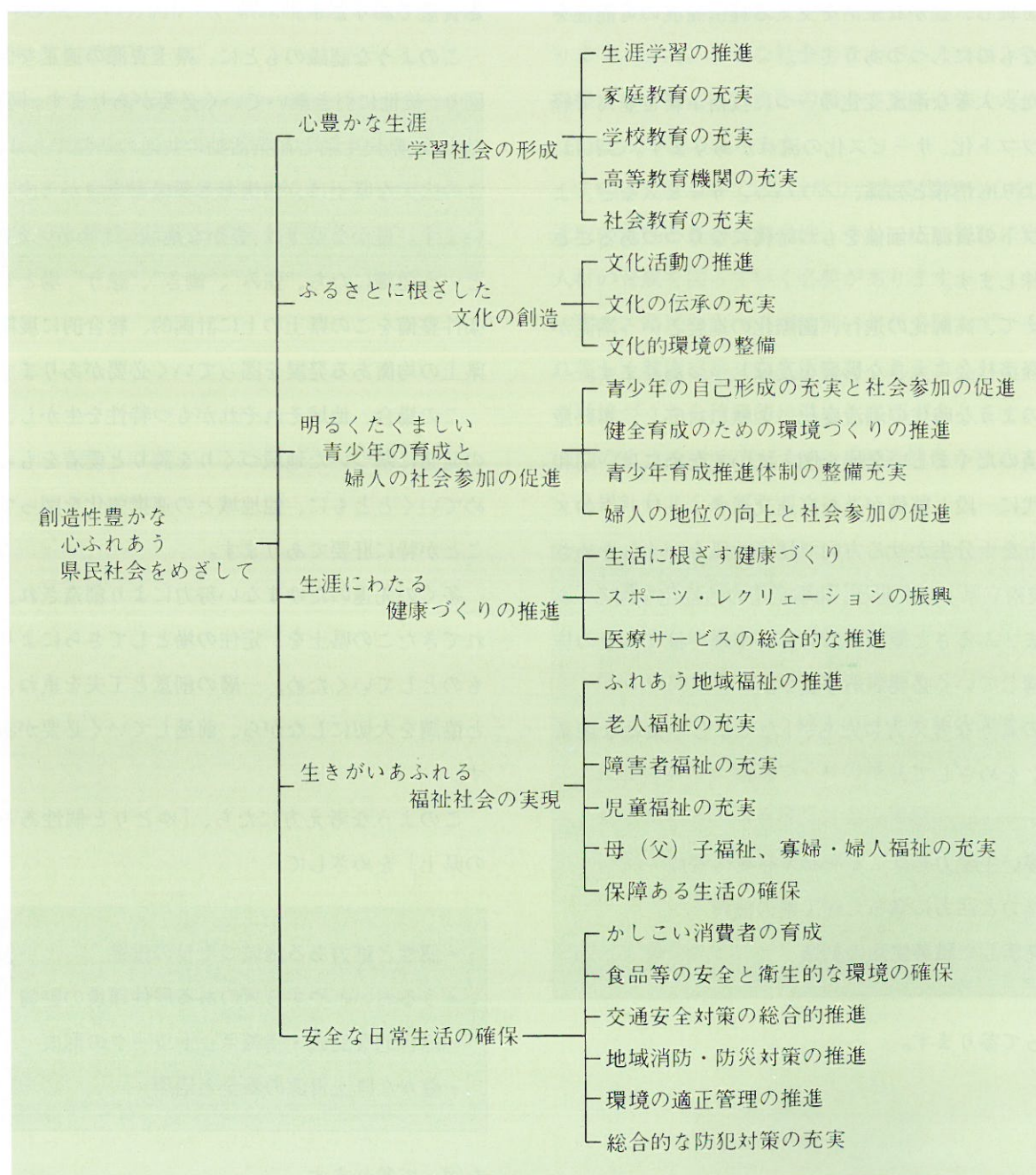
- ・個性と魅力ある地域づくりの推進
- ・うるおいとやすらぎのある居住環境の整備
- ・総合的な交通・情報ネットワークの形成
- ・豊かな県土資源の保全と活用

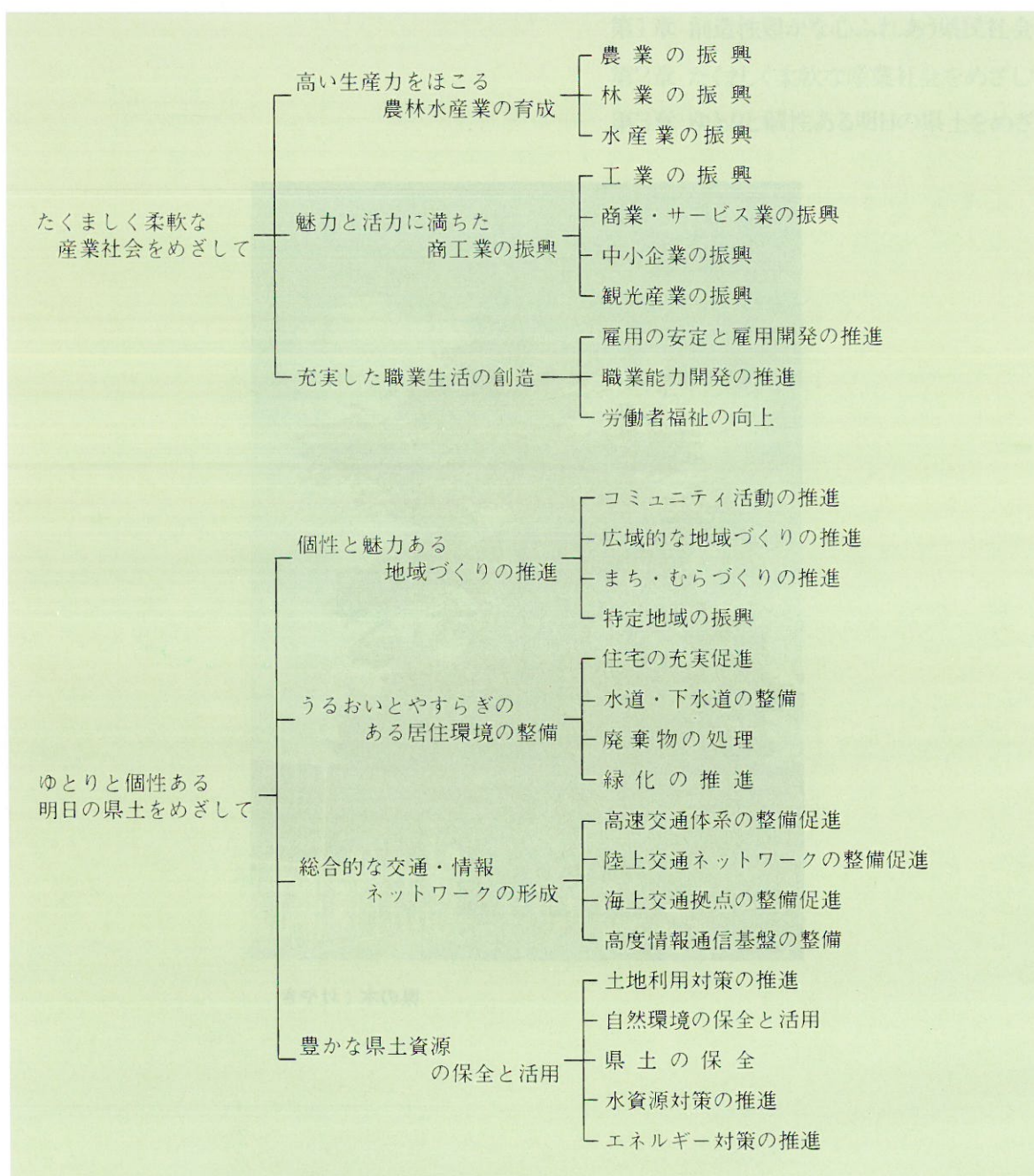
を図って参ります。



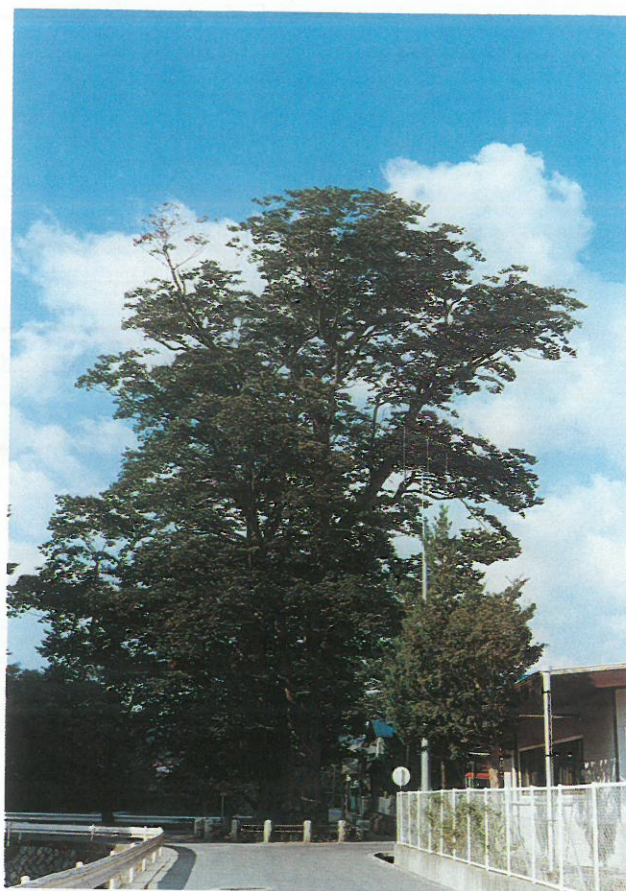
## 2 施策の体系

県政運営の三つの基本方向ごとに、基本的な施策の体系を次表のとおり構成し、施策間の関連性に留意しながら、一体的、総合的な推進に努めます。









県の木：けやき

# 2

## 第2編 基本計画

第1章 創造性豊かな心ふれあう県民社会をめざして

第2章 たくましく柔軟な産業社会をめざして

第3章 ゆとりと個性ある明日の県土をめざして





# 2

## 第1章 創造性豊かな心ふれあう県民社会をめざして

1. 心豊かな生涯学習社会の形成
2. ふるさとに根ざした文化の創造
3. 明るくたくましい青少年の育成と婦人の社会参加の促進
4. 生涯にわたる健康づくりの推進
5. 生きがいあふれる福祉社会の実現
6. 安全な日常生活の確保



## 1 心豊かな生涯学習社会の形成

明日の福島を担い、活力に満ちた21世紀の社会を切りひらいていくのは、創造性豊かなたくましい一人一人の県民であります。

人々の間には、その生涯の各時期における生活課題に応じ必要な学習を行い、人間として豊かに生きたいという欲求がますます強まっています。

このため、新しい時代に適応し、自らの個性と能力の伸長が図られるよう生涯にわたり生活条件、年令、経験などに応じて自主的に学習ができるよう社会の各領域の教育機能の充実に努める必要があります。

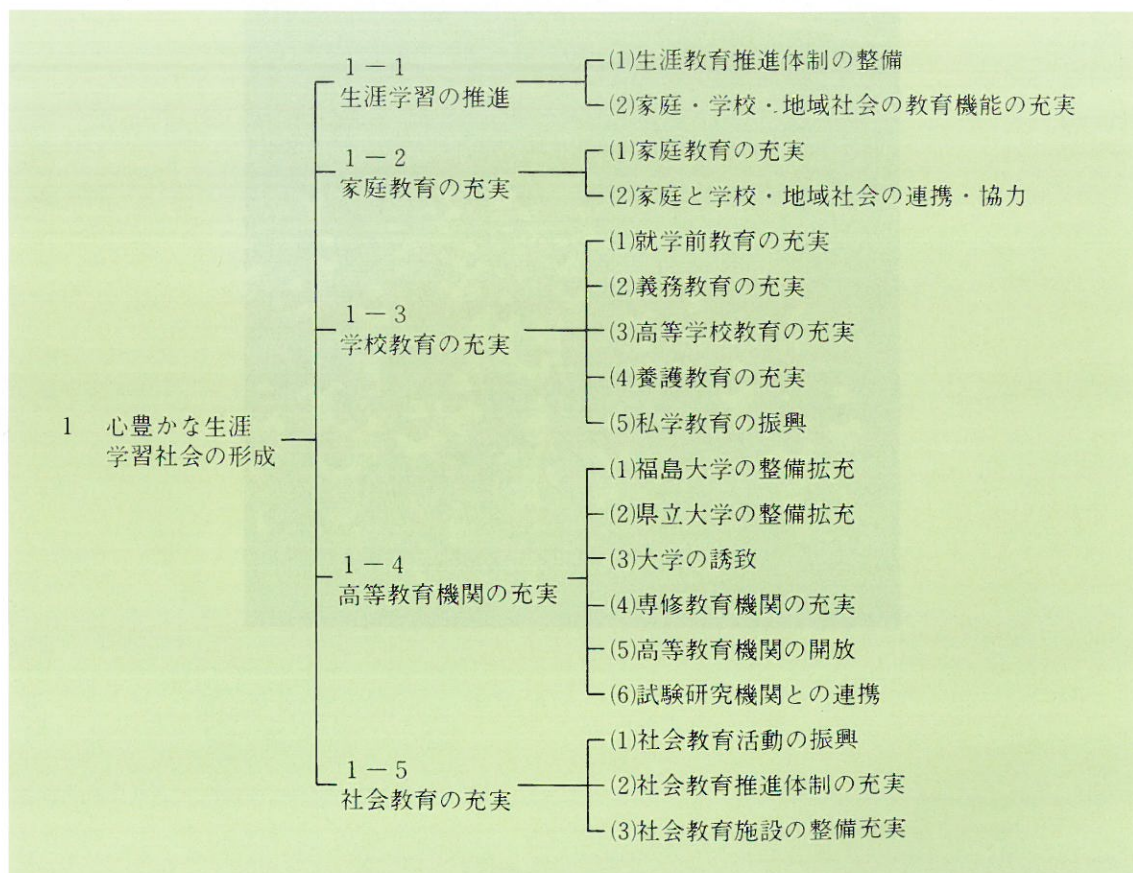
家庭においては、各家庭の精神的な安定、健康の保持増進、幼児の人格形成に果たす役割など、家庭の基本的機能を再認識して、その教育機能の充実に努める必要があります。

学校教育においては、生涯を通じる人間形成の基礎として、創造力、実践力と豊かな人間性を育むとともに、個性や能力に応じた教育活動を展開するなど知・徳・体の調和のとれた教育の充実に努める必要があります。また、県民の高度化する学習意欲への対応を図るため、高等教育機会の拡充に努める必要があります。

また、多様化し、高度化する県民の学習欲求に応じた社会教育の充実に努める必要があります。

さらに、生涯学習を推進するにあたっては、家庭・学校・地域社会の連携を一層重視していかなければなりません。

このような観点から、次により「心豊かな生涯学習社会の形成」を図ります。





福島大学キャンパス



青年学級



授業風景



婦人学級



成人学級



## 1-1 生涯学習の推進

### 【現状と課題】

- 所得水準の向上、余暇時間の増大、さらには、高齢化の進行など、社会経済環境が変化するなかで、生涯の各時期において主体的で多様な学習活動を行い、自己の個性と能力を伸ばし、充実した生活をおくりたいとする欲求が強まってきています。
- 加えて、国際化、技術革新・情報化といった急速な変化に対応していくためには、新しい知識・技術の習得や主体的な情報選択能力のかん養が必要となっています。
- このため、家庭・学校・地域社会の教育機能を一層充実するとともに、それらの機能の有機的な連携を強化しながら、生涯の各時期に応じ、学習機会の拡充や学習条件の整備を進める必要があります。

### 【めざすべき方向】

- すべての県民が生涯にわたって、主体的に学習を継続できるよう学習機会の拡充や学習条件の整備を図るとともに、その推進体制の整備に努めます。
- 家庭・学校・地域社会のもつ教育機能の充実を図るとともに、相互の連携・協力を図ります。

### 【主要施策】

#### (1) 生涯教育推進体制の整備

##### ① 生涯教育推進組織の整備

行政と民間が一体となった「生涯教育推進会議」（仮称）を設置し、これを中核として生涯教育推進体制の整備充実を図ります。

##### ② 生涯学習情報提供・相談体制の整備

生涯学習について県民の理解を深めながら、学習意欲を育み、その学習を容易なものとするよう、県・市町村・各種教育機関・民間を通じる総合的

な学習情報の提供に努めるとともに、学習内容や方法についての助言・相談及び指導者研修などの体制整備を進めます。

#### (2) 家庭・学校・地域社会の教育機能の充実

生涯教育を推進するため、家庭・学校・地域社会のそれぞれの教育機能の充実を図るとともに、それらの有機的な連携・協力を促進します。

## 1-2 家庭教育の充実

### 【現状と課題】

- 近年、家庭においては、核家族化・少子化の進行などにより、兄弟姉妹あるいは世代相互間の接触による人格の陶冶の機会が少なくなってきました。
- また、都市化の進展に伴って、家庭と地域社会との結びつきが希薄となって、従来、地域社会が果たしていた家庭教育機能の補完的役割が低下してきています。
- こうしたことから、ややもすると親の子供に対する関心は、知的な教育が中心となり、基本的な生活習慣のしつけ、社会性や自制心のかん養などの面で家庭本来の機能が十分果されなくなってきました。
- このため、家庭教育が、特に、幼少期から青少年期における人格形成に果たす役割の重要性を改めて認識し、家庭教育機能の向上に努めるとともに、家庭と学校・地域社会の有機的な連携を強化する必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 家庭教育の重要性を踏まえ、家庭と学校・地域社会との連携・協力を図りながら、家庭教育機能の向上に努めます。

## 【主要施策】

### (1) 家庭教育の充実

#### ① 学習機会の拡充

家庭教育学級や明日の親のための学級など、家庭教育に関する学習機会を拡充するとともに、学習内容・方法等の改善充実を図ります。

#### ② 情報提供・相談体制の充実

育児、子供のしつけ等、家庭教育に関し適切な学習情報の提供を行うとともに、教育相談体制の充実を図ります。

### (2) 家庭と学校・地域社会の連携・協力

地域社会の教育環境を整備するとともに、学校及び社会教育関係団体との協力体制の確立に努めます。

## 1-3 学校教育の充実

### 【現状と課題】

#### (就学前教育)

- 就学前教育については、幼児の早期教育の重要性が認識され、幼稚園や保育所に対する需要が増大し、

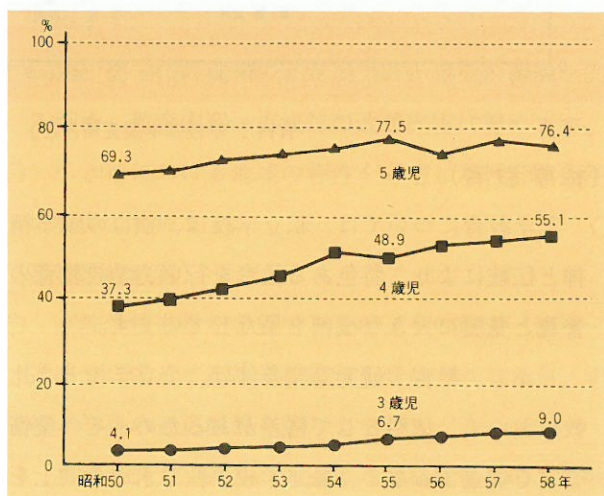
多様化しています。

- 幼稚園就園率は年々上昇し、全国的に高い水準にあるものの、地域間格差がみられます。
- このため、就園率の地域間格差の是正を図るとともに、幼児の心身の発達段階や生活経験の多様化に即した教育活動を推進する必要があります。
- また、就学前教育の意義と社会的要請を踏まえ、幼稚園と保育所との相互の連携を図る必要があります。

#### (義務教育)

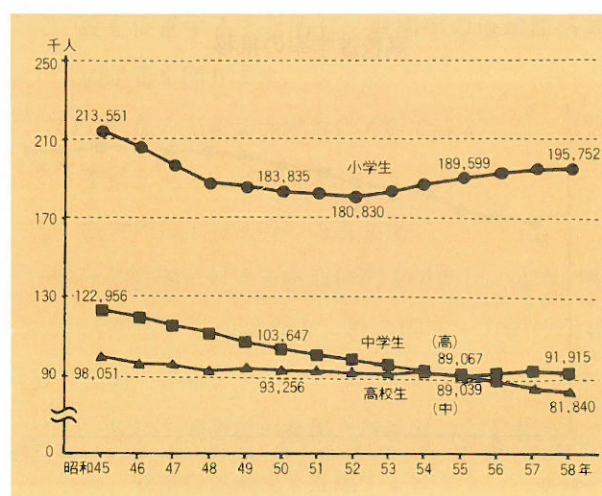
- 義務教育については、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成をめざし、地域や学校の実態に即した教育活動の展開に努めています。
- しかし、家庭や地域社会の教育機能の低下などが義務教育にさまざまな影響を及ぼしています。
- このため、教育内容・方法の改善に努め、児童生徒一人一人の個性を尊重し、自己教育力の育成に努めるとともに、特に、基本的な生活習慣のしつけや自主性のかん養など、徳育の充実を図る必要があります。

年齢別幼稚園就園率の推移



資料：県教育庁調べ

児童・生徒数の推移



資料：「学校基本調査報告書」

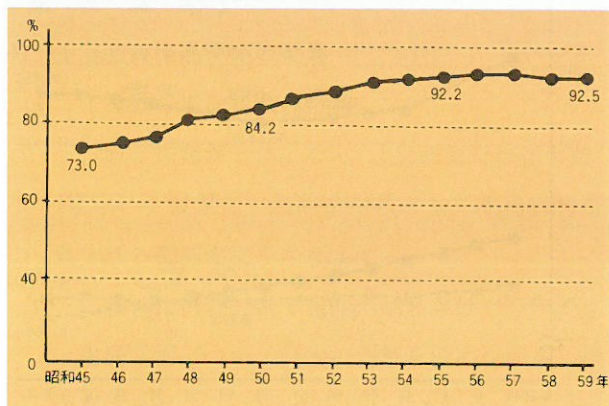


- また、農山村の過疎化は依然として進行しており、へき地における教育諸条件の整備充実を図る必要があります。

#### （高等学校教育）

- 高等学校教育については、高校進学率は高い水準にあるものの地域的な不均衡がみられます。
- また、高等学校教育の普及に伴い、生徒の能力・適性・進路等は多様化しています。
- さらに、国際化や技術革新・情報化の進展などに対応する教育内容・方法の改善・充実が求められています。
- このため、高校進学率の地域間の不均衡を是正するとともに、志願動向や産業構造の変化に対応して、学校・学科の適正配置を推進する必要があります。
- また、生徒の能力・適性・進路等の多様化に対応した教育課程の編成及び教育内容・方法の改善充実に努め、特色ある学校づくりを推進する必要があります。
- さらに、勤労青少年等の学習機会を確保するため、定時制・通信制教育の改善充実を図る必要があります。

高校進学率の推移

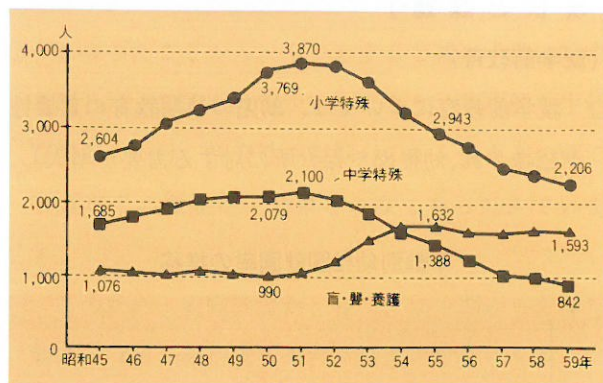


資料：「学校基本調査報告書」

#### （養護教育）

- 養護教育については、養護学校の適正配置及び訪問教育の充実など、心身障害児の教育機会の拡充、教育内容・方法の改善に努めていますが、障害者の種類・程度に応じた多様な教育を行うには、十分とはいえない現状にあります。
- このため、就学指導諸機関の運営を改善充実し、適正就学指導を推進するとともに、施設・設備の整備充実に努める必要があります。
- また、養護教育における後期中等教育のあり方については、対象とする生徒及び地域の実態に即して、その整備充実を図る必要があります。
- さらに、交流教育を推進し、障害児の社会性の育成や養護教育に対する理解と協力を深める必要があります。

養護教育就学者数の推移



資料：「学校基本調査報告書」

#### （私学教育）

- 私学教育については、私立学校は、独自の建学精神と伝統により、特色ある教育を行い、学校教育の普及と発展に大きな役割を果たしています。
- しかし、教育・研究等諸条件は、公立学校との比較において、依然として格差があるため、その整備充実を促進するなど、私立学校の教育水準の向上を図る必要があります。

- このため、私立学校の果たす社会的使命に照らし、特色ある教育を促進するため、経営基盤の健全化のための自主的努力を促す一方、教育諸条件の整備と父母負担の軽減を図る必要があります。特に、進路の多様化や県民の学習意欲の高まりのなかで、専門技術教育機関としての専修・各種学校の果たす役割は、一層、重要になることが予想されるため、教育条件や教育内容の整備充実を促進する必要があります。

#### 【めざすべき方向】

##### （就学前教育）

- 就園を希望するすべての幼児が、幼稚園において適切な教育が受けられるよう、条件整備に努めます。
- 幼児の情操や創造性を育むとともに、集団生活を通じ望ましい社会性を養うことができるよう、家庭との連携を深めながら教育内容・方法の改善充実に努めます。
- 保育所の就学前教育に果たす役割の重要性にかんがみ、幼稚園との連携・協力の促進に努めます。

##### （義務教育）

- うるおいのある学校生活を実現するとともに、多様な学習方法に対応するため、施設・設備の充実に努めます。
- 知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成を図るため、教育内容・方法等の改善充実に努めます。
- へき地における地域の特性を考慮した教育諸条件の整備に努めます。

##### （高等学校教育）

- 高等学校進学を希望する者が、その能力・適性・進路等に応じて高等学校教育を受けられるよう、学校・学科の適正配置を図ります。
- 生徒の能力・適性・進路等の多様化に対応した教育活動ができるよう、教育課程の編成及び教育内容・方

法の改善充実を図り、特色ある学校づくりに努めます。

- 勤労青少年等の学習機会を確保するため、定時制・通信制教育の改善充実を図ります。

##### （養護教育）

- 養護学校と養護学校高等部の整備を図るとともに、就学指導体制を充実するなど適正就学の推進に努めます。
- 障害の種類・程度に応じた教育内容・方法の改善充実を図るとともに、施設・設備の整備に努めます。
- 地域社会との連携を図りながら、養護教育に対する理解と協力を深めるよう努めます。

##### （私学教育）

- 私学の特性を生かし、独自の建学精神と伝統に基づく特色ある教育を促進するとともに、教育諸条件の整備を図り、経営の健全化及び教育水準の向上に努めます。

#### 【主要施策】

##### （1）就学前教育の充実

###### ① 教育機会の拡充

- 公立幼稚園と私立幼稚園との適正配置に配慮しながら、未設置地域などにおける幼稚園の新設を促進するとともに、就園率の地域間格差の是正を図ります。
- 要保育児童が保育所に入所できるよう、その整備充実を促進します。

###### ② 教育内容・方法等の改善充実

- 幼稚園に対する指導体制を確立し、基本的な生活習慣のしつけなど、教育内容・方法の改善充実に努めます。
- 教師の使命感の高揚と指導力の向上を図るため、研修の体系化を推進するとともに、研修内容・方法の改善充実に努めます。



③ 幼稚園・保育所と家庭との連携

- 家庭が幼児に果たす教育機能の重要性にかんがみ、幼稚園・保育所と家庭との連携強化を図ります。
- 幼稚園と保育所とは、その目的・機能を異にするものでありますが、保育所の就学前教育に果たす役割を重視し、相互の連携・協力を図ります。

(2) 義務教育の充実

① 施設・設備の整備充実

- 教育内容・方法の多様化に対応できるよう、多目的スペースの確保、屋内体育館及び屋外教育環境等の整備充実を促進します。
- 小・中学校の危険建物の耐火構造化を計画的に促進するとともに、過大規模校の解消に努めます。

② 教育内容・方法等の改善充実

- 児童生徒や地域の実態を考慮しながら、児童生徒一人一人の個性と能力の伸長が図られるよう、教師の創意と工夫を生かした教育活動の展開に努めます。
- 児童生徒の個性を生かし、自己実現をめざす生徒指導を推進するとともに、問題行動の多様化、低年齢化に対応できる校内の指導体制の確立と家庭及び地域社会との連携を図り、小・中学校の一貫した生徒指導の推進に努めます。
- 道徳の時間をはじめ、学校教育活動全体を通じて、道徳教育の充実に努めます。
- 健康・体力づくりの基礎的な理解を深め、日常生活における適切な体育的実践の活動が促されるよう、指導の充実に努めます。
- 教師の使命感の高揚と指導力の向上を図るため、研修の体系化を推進するとともに、教育相

談に関する研修を充実するなど、研修内容・方法の改善に努めます。

③ へき地教育の充実

へき地校の実態を踏まえ、学習指導法の改善、教材教具等の整備充実と活用を促進するとともに、教師の指導力の向上に努めます。

(3) 高等学校教育の充実

① 学校・学科の適正配置

- 県内の各地域の小・中学校の児童生徒数の推移、中学校卒業予定者の志願動向等を踏まえ、私立学校との関係に留意しながら、学校・学科の適正配置を図ります。
- 職業学科については、卒業者の進路の実態及び産業構造の動向を把握し、各地域の特性に応じた適正な配置を図ります。

② 就学対策の充実

進学希望者がその能力・適性に即し、目的意識に基づいて学校を選択することができるよう、体験入学を実施するなど中・高連携を推進し、就学対策の充実を図ります。

③ 教育内容・方法等の改善充実

- 中学校教育との一貫性を図り、生徒がその能力・適性・進路等に応じて学習できるよう、コース制・科目選択制等を取り入れた多様で弾力的な教育課程を編成するとともに、習熟度別学習の拡充など指導方法の改善に努めます。
- 国際化や技術革新・情報化の進展など社会経済情勢の変化に対応して、国際理解教育・情報処理教育などの充実を図ります。
- 健康・体力づくりの総合的な認識を高め、生涯を通じて適切な体育的実践が促されるよう、指導の充実に努めます。
- 教師の使命感の高揚と指導力の向上を図るた

め、研修の体系化を推進するとともに、教育相談や情報処理教育等に関する研修を充実するなど、研修内容・方法の改善に努めます。

#### ④ 定時制・通信制教育の振興

勤労青少年等の学習機会を確保するとともに、生涯教育の観点にたつて、定時制・通信制教育の改善充実に努めます。

### (4) 養護教育の充実

#### ① 就学指導の充実

○ 市町村心身障害児就学指導審議会及び校内就学指導委員会の改善充実を図り、就学指導体制の確立に努めます。

○ 養護教育センター（仮称）を設置し、関係機関との連携のもとに、その組織と機能の充実を図ります。

#### ② 適正配置の推進

養護学校（精神薄弱・通学制）及び養護学校高等部の適正配置を図るとともに、障害の種類・程度に応じた多様な教育ができるよう、施設・設備の整備を図ります。

#### ③ 教育内容・方法等の改善充実

○ 障害をもつ児童生徒の可能性を伸ばし、社会的自立を図ることを目標とした指導法の改善充実を図ります。

○ 障害の種類・程度に応じた教育内容・方法の研究開発に努めるとともに、教師の使命感の高揚と指導力の向上を図ります。

○ 多様化する障害に対応して、児童生徒の将来の生活に必要な資質の向上に努めるとともに、社会福祉及び労働関係機関並びに事業所等との連携を密にし、進路指導の充実に努めます。

#### ④ 啓発・広報活動の推進

交流教育を推進し、社会性を育むとともに、養

護教育に対する理解と協力を得るため、啓発・広報活動を展開します。

### (5) 私学教育の振興

#### ① 私学の特性の発揮

独自の建学精神と伝統に基づく特色ある教育を促進するとともに、教育水準の向上を図るなど、私学の特性の発揮を促進します。

#### ② 経営基盤の確立

経営基盤の確立と公私立間の父母負担の格差是正及び教育環境の整備を図るため、私学教育への助成を充実します。

特に、私立幼稚園については、経営基盤の安定を図るため、学校法人化を促進します。

#### ③ 教職員資質の向上

教職員の資質の向上を図るため、研修機会の拡充に努めるとともに、研修事業に対する助成を充実します。

#### ④ 専修学校・各種学校の育成

社会経済情勢の変化や学習意欲の高まりに対応し、そのニーズに応じた専修・各種学校の育成に努めます。

## 1-4 高等教育機関の充実

### 【現状と課題】

○ 技術革新・情報化の進展などに伴い、多様で高度な知識・技術の習得が求められています。

○ また、本県の知的・文化的水準の向上を図るうえで、さらには、明日の福島をひらく優れた人材を確保するうえから、高等教育機関の整備充実は、不可欠な要件です。

○ 本県には、大学が5校、短期大学が5校、高等専門学校が1校あり、その入学定員は3,905名となっています。

（昭和59年4月現在）

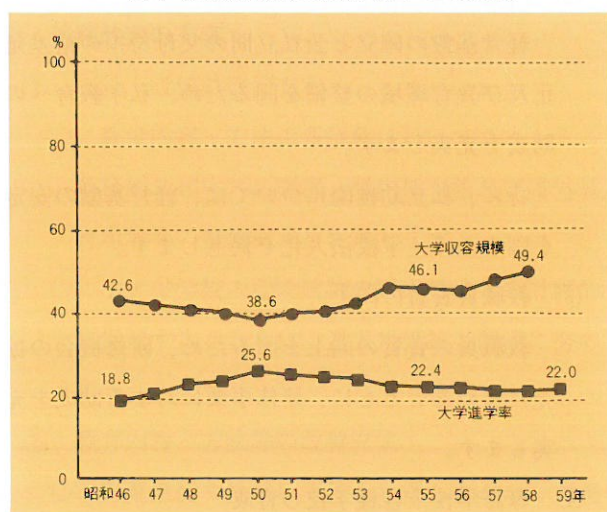


- しかしながら、設置されている学部・学科が十分でないこと、さらに、大学立地の地域的不均衡等により、大学進学率が全国平均を大幅に下回り、また、大学進学者の大半が県外の大学に入学している現状にあります。
- このため、若年層の定着化を図り、地域の活力を

高めるうえからも、時代の要請に応え得る学部・学科の拡充と地域特性を生かした大学誘致を促進する必要があります。

- また、生涯教育の観点から、大学等高等教育機関の開放の促進に努めるとともに、技術革新に対応し、産・学・官の連携協力体制の確立に努める必要があります。

大学収容規模及び大学進学率の推移



(注) 収容規模(%) =  $\frac{\text{県内所在大学・短大入学者数}}{\text{大学・短大進学者数 (県計)}} \times 100$

資料：「学校基本調査報告書」

### 【めざすべき方向】

- 身近かなところで高等教育が受けられるよう、県内高等教育機関等の整備拡充に努めます。
- 大学等高等教育機関のもつ教育機能の一般への開放の促進を図ります。
- 産業の動向に対応し、大学等高等教育機関の研究開発機能の整備に努めるとともに、公私設の試験研究機関等との連携協力体制づくりに努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 福島大学の整備拡充

- 福島大学の総合大学化をめざし、人文・社会学部の拡充及び自然科学系学部の新設を促進します。



県立医科大学移転整備完成予想図



- 学校及び地域における教育研究の推進と教育実践の向上を図るため、大学院の整備充実を促進します。

## (2) 県立大学の整備拡充

- 高水準の医学教育の確立をめざし、県立医科大学の施設・設備の整備を図るとともに、研究機能の強化に努めます。
- 会津短期大学については、会津地域の開かれた高等教育機関として、その機能の充実を図るとともに、長期的な観点にたち、社会経済情勢の変化に対応する特色ある大学の整備について検討します。

## (3) 大学の誘致

就学会の拡充及び若年層の県内定着化並びに地域の教育・文化水準の向上を図るため、県内主要都市に、地域に開かれた大学の誘致を促進します。

## (4) 専修教育機関の充実

職業や実務的な教育機関としての専修学校等については、社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、その充実を図ります。

## (5) 高等教育機関の開放

学習機会の拡充を図るため、大学等の公開講座や聴講生制度など、地域に開かれた高等教育機関をめざし、その開放を促進します。

## (6) 試験研究機関との連携

産業構造の変化や技術革新に対応し、大学等の研究機能と公私設の試験研究機関等との連携協力体制づくりを促進します。

# 1-5 社会教育の充実

## 【現状と課題】

- 余暇時間の増大、高学歴化の進展、高齢化の進行などに伴い、県民の学習ニーズは、多様化し、高度化しており、社会教育の一層の充実が求められています。
- このようななかで、社会教育事業の拡充、社会教育推進体制の強化、社会教育施設・設備の整備など、学習の機会と場の提供を進めてきましたが、まだ十分とはいえません。
- このため、学習機会の拡充、学習内容・方法の改善充実、社会教育推進体制及び施設を整備するなど、社会教育活動の推進に努める必要があります。

## 【めざすべき方向】

- 生涯の各時期に対応した学習機会の拡充を図るとともに、学習者の多様なニーズに対応した社会教育活動の推進に努めます。
- 社会教育指導者の養成と確保に努めるとともに、社会教育関係団体の育成強化を図ります。
- 社会教育施設・設備の整備充実を図ります。

## 【主要施策】

### (1) 社会教育活動の振興

#### ① 家庭教育の充実

家庭教育の重要性を踏まえ、家庭と学校・地域社会との連携・協力を図りながら、家庭教育機能の向上に努めます。

#### ② 青少年教育の充実

青少年の社会性・自立心を育むとともに、豊かな情操をかん養するため、学習機会の拡充や創造活動の促進など、青少年教育の充実に努めます。

#### ③ 婦人教育の充実

婦人として必要な生活課題について学習を促進



するため、婦人学級・講座等の開設を促進し、婦人教育の充実に努めます。

#### ④ 成人教育の充実

○ 成人の自己の啓発・向上をめざした多様で高度な学習ニーズに対応して、成人学校・講座等を拡充するなど、成人教育の充実に努めます。

○ 特に、国際化の進展に対応して、国際理解・国際協力を深めるための学習機会の拡充に努めます。

#### ⑤ 高齢者教育の充実

高齢者が、生きがいのある生活をおくることができるよう、高齢者のさまざまな生活課題に対応する学習活動を促進するため、高齢者教室・講座等を拡充するなど、高齢者教育の充実に努めるとともに、高齢者と若い世代との交流機会の拡充を図ります。

### (2) 社会教育推進体制の充実

#### ① 民間有志指導者の養成と活用

県民の自主的な活動を活発にするため、高齢者人材活用事業を拡充するなど民間有志指導者の養成に努め、その積極的な活用を図ります。

#### ② 社会教育関係団体の育成強化

社会教育関係団体の育成強化を図るとともに、団体相互の連携を密にし、特色ある実践活動の促進に努めます。

### (3) 社会教育施設の整備充実

#### ① 県立社会教育施設の整備充実

○ 県民への図書館奉仕活動機会の拡充を図るため、情報センター及び“図書館のための図書館”としての県立図書館の機能の充実を図ります。

○ また、青少年の健全育成を図るため、少年自然の家を整備を進めます。

#### ② 市町村立社会教育施設の整備充実

地域住民の生活に密着した社会教育施設としての公民館や図書館等の整備充実を図ります。



県立図書館





## 2 ふるさとに根ざした文化の創造

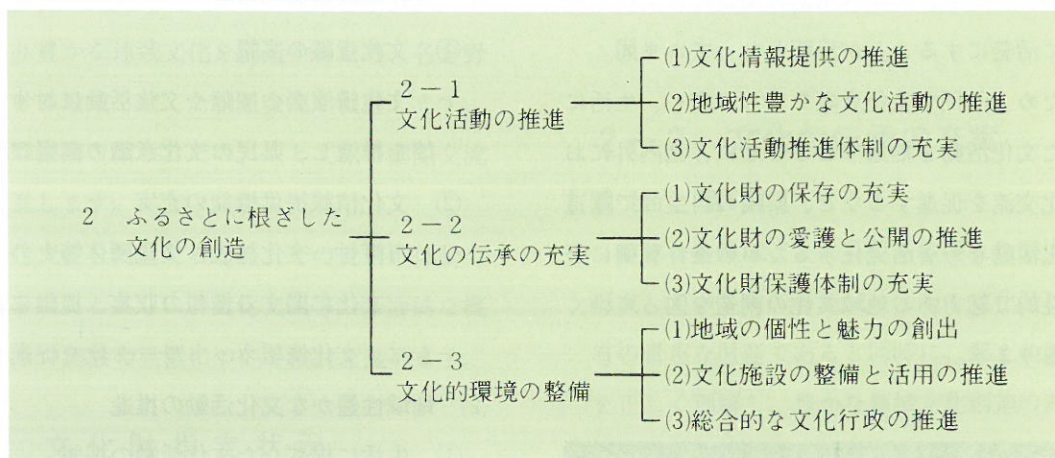
近年の社会経済環境の変化のなかで、人々は、ゆとり、うるおいなど豊かさの質を問い直し、精神的な充足をより強く求めるようになってきています。

このような意識の変化を背景として、文化に対する考え方も、これまでの、いわゆる“芸術や文化財”に限らず、日常生活にうるおいをもたらす活動の全体が文化であるという生活文化の考えへと広がりつつあり、さらに、県民の日常生活の場である地域社会を、より文化の香り高い魅力ある場としていく活動が拡大しつ

つあります。

このため、地域性豊かな文化の創造をめざし、伝統的  
文化の継承に努めながら、県民の自主的・創造的な文化  
活動の活発化を図るとともに、県民生活にゆとりとう  
るおいをもたらすための文化的環境の整備に努める必  
要があります。

このような観点から、次により「ふるさとに根ざし  
た文化の創造」を図ります。



檜枝岐かぶき

県立美術館





## 2-1 文化活動の推進

### 【現状と課題】

- 所得水準の向上、余暇時間の増大等を背景として、県民は心の豊かさやうるおいのある生活をより強く求め、また、文化活動に対する欲求も強まっています。
- こうした県民の文化的欲求の高まりに対応し、ゆとりとうるおいのある県民生活を実現するため、より多くの県民が文化活動へ参加できるよう条件整備に努めるとともに、人々の生活に根ざした文化活動をさらに活発にすることが重要となっています。
- このため、県民の文化意識をさらに高め、生活に根ざした文化活動を推進するとともに、国内外における文化交流を促進するなど、県民の自主的で創造的な文化活動を一層活発化するための条件整備に努め、個性的で魅力ある地域文化の創造を図っていく必要があります。



おかあさんコーラス

### 【めざすべき方向】

- 文化情報の提供を推進し、県民の文化意識の高揚を図ります。
- 地域に根ざした生活文化の振興を図るとともに、創造性豊かな芸術文化の向上に努めます。
- さらに、国内外の文化の交流を進めるなど、文化活動の一層の活発化を図ります。
- 県民の自主的で特色ある文化活動を促進するため、文化活動推進体制の充実に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 文化情報提供の推進

##### ① 文化意識の高揚

文化講演会の開催や文化活動に対する顕彰事業等を推進し、県民の文化意識の高揚に努めます。

##### ② 文化情報提供機能の充実

市町村、文化施設、文化団体等との連携を強化し、文化に関する情報の収集、提供に努めるとともに、文化情報ネットワーク化を促進します。

#### (2) 地域性豊かな文化活動の推進

##### ① 生活に根ざした文化活動の振興

○ 地域の風土や伝統に根ざし、温かい連帯感を育て、郷土愛を育む祭りや各種文化行事を活発化するとともに、衣・食・住など、日常生活における個性豊かな文化の掘りおこしに努めるなど、地域に密着した生活文化を高めるための活動を促進します。

○ 公民館活動や民間活動等による文学、自然、歴史、料理、趣味など幅広い文化講座の開催や地域における各種文化サークル等の活動を促進し、心の豊かさ、うるおいなどをもたらす日常生活における文化活動の振興に努めます。

##### ② 芸術文化活動の振興

○ 県民の芸術文化への興味と関心を高め、その



活動を助長するため、県展、県文学賞、各種コンクール等県民自らが創造し、発表・参加する機会を拡充します。

- 県民が等しく優れた芸術文化に接する機会を拡充するため、国内外の優れた芸術家や芸術作品を招へい展示するとともに、県内各地における芸術鑑賞の機会の拡充に努めます。
- 明日の福島を担う青少年の文化活動を奨励、助長するため、県高等学校総合文化祭など芸術文化活動発表の機会の拡充を図ります。

### ③ 文化交流の促進

- より豊かな地域文化を創造するため、各分野における地域を超えた相互交流を促進します。
- 国際理解を深めるため、人と文化の国際交流を促進します。
- 文化交流を促進するため、その受入れ体制の整備を図るとともに、文化交流等の多面的な機能をもつ施設の設置について検討を進めます。

### (3) 文化活動推進体制の充実

#### ① 文化団体活動の推進

自主的な文化活動を促進するため、各種文化団体・サークル等の育成を図るとともに、発表会等の活動の奨励に努めます。

#### ② 文化活動指導者の養成と確保

芸術セミナー等の研修会を開催するなど、文化活動を推進する指導者の養成と確保を図ります。

#### ③ 文化振興基金の充実

県民の自主的な特色ある文化活動を振興するため、(財)福島県文化振興基金の充実と活用の促進を図ります。

## 2-2 文化の伝承の充実

### 【現状と課題】

- 本県は各地域ごとに特色ある優れた歴史・文化を形成しています。各地域に伝わる文化財は、県民共有の貴重な財産であると同時に、郷土の歴史と文化を正しく理解し、豊かな地域文化創造の基礎となる

### 文化財指定状況

(単位：件)

| 区分<br>地域 | 国 指 定  |                       |                                           |                                           |                                 |        |        |        |                       |                                                | 県 指 定  |                       |                                 |                                           |                                           |        |        |        |                       |        | 市 町 村 指 定             |                       |                       |             |        | 合 計   |
|----------|--------|-----------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------|--------|--------|--------|-----------------------|------------------------------------------------|--------|-----------------------|---------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|--------|--------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------|--------|-------|
|          | 国<br>宝 | 重<br>要<br>文<br>化<br>財 | 重<br>要<br>有<br>形<br>民<br>俗<br>文<br>化<br>財 | 重<br>要<br>無<br>形<br>民<br>俗<br>文<br>化<br>財 | 特<br>別<br>天<br>然<br>記<br>念<br>物 | 史<br>跡 | 名<br>勝 | 史<br>跡 | 天<br>然<br>記<br>念<br>物 | 重<br>要<br>伝<br>統<br>的<br>建<br>造<br>物<br>群<br>区 | 小<br>計 | 重<br>要<br>文<br>化<br>財 | 重<br>要<br>無<br>形<br>文<br>化<br>財 | 重<br>要<br>有<br>形<br>民<br>俗<br>文<br>化<br>財 | 重<br>要<br>無<br>形<br>民<br>俗<br>文<br>化<br>財 | 史<br>跡 | 史<br>跡 | 名<br>勝 | 天<br>然<br>記<br>念<br>物 | 小<br>計 | 有<br>形<br>文<br>化<br>財 | 無<br>形<br>文<br>化<br>財 | 民<br>俗<br>文<br>化<br>財 | 記<br>念<br>物 | 小<br>計 |       |
| 県 北      | 0      | 5                     | 0                                         | 1                                         | 0                               | 5      | 0      | 1      | 4                     | 0                                              | 16     | 25                    | 0                               | 3                                         | 8                                         | 5      | 1      | 3      | 4                     | 49     | 92                    | 0                     | 43                    | 104         | 239    | 304   |
| 県 中      | 0      | 8                     | 0                                         | 0                                         | 0                               | 5      | 1      | 0      | 5                     | 0                                              | 19     | 37                    | 0                               | 5                                         | 4                                         | 8      | 0      | 1      | 16                    | 71     | 138                   | 0                     | 75                    | 109         | 322    | 412   |
| 県 南      | 0      | 4                     | 0                                         | 0                                         | 0                               | 2      | 0      | 1      | 0                     | 0                                              | 7      | 15                    | 0                               | 2                                         | 4                                         | 5      | 0      | 0      | 7                     | 33     | 53                    | 0                     | 17                    | 41          | 111    | 151   |
| 会 津      | 1      | 42                    | 2                                         | 0                                         | 0                               | 5      | 1      | 0      | 8                     | 0                                              | 59     | 56                    | 0                               | 4                                         | 3                                         | 6      | 0      | 0      | 6                     | 75     | 186                   | 1                     | 47                    | 111         | 345    | 479   |
| 南会津      | 0      | 3                     | 3                                         | 1                                         | 1                               | 0      | 0      | 0      | 2                     | 1                                              | 11     | 13                    | 0                               | 3                                         | 1                                         | 1      | 0      | 0      | 3                     | 21     | 38                    | 0                     | 15                    | 13          | 66     | 98    |
| 相 双      | 0      | 3                     | 0                                         | 1                                         | 0                               | 7      | 0      | 0      | 1                     | 0                                              | 12     | 16                    | 0                               | 4                                         | 4                                         | 8      | 0      | 0      | 7                     | 39     | 68                    | 0                     | 24                    | 81          | 173    | 224   |
| いわき      | 1      | 12                    | 0                                         | 1                                         | 0                               | 3      | 0      | 0      | 4                     | 0                                              | 21     | 31                    | 0                               | 2                                         | 1                                         | 4      | 0      | 0      | 7                     | 45     | 46                    | 2                     | 3                     | 11          | 62     | 128   |
| 全 域      | 0      | 0                     | 0                                         | 0                                         | 1                               | 0      | 0      | 0      | 0                     | 0                                              | 1      | 0                     | 0                               | 0                                         | 0                                         | 0      | 0      | 0      | 0                     | 0      | 0                     | 0                     | 0                     | 0           | 0      | 1     |
| 合 計      | 2      | 77                    | 5                                         | 4                                         | 2                               | 27     | 2      | 2      | 24                    | 1                                              | 146    | 193                   | 0                               | 23                                        | 25                                        | 37     | 1      | 4      | 50                    | 333    | 621                   | 3                     | 224                   | 470         | 1,318  | 1,797 |

(注)国、県指定は、昭和59年3月31日現在、市町村指定は58年5月1日現在です。

資料：県教育庁調べ



ものであり、適切に保存し後世に伝えとともに、積極的な活用を図っていくことが重要な課題であります。

- 近年、地域開発の進展に伴い、史跡の破壊や埋蔵文化財の滅失の要因が増大し、また、人々の生活様式の変化等により、伝統芸能、伝統工芸等の継承が困難になってきています。
- このため、文化財の愛護意識を高め、保護体制を整備充実し、本県の貴重な文化遺産を保存・伝承するとともに、県民共有の財産として活用を推進する必要があります。

#### 【めざすべき方向】

- 地域に根ざした文化創造の基礎となる文化遺産の保存・伝承と活用を推進するとともに、保護体制の整備充実に努めます。

#### 【主要施策】

##### (1) 文化財の保存の充実

###### ① 文化財の調査、保存の推進

- 文化財の分布や保存状況、歴史的・学術的価値などについて調査を総合的・計画的に行い、記録保存を図り、それぞれの文化財に応じた保護策を講じます。
- 埋蔵文化財の保護を図るため、埋蔵文化財包蔵地の周知に努めるとともに、開発に際しては、可能な限り現状保存に努めながら記録保存のための発掘調査を進めます。
- 文化財の滅失、破損、散逸等を防止するため、指定文化財の修理・復旧、防災設備の整備並びに博物館、歴史民俗資料館等における収集保存等を図ります。

###### ② 文化財指定の推進

文化遺産のうち、文化的価値が高く、特に重要なものを文化財として指定し、保存・伝承に努め

るとともに、その活用を進めます。

###### ③ 史跡整備の促進

歴史的・学術的価値の高い史跡を長期的計画に基づいて調査し、必要に応じて土地の公有化を促進するなど、その保存整備に努めます。

###### ④ 伝統芸能・工芸の継承と活用

各地に伝わる伝統芸能や伝統工芸を保存するため、後継者の育成を図るとともに、発表会の開催など、その継承と活用を促進します。

##### (2) 文化財の愛護と公開の推進

###### ① 文化財愛護の推進

- 広報活動の強化などにより、県民の文化財に対する理解を深め、愛護精神の高揚に努めます。
- また、学校教育や社会教育における文化財についての学習を促進します。

###### ② 文化財公開の推進

文化財に親しむ機会の拡充を図るため、個々の文化財に応じた公開条件の整備を進めます。

##### (3) 文化財保護体制の充実

文化財パトロールの強化など文化財保護体制の整備充実を図ります。

## 2-3 文化的環境の整備

#### 【現状と課題】

- 県民の文化に対するニーズが多様化するなかで、うるおいのある居住環境の形成や県民がいつでも、どこでも文化に親しみ参加することのできるような文化活動の場の整備が求められています。
- また、地域の文化活動の拠点としての文化会館の設置や県立美術館、県立博物館など文化施設の整備が進められてきていますが、これに加え、優れた景観の保全や創出など、文化的環境の整備が求められています。

- さらに、行政自体についても、行政全体を文化的視点から見直し、地域に着目した総合行政として、文化行政を推進することが求められています。
- このため、地域づくり全体のなかに文化的視点を導入し、地域の魅力を高めるとともに、創造活動の発表・参加の場や文化財等の保存・公開の場の整備

と活用を促進する必要があります。

- さらに、県民生活にかかわるすべての行政の文化的展開を推進するなど、人と自然、ものところの調和のとれた文化を振興し、地域社会の文化水準の向上を図る必要があります。



文化のための1%システム推進事業により整備された小田橋（会津若松市）

### 【めざすべき方向】

- 地域性豊かな文化の香り高いまちづくりや調和のとれた魅力ある地域景観の創出を図ります。
- 文化活動の拠点となる各種文化施設を整備充実するとともに、活用の促進に努めます。
- 行政全体の文化性を高めるとともに、総合的な文化行政を推進し、ゆとりとうるおいのある文化的環境づくりに努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 地域の個性と魅力の創出

- 自然と調和し、個性と魅力あふれる生活環境を形成していくため、公共施設に文化性を付与し、地域のシンボルとなるようなものにしていくとともに、市町村や地域住民の協力を得ながら建築物

等と周辺環境との調和を図り、優れた景観を保全・創出するためのマスタープランづくりを推進します。

- 美しい自然景観や歴史的まちなみの保全、水辺や緑地の整備、地域景観と調和した公園、広場、道路、河川施設等の公共的な空間の整備など、県民が郷土愛と誇りを抱くことのできるような、うるおいとやすらぎに満ちた文化の香り高いまちづくりを進めます。

#### (2) 文化施設の整備と活用の推進

##### ① 創造活動の発表・参加の場の整備

- 美術作品の収集を計画的に進めるとともに、美術情報センターとして美術資料・情報の集積を図り、展示・教育普及等の諸活動を推進する



など、県立美術館の機能の充実を図ります。

- 地域における優れた芸術文化の鑑賞、あるいは創造活動の発表・参加の場としての文化会館などの整備を促進します。

- 県文化センターを県民文化振興の中心的施設として、文化情報の収集・提供など、その機能の充実を図ります。

## ② 文化財等の保存・公開の場の整備

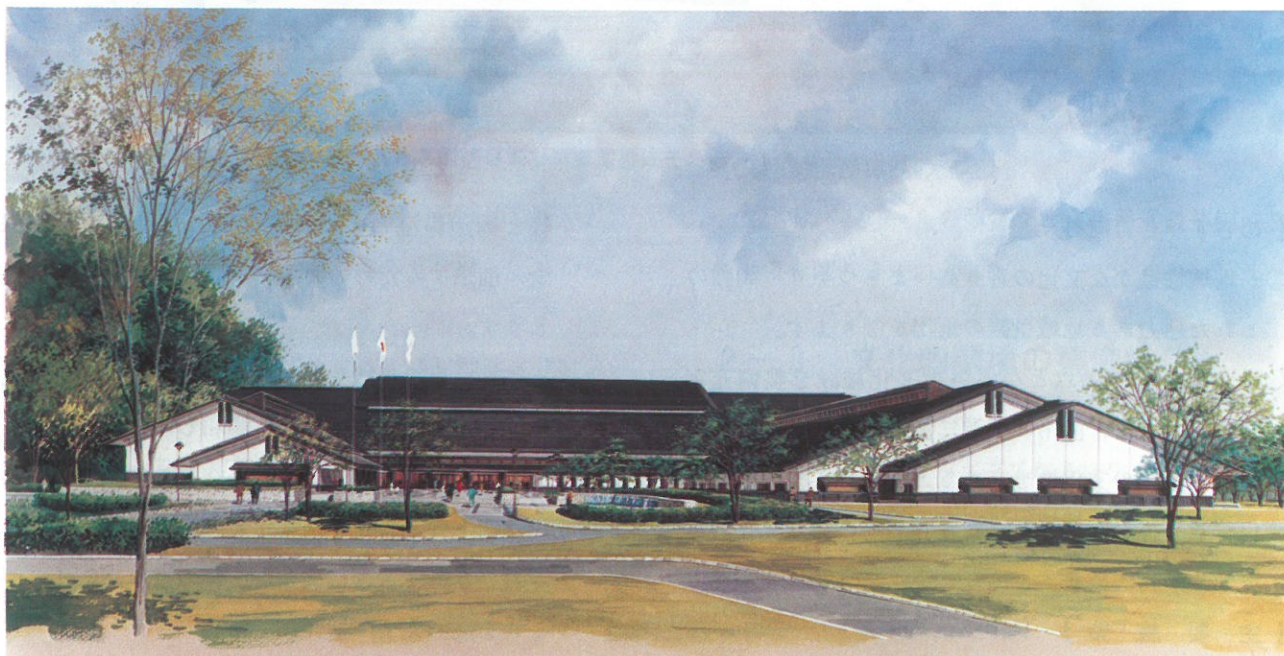
- 博物館や歴史民俗資料館等の中心的施設としての役割を担う県立博物館の建設を推進し、文化遺産の収集展示、調査研究、教育普及を行うなど、“生きた博物館”としての機能の充実を

図ります。

- 地域の特色ある歴史民俗資料館等の整備を促進するとともに、埋蔵文化財の調査研究・保存などの体制の整備を図ります。

## (3) 総合的な文化行政の推進

- 行政のすべての分野にわたって、文化的視点から検討を加え、施策や事業に創意工夫をこらすなど、行政全般への文化性の導入を進めます。
- 行政職員の文化意識を啓発し、その文化的資質の向上を図るとともに、職員の自発的な文化行政への取組みを促進します。



県立博物館完成予想図



### 3 明るくたくましい青少年の育成と 婦人の社会参加の促進

いつの時代にあっても、未来は青少年によって創造されます。

明日の福島を担う青少年が郷土愛と活力に満ち、心身ともに健全に成長することは、青少年自らの課題であると同時に、郷土の発展を願う県民すべての願いです。

今日の青少年をとりまく環境は、社会経済の変化による価値観の多様化、連帯意識の希薄化、情報のはん濫、家庭教育機能の低下など、青少年の健全な育成を阻害する要因が増大しつつあり、非行をはじめとする青少年に関するさまざまな問題が提起されています。

このため、青少年の自主性・協調性を培うとともに、社会連帯意識を育み、積極的に社会参加を促進していく必要があります。また、青少年の健全な育成を図るための運動を広く普及・浸透させるとともに、その推進体制づくりを進めていく必要があります。

さらに、有害環境の浄化を図るなど、健全育成のための環境づくりに努める必要があります。

社会は、男女によって構成され、その協働によって形成されていくものであり、男女平等を基本理念としています。また、社会のあらゆる分野に婦人が参加することは、心豊かな地域社会を築くうえで必要なことであります。

しかし、現実には、長い歴史のなかで培われてきた伝統的・固定的な男女の役割分担意識が根づよく存在するなど、婦人の能力や適性を十分生かすような社会環境にあるとはいえない状況にあります。

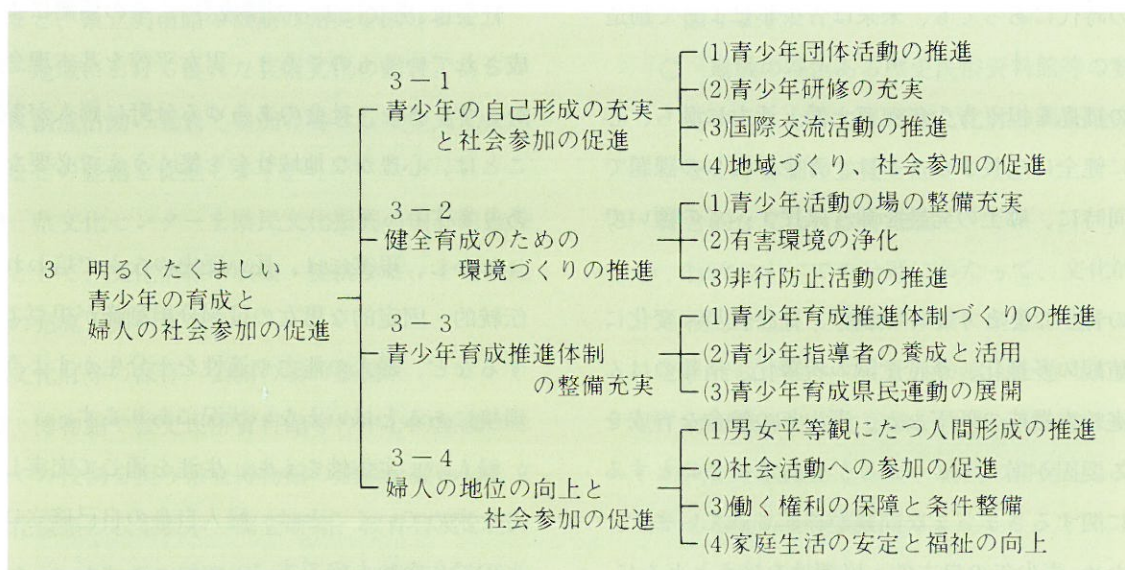
婦人が、主体性をもち、生涯を通じて充実した生き方を求めていくことは、婦人自身の自己確立に欠くことのできないものです。

このため、婦人の地位の向上を図り、婦人が県民生活のあらゆる領域に参加して、自己の能力を発揮し、自己実現と社会の発展に貢献できる社会環境をつくり上げる必要があります。

このような観点から、次により、「明るくたくましい青少年の育成と婦人の社会参加の促進」を図ります。







### 3-1 青少年の自己形成の充実 と社会参加の促進

#### 【現状と課題】

○ 近年、青少年の多くは、明るい性格をもち、豊富な知識に支えられながら、健やかに成長しつつありますが、一方において精神的・肉体的ひ弱さ、自己中心的志向等の傾向が指摘されています。

また、核家族化・少子化の進行に伴い、青少年の体験する人間関係の幅が狭くなったうえ、都市化の進展に伴い、地域社会との結びつきが希薄化するなど、家庭や地域社会における教育機能が低下しています。

○ 一方、青少年の自主性・協調性を培い、社会連帯意識を育むとともに、次代を担う者としての誇りと責任を自覚しながら心身共に健全に成長し、その豊かな創造性と活力を地域社会で積極的に発揮することが望まれています。

○ このため、青少年の発達段階に応じて多様な活動への参加を促進するとともに、学習・研修機会の提

供、さらには国際理解を深めることなど、青少年が多くの仲間と出会い、交流できる機会を拡充し、豊かな人間形成を図っていく必要があります。

#### 【めざすべき方向】

○ 青少年の自主的な活動を通じて、個性を伸ばし、協調性・社会性等を培うため、青少年活動を促進するとともに、青少年研修の充実を図ります。

○ 青少年の視野を広め、国際理解を深めるため、国際交流の促進に努めます。

○ 青少年の創意工夫による魅力ある地域づくりの展開を図るため、社会参加の促進に努めます。

#### 【主要施策】

##### (1) 青少年活動の推進

###### ① 青少年団体への加入奨励

青少年が身近な場で、仲間との交流を通じて自己形成を図ることができるよう、学習、文化、スポーツ、奉仕活動等その目的や発達段階に応じた青少年団体への加入を奨励します。

###### ② 青少年団体活動の充実強化

青少年が興味と関心をもって、自発的・意欲的

に参加できる、魅力ある団体・グループを育成するとともに、相互の連携と交流を深め、内容豊かな活動の助長を図ります。

## (2) 青少年研修の充実

### ① 学習活動の奨励・振興

青少年の社会性・自立心を育むとともに、豊かな情操をかん養するため、各種学級・教室の開催など、学習機会の拡充に努めます。また、音楽・演劇等の鑑賞や創造活動などの奨励に努めます。

### ② 青少年研修体制の充実

教養、文化、スポーツ・レクリエーションについての研修及び専門的な技術研修等、青少年の成長段階や目的に応じた研修体制の充実を図ります。

## (3) 国際交流活動の推進

○ 国際理解を深め、広い視野と豊かな国際感覚を身につけた、青少年を育むため、青年の海外派遣、外国青年の受入れ、国際協力への参加、県内に居住する外国青年との交歓・交流など、国際交流を進めます。

○ 青少年が国際交流への参加によって得た体験とともに、地域において自主的・積極的な活動が展開できるような体制を整備します。

## (4) 地域づくり、社会参加の促進

青少年の郷土理解を深め、仲間づくり、ボランティア活動、伝統文化の継承、高齢者との世代間交流等の自主的な社会参加活動を奨励・助長し、青少年の創意工夫と行動力による豊かで魅力ある地域づくりを促進します。

## 3-2 健全育成のための 環境づくりの推進

### 【現状と課題】

○ 近年、青少年をとりまく環境は、青少年が健全に成長するうえで必ずしも好ましい状況にあるとはいいがたく、非行をはじめとする青少年の問題行動が大きな社会問題となっています。

○ このような情勢に対処し、青少年を健全に育成するためには、家庭・学校・地域社会のすべての人々の理解と協力のもとに地域一体となって、青少年をとりまく社会環境の健全化に積極的に取り組む必要があります。

○ また、青少年がスポーツ・レクリエーション等を通じて心身を鍛練し、自然などに親しむなかで豊かな情操を育むための活動の場は、近年かなり整備されつつありますが、地域的不均衡がみられるうえ、量的、質的にも十分とはいえません。

○ このため、青少年の発達段階と地域的な配置を十分考慮しながら、青少年の活動の場の整備充実を図る必要があります。

○ また、家庭・学校・地域社会及び関係機関・団体などが一体となって、地域社会の連帯意識の高揚を図りながら、有害環境の浄化や非行防止活動を推進する必要があります。

### 【めざすべき方向】

○ 青少年の活動の場について地域的な配置に配慮しながら、整備充実を図るとともに、その活用の促進に努めます。

○ 青少年をとりまく有害環境の浄化、地域ぐるみの非行防止活動の推進に努めます。



## 【主要施策】

### (1) 青少年活動の場の整備充実

#### ① 青少年健全育成施設の整備と活用の促進

- 青少年の発達段階や行動範囲の広がりに応じて遊び場、児童厚生施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ・レクリエーション施設などについて地域的な適正配置を考慮しながら、その整備充実と有効な活用を促進します。

- 青少年が豊かな自然のなかで、野外活動や体験的学習等を通じて友情を深め、心身を鍛え、連帯感等を育むための施設として、少年自然の家や野外活動施設等の整備を進めます。

### (2) 有害環境の浄化

- 「環境浄化モデル地区」の設定など、地域ぐるみの環境浄化活動を推進します。
- 少年非行を誘発・助長しているたまり場や享乐的な娯楽施設等の有害な環境を浄化するため、地域住民の環境改善活動を支援するとともに、関係業界の自主規制の促進を図ります。
- 青少年に対する影響が憂慮される有害図書類等の排除を進めます。

### (3) 非行防止活動の推進

#### ① 地域ぐるみの非行防止活動の展開

- 少年の非行問題についての県民意識の高揚と青少年の規範意識のかん養を図ります。
- 「少年を非行から守る日」の推進など、家庭・学校・地域社会及び青少年関係機関・団体相互の連携を密にし、地域ぐるみの非行防止活動の展開を図ります。

#### ② 少年の補導・相談・指導体制の充実

- 青少年の悩みや問題の相談相手になり、解決の手がかりを与え、未然に非行を防止するため、ヤング・テレフォン等各種相談機関を充実する

とともに、相互の連携を密にし、相談指導体制の整備充実を図ります。

- 非行等問題行動の早期発見と適切な指導を行うため、地域における補導相談活動の拠点となる少年センター等関係機関を充実し、補導活動の充実強化を図ります。

## 3-3 青少年育成推進体制の整備充実

### 【現状と課題】

- 今日の青少年をめぐる問題には、広く、かつ深い社会的要因があり、青少年の健全な育成を図るためには、家庭・学校・地域社会のすべての人々の理解と関心を深め、自らの問題としてそれぞれの立場から取り組むことが必要であるとともに、相互の連携・協力を密にし、地域における健全育成活動を総合的に推進する必要があります。
- また、地域社会において青少年の社会参加や多様な団体・グループ活動を推進していく指導者・リーダー等も年々増加はしていますが、未だ十分とはいえません。
- このため、青少年育成の総合的な推進体制の整備充実と地域組織活動の拡充強化を図るとともに、青少年指導者の養成と活用の促進を図る必要があります。
- また、青少年問題に対する県民意識の高揚を図りながら、幅広い県民運動を展開していく必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 青少年育成の総合的な推進体制の整備充実を図るとともに、家庭・学校・地域社会相互の連携のもとに、県民総ぐるみによる健全育成活動の推進に努めます。

- 青少年の多様なニーズに対応した指導者の養成と活用の促進を図ります。

## 【主要施策】

### (1) 青少年育成推進体制づくりの推進

#### ① 青少年育成の総合的な対策の推進

- 「県青少年育成推進本部」を中心として、青少年行政の一元化と総合性を確保し、青少年の健全育成と非行防止について、総合的、かつ、より実効ある対策を推進します。

- 地域の実態や要請に応じた健全育成対策を進めるため、青少年問題の調査・研究や情報提供の拡充及び連絡調整機能の充実に努めます。

#### ② 地域の連帯による青少年育成活動の推進

- 青少年育成県民運動の推進主体であり、地域活動のセンター的機能を有する「福島県青少年育成県民会議」の組織及び体制を充実強化し、青少年育成に関する情報の収集・提供、指導者の養成等を行い、青少年自らの活動と育成活動の活発化を図ります。
- 地域活動を推進するため、「青少年育成市町村民会議」の活動を促進します。

### (2) 青少年指導者の養成と活用

#### ① 青少年指導者の養成と活動の推進

- 日常的な健全育成活動を推進していくため、

青少年のニーズの多様化、高度化に対応できる社会教育等専門的指導者や多様な分野の指導者・リーダー等の人材を幅広く養成し、その活用の促進を図ります。

- 青少年指導者の地域における活動を活発化するため、青少年指導者バンク（人材銀行）、ボランティア事故共済制度等の整備充実を図ります。

#### ② 青少年指導者研修の充実

指導者・リーダー等の育成とその資質の向上を図るため、各種研修会・研究会の開催や指導者・リーダー等の相互の交流など、多様な研修・交流機会の拡充に努めます。

### (3) 青少年育成県民運動の推進

- すべての県民が青少年問題について理解と関心を深め、自らの問題として青少年の健全育成活動に取り組む青少年育成県民総ぐるみ運動を進めます。
- 親と子のふれあいや地域コミュニティ活動のなかで青少年問題を取り上げるなど、「家庭の日」の実生活への定着化を一層促進するとともに、明るい家庭づくり運動を進めます。



### 3-4 婦人の地位の向上と 社会参加の促進

#### 【現状と課題】

- 近年、平均寿命の伸長、少子化に伴う育児期間の短縮など、ライフサイクルの変化、家事の省力化による余暇時間の増大、教育水準の向上などに伴い、婦人の社会への進出機会が増大しています。このことが、婦人の生涯に新しい展望をもたらし、職業をはじめさまざまな社会活動に参加する婦人や、参加意欲をもつ婦人の増加を促しています。
- しかしながら、婦人を取りまく現実の社会環境の中には、従来からの婦人の能力・適性に対する偏見や固定的な男女の役割分担意識等が根強く残っており、このことが、婦人の生き方に影響を与えるとともに、社会活動を妨げる要因ともなっています。
- このような状況を踏まえ、婦人の地位と福祉の向上を図るためには、婦人をはじめ県民すべてが、婦人問題に対する認識を深めていくことが肝要です。

そして、婦人が生涯の生き方を主体的に選択・設計し、婦人のもつ本来的特性を生かし、そのもてる能力を自己実現と社会の発展のために発揮するなかで、男女の共同参加・貢献による活力ある社会を築き上げていく必要があります。

- このため、婦人問題に対する啓蒙啓発をはじめとして、婦人自身はもちろん、行政や地域社会が一体となって、社会的条件を整備するためのたゆまぬ努力を傾けていく必要があります。

#### 【めざすべき方向】

- 婦人問題に対する啓蒙啓発を推進し、真の男女平等観にたつた人間形成をめざし、婦人の地位向上と社会参加を促進するとともに、働く権利の保障と条件の整備、家庭生活の安定を図り、男女の共同参加・貢献による活力ある新しい社会の実現を図ります。

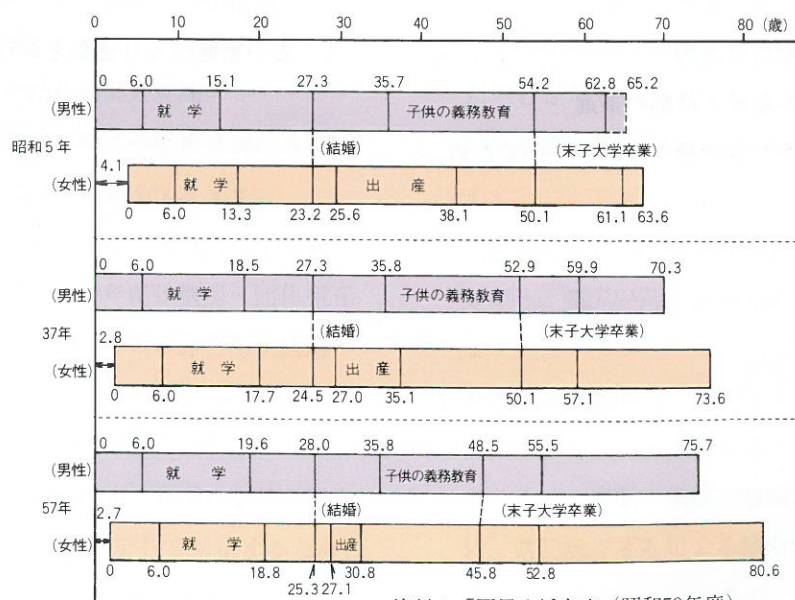
#### 【主要施策】

##### (1) 男女平等観にたつ人間形成の推進

##### ① 男女平等実現への社会的気運の醸成

婦人の問題について県民すべての理解と協力を

ライフサイクルの変化



資料：「国民生活白書（昭和59年度）」

求めるため、啓蒙啓発活動を展開するとともに、婦人行政の推進体制を整備し、行政施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。併せて、婦人団体をはじめ、民間諸団体による婦人問題推進活動の活発化を図り、真の男女平等実現への社会的気運の醸成に努めます。

## ② 男女平等観にたつ教育の推進

個人の尊重を基本に、男女共に一人一人が自立し、個性と能力が発揮できるよう、学校教育及び社会教育等において、真の男女平等及び相互の理解と協力についての学習を充実します。

## (2) 社会活動への参加の促進

### ① 政策・方針決定への参加

政策や方針の決定の場へ女性が男性と共に参加し、自らの責任を果せるよう婦人の参加を助長するとともに、婦人の資質の向上に努めます。

### ② 地域社会活動の促進

住民の連帯意識を醸成し、うるおいのある地域づくりを促進するため、婦人の地域づくり活動への自主的・積極的な参加を誘導するとともに、地域リーダーの養成に努めます。

## (3) 働く権利の保障と条件整備

### ① 就業機会における男女平等の促進

婦人自身の自己確立・能力発揮の機会を拡充するため、婦人の職域・職種の拡大等を図るなど、就業機会の創出に努めるとともに、雇用機会における男女平等を促進します。

### ② 就労条件の整備

○ 労働条件の男女平等を促進するため、労使に対する啓蒙啓発に努めます。

○ 農山漁村や商店など自営業における婦人の労働条件の向上を図るため、作業環境、安全衛生等労働条件の改善についての啓発活動を進めます。特に、農山漁村にあたっては、生産と生活基盤の一体的な整備を促進します。

○ パートタイマー、家内就労者の適正な就労を確保するため、事業主に対する労働条件の適正化・雇用管理の改善等の啓発指導を充実します。

## (4) 家庭生活の安定

### ① 児童育成環境の整備

児童の健全な成長を確保しながら婦人が自立できるよう、保育所、児童館、遊び場等の児童育成環境の整備を図ります。

### ② 家庭介護・看護の充実

家庭での婦人による介護・看護の負担を軽減するため、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、常時介護を要する者に対しては、福祉施設の機能を開放するなど、介護・看護負担の軽減を図ります。

### ③ 老後における生活の安定

老後において、婦人が安定した生活をおくれるよう、生きがい対策や福祉サービスの充実に努めるとともに、年金権の確保、保険医療対策の整備を図ります。



## 4 生涯にわたる健康づくりの推進

県民が生涯を通じて心身ともに健康であることは、明るく幸せな家庭・社会を築くための最も基本的な要件です。

近年、県民の健康水準は、生活水準の向上、医学・医術の進歩、保健医療供給体制の充実、公衆衛生の進展などにより年々向上しつつあり、今や“人生80年時代”を迎えつつあります。

反面、高齢化の進行、生活様式の変化、情報化の進展など生活を取りまく環境が変化するなかで、疾病構造も変化しており、脳卒中やがんなどの成人病や精神的に社会によく適応できない人々が増加傾向にあるなど、豊かさに伴う新たな健康阻害の問題も生じてきています。

これらを背景として、“健康”を求める意識や価値

観についても、また、より積極的な考え方へと変化するなかで、県民の健康に対する関心は大きな高まりを見せており、健康づくりへの欲求は、さらに増大・多様化するものと予想されます。

このような県民のニーズに対応するため、“自分の健康は自分で守る”というセルフ・ケア（自己管理）の認識と自覚を基本として、健康の保持・増進、疾病の予防から治療、リハビリテーションに至るまでの、生活や地域に根ざした、生涯にわたる総合的な健康づくりを推進していく必要があります。

このような観点から、次により「生涯にわたる健康づくりの推進」を図ります。



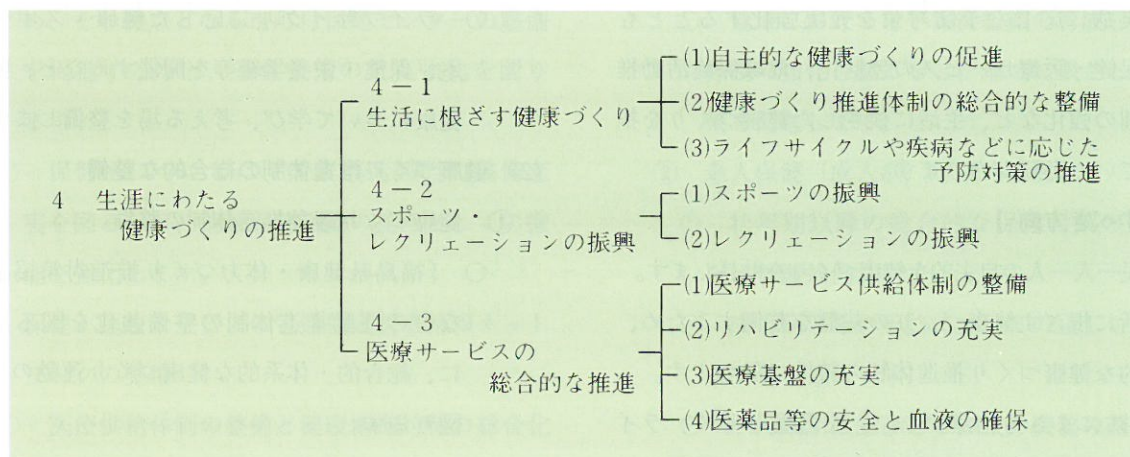
健康シンボルマーク



自主的な健康づくり



ICU（集中強化治療室）



## 4-1 生活に根ざす健康づくり

### 【現状と課題】

○ 県民の生活環境は、利便性・快適性が向上していますが、一方では、運動不足や食生活の偏り、ストレス因子の増加など健康を阻害する要因も現われています。また、疾病構造においても、その中心が、かつての感染性疾患から成人病疾患へと移行し、しかも増加傾向にあります。これらのことから、健康を求める意識が一層高まりをみせています。

○ 健康は日々の生活のなかでつくられます。もとより健康づくりは、県民一人一人の自覚と実践が何よりも大切であり、家庭・地域・学校・職場など日常生活のあらゆる場において、健康づくりのための自主的な活動が展開されることが望まれます。

○ 同時に、“治療から予防へ”という、より積極的な健康に対する意識の変化に対応しうる、総合的な健康づくり推進体制の確立が求められています。

○ このようなことから、予防を基調として、生涯にわたる健康の保持・増進を図るため、ライフサイク

### 生涯を通じる健康づくりの推進

| 年齢    | 0         | 1 | 2 | 3 | 4 | 5                  | 6 | 12 | 15 | 18 | 24          | 30 | 35 | 40 | 45 | 50           | 55 | 60 | 65 | 70 |
|-------|-----------|---|---|---|---|--------------------|---|----|----|----|-------------|----|----|----|----|--------------|----|----|----|----|
| 健康づくり | 乳一歳半三歳児健診 |   |   |   |   | 幼児健診・保健指導          |   |    |    |    | 妊産婦健診・保健指導  |    |    |    |    | 婦人の健康づくり推進事業 |    |    |    |    |
|       |           |   |   |   |   |                    |   |    |    |    | 農山村健康管理指導事業 |    |    |    |    | 老人保健事業       |    |    |    |    |
|       |           |   |   |   |   |                    |   |    |    |    | 結核住民定期健診    |    |    |    |    | 中高齢者健診       |    |    |    |    |
|       |           |   |   |   |   |                    |   |    |    |    |             |    |    |    |    | 健康づくり相談事業    |    |    |    |    |
|       |           |   |   |   |   | 就学時健診 児童・生徒・学生定期健診 |   |    |    |    | 労働者の定期健診    |    |    |    |    |              |    |    |    |    |

資料：県保健環境部調べ



ルや疾病に応じた予防対策を充実強化するとともに、保健・医療サービスの包括化、地域保健活動推進体制の強化など、生活に根ざした健康づくりを推進していく必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 県民一人一人の自主的な健康づくりを助長します。
- 生活に根ざす健康づくりの基盤を整備するため、総合的な健康づくり推進体制の整備に努めます。
- “予防にまさる治療はない”を理念として、ライフサイクルや疾病に応じた総合的な予防対策の推進に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 自主的な健康づくりの促進

##### ① 健康づくりの啓発と情報の提供

- 県民一人一人が、自分の健康は自分で守るという“セルフ・ケア”の認識と自覚のもとに、健康に対する正しい知識の普及啓発を通じて、県民の自主的な健康づくりの実践行動を促進します。
- 地域に密着した健康づくり活動を推進するため、栄養・健康指導車など、必要な機材の整備充実と相談指導の強化を図ります。
- 県民の「健康シンボルマーク」や「健康の旗」の普及活用により、健康づくりの啓発に努めます。
- 健康づくりに関する情報の収集・提供体制の充実を図ります。

##### ② 身近な健康づくりの場の整備

- 県民一人一人が、積極的に健康の保持・増進を図れるよう、快適な生活環境の形成に努めるとともに、コミュニティ広場など、生活に密着した身近な健康づくりのための場の確保とその整備を図ります。

- ライフサイクルに応じた健康・スポーツ教室、保健・栄養学級等を開催するなど、県民が健康について学び、考える場を整備します。

#### (2) 健康づくり推進体制の総合的な整備

##### ① 健康づくり運動推進体制の整備

- 「福島県健康・体力づくり推進対策協議会」などの運動推進体制の整備強化を図るとともに、総合的・体系的な健康づくり運動の推進を図ります。
- 地域においては、住民の自主的な活動を基本としつつ、市町村健康づくり推進協議会、保健衛生関係団体、地区衛生組織などの関係機関・団体との連携の強化のもとに、地域に根ざした健康づくり運動の推進体制を整備します。
- 生活のリズムに合わせた健康づくり運動を、効果的に展開するための各種技法の研究開発について、検討を進めます。

##### ② 地域保健活動推進体制の整備充実

- 健康増進や疾病の予防・早期発見・早期治療のため、出生前からの妊産婦健診をはじめ、乳幼児健診、学校・職場健診、成人健診など、ライフサイクルに応じた各種健康診査、保健指導などの保健サービスを充実します。また、保健所、市町村保健センター、医療機関などが相互に機能分担を図りつつ、総合的・体系的な地域保健サービス網を整備します。
- 地域における健康づくりの円滑化を図るため、民間関係協力団体などの育成強化に努める一方、地域保健活動の中心的な役割を担う保健婦など専門職員の確保とその資質の向上に努めます。
- 地域住民の生活に密着した保健相談、保健指導などの総合的な保健サービスの充実を図るた

め、その拠点となる市町村保健センターの整備を促進するなど、基盤整備の充実強化を図ります。

- 保健所については、健康増進部門の整備充実を図るなど、地域保健活動の拠点としての機能を強化します。

### ③ 保健・医療サービスの包括化と医療情報ネットワークの整備

- 医療供給体制の整備と健康増進対策の総合化を図るため、保健医療計画を策定し、地域における包括的な保健・医療サービスを充実強化します。

- 地域保健医療体制を充実するため、各種の保健・医療情報システムの調査・研究の推進を図る一方、救急医療・へき地医療などの医療情報システムの普及の促進を図ります。併せて、地域保健・医療支援システムの整備について検討を進めるなど、高度情報システムの保健・医療分野への導入を促進し、総合的な情報ネットワークの整備を図ります。

## (3) ライフサイクルや疾病などに

### 応じた予防対策の推進

#### ① 母子保健対策の推進

- 心身障害の発生予防や早期発見・早期治療のため、妊産婦健診、各種の乳幼児の健診などを充実するとともに、健康検診後の事後管理・指導に努めるなど、一貫した母子の健康管理体制を整備します。
- 心身ともに健全な子供の出生と育成を図るため、乳幼児などに対する医療扶助等の充実に努めます。
- 母子保健教育の充実、思春期前後の健康教育の普及相談体制の確立に努めます。

- 地域における母子保健組織の育成、相談指導体制の強化を図るなど、地域に根ざした各種対策を促進します。

#### ② 老人保健（成人病）対策の推進

- 壮年期以降の総合的な保健対策の推進体制を、整備強化します。
- 成人病とその予防についての正しい知識の啓蒙啓発を進めます。
- がん集団検診車などの検診機器の整備、検診体制の充実強化を図ります。
- 市町村が行う健康相談、健康診査、機能訓練などの各種保健事業について計画的な実施を促進します。

#### ③ 精神保健対策の推進

- 精神障害者の適正な医療及び保護を図るため、相談体制の強化、専門医療機能の整備、医療扶助の充実などに努めます。
- 精神衛生センターの機能の充実、保健所などにおける相談体制の強化、訪問指導体制の整備、啓蒙普及活動の強化に努め、地域社会全体で精神障害者を支える体制の整備を図ります。
- 回復途上にある精神障害者の社会復帰を促進するため、相談指導機能を強化するとともに、職親制度などの充実を図ります。
- 痴呆性老人などに対する在宅ケアを促進するため、老人の精神衛生に関する相談体制を拡充し、地域ケア体制の確立に努めます。
- アルコール中毒者の発生予防、社会復帰などを促進するため、適正飲酒などの普及啓発に努め、酒害相談指導体制の確立と民間関係団体の育成強化に努めます。

#### ④ 難病などの疾病対策の推進

- 原因不明で治療法が未確立である難治性の疾



病等に対しては、調査・研究などの推進、医療費の扶助、医療施設の整備、保健婦等による家庭訪問の実施など、患者や家庭の立場にたった難病対策を進めます。

- 感染症疾病に対しては、伝染病予防対策や伝染病流行予測調査及び感染症サーベイランス（監視）体制等を充実するなど、予防対策を強化します。

## 4-2 スポーツ・レクリエーションの振興

### 【現状と課題】

- 近年、所得水準の向上や、余暇時間の増大などに伴い、県民のスポーツ・レクリエーション活動は、日常生活のなかに着実に定着しつつあり、県民の健康の増進や体力づくり、地域的連帯意識の高揚、ゆとりとうるおいのある生活の創造に大きな役割を果たしています。
- このようななかで、スポーツ・レクリエーション活動を通じての県民の健康の保持・増進や自己実現への欲求が高まりを見せていますが、活動のための条件整備は、十分とはいえない状況にあります。
- このため、それぞれの年齢や体力などに応じて選択しうる多様な場の整備や、指導者の養成確保、関

係団体の育成を図るなど、県民だれもが手軽に、健康・体力づくりができ、充実した生活ができるよう、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を拡充していく必要があります。

- また、昭和70年に本県開催が予定されている国民体育大会に向けて、施設・設備の整備を図るとともに、競技力の向上に努める必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 県民総スポーツをめざし、意識の啓発を図るとともに体力づくりの推進に努めます。
- 増大し多様化する県民のスポーツ・レクリエーション活動のニーズに応えられる多様な場の整備や、指導者の養成確保及び情報の提供などに努めます。
- 国民体育大会の開催に向けて、施設・設備の整備を図るとともに、競技力の向上に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) スポーツの振興

##### ① 体力づくりの推進

- 県民のスポーツに対する意識を啓発し、県民総スポーツの推進に努めます。
- 「福島県健康・体力づくり推進対策協議会」の活動を強化するなど、総合的・体系的な体力づくり運動を推進します。
- 健康・体力づくりやスポーツに関する情報の収集・提供に努めます。

##### ② スポーツ施設の整備

- “いつでも、だれでも、気軽に”利用できる身近なスポーツ活動の場として、日常生活圏域におけるオープンスペースの活用、スポーツ施設や総合運動公園などの整備充実を図ります。
- 日常生活圏内の歩道、公園、河川敷などを活



ママさんバレーボール

用し、快適なジョギングコースやサイクリングロードなどの整備を図るとともに、各地域の地理的・自然的条件を活用したキャンプ場やオリエンテーリングコースなどの野外活動施設の整備を図ります。

③ スポーツ活動指導者の養成確保

○ 地域におけるスポーツ活動指導者の養成と資質の向上を図るため、各種研修会などを実施します。特に、不足している女子指導者の養成を図ります。

○ 公共のスポーツ施設に指導者の配置を図るとともに、学校体育施設の利用を円滑に進めるため、学校に管理指導員の配置を促進します。

④ スポーツクラブの育成強化

県民の生活に密着したスポーツ活動を振興するため、地域や職場での自主的・自発的スポーツクラブの育成を図ります。

⑤ 国民体育大会の開催

国民体育大会に向けて組織を充実し、競技基準に基づく施設・設備の整備と競技力の向上に努めます。

(2) レクリエーションの振興

① レクリエーション活動の場の整備拡充

○ 貴重な資源である自然や文化遺産の保全に努めながら、多様化するレクリエーション需要に対応するため、歴史や山、溪谷、湖沼、海などの自然を生かした、新たなレクリエーションの場の開発を進めます。

○ スポーツ・レクリエーション活動の拠点としての海洋性レクリエーション・ゾーンの整備を検討するとともに、猪苗代湖周辺の総合的かつ計画的な整備を推進します。

○ 国立・県立公園をはじめ、県民の森などのグ

リーンエリア、自然遊歩道、家族旅行村及び野外活動施設など、地域の特性を生かした場の整備充実に努めるとともに、広域公園や広場、児童の遊び場、水に親しむ場などの身近な場の整備充実に努めます。

② レクリエーション情報収集・提供機能の強化

観光情報センターを充実するなど、レクリエーションに関する情報の収集機能を強化し、適切な情報の提供に努めます。

③ レクリエーション活動指導者の育成

レクリエーション活動の活発化を図るため、指導者の養成と資質の向上に努めます。

④ レクリエーション活動の場の安全の確保と美化・浄化対策

レクリエーション活動による事故や環境汚染を防止するため、啓蒙啓発を推進するとともに、自然や歴史的景観などとの調和に配慮しながら、レクリエーションの場の安全対策の充実及びごみ・し尿などの処理施設や駐車場などの整備を図ります。

## 4-3 医療サービスの総合的な推進

### 【現状と課題】

○ 県民の医療水準は著しく向上してきましたが、一方、疾病構造が変化するとともに、医療内容も高度化・専門化し、また、医療需要も増大・多様化するなど、医療をとりまく環境も大きく変化してきています。

○ 医療サービスの基本は、すべての県民が“いつでも、どこでも”必要かつ適切な医療を享受できるようにすることです。このため、地域に根ざした医療サービスの展開、高度あるいは特殊な医療供給体制の拡充整備、医療保険制度の内容の充実を



図るなど、包括的な医療サービス供給体制の整備とその推進に努める必要があります。

- 一方、本県の医療従事者については、医師・歯科医師数はともに年々増加はしているものの、まだ充足されているとはいえ、今後とも県民医療確保の基本的要件である医師などの確保を図るとともに、地域的な適正配置に努める必要があります。また、その他の医療従事者についても、医療サービスの内容の多様化・高度化・専門化に適切に対応しうよう、その養成確保と資質の向上を図る必要があります。
- さらに、医学や生命科学の進展は、体外受精、人口臓器、臓器移植、発がん遺伝子の解明などにより、人々の死生観・人間性についての考え方など、単に健康の問題に止まらず、人間の生き方や社会の倫理規範にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。
- 加えて、医療機関の健全経営の確保や医療保険制度の充実に努めるとともに、医薬品などの安全性・有効性の確保及び血液の確保を図る一方、社会に大きな害悪をもたらしている麻薬、覚せい剤などの薬

物等の乱用防止に努める必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 県民の望ましい医療の確保を図るため、プライマリ・ケア（初期医療）から高度・専門医療やリハビリテーションに至るまでの包括的な保健医療サービスについて、機能分化を進めるとともに、全体として有効に機能するようなシステム化の推進に努めます。
- 地域社会や生活に密着した地域医療活動の推進、地域医療サービス供給体制の整備に努めます。
- 多様な医療需要に対応しうる医療従事者の確保と資質の向上、医療機関の健全経営の確保、医療保険制度の内容の充実に努めます。
- 安全で有効な医薬品の提供と薬物乱用の防止を図るとともに、献血思想の啓蒙啓発に努め、血液の確保を図ります。

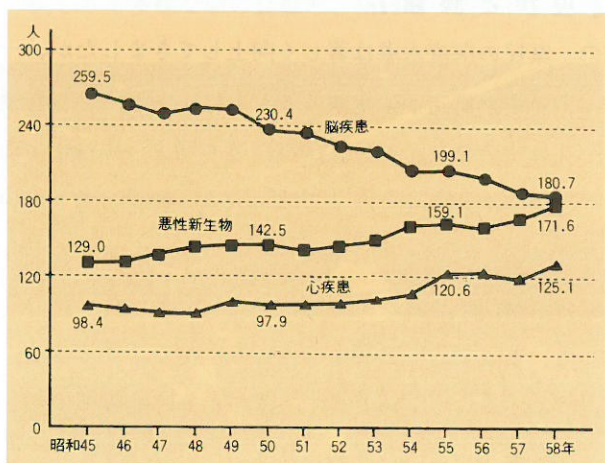
### 【主要施策】

#### (1) 医療サービス供給体制の整備

##### ① 地域医療のシステム化の推進

- 救急医療、へき地医療、専門医療を含む望ましい医療供給体制を確立するため、地域の医療需要を踏まえ、医療圏を設定し、医療機能のネットワーク化を図ることを目的とする地域医療計画を策定し、地域における医療のシステム化の推進を図ります。
- 公的医療機関については、地域医療供給体制のなかでその果たすべき役割を明確化し、公的医療機関相互のあるいは民間との機能の分担を図るとともに、医療従事者の確保及び施設・設備の充実に努めます。
- 地域医療の中核機関である県立医科大学附属病院については、大学病院の使命とする高度な診療と医療サービスの提供及びより水準の高い

特定死因別死亡者数の推移(人口10万人当り)



資料：県保健環境部調べ

医学の教育・研究の場として、その機能が十分果しうよう、各部門の整備充実を図ります。

## ② 救急医療体制の整備

- “いつでも、どこでも” 必要な医療が受けられるよう、県内全域をカバーする初期から第3次までの救急医療体制の整備を推進します。
- 初期救急医療体制を整備拡充するため、休日・夜間急患センターの整備を促進するとともに、在宅当番医制の定着化とその機能の強化を図ります。
- 救急告示病院、救急協力施設の拡充と診療体制の充実強化を図ります。
- 休日・夜間の重症救急患者の診療を確保するため、病院群の輪番制方式や共同利用型病院方式など地域内の医療施設の実情に応じた第2次救急医療体制の整備を図ります。
- 第3次救急医療体制として、高次の救命救急医療機能を確保するため、救命救急センターを充実強化するとともに、県北方部・会津方部における救命救急センターの整備促進を図ります。
- 医療機関に収容されるまでの患者に対する一時的治療と介護の充実を図るため、医師等が同乗するドクターズ・カーなどの配備を促進します。また、救急患者の搬送のため、ヘリコプターの活用について検討を進めます。

## ③ へき地医療の確保

山村など医療に恵まれない地域の住民に対する医療を確保するため、へき地における医療従事者の確保とその定着化、へき地診療所などの整備充実等を図ります。また、新たに、へき地医療情報システムの導入の推進を図ります。

## ④ 高度・専門医療供給体制の整備

- 高度・専門医療を必要とする疾患に対処するため、脳神経施設、がん診療施設、小児医療施設、腎移植施設、角膜移植施設など、高度・専門医療供給施設の整備を図ります。
- 高度・専門医療の充実を図るため、高額医療機器の共同利用化や病院のオープン化など医療資源の効率的な活用の促進に努めます。
- 周産期及び新生児医療対策として、周産期集中強化治療室（P I C U）、新生児集中強化治療室（N I C U）などの整備を促進します。

## (2) リハビリテーションの充実

### ① リハビリテーション医療の充実

脳卒中などの疾病や交通事故の後遺症等により障害を持つ人々の機能回復を支援するため、既存リハビリテーション施設の充実強化を図るとともに、病院等へのリハビリテーション施設の併置を促進するなど、新たな施設・機能の拡充、専門技術者の確保に努めます。

### ② 医療と福祉の中間施設の整備

医療と福祉の連携の強化を図るため、病院と家庭などを結ぶ看護ケアを中心とする中間的な機能の整備について検討します。

## (3) 医療基盤の充実

### ① 医師・歯科医師の確保

- 県立医科大学など養成施設の整備充実を図るとともに、卒業生の県内定着化を促進するため、臨床研修指定病院の拡充と研修生の受入れ体制の拡充を図ります。
- 医師の確保について、病院等に対する助言指導を行い、併せて、医師の県内定着化と資質の向上を図るため、生涯にわたる研修体制を整備します。



- 地域住民に密着する地域保健活動やプライマリー・ケアに従事する医師などの確保に努めます。

② 看護職員の充実

- 保健医療の多様化・高度化・専門化に対応するため、看護婦等養成機関の整備充実と看護職員の資質の向上に努めます。
- 潜在看護婦の活用を図り、在宅養療者に対する訪問看護、デイ・ケアなど保健・医療サービスの充実に努めます。

③ その他の医療従事者の充実

理学療法士（P・T）、作業療法士（O・T）、言語療法士（S・T）など、医学的リハビリテーションに従事する技術者及び高度化する医療技術に対応しうるその他の専門的技術者の確保と資質の向上に努めます。

④ 医療機関の健全経営の確保

県民に対し良質の医療を適切に提供していくため、個々の医療機関の経営努力を前提としつつ、医療機関の健全かつ安定的な経営が確保されるよう、助言指導などの強化を図ります。

⑤ 医療保険制度の充実

各種医療保険制度については、これを堅持し、適正負担で公平に、質の高い医療を受けることができるよう、給付内容の充実や制度間の不均衡の是正について、国に強く働きかけていきます。

(4) 医薬品等の安全と血液の確保

① 医薬品等の安全性・有効性の確保

- 医薬品等の安全と有効性を確保するため、医

薬品等製造業、薬局及び薬店などに常時立入検査を実施し、監視取締り及び指導を行う一方、薬事監視体制の整備、監視員研修の充実を図るなど、薬事監視を充実強化します。

- 医薬品等の副作用による事故の発生と拡大を防止するため、医薬品等による副作用の情報収集と迅速・的確な情報提供機能の充実を図ります。

- 医薬品等の苦情相談体制及び機能の充実を図ります。また、「薬草教室」など各種講習会の開催等により、薬事衛生思想の啓蒙普及に努めます。

- 薬局の処方せん受入れ体制を整備するなど、適正な医薬分業の推進に努めます。

② 薬物等乱用の防止

- 薬物等の乱用を防止するため関係機関との緊密な連携のもとに、監視指導及び違反取締りを強化徹底します。

- “もたない、もたせない、みのがさない”の「三ない運動」を展開するなど啓発活動を推進します。

- 覚せい剤等乱用防止推進員の適切な配置を推進するなど、乱用防止体制を整備充実します。

③ 血液の確保

相互扶助の精神を基本としつつ、県民に対する献血思想の普及啓蒙を強化する一方、献血組織の育成強化、献血受入施設の整備などを促進し、県民医療に必要な血液の確保に努めます。

## 5 生きがいあふれる福祉社会の実現

県民の平均寿命の伸長によるライフステージの拡大と急速な高齢化の進行により、新たな家族生活のあり方、福祉需要の増大やその費用負担の問題、就労の場の創出など、家庭・地域・産業などの社会全般にわたり、新たな対応が求められています。

このような新たな状況を踏まえ、等しく、健康で生き生きとした暮らしを創造するためには、自主的参加と連帯を基本として、思いやりとふれあいのなかで、社会的活力を維持向上させていくことが求められています。

このためには、県民すべてが各自のライフサイクルに応じて、必要な福祉サービスを受けることができる“確かな社会”を、県民・地域・行政一体となって

築いていく必要があります。

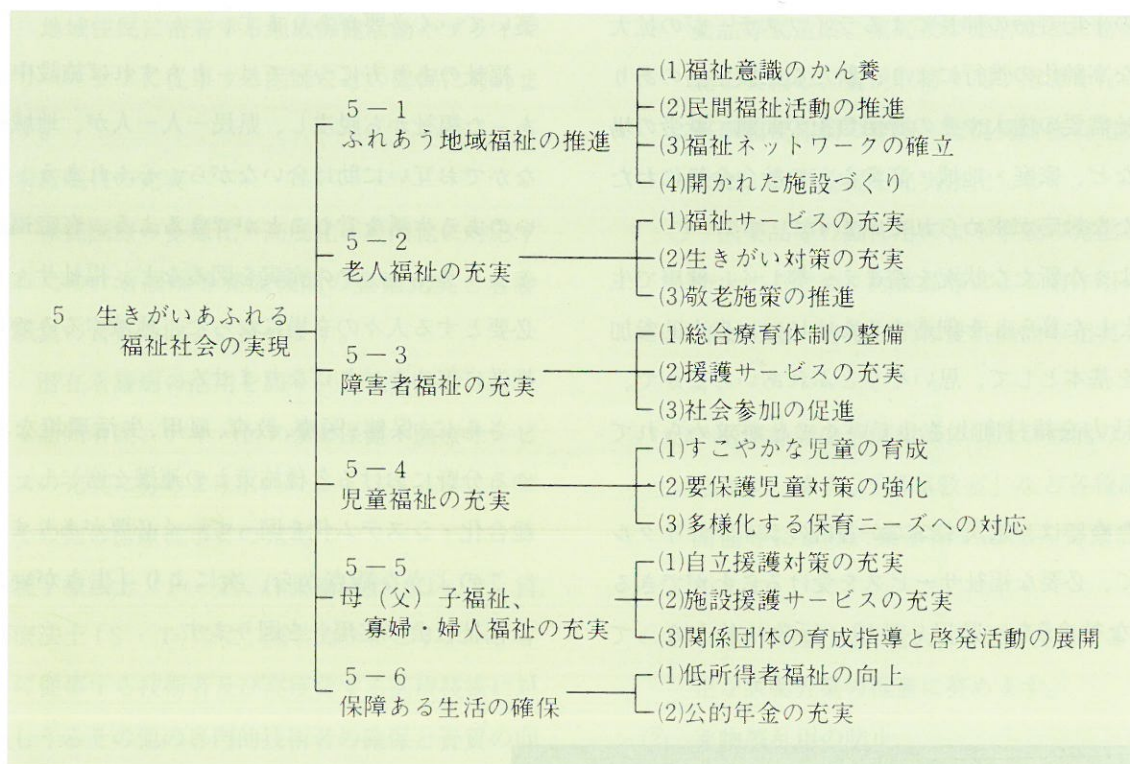
福祉のあり方については、ともすれば施設中心的であった福祉から脱皮し、県民一人一人が、地域社会のなかでお互いに助け合いながら、心ふれあう、生きがいのある生活を営むことができるよう、在宅福祉やコミュニティ・ケアの充実を図るなど、福祉サービスを必要とする人々の立場にたった、地域ぐるみの福祉の推進に努めなければなりません。

さらに、保健・医療、教育、雇用、生活環境などあらゆる分野における各種施策との連携を密にし、福祉の総合化・システム化を図っていく必要があります。

このような観点から、次により「生きがいあふれる福祉社会の実現」を図ります。







## 5-1 ふれあう地域福祉の推進

### 【現状と課題】

- 高齢化の進行、生活意識の変化あるいは地域社会の変容など、社会経済環境の変化に伴い、社会福祉に対する県民のニーズは、多様化・高度化しながら、ますます増大しています。これに効果的に対処し、県民福祉の向上を図るためには、公的な社会福祉施策と民間福祉活動の有機的連携を図り、援助を要する人々に対し、的確できめの細かい福祉対策が実践されるよう福祉基盤を充実し、その拡充を図る必要があります。
- 人間にとって基本的な生活の場は家庭であり、住みなれた家庭や地域のなかで、温かいふれあいをもって生活できることが望ましいことです。また、すべての県民が、それぞれの立場で社会福祉

に参加し、積極的かつ主体的に、その役割と責任を分担していくことが望まれます。さらに、地域福祉を充実するため、援護を要する人々に対し、円滑できめの細かい福祉サービスが供給されるよう、総合的に配慮していく必要があります。

- このため、社会連帯の意識に支えられた思いやりのある心が育まれるよう、福祉に関する啓蒙啓発に努めるとともに、社会福祉協議会や民生委員、ボランティアなどによる民間福祉活動との連携を深めながら、整合性のとれた社会福祉諸施策を展開し、地域ぐるみ福祉の実現に努める必要があります。
- また、社会福祉施設は、地域福祉の向上に重要な役割を担うものであり、そのもてる機能を十分に発揮していかなければなりません。このため、施設サービスの拡充を図るとともに、その有する機能を地域に開放し、地域住民との交流を促進するなど、“開

かれた施設づくり”を推進する必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 自主的社会福祉活動の促進、福祉サービスの体系化、在宅福祉サービスの充実、開かれた施設づくりの推進など、ふれあう地域福祉の推進に努めます。
- 社会福祉意識のかん養、民間福祉活動の充実促進、社会奉仕活動の活性化を図ります。

### 【主要施策】

#### (1) 福祉意識のかん養

##### ① 啓発・広報活動の拡充

県民一人一人が、福祉に対する深い理解と正しい認識をもち、自発的に福祉の実践活動に参画できるよう、福祉に関する各種啓発資料の充実に努めるとともに、啓発・広報活動の強化を図ります。

##### ② 福祉教育の推進

福祉意識をかん養するため、家庭・学校・地域・社会のあらゆる場において、福祉教育の推進に努めます。

#### (2) 民間福祉活動の推進

##### ① 社会奉仕活動の助長

- 民間奉仕活動において重要な役割を担っている民生（児童）委員が十分にその役割を発揮できるよう、研修機会の拡充を図ります。
- 地域福祉推進の中心となる、県民の善意に基づくボランティア活動の促進を図ります。また、市町村におけるボランティアセンターの設置を促進します。

##### ② 社会福祉協議会の充実強化

民間福祉活動団体の中核となる社会福祉協議会の活動の充実強化、組織体制の整備、財政基盤の確立に努めます。

##### ③ 福島県総合社会福祉基金の拡充

地域福祉活動を財政的に支援するため、民間寄

金の結集による福島県総合社会福祉基金の拡充と原資の効率的運用を図ります。

#### (3) 福祉ネットワークの確立

援護を要する人々が、住みなれた家庭や地域のなかで安心して生活できるよう、福祉サービスの一体的・継続的な供給を図るため、地域で行われる種々の福祉活動を有機的に連携させるネットワークづくりを推進します。

#### (4) 開かれた施設づくり

- 社会福祉施設は、地域社会の一員であるとの認識のもとに、積極的に施設の有する機能を地域に解放し、住民との交流などを通じて、入所者の生活圏の拡大と自立心の育成、社会復帰意欲の高揚に努めます。

- 社会福祉施設の整備にあたっては、需要や地域間の均衡に配慮し、幼稚園や保育所あるいはコミュニティセンター等との併置を考慮するなど、開かれた施設づくりを推進します。

## 5-2 老人福祉の充実

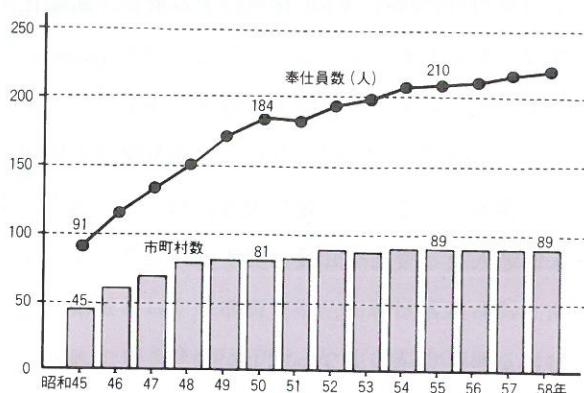
### 【現状と課題】

- 本県の65歳以上人口は年々増加しており、県人口の10.5%（21万3千人、昭和55年国勢調査）を占め、全国平均（9.1%）を5年程先行する形で、高齢化が進行しています。
- 老人をとりまく環境は、高齢化に加え、核家族化の進行、扶養意識の変化、さらには就業構造の変化などを背景として、一人暮らし老人、ねたきり老人や痴呆性老人など援助や介護を要する対象者が増加する傾向にあるとともに、一方においては、地域社会における連帯意識の更なる低下が懸念されており、老人に対する福祉の需要が、量的にも質的にも増大・多様化することが予想されます。



- このような状況のなかで、より豊かな老人福祉サービスを推進するためには、高齢者の活力をいかに引き出すか、あるいは費用負担をどうするのかなど、検討すべき課題は数多くあります。
- これからの老人福祉対策は、老人自身の自助の助長とともに、それぞれの立場に応じたトータルでしかもきめの細かい援護サービスが必要となります。このため、経済的自立を助長するための就労対策や老人クラブ活動などを通じた社会参加を促進すると同時に、援護を要する人々に対しては、その状況に応じた温かい対応を図る必要があります。
- 老人が、敬愛を受くべき世代として、家庭・地域のなかで、健康で安らぎと生きがいのある生活ができるよう、地域社会の連帯を基盤とした総合的な福祉対策を推進し、社会的活力を醸成していかなければなりません。
- このため、老人の立場にたった福祉の推進を基本として、在宅福祉・施設福祉・生きがい対策の3つを柱として、地域性を加味しながら、各施策の拡充を図るとともに、均衡のとれた施策の展開を図っていくことが肝要です。

老人家庭奉仕員数及びその設置市町村数の推移



資料：県生活福祉部調べ

## 【めざすべき方向】

- 老人を尊敬し、大切にする心のかん養に努めます。
- 老人一人一人の態様に応じ、日常生活が適切に営めるよう、在宅福祉サービスの充実強化を図ります。
- 就労の斡旋や、老人クラブの活動などを通じ、高齢者の豊かな知識・経験を生かす社会参加活動の推進など、生きがい対策の充実を図ります。
- 老人の境遇や希望に応じて、入所または利用できるように、各種施設の整備を図ります。

## 【主要施策】

### (1) 福祉サービスの充実

#### ① 在宅福祉サービスの推進

- 一人暮らし老人やねたき老人・痴呆性老人については、生活相談や食事、入浴、洗濯などの家事・介護を行う家庭奉仕員の派遣や、介護人の理由により一時的に介護に欠けることとなる老人を保護する短期保護の充実を図るなど、日常生活サービス機能を強化します。
- 高齢者の各種相談に応じられるよう、社会福祉事務所などの相談機能を充実強化します。

#### ② 施設福祉サービスの促進

- 老人福祉施設については、老人の境遇や希望に応じた対応ができるよう、地域的な均衡を配慮しながら施設整備を促進します。
- 地域住民との交流を通じて心のふれあいを高めるとともに、福祉意識のかん養を図るため、老人福祉施設のもてる機能を地域に開放します。
- 高齢者のいこいの場である老人福祉センターなどの整備の促進を図ります。

### ③ 老人医療給付制度の推進

老人医療給付制度の運用にあたっては、関係部門との密接な連携のもとに、制度の円滑な運営に努めるとともに、老人医療事務の適正な執行を確保します。

## (2) 生きがい対策の充実

### ① 生きがいのある生活の創造

- 高齢者が自己の経験、知識を生かした創造的な製作活動を活発にするなど、生きがい対策を推進します。
- 高齢者の学習意欲に応え、深みのある生活を創造するため、高齢者人材活用事業や高齢者教室を開催するなど、学習機会の拡充、内容の充実に努めます。

### ② 社会参加の促進

- 高齢者の自主的活動を助長するため、老人クラブの育成を図るとともに、高齢者の豊かな知識と経験を、地域福祉の推進ひいては魅力ある地域づくりに活用できるよう、社会参加の機会づくりを進めます。
- 地域間の交流と高齢者の健康を増進するため、健康増強運動やスポーツ大会の振興普及に努めます。

### ③ 自立の促進

- 高齢者が希望に応じて就労できるよう、高齢者を対象とする無料職業紹介所の機能を充実し、適職の斡旋や各種相談機能の強化に努めるとともに、ニーズに応じた職業転換訓練等を図るなど、再就職の機会を拡充します。
- 高齢者の多様な就業ニーズに対応するため、「シルバー人材センター」の活用を促進します。

## (3) 敬老施策の推進

老人をいたわり、大切にすることを培うため、広報・啓

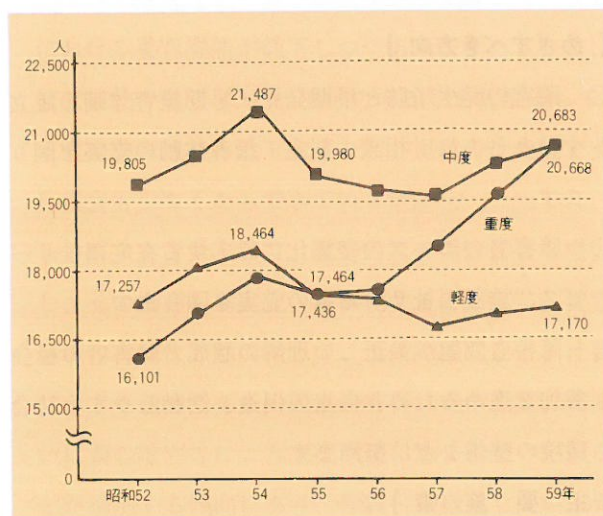
発活動を推進するなど、敬老精神のかん養に努めます。

## 5-3 障害者福祉の充実

### 【現状と課題】

- 心身障害者（児）（以下「障害者」という。）は、県内に約6万7千人（身体障害者（児）約5万9千人、精神薄弱者（児）約8千人、昭和59年4月現在）おりますが、その数は、増加の傾向を示しており、また内容的にも高齢化・重度化の傾向にあります。

障害程度別身体障害者数の推移



資料：県生活福祉部調べ

- 障害者のなかには、働く意志をもちながら障害のために働けない人や、日常生活も思うにまかせない人もおりますが、多くの人は、障害を克服し、社会活動に積極的に参加、活躍しています。
- 障害者も可能な限り家族とともに、地域社会のなかで生活することが望ましいことであり、在宅サービスの充実が求められています。
- 一方、家庭で介護することが困難な障害者のための援護施設は、なお量的に不足している実状にあります。
- 今後の障害者対策としては、“障害者が家庭や地



域社会において、自立して生活できる施策の実現”を基本目標に、障害者の実態とその多様化しているニーズを、質的・量的に把握し、これに的確に即応した総合的な福祉施策を、効果的に推進していく必要があります。

- このため、障害の発生予防と早期発見、早期療育に努めるとともに、福祉をはじめ、保健・医療、教育育成、就業対策など、一貫した対策を推進し、社会参加の促進に努める必要があります。
- 施設整備については、施設本来の機能を考慮するとともに、開かれた施設づくりを図る必要があります。

#### 【めざすべき方向】

- 障害の発生予防と早期発見・早期療育体制を確立するとともに、相談・判定・指導体制の充実を図ります。
- 障害者のニーズの多様化に対応する在宅福祉サービス、施設福祉サービスの充実を図ります。
- 障害者問題への正しい理解の醸成と障害者の社会参加を進めるため、自立の促進、活動しやすい社会環境の整備などに努めます。

#### 【主要施策】

##### (1) 総合療育体制の整備

###### ① 総合療育体制の確立

障害の発生予防と早期発見・早期療育を行う心身障害児総合療育センターを整備するとともに、各福祉施設や関係機関・団体との有機的連携を強化するなど、総合的な療育体制を確立します。

###### ② 相談・判定・指導体制の強化

- 児童相談所、身体障害者総合福祉センター、精神薄弱者更生相談所、福祉事務所等専門機関相互間の連携を強化し、機能の充実を図るなど、障害者に対する相談・判定・指導体制を充実します。

- 障害者関係専門職員、身体障害者相談員、精神薄弱者相談員などに対する研修の充実を図ります。

##### (2) 援護サービスの充実

###### ① 在宅援護サービスの充実

- 障害者の日常生活を向上させるため、介護需要に見合う家庭奉仕員、ガイドヘルパーなどの確保に努めるとともに、点字図書、テープライブラリーの整備を推進します。
- 障害者の適切な療育を確保するため、在宅重度心身障害者の緊急保護、心身障害児の短期療育等を充実するなど、施設機能の開放を進めます。
- 障害者の家庭における援護を増進させるため、日常生活用具、補装具などの各種給付を充実するほか、重度障害者や人工透析患者に対する医療費などの援助を充実します。

###### ② 施設援護サービスの充実

家庭で介護することが困難な重度障害者のための収容施設、在宅志向に対応する通所施設など、障害者のそれぞれのライフサイクルとニーズに応じた総合的な施設体系を確立し、これら施設の地域的な適正配置を図ります。

##### (3) 社会参加の促進

###### ① 啓発活動と交流の促進

- 障害者問題に対する県民の正しい認識と理解を深めるため、長期的に啓発活動を推進するほか、国際障害者年を契機に制定された「障害者の日（12月9日）」と「障害者福祉週間（12月9日～12月15日）」を中心に、各種の行事を開催し、啓発と交流の促進を図ります。
- 施設の社会化を推進するとともに、障害者とのふれあいを中心としたつどい等を開催し、地

域住民との交流を促進します。

## ② 自立の促進

- 障害者やその家族などが障害への正しい認識と自覚をもって自立への自助努力ができるよう、障害者団体や親の会の育成指導、障害者本人を対象とする相談指導体制を充実強化します。
- 職場適応訓練の実施、求職の相談指導などを通じて、障害者の雇用の促進を図ります。また、就労の困難な障害者に対しては、必要な訓練を行い、就労の場となる小規模通所授産施設などの授産施設や福祉工場等の整備を進めます。
- 身体障害者の社会活動を促進させるため、運転免許の取得や自動車の改造に対する助成などの援護対策を充実します。
- 精神薄弱者の社会生活への適応を促進させるため、通勤寮、通勤ホームなどの活用を図るとともに、職親の開拓に努めます。
- 障害者が地域社会のなかで、文化・スポーツ活動などに取り組むことができるよう、創作活動や日常生活訓練等を行うデイ・サービス及び日曜教室・スポーツ教室の開催など、障害者の文化・スポーツ活動を振興します。

## ③ 社会環境の整備

国際障害者年を契機に策定した「障害者のための生活環境整備推進指針」の啓発を推進するとともに、公共建築物、道路、公園等を整備改善するなど、障害者にとって住みよい街づくりを進めます。

## 5-4 児童福祉の充実

### 【現状と課題】

- 本県の児童（0～18歳未満）人口は、56万3千人（昭和55年国勢調査）で、総人口の27.7%を占めています。その数は、50年調査より1万7千人の減となっており、この減少傾向は、今後も続くものと予想されます。
- 近年、児童をとりまく環境は、都市化の進展などによって自然の遊び場が奪われ、また、家族の少子化傾向などにより、遊び仲間が不足するなど、地域における養育機能が低下しつつあります。さらに、核家族化の進行、母親の就労の増加等を背景として、家庭の養育機能も低下するなど、児童の社会性を養う機会も少なくなってきました。
- これらを背景として、家庭外での保育需要も増大し、その内容も高度化・多様化するとともに、養育環境の複雑化等を反映して、情緒障害児など、社会にうまく適応できない児童や非行に走る児童、あるいは親の離別等により家庭環境に恵まれない児童などが増加する傾向にあり、複雑・多様化している児童問題への適切な対応が求められています。





- 高齢化社会を迎えるにあたって、次の時代を支える、心身ともに健全な児童の育成を図ることは極めて重要な課題であり、家庭・地域・社会が一体となって、豊かな情操と優れた創造性・社会性をもつ人間形成に向けて、努力していく必要があります。
- このため今後は、児童のおかれている状況と成長段階に応じたきめ細かな対策を講じるとともに、地域に根ざした施策を総合的に推進していく必要があります。

#### 【めざすべき方法】

- すこやかな児童の育成をめざし、健全育成を図ります。
- 要保護児童への適切な処遇と、アフターケアの充実に努めます。
- 多様化・高度化する保育ニーズに対応した要保育児童対策の推進に努めます。

#### 【主要施策】

##### (1) すこやかな児童の育成

###### ① 健全育成対策の推進

- 児童が人として尊ばれ、社会の一員として重んじられ、より良い環境のなかで育まれるよう、児童福祉に対する一般の理解と認識を深めるための啓蒙活動を推進します。
- 児童館・遊び場など児童厚生施設の整備を推進するとともに、適切な指導助言のできる指導者の確保に努めるなど運営指導の充実を図ります。
- 地域子供会の活動の促進や、母親クラブの活動を充実するなど、地域に根ざした組織活動を促進します。
- 都市部における留守家庭児童の増加、地域における住民相互の連帯意識の希薄化に対処するため、都市児童の健全育成対策を推進します。

##### ② 相談指導体制の充実

- 要保護児童などの早期発見、通告及び児童の問題を抱える家庭に対して適切な相談助言を行うことができるよう、児童委員活動の充実強化を図ります。
- 住民に密着した相談窓口である家庭児童相談室や児童相談所の相談機能を強化するとともに、専門職員に対する研修の充実を図ります。また、これらの機能の活用を図るため、啓発・広報活動を推進します。

##### (2) 要保護児童対策の強化

###### ① 施設サービスの充実

- 児童の入所原因の複雑化、児童の性格や行動面の多様化に対応するため、施設指導体制の充実強化を図ります。
- 既存老朽施設の改築整備を促進するほか、要援護児童数の実態に応じた施設の整備を行うとともに、遊具教育備品を充実するなど、入所児童の処遇の向上を図ります。

###### ② 里親制度の推進

- 家庭的雰囲気の中で児童を養護する里親制度の普及に努めるとともに、里親に対する研修などの充実を図ります。
- 保護者の疾病などにより、一時的に養護に欠ける児童を委託する緊急短期里親制度を拡充します。

###### ③ 援護サービスの充実

- 就職などのため施設を退所した児童に対しては、自立助長と社会適応力のかん養を図るため、退所児童のアフターケアを充実します。
- 母子・父子家庭の児童が、物心両面の不利な条件を克服し、すこやかに育つよう、介護人の派遣や相談機能の充実を図るなど、援護施策を

推進します。

### (3) 多様化する保育ニーズへの対応

#### ① 保育所の整備

保育所の整備については、人口急増地域などの要保育児童数の実態に応じて、適正配置に努めます。また、既存の老朽化した保育所の整備を促進します。

#### ② 保育内容の充実

- 保育需要の多様化に対応するため、乳児保育、障害児保育などの保育内容を充実します。
- 山村へき地で活用されているへき地保育所制度の充実や、保護者の就業形態の多様化に対応した保育時間の延長などの対策を促進します。
- 保育内容・方法の改善充実を図るため、保母研修の充実及び保育所と幼稚園や児童館職員等との意見の交換、研究・協議の場の設定等に努めます。

#### ③ 無認可保育施設に対する調査・指導

ベビーホテル、無認可保育施設、事業所内保育所などに対し、利用児童の安全と衛生の確保を図るため、立入調査を行い、必要な指導を実施します。

ります(59年5月現在)。また、寡婦家庭においても、母子家庭と同様、経済的条件に恵まれないものが多く、父子家庭では、児童の養育面に困難を抱えているものが多い状況にあります。

- これらの家庭の多くは、相談相手も少なく孤立感をもちやすく、また、病気などの場合に困るのが実状であり、経済的援助や就労・再婚・子どもの養育などに対する指導援助体制を充実強化するなど、自立の促進を図る必要があります。
- また、正常な社会生活を営むうえにおいて、何らかの問題を抱え、経済的・精神的に不安定な状態に落ち込んでいる婦人については、転落の未然防止と保護、自立の促進に努める必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 早期に適切な相談指導ができるよう、相談指導体制の充実強化を図るなど、自立の促進を図るとともに、母子家庭などの問題に関する啓蒙啓発に努めます。
- 要保護家庭や要保護婦人に対する制度や施設の改善を図るなど、援護の強化に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 自立援護対策の充実

##### ① 相談指導体制の強化

- 経済的・精神的な問題などの相談に対し、内容に応じた適切な助言と指導を行うため、相談機能を充実するとともに、専門職員に対する研修を強化するなど、相談指導体制を充実強化します。
- 地域社会において孤立しがちなこれらの人々に対して、身近なところで、適切な相談助言を行うことができるよう、民生(児童)委員による相談活動を強化します。
- 再婚を希望する母子・父子家庭について、結

## 5-5 母(父)子福祉、寡婦・婦人福祉の充実

### 【現状と課題】

- 本県の母子家庭は12,729世帯、父子家庭は1,849世帯であり(昭和59年6月現在)、いずれも増加の傾向を示しています。
- 母子家庭については、これを発生原因別にみると、従来最も多かった死別で代って、近年は離婚などによるものが最も多く、全体の約半数に達しています。
- 母子家庭は一般的に経済的基盤が弱く、生活保護を受ける家庭も7.8%と、一般の1.5%より高率であ



婚相談を実施するなど、生活の安定に努めます。

② 自立の促進

- 母子・寡婦福祉資金の充実を図るとともに、資金の有効利用と需要に応じた援護対策を推進します。
- 母子家庭及び寡婦を対象に、自立促進講習会の内容を充実するなど、自立の促進を図ります。

③ 家庭介護人の派遣など援助施策の充実

- 疾病など一時的な理由により日常生活に支障が生じた場合には、家庭を援助する家庭介護人派遣制度を拡充します。
- 父子家庭については、一時的に養護に欠ける児童を、緊急かつ短期的に里親に委託できるよう、里親の確保拡大と委託内容の充実に努めます。

(2) 施設援護サービスの充実

① 母子福祉施設の整備

母子家庭などの生活の安定と自立の促進及び児童の健全育成を図るため、母子寮などの施設の整備を促進します。

② 婦人保護・更生施設の整備

夫の暴力や離婚などの問題を抱えている婦人等を保護するため、一時保護施設や婦人更生施設等を整備充実します。

(3) 関係団体の育成指導と啓発活動の展開

① 啓発活動の推進

母（父）子福祉や寡婦福祉への理解を深めるため、各種啓発活動を推進します。特に、婦人更生・援護については、社会環境の変化が婦人の思考面などに大きく影響を及ぼしていることなどから、適切な啓発活動の展開を図るとともに、婦人福祉についての趣旨の普及に努めます。

② 関係団体などの育成指導

- 母子・寡婦福祉会などの団体を育成強化するため、若い会員の加入促進を図るとともに、生活に密着した事業を計画するなど内容等の充実について指導を強化します。
- 保護を要する婦人については、福祉施策を総合的に推進するため、関係機関などとの連携の強化を図ります。

## 5-6 保障ある生活の確保

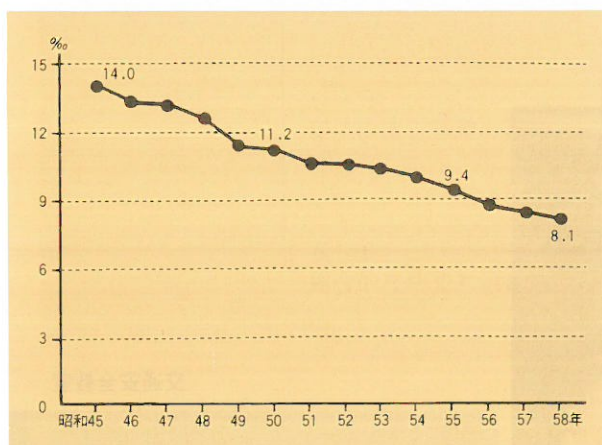
### 【現状と課題】

- 社会保障制度は、県民の間に着実に定着し、県民生活の安定と向上に極めて大きな役割を果たしています。
- 社会保障制度の健全な維持とその充実を図り保障ある生活を確認することは、確かなライフステージを築く礎であります。そして保障ある生活の確保は、個人・社会・行政が、それぞれの立場で努力し協力するなかで、はじめて実現が可能となるものであり、このことへの正しい理解と協力を得るための、たゆまぬ努力を傾ける必要があります。
- 生活保護制度については、国民生活の最終的よりどころとして、極めて重要な役割を担っています。
- 本県における生活保護世帯は、約8,900世帯、被保護人員16,700人、生活保護率では、8.1%となっており（昭和59年4月現在）、全国平均よりもかなり下回って推移しています。しかしながら、高齢、傷病、障害、母子などの世帯が、生活保護世帯全体の90%を占めると同時に、対象世帯の固定化傾向を強めてきていることが問題となっています。
- 一方、生活保護世帯とはならないまでも、ボーダーライン上にあるとみられる低所得者世帯が相当数存在しており、これらの世帯のなかには、世帯の更生のため、無利子または低利の貸付資金や各種相談制度

にたよっている世帯が数多く見られます。

- このため、今後とも、生活保護制度の内容の充実、適正な運用を図るとともに、生活保護対象者及び低所得者の自立の促進に努める必要があります。
- 一方、公的年金についても、県民の老年における基本的なライフステージを形成するなど、生活設計に欠くことのできない要素となっています。
- しかしながら、近年、高齢化の進行に伴う年金受給者の急増などを背景として、財政基盤の確立や制度の見直しが課題となっています。

生活保護率の推移



(注) %<sub>0</sub> (パーミル) = 千分比

資料：県生活福祉部調べ

### 【めざすべき方向】

- 低所得者層に対する相談指導体制を強化するとともに、就業の斡旋や援助資金の充実など、自立の促進・援護サービスの充実に努めます。
- 被保護世帯に対する処遇の改善を図るとともに、救護施設の整備を行うなど、生活保護の内容の充実に努めます。
- 公的年金についての啓蒙啓発に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 低所得者福祉の向上

##### ① 自立援護対策の充実

- 相談内容の多様化に対応して、相談指導体制を充実強化します。

- 就業の斡旋、援助資金の貸付など援護対策を充実し、低所得世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図ります。

#### ② 生活保護制度の充実

生活保護制度が被保護者の生活の擁護と自立の助長促進に十分機能を果たすよう、適正な運用に努めます。

#### ③ 施設援護サービスの充実

身体上もしくは精神上の理由で社会復帰が困難な被保護者及び低所得者に対して、保護と自立更生のため、救護施設の拡充整備を進めます。

#### ④ 民間援護活動の促進

低所得者世帯の生活の援護を図るため、住民の善意に基づいて展開されている歳末助け合い運動などによる民間援護活動の促進を図ります。

#### (2) 公的年金の充実

##### ① 啓蒙啓発活動の推進

公的年金についての正しい理解と協力の確保を図るため、啓蒙啓発活動を推進します。

##### ② 相談指導体制の充実

県民の年金に対する期待と関心の高まりに対応するため、適切な相談指導体制の整備を図り、年金受給権の確保に努めます。

##### ③ 厚生年金・国民年金の充実

厚生年金及び国民年金制度については、制度体系の再編成、並びに将来へ向けての給付水準の適正化及び婦人の年金権の確立などについて、内容の充実が図られるよう、国に強く働きかけていきます。



## 6 安全な日常生活の確保

明るく健康な生活、活力ある産業活動の展開など、この県土で営まれる人々のすべての活動は、社会的にそして空間的・基盤的に、安全で安定していることによって支えられています。

安全で安定している、即ち安心のできる社会こそが、のびやかな県民生活を創造する礎であります。そしてそれは、“さりげなく”しかも“確かに”守られていることが望めます。このような社会は、県を構成する各主体が、それぞれの立場で、自覚をもったたえざる努力を傾けることによって、はじめて築かれます。

このことを踏まえ、県民の尊い生命と貴重な財産を、

交通事故や自然災害、火災、公害、犯罪などから守り、県民が安心して暮せる安全な地域環境を確保するため、交通安全、消防・防災、環境管理、防犯対策など、地域に根ざした総合的な安全確保対策を講じていく必要があります。

また、県民生活の安全と安定を確保し、豊かな消費生活を創造するために、かしこい消費者の育成を図るとともに、消費物資の需給の安定、食品等の安全と衛生的な環境の確保に努める必要があります。

このような観点から、次により「安全な日常生活の確保」を図ります。

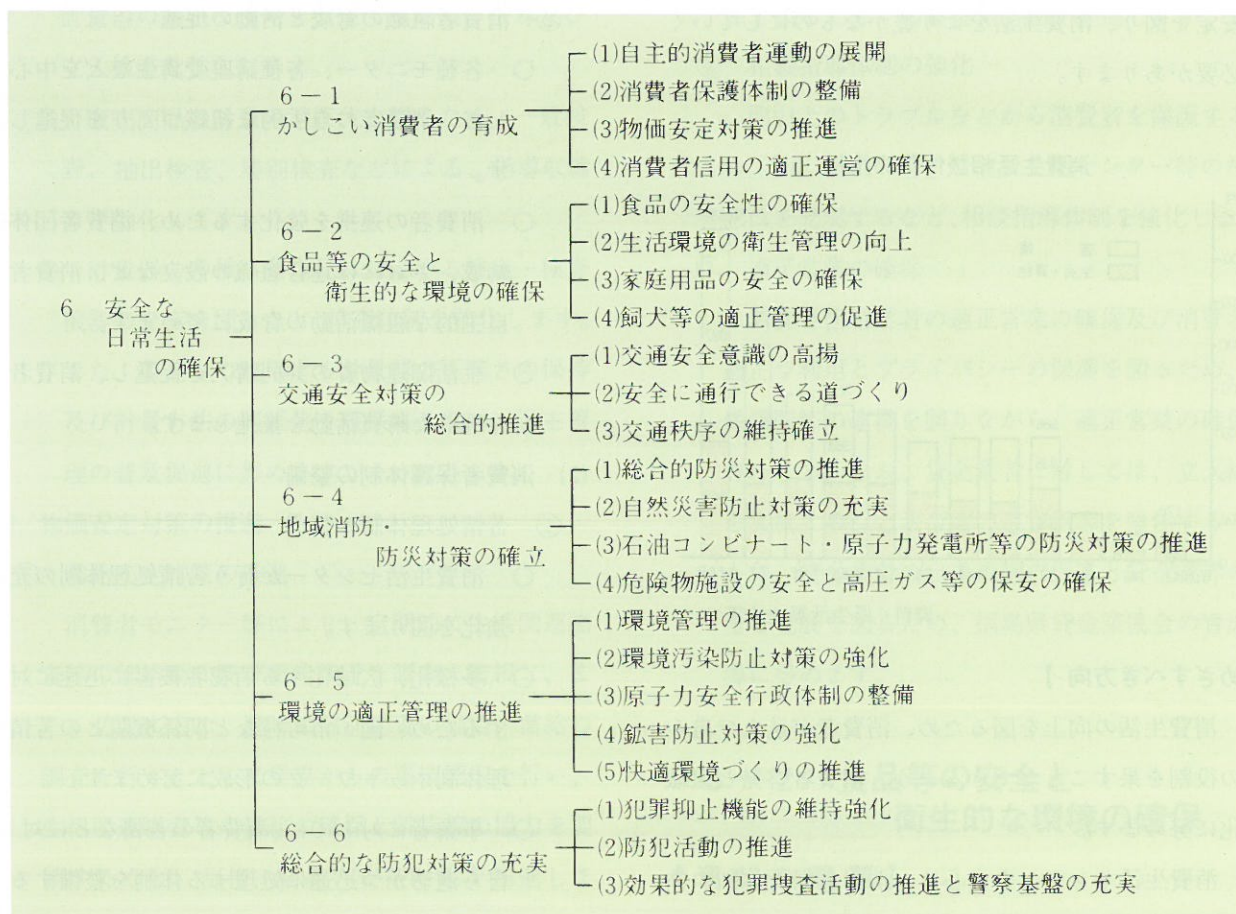


県消費生活センター

交通安全教室







## 6-1 かしこい消費者の育成

### 【現状と課題】

- 所得水準の向上や消費者ニーズの多様化を背景として、多種・多様な商品が大量に供給され、商業・サービス業の発展と相まって、消費生活を豊かなものとしています。
- 一方、消費者の“もの”や“サービス”への嗜好の変化が進むなかで、販売方法においてもさまざまな形態がみられ、特に高齢者や主婦など、比較的弱い立場の消費者が被害を受けやすいような訪問販売等もみられます。

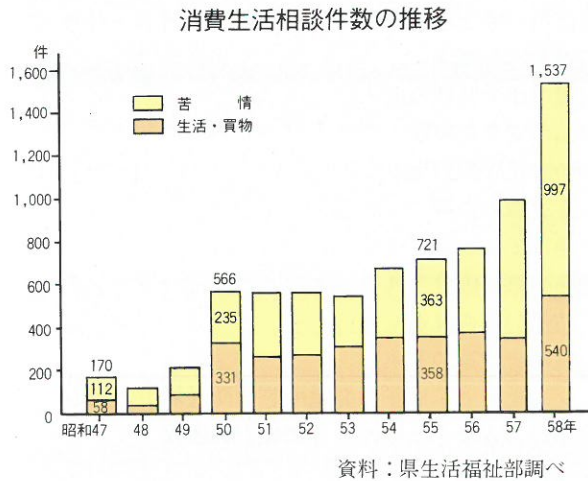
さらに、消費者信用産業の急速な拡大に伴い、さ

まざまな消費者トラブルが生じています。

- 物価は、近時、安定基調にありますが、為替相場や国際経済の変動などによる影響を受けやすく、不安定な要因を抱えています。物価の安定は、県民生活の安定向上を図るための基本的な要件であり、とりわけ高齢化が進行するなかで、充実した老後生活をおくるためには、インフレーションを防ぎ、貯蓄の目減りを防ぐ物価安定対策の重要性が、一層増大しています。
- このため、消費者一人一人が、主体的で合理的な消費生活を営むことができるよう、かしこい消費者を育成するとともに、商品の安全性の確保など、消費者保護の充実及び生活関連物資等の供給と価格の



安定を図り、消費生活をより豊かなものにしていく必要があります。



### 【めざすべき方向】

- 消費生活の向上を図るため、消費者が進んで自らの役割を果たすことができるよう、消費者啓発と組織化に努めます。
- 消費生活センターを中心に、消費者保護体制の整備拡充に努めます。
- 生活関連物資等の調査・監視と需給及び価格の安定対策の推進に努めます。
- 消費者信用の適正な利用について、消費者啓発に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 自主的消費者運動の展開

##### ① 消費者啓発・広報の推進

- 消費生活通信講座、講演会、研修会などにより消費者啓発を図るとともに、情報提供を推進します。
- かしこい消費者を育成するため、学校教育や社会教育において消費者教育の推進を図ります。

#### ② 消費者組織の育成と活動の促進

- 各種モニター、各種講座受講生などを中心として、消費者の自主的な組織づくりを促進します。
- 消費者の連携を強化するため、消費者団体の結成、さらには連合組織の設立など、消費者の自主的な組織活動の育成に努めます。
- 生活関連物資の共同購入を促進し、消費者の合理的な購買活動を推進します。

#### (2) 消費者保護体制の整備

##### ① 苦情処理体制の整備

- 消費生活センターが行う苦情処理体制の充実強化を図ります。
- 多様化、広域化する消費者被害に迅速に対応するため、国・市町村など関係機関との苦情処理体制ネットワークの形成に努めます。
- 事業者に対しては、消費者の苦情などに対し、自ら適切かつ迅速に処理する体制を整備するよう、助言指導します。

##### ② 商品の安全の確保と検査機能の充実

- 生活必需品などの安全性を確保するため、消費生活センター内におけるテスト機器を整備し、テスト能力の向上を図り、的確な商品情報を提供します。

##### ③ 事業者指導・監視体制の充実

- 商品などによる危害の未然防止と発生した危害の拡散を防止し、安全な消費生活を確保するため、事業者に対する指導及び監視体制を強化します。
- 事業者が供給する商品などの表示、規格及び取引方法などの適正化を推進します。

##### ④ 適正計量の確保

- 水道、ガス、ガソリン、タクシー等生活関連

計量器の適正な使用を推進するため、指導及び立入検査を強化します。

- 販売商品の計量の適正化を図るため、一般検査、抽出検査、層別検査などによる、指導取締りを強化します。

- 計量器の多種・多様化に対応する検定・検査機器の充実を図るなど、検査体制を強化します。また、事業者の使用する計量器の正確さの保持及び計量方法の適正化を確保するため、自主管理の普及促進に努めます。

### (3) 物価安定対策の推進

#### ① 需給安定対策の推進

消費者モニター等により、定期的に生活関連物資等の価格動向及び需給状況を調査・監視し、また、必要に応じ、適時に個別物資の価格・需給の調査を行うとともに業界からの事情聴取を行い、生活関連物資等の供給の確保と斡旋等の協力を要請するなど、価格・需給の安定対策を推進します。

#### ② 消費流通対策の推進

生鮮食料品を中心とした生活関連物資の流通経路の実態を明らかにし、流通合理化の促進と価格の安定に努めます。

#### ③ 物価啓発・情報提供の推進

物価問題に関しての説明会、懇談会、講演会等を開催し、かしこい消費者の育成を図るとともに、消費者と事業者との相互理解を深めます。また、適時、的確な物価情報の提供に努めます。

### (4) 消費者信用の適正運営の確保

#### ① 啓蒙啓発の推進

割賦販売や、消費者ローンなどの消費者信用のしくみや利用方法、利用にあたっての計画性と自己責任の保持など、消費者信用の健全な利用の確

保を図るため、啓蒙啓発活動を推進します。

#### ② 相談指導体制の強化

取引上のトラブルなどから消費者を保護するため、「サラ金110番」や消費生活センター等の相談窓口を充実するなど、相談指導体制を強化します。

#### ③ 適正営業の確保

消費者信用業者の適正営業の確保及び消費者の適正な利用とプライバシーの保護を図るため、関係機関等の連携を図りながら、適正営業の確保に努めます。なお、貸金業者に対しては、立入検査を実施するなど法令等の遵守指導を強化するとともに、貸金業者の自主規制の促進と貸金業界の健全な発展を図るため、福島県貸金業協会の育成指導に努めます。

## 6-2 食品等の安全と衛生的な環境の確保

### 【現状と課題】

- 県民の食生活は、生活水準の向上、食品製造加工技術の進歩、流通の拡大、輸入食品の増加などを背景とし、嗜好の多様化を促し、豊かな食生活を可能にしています。しかしながら、食中毒が依然として発生しており、一方、食品添加物あるいは残留農薬の問題等、食品の安全性にかかる新たな課題も生じています。

- また、生活環境における衛生面の確保では、住民活動による衛生害虫の駆除や清掃をはじめとして、日常生活とのかかわりが深い飲食店、旅館、理・美容業などの環境衛生営業施設や多数の人々が利用する百貨店、事務所などの建物についても、より一層の衛生的な環境の維持・向上はもちろん、豊かで快適な生活環境づくりへの配慮をも求められています。



○ さらに、生活の豊かさと利便性を向上させている家庭用品についても、それらに含まれる化学物質等による新しい健康被害も見受けられることから、その安全性の確保を図っていく必要があります。

○ このため、食品や家庭用品の安全性の確保、環境衛生営業施設等の衛生的な環境の確保などを図り、より安全で衛生的、そして豊かで快適な生活環境づくりに努める必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 安心できる食生活の確保に努めます。
- 多数の人々が利用する施設について、衛生的で快適な環境づくりに努めます。
- 家庭用品による健康被害の防止対策を推進し、その安全性の確保に努めます。
- 飼犬等の適正管理の促進に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 食品の安全性の確保

##### ① 食品衛生監視の強化

○ 食中毒の防止を図るため、食中毒の発生率の高い業種や食品製造施設、卸売市場などの重点監視指導を強化する一方、食中毒防止の啓発を推進します。

○ 食品等の安全を確保するため、食品添加物の適正使用に関する指導取締りや、残留農薬等による食品汚染の防止対策などの充実を図ります。

○ 食品の多種・多様化、製造加工技術の高度化に対応するため、食品卸売市場の監視の強化を図るなど、食品監視体制の充実強化を図ります。

○ 食肉需要の伸びに伴うと畜頭数の増加に対処するため、と畜検査体制や検査機器等の整備充実を図ります。

○ 一般消費者を対象とする食品衛生の正しい知識の普及推進のため、食品衛生思想の啓発活動の強化に努めます。また、食品衛生に関する情報収集・提供機能の充実を図ります。

##### ② 自主管理の促進

食品関係営業者の衛生知識の高揚を図るとともに、営業者自身による自主管理及び自主検査を行うための組織体制の整備に努めます。

#### (2) 生活環境の衛生管理の向上

##### ① 環境衛生関係営業及び施設の健全化

○ 環境衛生関係営業の健全で安定した経営を確保するため、(財)福島県環境衛生営業指導センター等による経営指導の充実を図ります。

○ 環境衛生関係営業施設の衛生的な環境を確保するため、監視指導を強化するとともに、関係業者の衛生意識の高揚に努め、業者自身による自主管理の徹底を図ります。

##### ② 建築物の衛生環境の確保

百貨店、店舗、事務所、学校など多くの人々が利用する特定建築物に対し、室内環境の維持や飲料水の供給状況、排出処理などの監視指導を強化し、衛生水準の確保・向上に努めます。

#### (3) 家庭用品の安全の確保

繊維製品、洗浄剤、玩具などの日常家庭用品に含まれる化学物質や形状等による健康被害を防止するため、家庭用品の試買検査の実施など監視指導を強化し、安全性の確保に努めます。また、被害情報を適時、的確に提供するため、情報収集・提供機能の充実を図ります。

#### (4) 飼犬等の適正管理の促進

動物愛護精神をかん養するとともに、飼犬等の飼養者に対して、適正な管理指導を強化するなど、事故の防止に努めます。

## 6-3 交通安全対策の総合的推進

### 【現状と課題】

- 県内における運転免許人口は88万人に達し、自動車の保有台数も84万台を超えるなど（昭和59年4月現在）増加の一途をたどっています。一方、48年以降減少を示してきた交通事故による死亡者数は、54年に至って増加に転じ、今なお増加傾向が続いています。
- 最近における交通死亡事故は、子供と高齢者を中心とした交通弱者の被害事故、青少年運転者や、運転者としての基本的なルール無視など悪質危険な違反による加害事故が目立っています。
- 今後、さらに増加することが予想される運転免許人口や自動車の保有台数に加え、高速交通ネットワークの整備に伴う県外からの乗入車の増加などによる交通量の増大等により、県内の道路交通環境はますます厳しさを加えていくことが予想されます。
- このような状況を踏まえ、交通事故の惨禍から県民の命を守るためには、全県民に対して交通安全意識の浸透を図り、県民一人一人がくるま社会の構成員にふさわしい“思いやりとゆずり合いの心”を身

につけていくことが強く求められています。

- このため、運転者に対しては、実効ある交通安全教育を推進し、県民に対してくるま社会の構成員にふさわしい良識をかん養するとともに、子供と高齢者を中心とした交通弱者に対しては、地域ぐるみ、家族ぐるみで監視の目を強めるなど、県民総ぐるみで交通安全を考える雰囲気づくりに努める必要があります。

### 【めざすべき方向】

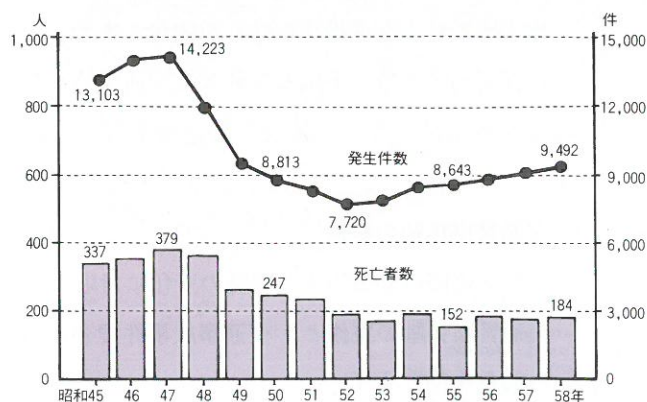
- 交通安全教育及び広報活動の充実に努め、県民総ぐるみの交通安全運動の展開を図ります。
- 交通安全施設等の整備及び効果的な交通規制等を実施し、安全で良好な交通環境の実現を図ります。
- 交通情勢の変化に対応しうる体制を整備し、効果的な交通規制と交通指導取締りに努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 交通安全意識の高揚

- ① 交通安全意識の高揚と啓発・広報の推進
  - 交通安全意識の高揚を図るため、広報活動を展開するとともに、交通安全巡回指導や各地域における交通安全対策会議などの実施及び交通安全広報資料の提供を進めます。
  - くるま社会への適応能力を備えた運転者を要請するため、青年運転者講習、更新時講習、処分者講習、安全運転管理者講習などの講習方法の改善を図ります。
  - 幼児期において交通安全に対する基本能力を養うため、交通関係機関・団体、幼稚園、保育所などと協力し、幼児交通安全クラブなどの組織化とその育成を図ります。
  - 学校における交通安全教育の充実に推進するとともに、交通少年団などの組織の育成と充実に図り、歩行者の安全と自転車の安全な乗り方

交通事故発生件数・死亡者数の推移



資料：県警察本部「交通白書」



に関する指導を強化します。

- 老人クラブ、老人ホーム、老人交通安全大学等における交通安全教育の推進、家庭訪問による個別指導の実施、街頭における現場指導の強化を図り、高齢者の交通安全に努めます。

## ② 交通安全運動の展開

- 県民一人一人に対する交通安全意識の高揚を図るため、県交通対策協議会を中心に効果的な県民運動を推進します。
- なお、シートベルトの着用促進については、地域ぐるみの運動を展開します。

## ③ 交通事故被害者の救済、援護対策の充実

交通事故で親をなくした小・中学生が、すこやかに成長し、かつ勉学に励むことができるよう激励金を贈るなど、援護のための施策の充実を図ります。

## (2) 安全に通行できる道づくり

### ① 歩道等の整備

歩行者や自転車が、安全で快適に通行できるよう、特に通学路を重点に生活道路の歩道等を整備します。また、身体障害者や老人の利用及び周囲の環境に配慮した施設の整備を推進します。

### ② 交通信号機、道路標識等の整備

- 交通の円滑化を図るため信号機を増設するとともに、その感応化、系統化及び交通管制センターの地域制御化等、交通信号機の機能の高度化を図ります。
- 道路標識については、交通実態に対応して可変標識を設置するとともに、幹線道路を中心に、大型標識を整備するなど、視認性を向上させ、円滑な交通流の確保に努めます。

### ③ 交通規制等の推進

- 市以外の地域について、都市総合交通規制に

準じ各種の交通規制を組み合わせた面的な交通規制を推進します。

- 交通事故多発及びそのおそれのある路線、地域に対し最高速度の制限、はみだし禁止、一時停止など効果的な規制を推進します。

## ④ 交通管制センターの整備

交通管制センターを拡充整備し、高度情報システムの活用により、信号機や道路標識を広域的に操作するとともに、交通情報を運転者に提供し、都市部における適正な交通の配分・誘導と広域的な交通管制を推進します。

## (3) 交通秩序の維持確立

### ① 運転者対策の強化

- 指定自動車教習所の教習体制、科学的教習資器材の整備を促進させるとともに、指導員などの教養を高め、その資質の向上を図ります。
- 安全運転管理者を置く各事業所に対する個別的な指導を強化し、各事業所に所属する運転者の資質の向上に努めます。
- 適時適切な運転者教育を実施するための機能の整備充実を図ります。

### ② 交通指導の強化

交通事故の分析、交通違反の実態に基づき、特に死亡事故の原因となっている悪質危険な違反を追放するため、交通指導取締りを強化します。また、交通弱者、特に子供と高齢者を交通事故から守るため地域ぐるみの監視保護活動を促進します。

### ③ 交通警察体制の整備

- 高速道路の整備等交通情勢の変化に対応した交通警察体制の整備と、交通事故事件捜査体制の強化を図ります。
- 交通関係装備資器材の充実を図るとともに、

高度情報システムの活用による交通事故の分析、交通規制、運転者管理等の効率化を推進します。

## 6-4 地域消防・防災対策の確立

### 【現状と課題】

○ 広大な県土を有する本県は、変化に富む地勢や気候など美しく豊かな資源を有しておりますが、反面、自然災害を発生させる誘因もまた潜在しております。一方、都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、都市型災害の危険性も増大しつつあります。さらに、最近の災害は、社会経済環境の変化に伴い、大型化、複雑・多様化しています。

○ 火災等については、密集する商店街や住宅、高層化する建築物、石油コンビナートや石油・ガス等危険物取扱・貯蔵施設等の増加、ガス・石油類、電気等の身近な使用など、都市化の進展や産業の発展、生活様式の変化等に伴い、その発生原因、態様が複雑・多様化しており、潜在的な危険性が増大しています。

○ また、県土の開発や過疎化の進行等に伴い、森林や農地等の管理が手薄となっていることなどにより、それらの有する保水・遊水機能が低下してきており、土石流や地すべり等の土砂災害、河川の異常出水による洪水等の危険性が増大しています。さらに、地震や津波、火山等への備えも怠ることはできません。

防災行政無線回線系統図





- 災害は、ひとたび発生すれば、地域住民の生命及び財産に甚大な被害を及ぼす恐れがあります。このため、地域に根ざした総合的な防災対策を確立するなど、これらの事態に適切に対処し災害の未然防止と被害の軽減に努め、県民生活の安全を図るための地道な努力を傾けていく必要があります。

#### 【めざすべき方向】

- 自主防災組織の育成強化に努め、県民の防災意識の高揚を図るとともに、総合的な防災施設・体制の確立に努めます。
- 土砂、洪水、地震、津波、火山等自然災害対策の強化、災害防止体制の整備充実を図ります。
- 石油コンビナート、原子力発電所等の防災対策を図ります。
- 消防危険物施設の安全の確保及び高圧ガス、電気工事、火薬類の保安の確保に努めます。

#### 【主要施策】

##### (1) 総合的防災対策の推進

###### ① 自主防災組織の育成と啓蒙啓発の推進

- 火災や自然災害の未然防止と災害の発生に備えるため、住民による地域に根ざした自主防災組織の育成強化を図ります。また、特に地震などによる同時・多発型災害への備えを充実強化します。

- 地域防災計画の見直しを推進し、計画内容の充実を図ります。

- 防災意識の高揚を図るため、啓蒙啓発活動を推進します。

###### ② 消防体制及び施設の整備

- 複雑・多様化する災害に対処するため、教育訓練を充実し、消防職員の資質及びレスキュー(救助)隊の技術の向上を図るなど、消防体制の確立に努めます。

- 消防ポンプ車や化学消防自動車などの消防機械の充実や消防水利の整備促進を図ります。

- 大規模建築物に対し、消防用設備等の設置及び防火管理業務の指導の徹底に努めます。

##### ③ 防災行政無線の整備充実

- 災害情報の収集・伝達及び応急措置の指示等を迅速かつ的確に実施するため、防災行政無線端末局の増設、ファクシミリの導入、回線う回ルート化の推進等防災行政無線の整備充実を図ります。

- 市町村防災行政無線の整備を促進します。

##### ④ 災害・事故警備対策の強化

- 災害危険区域の実態を把握し、災害発生の未然防止に努めます。災害が発生した場合は、ヘリコプターをはじめ、災害警備用の資器材を有効に活用し、被災者の救助、避難等の災害警備活動を、迅速、的確に行います。

- 災害や事故の発生に備え、レンジャー(特殊)部隊、レスキュー部隊等の災害対策特殊部隊を編成するなど、体制の強化を図るとともに、実践的な訓練を推進します。

- 地下街やビルなどの災害、石油コンビナート災害、原子力災害等新しい型の災害や事故に対処するため、新型資器材の開発など災害用資器材の整備充実を図ります。

##### (2) 自然災害対策の充実

###### ① 土砂、洪水等災害防止対策の強化

- 土砂災害危険箇所のうち、特に危険度の高い箇所について、砂防、治山、地すべり、急傾斜地崩壊対策を推進するとともに、危険箇所を知らせるための表示板の設置、及び集中豪雨等による災害発生の危険を事前に知らせる予報警報装置の設置を推進し、災害の未然防止を図ります。

○ 森林等の保水・遊水機能のかん養に努めるとともに、雨量や河川の水位、流量等の河川情報を正確かつ迅速に収集・伝達するための体制を整備するなど、洪水時における警戒、避難及び水防体制の強化を図ります。

② 地震、津波、火山等災害対策の強化

○ 避難場所の確保とルート等表示の明確化、火山における異常確認の際の登山道の閉鎖など、防災対策の強化を図ります。

○ 地震災害に大きな影響を持つ地盤の耐震的特性や、地盤に関連した地震被害の発生の危険度を明らかにするよう努めるなど、地震防災対策を推進します。

○ 大規模地震等に備え、地域住民への緊急物資等の輸送の確保を図るため、小名浜港や相馬港などの一部岸壁の耐震化を推進します。

③ 警戒、避難体制の確立

警戒、避難体制を確立するため、地域防災計画を充実するとともに、避難路や避難場所の整備及び予報警報装置の設置など、情報収集・伝達機能の強化を図ります。

(3) 石油コンビナート、原子力発電所等の防災対策の推進

石油コンビナート災害や原子力災害等に対処するため、防災体制を充実強化するとともに、災害用資器材の整備充実を図ります。

(4) 危険物施設の安全と高圧ガス等の保安の確保

① 消防危険物施設の安全確保

消防危険物施設に対しては、関係各機関と連携し、安全確保のための指導を強化するとともに、取扱従事者の保安意識の高揚と資質の向上に努めます。

② 高圧ガス、電気工事、火薬類の保安指導の強化

○ 高圧ガス製造所や販売所等に対する保安指導の強化及び事業者による自主保安体制の整備充実を図るとともに、液化ガスの消費事故を防止するガス漏れ警報器の設置を促進するなど、事業者及び一般消費者の保安意識の高揚に努めます。

○ 電気工事の保安の確保と家庭用品工作物による災害の防止を図るため、電気工事業の適正な業務の確保について、指導の充実強化に努めます。

○ 火薬類の盗難、不正流通及び災害の防止を徹底するため、法令講習や技術指導を充実するとともに、事業者による自主保安体制の整備充実を図ります。

## 6-5 環境の適正管理の推進

### 【現状と課題】

○ 高度経済成長の過程で加速度的に進み、大きな社会問題となった環境汚染の状況は、関係法令や行政体制の整備など強力な公害防止対策が推進されたことに加え、省資源・省エネルギー対策が浸透したことなどもあって、近年総じて改善の方向にあります。

○ しかしながら、都市化の進展、産業構造の変化、生活様式の変化、価値観の多様化、交通量の増大などによって、近隣騒音、生活系排水問題など都市・生活型公害が広がりを見せています。一方、県民のゆとりややすらぎ志向の高まりのなかで、“環境の質”に対する欲求も、多様化・高次化してきています。

○ また、浜通り地方は、全国でも有数の原子力発電所の集中立地地域となっており、今後も原子力の安全性の確保を図るとともに、その理解を深める必要



があります。

- このように、環境問題は、多様化・複雑化してきており、環境問題に対する新たな対応が求められています。
- このため、環境を“総合的・予見的”に管理することを目標として、長期的な観点にたち、環境汚染の未然防止や快適な環境づくりのための各種対策を総合的に展開し、環境の適正な管理を着実に推進していく必要があります。

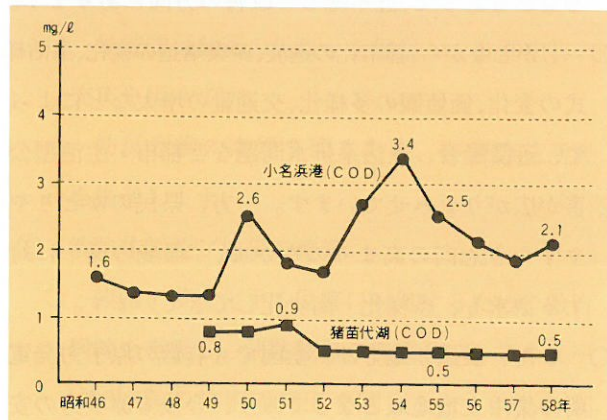
## 【めざすべき方向】

- 県民の安全を確保し、快適な環境を創造するため、総合的・計画的な環境管理の推進に努めます。
- 環境監視体制の整備拡充を図るなど、環境汚染防止対策を推進するとともに、新たな環境汚染発生の未然防止に努めます。
- 原子力発電所周辺地域における監視体制の充実を図り、地域住民の安全確保を徹底するとともに、原子力に関する正しい知識の啓蒙普及に努めます。
- 県民の環境問題に対する意識の啓発を図り、県民参加による快適環境づくりの推進に努めます。

## 【主要施策】

### (1) 環境管理の推進

猪苗代湖、小名浜港における水質の状況 (COD)



### ① 環境管理計画の策定

- 県民の健康と安全を確保し、より快適な環境を創造するため、望ましい環境の姿を明らかにし、その実現のために長期的な展望に基づき、諸施策を総合的・計画的に推進する環境管理計画の策定を推進します。

- 環境情報システム、環境監視システム、環境影響評価システムの体系化を図り、環境汚染の未然防止体制の確立と、その充実強化を図ります。

### ② 環境影響評価制度の導入

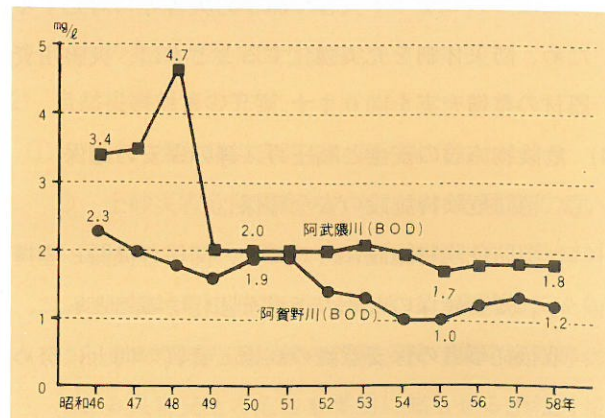
公害や自然環境の破壊などによる環境汚染を未然に防止するため、各種の開発行為の実施に際して、事前に環境に与える影響を調査・予測・評価し、その結果に基づき、環境保全上配慮すべき事項を明らかにする環境影響評価制度の整備を図ります。

### (2) 環境汚染防止対策の強化

#### ① 監視指導の強化

- 公害防止施設の整備促進、企業等が行う自主管理の徹底指導に努めるなど、規制基準の遵守と公害事犯の防止を図るための指導及び立入り検査を強化します。

阿武隈川、阿賀野川における水質の状況 (BOD)



資料：県保健環境部調べ

○ 県内の各地点の大気環境や公共用水域における水質環境の現況を把握し、適切な対応を図るための常時監視体制を強化します。

## ② 都市・生活型公害対策の推進

水域の富栄養化の防止や騒音・振動・悪臭などの感覚的公害の防止を図るため、生活系排水対策、近隣騒音対策、交通公害対策などを推進します。

## ③ 新たな環境汚染源対策の推進

産業構造等の変化に伴う環境影響への対応など、新たな環境汚染の発生を防止するための対策を推進します。

## (3) 原子力安全行政体制の整備

○ 発電所周辺における環境放射能測定体制の充実強化を図るため、原子力センターの充実、測定機器の整備等を進めます。

○ 発電所周辺海域の温排水の影響調査を推進します。

○ 原子力に対する正しい理解を深めるため、啓蒙・広報活動の充実強化に努めます。

## (4) 鉱害防止対策の強化

休・廃止鉱山による鉱害から地域住民の生活環境を保全するため、鉱害防止及び鉱害復旧事業の推進を図ります。

## (5) 快適環境づくりの推進

○ 県民一人一人の環境問題に対する意識の啓発を図るため、「快適な環境づくり福島県民憲章」の周知徹底に努めるとともに、「クリーンふくしま運動」、「河川美化運動」などの県民総ぐるみ運動を展開します。

○ 快適な環境づくりのための合意形成に努めるとともに、市町村や各種団体、地域住民等との連携を図りながら、快適な環境づくりを推進します。

○ 環境保全についての住民の主体的な活動を助長するため、環境保全に関する情報の収集・提供機能の強化を図ります。

## 6-6 総合的な防犯対策の充実

### 【現状と課題】

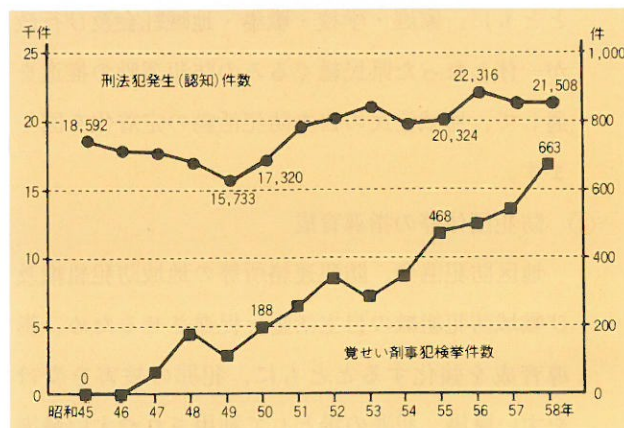
○ 本県における刑法犯の発生（認知）は、昭和52年に2万件を突破して以来、漸増傾向にあり、58年には21,508件の発生をみており、そのうち88%は窃盗犯となっています。

○ また、内容的には、窃盗犯をはじめ、覚せい剤事犯、悪質な金融経済事犯、暴力団犯罪等、県民生活をおびやかす悪質な犯罪が目立ち、特に覚せい剤などの薬物乱用は、地域的拡大とともに、一般市民、少年層にまで浸透しつつあり、大きな社会問題となっています。

○ さらに、コンピュータ犯罪や国際犯罪など発生予測の困難な新しい形態の犯罪が増加しています。

○ 近年の犯罪は、急激な変化を見せる社会情勢を反映して、凶悪化、悪質巧妙化、広域スピード化の様相を一層強め、また、都市化の進展や県民意識の変

刑法犯発生（認知）件数及び  
覚せい剤事犯検挙件数の推移



資料：県警察本部「交通白書」



化に伴う地域住民の連帯意識の希薄化は、犯罪の都市部集中化と低年齢化に大きな影響を及ぼしています。

- このような治安情勢のなかで、あらゆる犯罪から県民を守り、平穏で安全な生活を確保するためには、県民と一体となった防犯活動を推進するとともに、発生した事件を迅速に検挙、解決していくことが重要です。

- このため、地域に根ざした総合的な防犯対策の推進に努める必要があります。

#### 【めざすべき方向】

- 地域ぐるみの防犯活動を基本として、総合的な防犯対策を推進し、安全な街づくりに努めます。
- 県民の要望に応えながら的確な警察活動を展開していくため、ふれあう街頭警察活動を推進するとともに、県民協力の確保と警察基盤の充実に努めます。

#### 【主要施策】

##### (1) 犯罪抑止機能の維持強化

###### ① 防犯意識の啓発普及

地域防犯団体による各種の防犯活動を通じ、地域住民の連帯意識に基づく共同防犯思想の醸成と広報活動の展開により、県民の防犯意識を普及高揚し、地域住民による犯罪抑止機能の向上を図るとともに、家庭・学校・職場・地域社会及び行政が一体となった県民総ぐるみの防犯運動の推進を通して、地域住民の自主防犯活動の定着化を図ります。

###### ② 防犯団体等の指導育成

地区防犯協会、防犯連絡所等の地域防犯組織及び職域防犯組織の自主活動を促進させるため、指導育成を強化するとともに、犯罪の被害を受けやすい職場、犯罪の場として利用されやすい職場における職域防犯団体の組織化を図ります。

##### ③ 防犯施設等の整備充実

高層ビル、集合住宅、エレベーター、地下道、公園等における犯罪を防止するため、優良防犯器具等の普及と併せて、都市施設の構造及び配置、防犯設備のあり方等について防犯的視点から安全基準の策定に努めるとともに、都市における防犯施設の整備充実について指導を強化し、安全な生活環境づくりを進めます。

##### (2) 防犯活動の推進

###### ① 街頭警察活動の充実

- 共働き、単身赴任等による昼間不在家庭と居住異動の激しいアパート、マンション等に対する防犯指導を徹底するため、住民が在宅する休日または夜間の訪問など、きめ細かな巡回連絡を推進します。

- 困りごと等の相談活動を推進するとともに、独居老人に対する奉仕・保護活動を推進します。

- 派出所、駐在所及びパトカーの機能を生かしつつ、街頭活動の強化による外勤警察活動を推進します。

###### ② 生活侵害事犯防止対策の強化

覚せい剤、シンナーボンド等薬物事犯、悪質経済事犯、公害事犯の防止対策及び危険物対策を推進します。

##### (3) 効果的な犯罪捜査活動の推進と警察基盤の充実

###### ① 犯罪の変化に対応した刑事警察体制の確立

- 犯罪の都市集中化、質的变化、広域化及びスピード化等に対応するため、初動捜査力及び緊急配備体制の強化を図ります。

- 誘かい事件、人質事件、爆発事故、大規模火災事件等に対応するため、特殊事件用捜査装備資器材を導入し、重要突発事件・事故の早期解



空から県民を守る県警航空隊「ばんだい号」

決を図ります。

- 時代の変化を反映して発生する新しい形態の犯罪、重要知能犯罪、暴力団犯罪及び国際犯罪の捜査体制の強化を図ります。

## ② 科学捜査体制の充実

鑑識技術のレベルアップ等、鑑識体制の強化、高度情報システムの活用による情報処理の迅速化並びに法医・理科学部門における高度な鑑定機械の導入及び優れた鑑定官の育成等の鑑定システムの高度化、スピード化等、科学捜査力を強化します。

## ③ 県民協力の確保

犯罪捜査活動は、社会環境の複雑化に伴い聞き込み捜査を端緒とする検挙の減少、捜査期間の長期化、捜査範囲の拡大、未解決捜査本部事件の累積等を招き、極めて困難な状況にあるため、犯罪捜査に対する県民の理解と協力の確保に努めます。

## ④ 警察基盤の充実

- 警察事象の高度化・多様化に的確に対処するため、組織体制の整備とその弾力的な運用を図るとともに警察諸施設の計画的・効率的整備を推進します。
- 流動する警察事象に適切に対処するため、高度情報システムを活用した情報管理システムや通信機器等の整備、警察装備の充実と近代化に努めます。





# 2

## 第2章 たくましく柔軟な産業社会をめざして

1. 高い生産力をほこる農林水産業の育成
2. 魅力と活力に満ちた商工業の振興
3. 充実した職業生活の創造



## 1 高い生産力をほこる農林水産業の育成

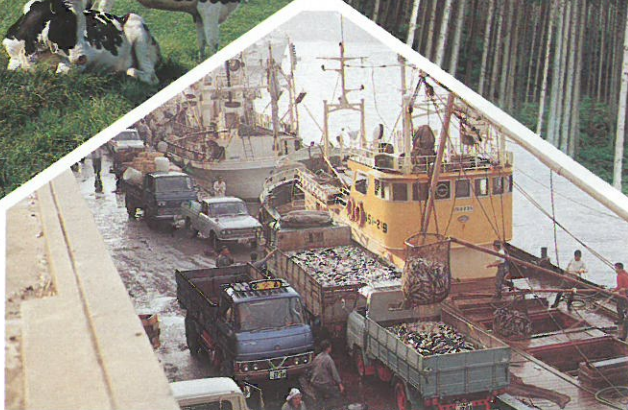
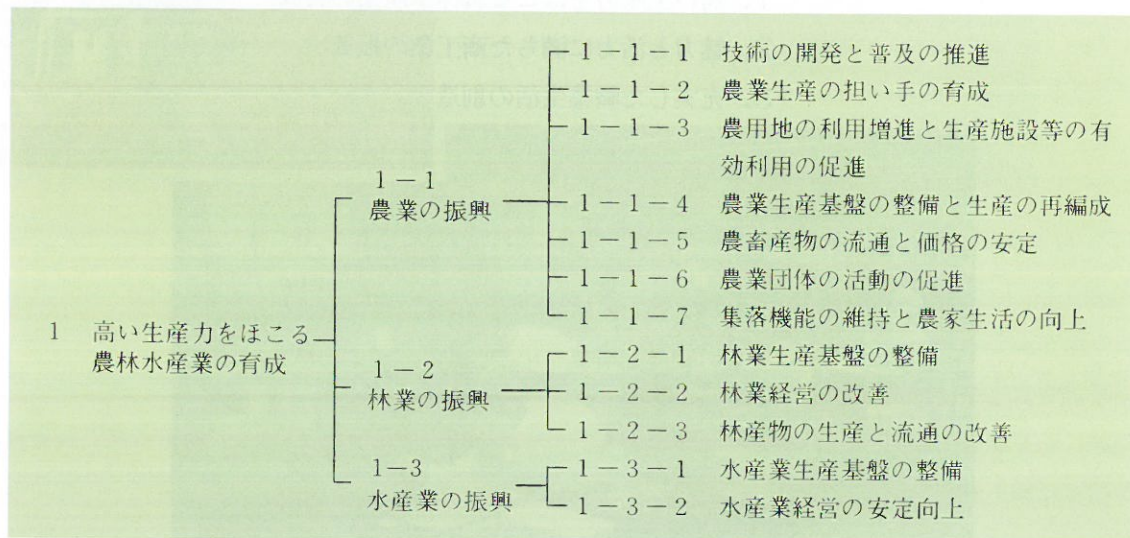
本県の農林水産業は、広大な県土と豊かな資源を有効に活用して、食料・木材等を供給するとともに、県土や自然環境の保全等を通じて、農山漁村の振興はもとより、県勢伸展を担う基幹産業として発展してきました。こうした農林水産業が担う重要な役割は今後とも変わるものではありません。

しかしながら、農林水産業をとりまく環境は、就業者の高齢化や生産物価格の低迷、輸入外圧の増大など

極めて厳しい情勢にあり、今後の農林水産業の振興には、最近における科学技術の発達や需給の動向などを踏まえた新たな対応策を講じていく必要があります。

このため、生産基盤の計画的な整備を図るとともに、特に新たな技術の開発、導入を進め、総合的な生産性の向上に努める必要があります。

このような観点から、次により「高い生産力をほこる農林水産業の育成」を図ります。





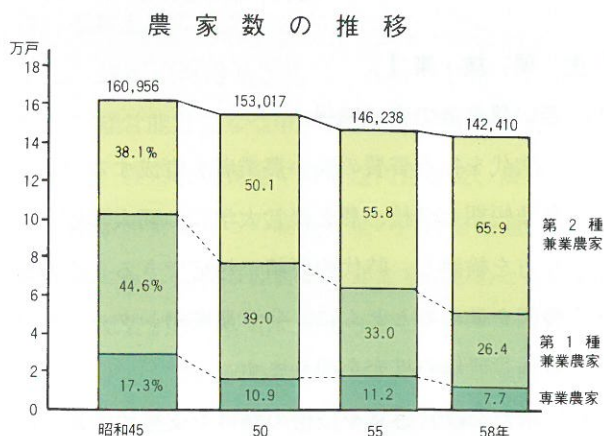
## 1-1 農業の振興

農業は、国民生活にとって、最も基礎的な物質である食料の安定供給をはじめ、活力ある健全な地域社会の形成、国土・自然環境の保全など、我が国社会経済の発展と国民生活の安定のうえで、極めて重要な役割を果たしています。

これまで、本県の農業は、広大な県土と豊かな水を利用し、多くの農畜産物を生産し、県勢の発展を支えてきました。

しかしながら、農業をとりまく環境は、国民の食生活の多様化、農畜産物貿易の自由化等の外的な変化に加えて、就農者の高齢化や婦女子化、兼業化の進行、食料消費の伸び悩みなどによる農畜産物価格の低迷、農村の混住化の進行など農業や農村をとりまく環境は極めて厳しい状況となっています。

こうした厳しい環境のもとで、本県農業の一層の発展を図るためには、生産性の一層の向上と生産の再編を図るための基礎的条件である生産基盤と農村環境の整備を計画的に進めるとともに、新たな技術の開発とその活用を進め、体質の強い農業の実現を図る必要があります。



資料：東北農政局福島統計情報事務所  
「福島県農林水産統計年報」

### 1-1-1 技術の開発と普及の推進

#### 【現状と課題】

- 本県の農業は、恵まれた自然条件、農業技術の発達に支えられて発展し、県勢の伸展に大きく寄与してきました。
- しかし、最近の農業をとりまく環境は、食料消費嗜好の変化、産地間競争の激化、貿易自由化の進展、他産業との生産性格差の拡大など、いずれをみても極めて厳しい課題を抱えています。
- このため、特に農業技術について、高い生産性を発揮する技術の導入普及と、進展の著しい科学技術を活用した新たな農業技術の開発、気象条件に左右されやすい体質を克服して安定した生産活動ができる総合技術や経営技術の確立が強く求められます。



県農業試験場

#### 【めざすべき方向】

- 地域に密着した総合技術の確立と、生物科学の進展に対応した新たな農業技術の開発に努めます。
- 技術の高位平準化と新たな技術の活用を促進するため、普及指導体制の整備充実にも努めます。
- 農畜産物の安定した生産と安全性を確保するため、防除・防疫体制の整備に努めます。



## 【主要施策】

### (1) 試験研究の推進

- 地域に密着した総合技術の確立を効果的に進めるため、農業関係各試験場の連携を強化するとともに、試験研究体制の再編整備を含め、充実強化を図ります。
- 進展するバイオテクノロジーなど生物科学技術を積極的に活用し、生産性の高い新たな技術開発、開発された技術の地域適応試験研究を充実します。
- 高い技術力を駆使し、生産性の向上を図るため、必要となる経営技術の研究開発を充実します。

### (2) 普及指導の推進

- 高度化する農業技術を円滑に普及するため、普及指導体制の整備充実を図ります。
- 試験研究機関と普及指導機関との連携を強め、新たな技術の迅速かつ効果的な活用を推進します。

### (3) 防除・防疫体制の整備

安定した生産と安全性を確保するため、防除・防疫体制を整備し、指導の強化を図ります。

## 1-1-2 農業生産の担い手の育成

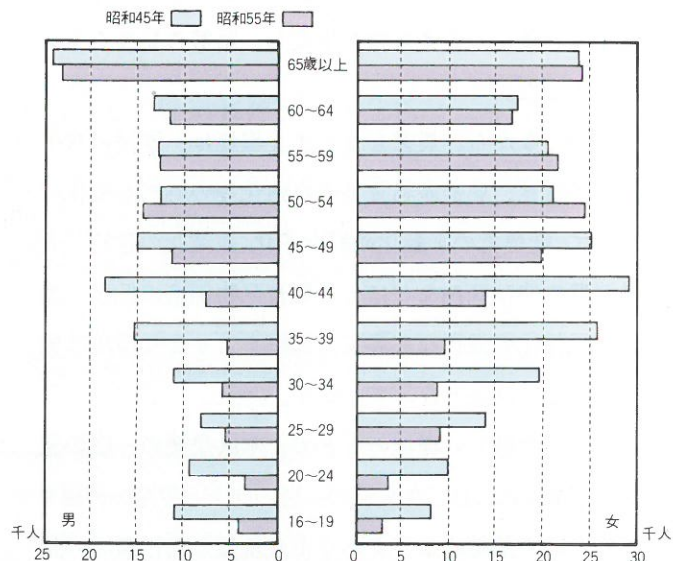
## 【現状と課題】

- 農業生産を担う農業就業者は、年々減少し、しかも高齢化、婦女子化の傾向を強めています。
- 加えて、兼業化が進行し、農業後継者の確保が困難を極めるなど、将来における本県農業の発展に憂慮すべき状況となっています。
- こうした状況のなかで、本県農業の振興を図るためには、高度化する農業技術を駆使し、高い経営能力をもつ農業者の育成と農業生産の組織化を進める必要があります。

## 【めざすべき方向】

- 将来の農業生産を担う若い農業者の育成確保を図ります。
- 高い経営能力をもつ中核農家の育成に努めます。
- 農業生産の組織化の促進に努めます。
- 農業金融の拡充を図ります。

農業就業人口の年齢別構成の推移



(注) 農業就業人口とは、農家人口のうち、16歳以上の世帯員について調査日前1年間の就業状態が、「自家農業だけに従事した人」と、「自家農業とその他の仕事に従事した人」のうち「自家農業が主の人」の合計です。

資料：「世界農林業センサス」

## 【主要施策】

### (1) 若い農業者の育成確保

- 次代を担う資質の高い農業者を育成するため、農業短期大学校、農業経営大学校の両大学校のあり方を検討し、時代の要請に対応できるよう再編整備を進めるとともに、会津農業センターにおける施設研修の拡充を図ります。
- 新たな経営感覚や技術の修得を支援するため、農業者の海外派遣研修、国内留学研修及び県内での各種研修などを体系的に進めます。

○ 資質の高い農業後継者を育成するため、農業高等学校と普及指導機関との、連携を強化するとともに、新規就農者の研修や農村青少年クラブの育成、後継者実践活動の助長などを進めます。

○ また、青年農業士、指導農業士の認定とその活動の促進を図ります。

## (2) 中核農家の育成

○ 高い技術力と経営能力をもつ中核農家を育成するため、農用地利用の集積を図るとともに、技術の修得や生産施設の整備等を促進します。

○ 集落等における住民の合意形成を進めて、中核農家を核とした生産組織の育成を図ります。

## (3) 生産組織の育成

○ 市町村等の広がり、集団的な農用地の利用調整、機械・施設の有効な利用、労働力の調整、作付栽培協定等を行う機能をもった広域組織の整備を促進し、地域全体として高い生産力をもつ農業生産体制の確立に努めます。

○ 農村集落の自治機能を活用し、集落内の土地、労働力、資本や経営・技術力を有効に利用する地域農業組織の育成、農作業・経営受委託組織の育成を図ります。

## (4) 農業金融の拡充

○ 技術の修得及び施設・基盤の整備を進めて高い経営能力をもつ中核農家を育成することを基本に、農業改良資金や農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金などの制度資金の円滑な融通に努めるとともに、農家経営安定資金をはじめとした県単独融資制度の拡充に努めます。

○ また、長期的な視点にたつて農業者の営農を支援するため、二世代間にわたる金融施策の充実に努めます。

○ 農業金融の円滑な融通を促進するため、信用保

証制度の充実に努めます。

## 1-1-3 農用地の利用増進と生産施設等の有効利用の促進

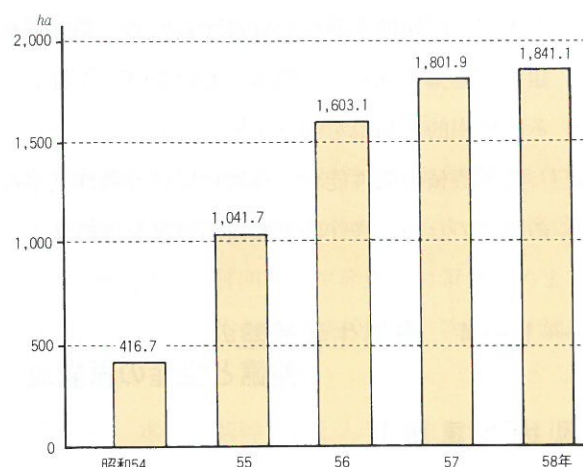
### 【現状と課題】

○ 本県の農業は、兼業化の進展、作目の単一化などに影響されて、高い生産力をもつ土地の有効利用が十分に図られないままになっています。

○ 一方、農業機械や施設の性能は、年々向上しているにもかかわらず、経営規模の零細さや耕地の分散などにより、その利用率は極めて低い状況にあります。

○ このため、今後は、高い経営能力をもつ中核農家に土地利用の集積を進めるとともに、経営・組織規模に見合った機械・施設の装備とその有効な利用を一層進める必要があります。

農用地利用増進事業による利用権設定の推移



資料：県農政部調べ

### 【めざすべき方向】

○ 農用地の有効な利用を図ります。

○ 農業機械・施設の適正な装備とその有効な活用を図ります。



## 【主要施策】

### (1) 農用地の利用増進

- 遊休農用地や低利用農用地の解消と農用地の一層の利用増進を図り農用地がもっている高い生産力を最大限に発揮させるため、農用地利用増進法の運用を通して、高い経営能力をもつ中核農家に農用地の利用集積を進めます。
- 農用地の面的な集積による有効利用を促進し、農業生産性の飛躍的な向上を図るため、農村集落を中心とした農用地利用調整組織を育成します。

### (2) 農業機械・施設の有効利用

- 農業技術の高度化に対応し、生産基盤の整備状況や作目構成、経営規模・技術水準に応じた機械・施設の整備を推進します。
- 高性能農業機械・施設の有効な利用を図るため、利用技術の向上対策を総合的に進めるとともに、機械化技術体系の確立や利用組織の育成などの対策を進めます。
- また、広域的な利用を促進するため、農業機械銀行の整備を進めて、機械・施設の適正な導入とその効率的な利用を図ります。
- 農業機械の高性能化、複雑化に伴う農作業事故の防止のため、農作業事故防止対策を進めます。

## 1-1-4 農業生産基盤の

### 整備と生産の再編成

#### 【現状と課題】

- 本県の農業は、これまで、米をはじめとして畜産物・野菜・果樹などの農畜産物を生産し、消費者に供給してきました。
- しかし、最近、食生活の多様化に加えて、農畜産物貿易自由化の進展、米の生産調整対策の継続、産地間競争の激化などによって生産性の向上と農業生

産の再編成が迫られています。

- 一方、こうした農業生産活動を支えるため、これまで、ほ場整備、かんがい排水、農道整備、農用地開発などの各種事業を積極的に進めてきましたが、今後は、特に生産性の向上と需要の動向に即応できる農業生産基盤の整備が望まれています。
- これらを踏まえ、今後の本県農業の一層の振興を図るためには、それぞれの地域の特性に応じた農業生産活動を基本として、農業生産を支える基盤の整備、優良農用地の確保に努めるとともに、農畜産物の需給情勢に即応しながら、新たな技術を駆使した農業生産活動を促進し、生産物の銘柄化を進める必要があります。

作目別粗生産額構成比の推移

(単位：%)

| 区 分       | 昭和45年 | 昭和50年 | 昭和55年 | 昭和58年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 耕 種       | 74.0  | 76.1  | 69.2  | 72.6  |
| 米         | 44.4  | 44.7  | 32.0  | 39.1  |
| 野 菜       | 12.0  | 11.5  | 16.7  | 15.1  |
| 果 実       | 5.0   | 6.9   | 6.6   | 6.7   |
| 工 芸 農 作 物 | 8.5   | 10.2  | 10.1  | 8.1   |
| そ の 他     | 4.1   | 2.8   | 3.8   | 3.6   |
| 養 蚕       | 8.0   | 5.6   | 6.7   | 5.1   |
| 畜 産       | 17.7  | 18.1  | 24.0  | 22.2  |
| 肉 用 牛     | 2.3   | 2.4   | 4.9   | 3.9   |
| 乳 用 牛     | 4.7   | 3.2   | 4.8   | 4.1   |
| (生 乳)     | (4.0) | (2.7) | (3.7) | (3.3) |
| 豚         | 6.0   | 8.5   | 9.0   | 8.9   |
| (肉 豚)     | (3.6) | (4.2) | (5.8) | (6.2) |
| 鶏         | 4.5   | 3.9   | 5.2   | 5.2   |
| (鶏 卵)     | (3.2) | (2.7) | (2.9) | (2.5) |
| その他の畜産    | 0.2   | 0.1   | 0.1   | 0.1   |
| 加 工 農 産 物 | 0.3   | 0.2   | 0.1   | 0.1   |
| 合 計       | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

#### 【めざすべき方向】

- 需要の動向に即応できる農用地の総合整備を図ります。
- 農業用水資源の開発と農業用水の有効利用を図ります。
- 農地防災の推進を図ります。
- 優良農用地の確保と拡大を図ります。

- 土地改良事業を円滑に推進するため、土地改良団体の育成強化を図ります。
- 合理的な作付体系の確立と地域営農類型の設定を図ります。
- 農畜産物の需要動向に応じた作目の生産と産地銘柄の確立に努めます。
- 地力の維持増進に努めます。

## 【主要施策】

### (1) 農用地の総合整備

- 水田の整備については、土地利用の集積及び高性能農業機械の活用による生産性の向上を図るため、汎用田としての条件整備に力点を置いてほ場の整備を進めます。
- 畑地の整備については、畑地の生産性を向上させるため、畑地帯総合整備対策を計画的に進めます。
- 農道の整備については、営農及び農産物集出荷の合理化に資するため、広域農道、農免農道、一般県営農道等の整備を計画的に進めます。

### (2) 農業用水資源の確保と有効利用

- 農業用水資源を確保するため、調査・計画中及び建設中のダムの早期完成に努めるとともに、多目的ダムへの参加を図ります。
- 農業用水の安定的な取水を確保するため、頭首工等の施設の整備を進めます。
- 農業用水を安定して供給するため、基幹用排水路の整備を計画的に進めます。

### (3) 農地防災対策の推進

- 自然災害や水質汚濁、地盤沈下等の公害から農地及び農業用施設を保全するため、老朽化したため池、改修の必要がある用排水施設等の整備を進めます。
- 併せて、湛水防除、湖岸堤防、農地保全対策を

進めます。

### (4) 優良農用地の確保と拡大

- 農業振興地域の整備に関する法律の適切な運用により、優良農用地の確保に努めます。
- 農業経営の規模拡大と地域の特性に応じた産地の形成を図るため、現在実施中の農用地開発事業の早期完成に努めるとともに、国有林野の活用を含め、開発可能地における新たな農用地開発を進めます。

### (5) 土地改良団体の育成

土地改良事業を円滑に推進するとともに、土地改良施設の維持管理を充実強化するため、土地改良団体の育成強化を図ります。

### (6) 作付体系の確立と地域営農類型の設定

農用地の利用増進や農業集落における合意形成に基づく生産組織化の進展に併せて、生産活動の促進を図るため合理的な輪作体系を基本とした作付体系を確立するとともに、地域の特性に応じた地域営農類型の確立とその普及指導を進めます。

### (7) 作目の生産振興と産地銘柄の確立

- 米にかわる作目の生産拡大を図りながら、産地間競争に打ち勝つことができるような産地体制の整備と産地銘柄の確立が図られるよう、生産改善、品種改良、品質向上、生産拡大対策を進めます。
- なお、主要作目の生産振興は、次により展開します。

〈米〉 本県の基幹作目として、生産性の向上を図るとともに、適地適品種の作付を励行しながら、銘柄品種の安定生産に努めます。

〈麦類〉 国内自給力の向上と土地の有効利用のため生産の拡大を図ります。

〈豆類〉 国内自給力の向上と土地の有効利用を図るため、大豆を中心に生産の拡大と生産技術



の向上に努めます。

〈野菜〉 野菜については、大消費地への安定した供給地としての地位を強化するため、計画的な生産・出荷体制を整備するとともに、多品目化、作型の改善、周年出荷体制の確立に努めます。

また、浜通りの温暖な気候や県南、会津山間の冷涼な気象を活用した特色ある産地づくりを進めます。

併せて、施設野菜については、農地や冬期間の労働力の有効な利用及び野菜の周年出荷体制を確立するため、適地に無加温ハウスを中心とした施設野菜団地を育成します。

〈花き〉 優良品種の育成や技術の向上を図り、地域の特性に応じた切花、枝もの、花木、球根、鉢ものなどの産地づくりを進めます。

〈果樹〉 消費嗜好の変化に即して、優良品種の育成とその導入を行い、品種構成の改善を図るとともに、無袋栽培の推進やわい性台木の活用、無毒化種苗の活用など生産技術の向上に努め、特色ある“うまい”くだもの産地づくりを進めます。

〈工芸農作物〉 工芸農作物の振興にあたっては、品質の向上や生産技術の改善、生産基盤の整備等の生産性向上対策を重点的に進めます。

〈まゆ〉 優良桑園の確保を中心とした生産基盤の整備を進め、栽桑及び育蚕技術の改善を図るなど、生産性の向上対策を重点的に進めます。

〈畜産〉 需要の動向に即した生産を基本に、経営基盤の整備、家畜改良等による品質の向上、飼養技術の改善及び牛の受精卵移植技術等の新たな技術の開発に努めながら経営体質の強化を図ります。

## (8) 地力の維持増進

農業生産力の維持増進を図り、併せて、生産物の品質の向上を図るため、健康な土づくりの推進等の地力の維持増進対策を総合的に進めます。

## 1-1-5 農畜産物の流通と価格の安定

### 【現状と課題】

- 農畜産物の需給は、国内における生産の拡大に加え、農畜産物輸入量の増大、食料消費の伸び悩みなどにより、供給過剰傾向にあります。
- このため、各農畜産物はともに産地間競争が激化してきており、農畜産物価格は低迷し、高速交通ネットワークの整備と相まって流通形態も多様化するなど、生産の安定と安定した供給関係を維持するためには、新たな対応が必要となってきました。
- こうした状況のもとで、県産農畜産物の流通と価格の安定を確保するには、他産地に打ち勝つような生産・販売対策を講じるとともに、再生産と所得を確保するための価格対策を行うことが求められています。

### 【めざすべき方向】

- 県産農畜産物の販売戦略の展開に努めます。
- 県産農畜産物の価格の安定を図ります。

### 【主要施策】

#### (1) 農畜産物流通対策の強化

- 農畜産物の商品性、商品化率の向上に努めるとともに、農業協同組合の生産・販売活動の促進、広域営農団地の育成と計画的な集出荷体制の充実を図ります。
- 併せて、包装資材、輸送費等流通経費の節減を図ります。
- 農畜産物の保鮮流通施設、共同集荷・選果施設、集配センター、食肉センターの整備、家畜市場の

再編整備、加工施設の整備など、流通・加工施設の適正な配置を進めます。

- 県内における農産物の円滑な流通を促進するため、消費経済圏の動向に応じた卸売市場の整備とその機能の充実を図ります。
- 激化する産地間競争に対応し、県産農畜産物の有利な販売条件を確保するため、生産対策による品質の向上を図ることはもとより、計画的で安定した出荷体制の確立と“ふくしまの良さ”を売り込むための消費宣伝対策を進めます。
- 主要市場における需給動向の的確な把握に努めて、県産農畜産物のシェア・アップを図るとともに

に、新たな市場の開拓を進めます。

- 県内における県産農畜産物の消費拡大対策を進めます。

## (2) 価格の安定

- 農畜産物の需給動向や国民の消費嗜好の変化に対応して、計画的な生産に努めて、生産物の価格の安定を図ります。
- 生産の安定と安定した供給関係を維持発展させるため、青果物・畜産物価格安定制度への加入を促進するとともに、県単独の価格補償制度の整備充実を進めます。

県内卸売市場立地状況図

- 凡 例
- 中央卸売市場
  - △ 青果・水産物 地方卸売市場
  - 青 果 物
  - ▲ 水 産 物
  - 花 産 物
  - △ 水 産 物 産 地
  - 青 果 物 其 他 卸 売 市 場
  - △ 水 産 物
  - 花 産 物
  - ▲ 水 産 物 産 地



| 卸 売 市 場 数         |    |
|-------------------|----|
| 中央卸売市場            | 2  |
| 青果・水産物 地方卸売市場     | 4  |
| 青 果 物             | 14 |
| 水 産 物             | 6  |
| 花 産 物             | 6  |
| 水産物産地             | 6  |
| 青 果 物 其 他 卸 売 市 場 | 6  |
| 水 産 物             | 6  |
| 花 産 物             | 1  |
| 水産物産地             | 8  |
| 計                 | 59 |



### 1-1-6 農業団体の活動の促進

#### 【現状と課題】

- 農業協同組合等の農業団体は、需要の動向に応じた生産体制の整備や地域農業の再編成、農畜産物の安定した流通の確保に極めて重要な役割を果たしており、今後とも、その役割は一層高まるものと予想されます。
- 特に、地域営農指導、流通・価格対策、農業再生産確保対策、農業構造改善対策等に大きな役割を果たすことが期待されており、このためには、それぞれの農業団体の個々の機能が十分に発揮されるよう経営・指導基盤の整備を行う必要があります。

#### 【めざすべき方向】

- 農業協同組合の経営基盤の強化と地域営農指導、流通・価格対策機能の充実を図ります。
- 不慮の農業災害に対処し、安定した農業経営を確保するため、農業共済事業の充実を図ります。
- 高い経営能力をもつ中核農家の育成をはじめとした農業構造改善対策を促進するため、農業委員会の機能の充実を図ります。

#### 【主要施策】

##### (1) 農業協同組合機能の整備

- 総合農業協同組合にあっては、健全な財務基盤を確立し、営農・生活指導、流通・価格対策等の機能の充実を促進します。
- また、経営基盤の強化を図るため、経済圏ないし生活圏等を勘案しながら、1市町村1農業協同組合を重点に適正規模の合併を進めます。
- 専門農業協同組合にあっては、農業者の高度かつ専門的な技術指導の求めに十分に答え、特色ある組合の事業活動が行われるよう、機能の充実強化を図ります。

- また、地域の実情に即して、同種相互間の合併、または、総合農業協同組合への吸収合併を進めます。

##### (2) 農業共済組合機能の充実

- 農業共済の普及と加入を促進するとともに、農業災害による損失補償の充実と農作物等損害防止対策を進めます。
- 農業生産の長期的な見通しにたって、農業共済制度の改善充実に努めます。
- 農業共済事業の多様化、補償機能の充実に対処するため、農業共済組合の広域合併を進めます。

##### (3) 農業委員会活動の促進

- 農地三法等の適切な運用と関連施策の実施によって地域農業構造の改善を図るため、その主体的役割を担う農業委員会の体制整備と活動の促進に努めます。

### 1-1-7 集落機能の維持と農家生活の向上

#### 【現状と課題】

- 農業生産の場であり、農家生活の場である農村集落は、これまで、地縁的・血縁的つながりをもったまとまりのある社会を形づくってきましたが、最近、兼業化の進行や非農家世帯の増加等によって混住化社会の様相を一層強めています。
- このため、農業の発展と生活の向上にとって欠かすことのできない“むら”の社会秩序に変化が生じています。農村地域の連帯感が稀薄化し、土地利用や環境保全をめぐる、農家と非農家の利害の対立、また土地・水などの地域資源の利用調整、共同管理における集落機能の低下など、生産面・生活面に新たな問題がでています。
- 一方では、生産と調和した定住環境の整備の要請が高まるとともに、農業者の高齢化や農村地域における新たな就業機会の創出などへの対応も強く求められています。

- こうした状況のなかで、農業の発展基盤である農村社会の新しい秩序づくりと生活基盤の整備を図るため、農村集落機能の維持発展と定住基盤の整備、

農家生活の向上対策などを総合的に実施する必要があります。



農村における定住環境の整備

## 【めざすべき方向】

- “むら”の新しい秩序づくりに努めます。
- 農村地域における定住条件の整備に努めます。
- 豊かな農家生活実現のため、農業者の健康対策、地域型食生活の推進及び農村婦人・高齢者対策を進めます。

## 【主要施策】

### (1) “むら”の新しい秩序づくりの推進

- 農村集落を中心とした地域連帯意識を醸成し、“むら”の新たな秩序を築き上げるため、農業者の創意を生かした“豊かなむらづくり”対策を体系的に進めます。
- 農村集落を構成する住民の合意形成をもとに、共同活動や集落環境の整備、集落文化の継承などの住民活動を支援し、集落自治機能の活性化を図ります。

### (2) 農村地域定住条件の整備

- 住みよく、健康で文化的な生活環境や生産基盤を整備するため、農村の特質を生かしながら、居住環境集落道、集落排水施設、営農飲雑用水施設、

集落環境管理施設、農村公園、研修集会施設等の整備対策を進めます。

- 農村地域における新たな就業機会を創出するため、農村地域工業導入促進法に基づき、農村地域への計画的な工業導入を促進するとともに、農畜産物を原料とした加工産業などの地場産業の育成を図ります。

### (3) 豊かな農家生活の実現

- 農家生活の質的な向上を図るため、農村の特性を生かした食生活の推進、健康管理及び生活文化の向上に努めます。
- 農村婦人の役割の重要性にかんがみ、農村婦人の地位の向上に努めます。併せて、働く農村婦人の資質の向上に努めるため、生産技術の研修やグループ活動を促進します。
- 農村地域における高齢化の進行に対応するため、農村高齢者の農業生産活動や地域社会活動への参加促進などの生きがい対策を進めます。
- 併せて、老後の生活の安定を図るため、農業者年金制度への加入を促進します。



## 1-2 林業の振興

森林は、林産物を供給する経済的機能と国土の保全、水資源のかん養、保健・休養の場の提供、自然環境の保全などの多様な公益的機能を有しており、これらの機能を通じて、山村社会の維持形成に大きな役割を果たすとともに、県民生活とも深く結びついています。

木材の需給状況

(単位：千㎡)

| 区分    | 昭和45年度 | 昭和50年度 | 昭和55年度 | 昭和58年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 供給総数  | 2,656  | 2,501  | 2,602  | 2,391  |
| 国産材   | 2,049  | 1,340  | 1,338  | 1,279  |
| 生産量   | 1,436  | 1,247  | 1,253  | 1,230  |
| 針葉樹   | 711    | 667    | 701    | 678    |
| 広葉樹   | 725    | 570    | 552    | 552    |
| 移入量   | 613    | 93     | 85     | 49     |
| 外材入荷量 | 607    | 1,161  | 1,264  | 1,112  |
| 南洋材   | 263    | 298    | 305    | 245    |
| 北洋材   | 202    | 537    | 548    | 550    |
| 米材    | 82     | 276    | 386    | 299    |
| その他   | 60     | 50     | 25     | 18     |
| 需要総数  | 2,668  | 2,383  | 2,641  | 2,409  |
| 消費量   | 2,393  | 2,132  | 2,390  | 2,142  |
| 国産材   | —      | 1,004  | 1,134  | 1,088  |
| 外材    | —      | 1,128  | 1,256  | 1,054  |
| 移出量   | 275    | 251    | 251    | 267    |

資料：県農地林務部「福島県林業統計書」

しかし、最近の森林、林業をとりまく情勢は、労働力の減少による森林管理の低下や木材需要、価格の長期低迷による林業生産活動の著しい減退、さらには、木材関連産業の不振など、厳しい環境にあります。

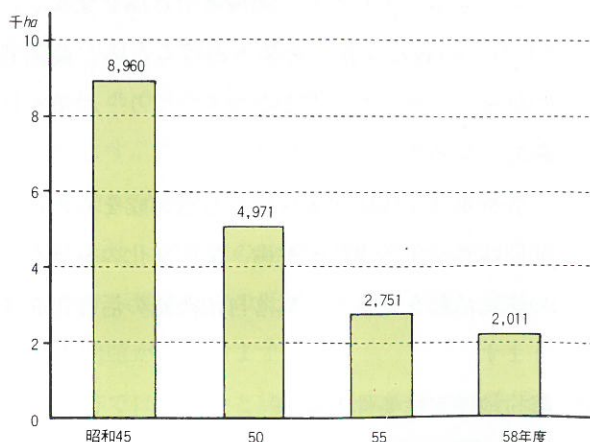
林業は、21世紀に向けて豊かな、うるおいのある県土づくりを進めるうえで不可欠な役割を担う産業であり、森林の多面的機能が高度に発揮されるよう、地域に即した森林・林業計画に基づいて、時代の要請に即応した新たな発展を図ることが必要になっています。

### 1-2-1 林業生産基盤の整備

#### 【現状と課題】

- 本県の林業は、広大な森林資源と先人のたゆまぬ努力によって発展し、林産物の供給、林業従事者の福祉の向上はもとより、風土豊かな文化の形成に大きく貢献してきました。今後とも、こうした林業の果たす役割は、一層増大するものとみられています。
- しかしながら、林業をとりまく最近の環境は、木材価格の低迷、労働力の不足、造林費等の高騰、さらには、外材の輸入など極めて厳しい状況にあります。
- 加えて、戦後の拡大人工造林地が逐次間伐期に達し、これらの計画的な間伐の実施は、良質材の生産に不可欠であるにもかかわらず、労働力の不足などによって、遅々として進まない状況にあります。
- このような状況のもとで、林業の健全な発展を図るため、低利用林地の高度利用の推進や良質材の生産のための適期間伐の実施、あるいは、林業生産の

造林面積の推移(民有林)



資料：県農地林務部「福島県林業統計書」

近代化と森林の集約的管理にとって基幹的施設である林道網の整備などを進める必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 造林を推進し、低利用林地の有効な利用を図ります。
- 適期間伐の励行に努め、良質材の生産を図ります。
- 林道網を整備し、生産の近代化を図ります。

### 【主要施策】

#### (1) 造林の推進

- 人工造林を推進するため、一般補助造林制度の拡充に努めるとともに、森林総合整備対策により計画的な造林を進めます。併せて、林業公社等による分収造林、分収育林等を進めます。
- アカマツ林の天然更新やきのこ原木林の造成などを進め、天然林の有効活用を図ります。
- 優良種苗の計画的な確保を図るため、林木育種は場の整備を行うとともに、種苗生産者に対する指導の徹底と優良種苗の需給調整を進めます。

#### (2) 間伐の計画的な推進

活力ある健全な森林の造成と良質材の生産を進める間伐促進総合対策を実施して、計画的、集団的な間伐を促進します。

#### (3) 林道網の整備

- 森林資源の整備目標や森林施業に見合った経営と管理に必要な基幹的林道や林内到達林道及び作業道の整備を行い、優良林業地帯の形成に努めます。
- 会津地域の大規模な森林地帯の林業生産の近代化を図るため、大規模林業圏開発事業を通じて、大規模林道及び関連林道の整備を進めます。

## 1-2-2 林業経営の改善

### 【現状と課題】

- 林業経営は、木材価格の低迷に加えて、林業労働者の減少、高齢化の進行などによって悪化し、経営意欲を減退させています。
- しかし一方では、人工林の蓄積は、年々増加してきており、近い将来、国産材を主体とした供給が可能になるなど、明るい兆しがみられており、また、技術革新の進展によって、林業技術の新たな開発も大いに期待されています。
- このような状況のもとで、新たな時代に対応した林業の活性化を図るため、中核的事業である林業構造改善対策の実施、森林組合の育成、試験研究の推進などを行い、林業経営の改善を図っていく必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 林業構造の改善を図ります。
- 森林組合の育成強化を図ります。
- 林業を担う優秀な労働力の確保を図ります。
- 林業金融の充実に努めます。
- 試験研究の推進を図ります。
- 普及指導の強化を図ります。

### 【主要施策】

#### (1) 林業構造の改善

- 林業構造改善対策を推進し、地域の林業活動の助長、林産物の効率的な生産流通加工システムの形成に努めるとともに、林業者の定住環境の整備を図ります。
- 入会林野等にかかる権利関係の調整を行い、農林業への利用の増進に努めるなど、その高度利用を図ります。
- 森林の計画的な施業を進めて林業経営の改善を



図るため、森林施業計画の策定指導に努め、計画の実効性の確保を図ります。

- 国有林野の位置その他自然的、経済的諸条件、地域住民の意向を考慮して国有林野の活用を促進し、農林業の構造改善とその他産業の振興を図ります。

## (2) 森林組合の育成

- 林業生産活動を活性化させるため、森林組合を地域林業生産活動の中核的担い手として林産事業を拡大し、素材の生産、販売などの機能の充実を図ります。
- 森林組合作業班の森林造成事業の促進と高度な技術を必要とする伐出事業の機能充実を図り、来るべき国産材時代に対応できる体制づくりを進めます。
- 森林組合の多様な活動を促進するため、その経営基盤の強化を図ります。

## (3) 林業労働力の確保

- 今後も続くことが予想される林業従事者の減少と高齢化の進行に対応し、新たな需要に応じた優秀な労働力を確保するため、林業労働者の就業基盤である林業事業体の経営基盤の整備拡充を図ります。
- 林業労働の安全性を確保するため、林業労働安全管理対策や振動障害対策などを総合的に進めます。
- 農山村地域における定住条件を整備するため、特用林産事業をはじめとした林産対策を進めます。

## (4) 林業金融の充実

林業経営の安定と林業生産事業の活性化を図るため、農林漁業金融公庫資金をはじめとした林業関係資金の利用促進と拡充に努めます。

## (5) 試験研究の推進

技術革新の進展に対応した新たな林業生産・経営技術、製材・加工技術の開発や調査・研究を推進す

るため、林業試験場の施設の整備と試験研究機能の充実、技術センター機能の活用を図ります。

## (6) 普及指導の強化

- 技術水準の向上と、新たな技術の普及を推進するため、林業試験場と連携して林業普及指導事業の充実を図ります。
- 林業後継者を養成確保するため、グループリーダーの養成、後継者対策の推進体制の整備、林業教室、地域活動の促進などの充実に努めます。

# 1-2-3 林産物の生産と流通の合理化

## 【現状と課題】

- 県内の木材需要は、住宅建設の不振や代替資材の進出によって下降傾向にあるうえ、依然として、木材供給の主体をなしている輸入材によって、厳しい影響を受け、林業経営のみならず木材関連産業の経営は、ひっ迫の度を強めています。
- そのうえ、産地間競争が激化し、流通・加工技術の一層の向上や新たな販路拡大が求められており、間近に迫っている県産材の伐期に向けての新たな対応が強く求められています。
- また、本県は、特用林産物の生産・供給基地として、これまで発展を続けていますが、激化する産地間競争に打ち勝つため、経営規模の拡大、原木の安

特用林産物生産量の推移

| 区 分     | 単 位            | 昭 和<br>45年度 | 昭 和<br>50年度 | 昭 和<br>55年度 | 昭 和<br>58年度 |
|---------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| シ イ タ ケ | t              | 1,639       | 3,565       | 4,628       | 4,559       |
| ナ メ コ   | 千t             | 2,042       | 1,892       | 2,017       | 2,017       |
| ヒ ラ タ ケ | t              | —           | 205.5       | 455.5       | 330.0       |
| キ リ     | m <sup>3</sup> | 7,023       | 4,501       | 1,923       | 3,330       |
| ウ ル シ   | kg             | 260         | 38          | 6.5         | 15.5        |

資料：県農地林務部「福島県林業統計書」

定確保、さらには、銘柄化の確立などが強く望まれています。

- こうした状況のなかで、需要の動向に応じた製品の生産を行うため、生産・管理技術や流通・加工技術の一層の向上に努めるとともに、生産性の向上を図っていく必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 規格の統一された木材を安定的に供給し、需要の拡大を図ります。
- 木材の流通・加工の近代化を図ります。
- 特用林産物の振興を図ります。

### 【主要施策】

#### (1) 木材需給の安定と拡大

- 木材需要の拡大を図るため、県産材のブランド化、木材需要の掘りおこし対策や、プレカット加工施設等の設置などを進め、加工・流通段階における付加価値を高めます。
- 間伐材の有効な利用を促進するため、流通・加工体制の整備を図ります。
- 主要出荷先の首都圏における販路拡大を進めるとともに、新たな販路の開拓に努めます。
- 木材の需給及び価格の変動に的確に対処するため、福島県木材需給対策協議会を活用して、情報の収集や交換を進めます。

#### (2) 木材の流通・加工の合理化

- 木材の流通・加工拠点を各地に整備し、木材産業の健全な発展に努めます。
- 新製品開発技術の導入やJAS認定工場の推進、農林規格の普及を図ります。

#### (3) 特用林産物の振興

- シイタケ、ナメコ、ヒラタケを中心としたきのこ類を振興するため、助成、金融面での支援を行い、生産基盤や流通・加工施設の整備、優良品種

の導入、生産・出荷体制の整備を進めます。併せて、原材料の安定供給や技術指導体制の一元化、情報の収集・伝達機能の充実を図ります。

- キリ、ウルシなどの特用樹種の振興を図るため、その生産基盤の整備、加工施設の充実に必要な対策を進めます。また、キリについては、その増殖に努めるとともに、素材流通の合理化、加工施設の整備を図り、ウルシについては、ウルシ樹の増殖に努めるとともに採液技術者の育成確保を図ります。
- 山菜などの野生資源の利用を促進するため、資源の開発や未利用資源の開発利用に努めるとともに、加工施設の整備、流通ルートの整備などを進めます。



### 1-3 水産業の振興

水産業は、我が国における動物性たんぱく質の約半分を供給する使命を果しながら発展し、水産物のもつ優れた栄養特性の認識が深まるにつれ、今後とも、水産物の需要は、多様化して増大するものと予想されます。

漁業生産量の推移

(単位：百t)

| 区 分        | 昭和45年 | 昭和50年 | 昭和55年 | 昭和58年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 漁 業 生 産 量  | 2,205 | 2,591 | 3,424 | 5,418 |
| 海面生産量(属人)  | 2,186 | 2,563 | 3,390 | 5,383 |
| 海面漁業漁獲量    | 2,184 | 2,557 | 3,378 | 5,378 |
| 遠 洋 漁 業    | 837   | 801   | 356   | 341   |
| 沖 合 漁 業    | 1,179 | 1,627 | 2,799 | 4,816 |
| 沿 岸 漁 業    | 168   | 129   | 223   | 221   |
| 海面養殖業収穫量   | 2     | 6     | 12    | 5     |
| 内水面生産量(属地) | 19    | 28    | 34    | 35    |

資料：東北農政局福島統計情報事務所

「福島農林水産統計年報」

しかし、世界各国の200海里漁業専管水域の定着や漁業資材の高騰、魚価の低迷など、水産業をとりまく環境は厳しさを増しており、漁業や関連産業のみならず、国民の食生活に与える多くの影響が懸念されています。

本県の水産業は、150kmに及ぶ海岸線と14の漁港を基盤とする沖合・沿岸漁業、積極的な外延を図ってきた遠洋漁業及び多様な内水面漁業の総合的な展開によって発展してきましたが、このような水産業をとりまく厳しい環境のもとで、水産業に与えられている使命を達成し、併せて漁業者の生活の向上を図るためには、水産業生産基盤の整備と水産業経営の安定向上に努める必要があります。

#### 1-3-1 水産業生産基盤の整備

##### 【現状と課題】

- これまで、漁場の外延的な拡大を中心として発展してきた我が国の水産業は、漁業専管水域200海里時代の定着等により、遠洋漁業においては、漁獲量の規制が強化されるなど、新たな対応を迫られており、また、沖合・沿岸漁業では、漁獲強化による資源の減少傾向がみられるほか、多獲性魚の価格低落など、厳しい現状にあります。
- こうした状況のなかで、水産業の振興を図るため、遠洋・沖合漁業については、国の漁業外交による漁場の確保・新たな漁場・資源の開発に期待しながら、安定した生産と供給、適正な魚価の実現による経営の安定に努める必要があります。
- また、沿岸漁業については、栽培漁業の推進など、資源管理型漁業を目標に、生産の安定向上を図る必要があります。

##### 【めざすべき方向】

- 栽培漁業を主軸に、資源管理型漁業の推進を図ります。
- 遠洋・沖合漁業の漁獲の安定に努めます。
- 漁港及び港湾周辺施設の整備を図ります。
- 内水面漁業の振興を図ります。

##### 【主要施策】

##### (1) 資源管理型漁業の推進

##### ① 魚貝類資源の培養と管理

- 栽培漁業センターにおける種苗生産能力の拡充に努め、関係者の合意のもとに資源の培養を進めます。併せて、水産種苗研究所における種苗生産技術の開発を進めます。
- 経済価値の高い魚貝類については、種苗放流量の拡大、漁場の使い分け、餌料の有効利用や

計画的な漁獲指導等によって生産増を図るとともに、陸上施設や海中施設を活用した養殖手法の開発を図ります。

- サケの増殖を図るため、施設の整備、保護対策や調査・研究を行い、事業規模を計画的に拡大するとともに、ふ化団体と沿岸漁業者との協調を促進して、秩序ある漁獲と生産体制の確立を図ります。

## ② 沿岸漁場の整備と漁獲の計画化

- 新たな漁場を造成するため、海域の特性に応じて、人工礁、大型魚礁、並型魚礁の設置を進めます。
- 浅海域に生息する重要魚貝類の天然幼稚仔や人工種苗の保護育成を図るため、幼稚仔保育場の造成や漁業操業時の混獲防止等の保護対策及び漁場環境保全意識の喚起などの対策を進めます。
- 浅海域における安定した漁獲を確保するため、増養殖場の改良・造成を進めます。
- 沿岸漁場の生産力が最大限に発揮されるよう、に漁業調整を行うとともに、漁業秩序の維持を図ります。
- 遊漁者や釣り舟業者の組織化を進め、漁業協

同組合と遊漁関係団体との漁場利用協定の締結を促進するなど、漁業と遊漁の漁場利用の調整を進めます。

## (2) 遠洋・沖合漁業の漁獲の安定

- 国際情勢や資源状況に応じた生産構造への再編を図るため、業界の自主努力を基調に、国と一体となって漁業種類ごとの整備を進めます。
- 国の漁業外交を支援し、操業の安全と漁獲量の安定した確保を図ります。
- 新たな漁場・資源の開発を行うため、近海漁業調査指導船「いわき丸」による調査活動を推進します。
- 操業の合理化を図るため、漁業情報サービスセンターの活用、近海漁業調査指導船による洋上指導、漁業用無線局の整備等を行い、漁業情報伝達の迅速化を図ります。また、漁業の組合せによる周年操業体制の普及を図ります。

## (3) 漁業基地漁港・港湾の整備

- 遠洋・沖合漁業基地漁港・港湾については、防波堤の整備を促進するとともに、新たなふ頭の造成やけい留施設及び航路、泊地の整備を進めます。
- 沿岸漁業基地漁港については、外かく施設やけい留施設の整備、漁港施設用地の造成、航路及び



人工礁の沈設

### 人工種苗放流実績

(昭和58年度)

|   |   |     |       |
|---|---|-----|-------|
| ア | ワ | ビ   | 568千個 |
| ウ |   | ニ   | 680千個 |
| ク | ロ | ガラ  | 91千尾  |
| イ | シ | ガレイ | 35千尾  |
| ヒ | ラ | メ   | 15千尾  |
| ホ | ッ | キガイ | 3千個   |

(資料：県農政部調べ)



泊地の整備、臨港道路等の整備を進めます。

- また、漁港周辺に、補給施設、漁船・漁具保全施設などの共同利用施設の整備を進めます。

#### (4) 内水面漁業の振興

##### ① 河川湖沼漁業

- 重要魚の種苗を確保するため、アユについては、栽培漁業センターにおける種苗の増産を図ります。また、イワナ、ヤマメ、ウグイ等については、内水面水産試験場の技術指導を強化し、民間養魚場での安定した種苗の生産を促進します。
- 低生産水域の漁場の利用を促進するため、増殖適応種や効率的な放流方法などの調査・研究を進めます。
- 県民の健全なレジャーの場として内水面の利用を促進するため、種苗放流量の計画的な拡大を図ります。
- 内水面漁場の環境を保全し、魚族資源を保護するため、河川湖沼に影響を与える開発の事前調整を図ります。

##### ② 養殖業

- コイ、ニジマス等養殖魚の生産量を拡大するため、飼育用水、養殖水面の確保を図ります。
- 養殖魚の農薬による被害を防止するため、農業関係団体との連携を密にして農薬の使用調整を行うとともに、放養量・放養時期の適正化を図ります。
- 魚病を予防するため、内水面水産試験場等における魚病防疫技術者の養成を行うとともに、民間養魚場に対する技術指導を強化します。

### 1-3-2 水産業経営の安定向上

#### 【現状と課題】

- 最近の国際的な漁獲規制の強化や資源の減少傾向による漁獲量の伸び悩み、産地魚価の低迷、燃油価格の高値安定などによって、本県の漁業経営は、悪化しています。また、漁業就業者の高齢化の進行や漁村環境の整備の立ち遅れが目立つなど多くの問題を抱えています。
- このため、今後は、経営体自身の努力を前提として、資源に見合った経営規模により、持続的な生産と経営の安定が図られるよう、生産構造の再編を促進するとともに、流通・加工の合理化や漁業後継者の育成、水産業関係団体の指導体制の強化に努め、水産業の活性化を図る必要があります。

#### 【めざすべき方向】

- 魚価の安定向上と円滑な流通を促進するため、流通・加工の合理化を図ります。
- 経営管理意識を高揚し、明日を担う漁業者の育成に努めます。
- 経営の維持向上のため、漁業金融の充実を図ります。
- 水産業関係団体の充実を図ります。
- 試験研究機能の充実を図ります。

#### 【主要施策】

##### (1) 流通・加工の合理化

- 水産物流通・加工拠点施設の整備を進めます。
- 魚価の安定向上のため、産地市場及び関連施設の整備改善を進め、流通機能の拡充を図ります。
- 多獲性魚などの食用向け需要の拡大を図るため、情報収集や市場の開拓、水産加工新製品の開

発・普及を進めます。

## (2) 漁業青壮年の育成

- 浜通り地方の中学生、漁協青壮年部員を対象に、水産少年教室や水産青年教室を開催し、水産業を担う優秀な後継者の育成を図ります。
- 水産業改良普及事業を通して、資源管理意識の啓蒙、新技術の導入普及、技術の改良指導を充実します。併せて、漁協青年部、同婦人部の活動を促進します。
- 漁業者の技術研修と生活の向上を図るため、漁業研修機能の充実に努めます。

## (3) 漁業金融の充実

- 漁業者の経営の合理化と改善を図るため、施設資金や緊急資金、運転資金などの資金量の確保と制度の改善を図ります。
- 資金の融通を円滑にするため、融資保証制度の拡充強化を図ります。

## (4) 水産業団体の育成

- 近隣漁業協同組合事業の共同・協業化を促進し、漁業協同組合の経営基盤の強化を図るとともに、組合員に対する営漁指導体制の充実を図ります。
- 漁業協同組合事業活動を促進するため、漁業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の機能の充実を図ります。
- 漁業者の事故等による損失を軽減するため、海難防止協議会、漁船保険組合、漁業共済組合の機能の充実を図ります。

## (5) 試験研究の推進

- 新たな技術の開発や新たな技術の導入を行うための調査・研究を充実するため、水産試験場、内水面水産試験場、水産種苗研究所の機能の拡充を図ります。



## 2 魅力と活力に満ちた商工業の振興

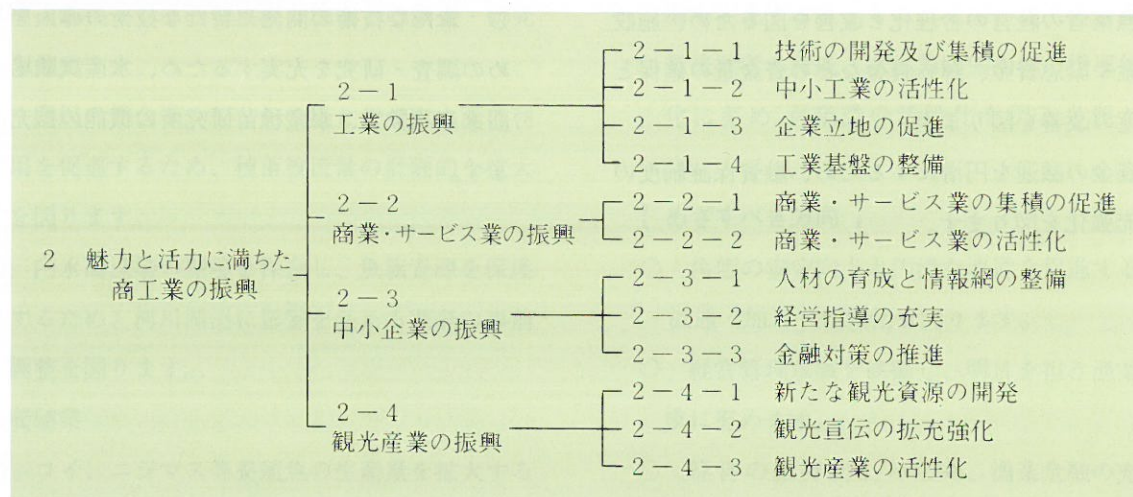
本県の商工業は、その生産活動と商品やサービスの提供を通して発展し、今や県勢伸展の先導的な役割を担う産業として、将来に向けて大きく発展することが期待されています。

しかし、本県の商工業は、概して規模が小さく、技術水準も低く、その付加価値生産性も低い水準にあるなど、経営環境は不安定な状況にあります。

技術革新の進展や高度情報化社会の到来に加え、昭和60年代において、高速交通ネットワークの整備が飛躍的に進むことなどから、本県商工業の発展可能性は大きく高まってきています。

こうした情勢の変化に対応して商工業の一層の発展を図るには、「技術立県」の実現を基本として、現在進展している技術革新への対応をはじめ、先端技術産業を核とした創造的知識集約化、高付加価値化による工業の振興、消費構造の変化に対応した商業環境の整備、高速交通体系下の観光産業の振興などの課題に積極的に取り組む必要があります。また、本県経済を支える中小企業の発展を図るための総合的な経営力の強化などの対策を展開していく必要があります。

このような観点から、次により「魅力と活力に満ちた商工業の振興」を図ります。



緑に囲まれた工場



整備された商店街



## 2-1 工業の振興

工業は、本県の経済の発展と産業構造の高度化、付加価値生産性の向上などに先導的な役割を担いながら着実な進展をみてきました。

今後、本県の社会経済は、高速交通ネットワークの整備や技術革新・情報化の進展、あるいは、人口の急速な高齢化の進行などによって大きな変化が予想されますが、本県工業がこれまでに果してきた“先導的役割”はますます重要性が高まってきます。

いま、工業は、科学技術の急激な進歩によって、知識集約型、高付加価値型のエレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジーといった新しい工業群の形成が進み、今後の我が国のリーディングインダストリーとして、大きな役割が期待されています。

このような技術革新の進展に加えて、高度情報技術の発展や情報に関する多様で良質なサービス提供システムの開発により、新たな産業の飛躍的な伸長を可能にするとともに、自然や土地・水などの資源に恵まれた地方への立地、進出を可能にしました。

地理的にも首都圏に近く、高速交通ネットワークの整備が進み、気象温暖で自然や土地・水などの資源に恵まれている本県にとって、工業をとりまく技術革新や情報化が進展してきているという環境変化に的確に、しかも迅速に取り組むことは、工業が担う役割を果たすためにも極めて重要な課題といえます。

このため、21世紀に向けて「技術立県・福島」の実現をめざし、先端技術産業を核とした知識集約型、高付加価値型の新しい産業群の立地や地域の育成が図られるよう、立地基盤の整備を積極的に推進する必要があります。

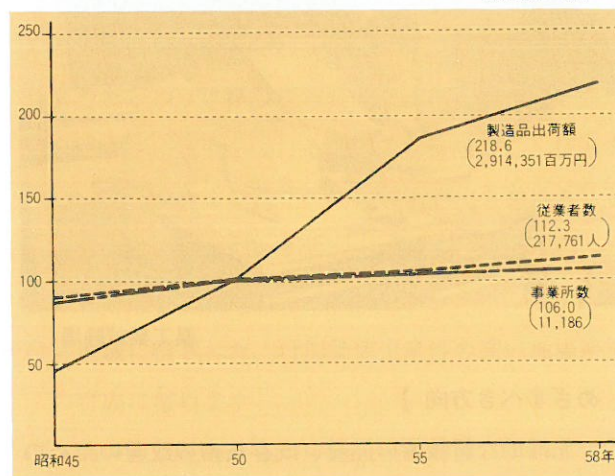
また、既存企業の技術の改善や新たな技術の導入、新たな技術の研究開発の推進等の条件整備を行うな

ど、活力ある県土づくりを先導する新しい工業発展の基盤づくりを進める必要があります。

しかしながら、我が国の経済は、安定成長で推移するものとみられ、従って高度成長期のような大量の企業立地による地域開発方式に依存するだけでなく、それぞれ特性をもった地域経済の活性化や自立的発展を促すための新たな産業おこしや既存産業の振興対策に、これまで以上の努力をする必要があります。

工業の推移

(昭和50年=100)



資料：「福島県工業統計結果報告」

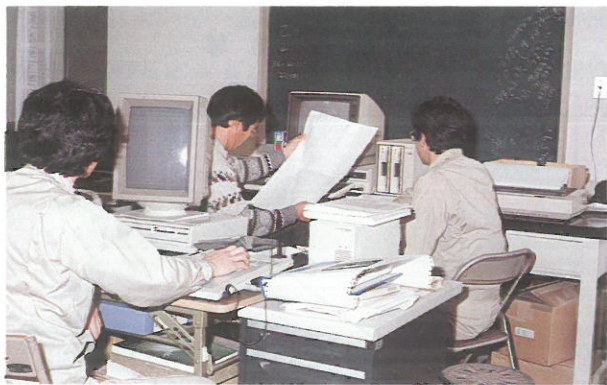
### 2-1-1 技術の開発及び集積の促進

#### 【現状と課題】

- 本県の工業は、県勢伸展の先導的な役割を担って発展してきました。しかしながら、工業の発展の水準を示す付加価値生産性や機械設備等の整備水準は、全国的にみても必ずしも高い水準にあるとはいえない状況にあります。
- 一方、現在、我が国の工業は、エレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジーなどの分野を中心とした技術革新が急速に進展し、知識集約型、高付加価値型工業構造へと大きく転換しはじめてきています。
- 21世紀に向けて「技術立県」の実現をめざす本県



にとって、工業の一層の振興を図るためには、こうした技術革新の進展に対応して、新技術を駆使する工業群の誘致をはじめ、新たな技術の開発やその活用を図るとともに、既存技術の改善を積極的に進めて、高い生産性を発揮することができるような技術力をもつことが極めて重要かつ緊要な課題となっています。



県工業試験場

### 【めざすべき方向】

- 先端的な新技術の開発、既存技術の改善のための研究開発が活発にできるような条件の整備に努めます。
- 開発された技術、改善された技術の活用・移転を推進するため、技術普及の充実強化に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 技術の研究開発基盤の整備

- 技術開発を担う人材を養成する工科系大学の誘致や工科系学部・学科の増設、技術の研究開発を行う企業群の誘致のための対策を進めます。
- 高度な研究開発機能を有する大学との交流を促進するなど、幅広い人材を結集して産学官の技術協力体制づくりを進めます。さらに、産業間、異業種間交流を推進し、工業技術の境界領域における新たな技術の開発及びそれらの技術の移転・集

積対策を進めます。併せて、県の各部門試験研究機関の連携を進め、研究成果の工業的活用を促進します。

- 将来の技術を担う創造性豊かな人材を養成するため、次代を担う青少年を対象に、科学技術に関する普及啓蒙を図るほか、発明・工夫の奨励、特許・実用新案等の工業所有権制度の普及のための対策を進めます。

#### (2) 技術の研究開発支援体制の整備

- (財)福島県工業技術振興財団の基金の充実を図り、研究開発型企業への助成、人材育成、科学技術情報サービス、工業技術に関する調査・研究、異業種間交流や研究グループの助成等、総合的な研究開発基盤の醸成を進めます。
- 新たな技術の開発、新たな製品の開発、あるいは公害防止、エネルギー対策などの技術の改善向上を推進するため、必要な資金の融資及び助成措置などの対策を図ります。
- 県工業試験場に対する技術指導の高度化、多様化、総合化の要請に対応するため、計画的に技術職員の養成確保を図るとともに、大学との連携を強化し、併せて工業試験研究機関の再編整備を検討します。

#### (3) 技術普及の拡充強化

- 技術を担う人材を育成するため、経営者や中堅技術者などに対する技術研修、技術普及講習会の開催など、技術の普及指導の強化対策を図ります。
- 先端技術産業などを育成するため、先端技術に関する基礎研究を行っている学識経験者などで構成する技術顧問団を置き、中小企業に対する研究開発や研修、あるいは技術相談活動を強化するとともに、技術アドバイザー制度の充実を図ります。

- 企業に必要な技術に関する情報の収集及びその効果的な提供を行うとともに、工業試験研究機関と、(財)福島県工業技術振興財団との有機的連携を図り、新たな情報のシステム化についても検討を進めます。

## 2-1-2 中小工業の活性化

### 【現状と課題】

- 地場産業や下請企業群を形成している本県の中小企業は、事業所数で99.3%、従業者数で79.8%、工業出荷額で62.1%を占める（昭和58年現在）など、本県工業の大宗を形成しています。従って、本県の工業の振興を図るためには、こうした中小企業の活性化を図り、生産性を高めることが極めて重要な課題となっています。
- 地域に根づき、地域にある資源を主に活用してそれを加工し、製品化する地場産業は、地域経済の活性化、自立化の推進力として、大きな期待が寄せられていますが、国際的な分業の進展や高速交通体系の整備などによる国内での競争の激化など、厳しい

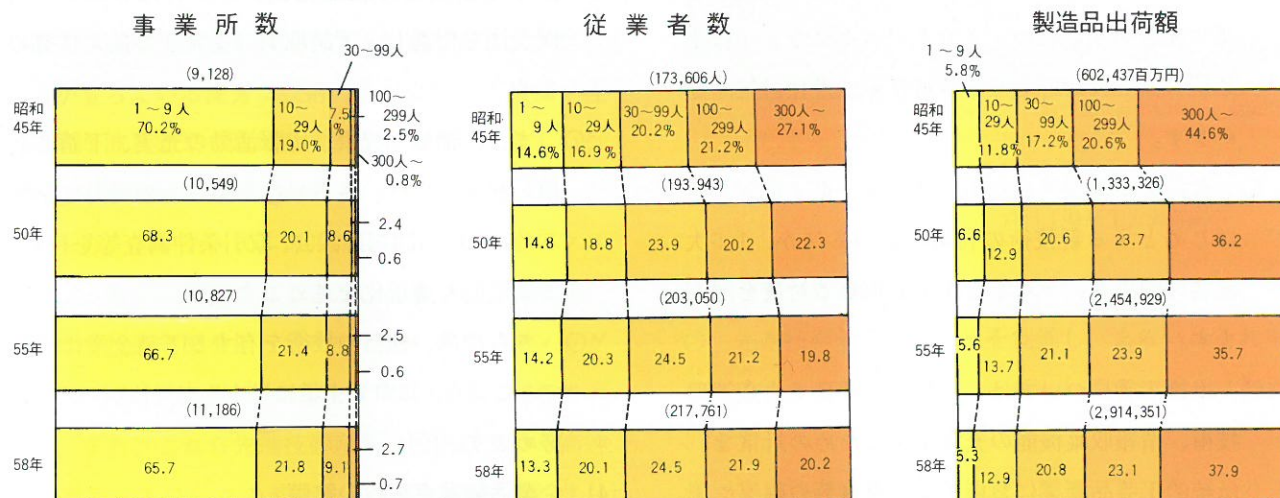
環境条件にあります。

- 一方、加工組立型を中心とした下請中小工業群は、下請分業構造が変化しているなかで、コスト面や技術面での新たな対応が求められています。
- しかしながら、最近における国民のニーズの多様化、高度化の進展などによって、多品種少量生産分野の需要が拡大するなど、中小工業の特性である機動性、創造性を発揮する機会は、増加の傾向にあります。
- このようななかで、本県における中小工業が、その活力を維持し、発展するには、経営力や人材、技術力などのソフトな経営資源の充実に努める必要があり、特に進展を続ける技術革新に対応し、技術を中心とした知識集約化、高付加価値化を進めることが強く求められています。

### 【めざすべき方向】

- 地域に根ざした、付加価値生産性の高い地場産業の育成に努めます。
- 高い自立能力をもつ中堅企業の育成に努めます。
- 分業構造の変化、あるいは進展を続ける技術革新

従業者規模別の事業所数、従業者数、製造品出荷額構成比の推移



資料：「福島県工業統計結果報告」



に対応できるよう、下請中小工業の技術を核とした知識集約化、高付加価値化に努めます。

- 中小工業の自由で活発な行動を促進するための施設の整備を図ります。

## 【主要施策】

### (1) 地場産業の振興

- 既存の地場産業の活力の維持、発展を図るための支援措置を講じるほか、未利用資源の活用や産業間、あるいは異業種間の交流を進めるなどにより、新たな地場産業の創出やその育成に努めます。
- 新たな製品、新たな技術の開発及び先端技術の導入などを進め、技術力の向上を図るため、金融・助成対策を拡充します。
- 未利用資源の活用や農林水産物の付加価値を高めるため、いわゆる1.5次産業の創出と流通及び販売開拓のための対策を進めます。
- 一定の産地を形成している産地産業の活性化を図るため、産地特有の新製品や新技術の開発、あるいは製品需要の開拓を行うための対策を充実するほか、産地の体質を改善するための構造改善対策を進めます。
- 本県工業の中核的な位置を占める加工組立型産業の発展を図るため、メカトロニクスなどの技術革新の進展に対応した、地域技術活性化対策を進めます。
- 食品工業の振興のため、バイオテクノロジーをはじめとする新技術の利用を進めるほか、1.5次産業の創出と、それを育成するための対策を図ります。
- 繊維工業については、新製品の開発や生産管理技術、情報収集機能の充実を図るための対策を、伝統的工芸品産業においては、原材料の確保や後継者の育成、技術・技法の継承などの対策を進め

ます。

- 地場製品の需要を拡大するため、県産品愛用運動をさらに推進するとともに、国内における市場開拓を行うなど県産品の銘柄を確立するための対策を進めます。また、海外市場への販路拡大のため、日本貿易振興会等の貿易振興団体との連携を密にし、国際見本市その他各種の展示会への参加を進めます。

### (2) 中堅企業の育成

独自の技術力を持ち、自立性のある経営展開ができる中堅企業を育成するため、県と(財)福島県工業技術振興財団との有機的連携を図りながら、人材の育成確保をはじめ技術力の向上、経営基盤の強化などの必要な対策を進めます。

### (3) 下請中小企業の振興

- 下請構造の質的補充への変化に対応できる下請中小企業を育成するため、生産管理技術の向上や財務管理等経営管理体制の整備、設備の近代化などに対し、総合的な支援対策を図ります。
- 福島県中小企業振興公社による発注開拓の促進及び大規模発注案件を推進するとともに、下請中小企業群の組織化、グループ化等による共同受注を促進し、下請取引の受発注の拡大に努めます。
- また、情報の提供、広報活動の充実、下請法活用の推進、指導、さらには下請取引の円滑化を図るため、取引問題懇談会、取引条件調査等を行い、下請取引の適正化を進めます。
- さらに、独自の技術を有する下請企業に成長できるよう、これら企業に対する支援体制の確立に努めます。

### (4) 企業活動拠点施設の整備

- 県産品の販路拡大や企業間交流の促進など、本

県中小工業の活力を維持発展させるために必要な企業活動を支援するための施設整備について検討します。

- また、地域や業種別の企業活動を支援するため、研究開発や研修、情報交流、製品の展示や実演、共同作業、あるいは販路拡大などの機能を備えた施設の整備について検討します。

### 2-1-3 企業立地の促進

#### 【現状と課題】

- 本県の工業は、東北縦貫自動車道や東北新幹線の開通などによって高速交通ネットワークの整備が着々と進み、地理的にも首都圏に近接しており、また、豊かな自然、土地や水資源にも恵まれていることなどを背景にして、加工組立型産業を中心に相当の企業立地をみており、年々、その集積を高めています。

- 最近の企業立地の動向をみると、中通り地方への立地が進んでいるのに対し、相双地方や会津地方への、特に農山村地域への立地が立ち遅れているなど、地域的なバラツキがみられます。

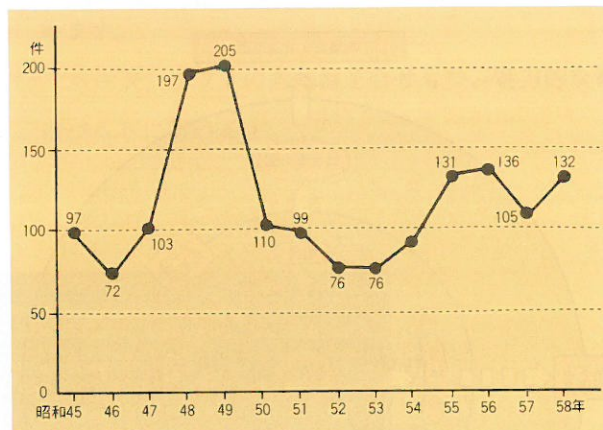
- そのうえ、作業の自動化や省力化の進展によって、企業の雇用創出効果は低下する傾向にあり、立地企業がもっている優秀な技術の既存企業への移転や経済的な波及効果を地域産業が十分に享受できていないなどの課題を抱えています。

- 一方、エレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジーなどで代表される先端技術産業は、21世紀に向けて技術立国を担う我が国の新しいリーディングインダストリーとして大きな期待が寄せられており、また、これら先端技術産業は国内における高速交通ネットワークの整備や情報化の進展と相まって、地方への立地性を高めてきています。

- 技術立県の実現をめざす本県にとって、県勢発展の先導的役割を担う工業を振興するためには、こうした先端技術産業の立地を積極的に促進することが極めて重要なことです。特に本県は、先端技術産業が立地し、発展するために必要な条件である高速交通体系が60年代において、整備されることが見込まれています。そのうえ豊かな自然と土地、水に恵まれ、高等教育機関の進出などによって優秀な人材の確保が図られるなど、先端技術産業やそれに関連する研究施設、関連企業、あるいはベンチャービジネスなどの立地条件が飛躍的に高まっています。

- したがって、今後は、県内各地域の特性とその均衡ある発展に配慮しながら、先端技術産業等の立地とその育成に取り組むことが必要になります。

企業立地の推移



(注) 福島県工業開発条例に基づく工業設置届出受理件数です。

資料：県商工労働部調べ

#### 【めざすべき方向】

- 先端技術産業等の立地を促進し、あるいはそれを育成するための拠点となる新しい都市づくりに努めます。
- 先端技術産業や研究施設、関連する産業などの立地の促進に努めます。



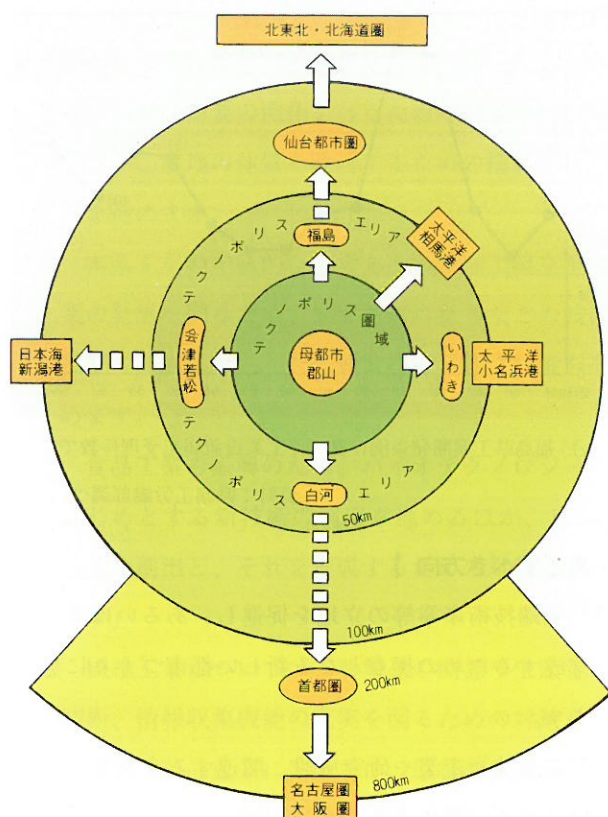
- 地域の特性に応じた計画的な工場立地を図ります。

## 【主要施策】

### (1) 高度技術工業集積地域等の建設促進

- 先端技術産業等の育成を基盤とした技術立県構想の実現を図るため、その拠点として郡山市を母都市とする「郡山地域」にテクノポリスを建設します。
- テクノポリスの技術的、あるいは経済的な効果を県内各地域に波及させるため、各地域の特性に応じた「全県テクノエリア構想」(福島型テクノポリス構想)の推進に努めます。
- 常磐・郡山地区新産業都市の建設については、引き続きその推進に必要な対策を進めます。

テクノポリス圏の地理的模式図



### (2) 先端技術産業等の立地の促進

- 本県の恵まれた立地性を十分に活用して、多様で、かつ付加価値の高い工業の集積を進めるため、高い成長力をもつ先端技術産業を中心とした優良企業の立地を推進します。このため、立地に必要な条件を整備するとともに、企業誘致対策、先端技術産業等誘致対策など必要な諸対策を進めます。
- 国際化に対応した工業の振興を図るため、国際技術交流対策及び外資系企業誘致対策などを実施し、成長力が高く、雇用創出力の大きい外資系優良企業の立地を進めます。
- 既存工業への技術移転を進め、あるいは高度技術者や研究者の県内定着を促すため、試験研究機関の整備を図るとともに、新たな試験研究機関の誘致対策の実施や(財)福島県工業技術振興財団による研究開発支援体制の充実を図ります。
- 情報化の進展に伴い、地方への展開可能性が高まっている情報関連産業の立地を進めます。
- 企業誘致体制の整備を推進する一環として、企業立地資金の貸付などの助成・援助対策を充実して実施するほか、工業立地に関する情報の収集や提供を円滑に行うため、組織機能の充実を図ります。

### (3) 計画的な工業立地の推進

- 県内において、技術力が低く、あるいは集積の少ない基礎的汎用業種については、重点的に導入育成を図ります。
- 農村地域における工業立地の推進にあたっては、農業構造の改善の進展状況に応じて新たな就業機会を創出することを基本に、農村地域工業導入基本計画により、農・工が調和して発展することができるよう、必要な対策を進めます。
- 構造的な問題を内在する基礎資材型産業を抱え

る地域の振興を図るため、これら産業の再活性化のための技術開発などに対する支援を行うとともに、成長性のある代替企業の誘導に努めます。

- 工業の生産活動による居住環境の破壊や他の産業活動への阻害を防ぐため、工場緑化対策や工業団地等関連施設整備対策などを実施して、住・工地区の分離や工場の団地化の推進、下水・排水施設、緩衝緑地の整備など、工場内及び工場周辺の環境整備を進めます。

## 2-1-4 工業基盤の整備

### 【現状と課題】

- 工業の振興を積極的に推進するためには、計画的に工業基盤を整備しておく必要があります。また、産業構造の変化などに伴って、臨海部の大規模工業団地への工業立地が計画どおりにっていないなど、なお、地域的な課題を抱えています。
- 本県は、高速交通ネットワークの整備など、基礎的な産業基盤については、比較的、整備されてきてはいますが、未だ地域的には不均衡が見られます。

- 一方では、技術革新・情報化の進展を背景とした、先端技術産業などの新しい産業群の成長に伴って、企業が求める工業基盤に質的な変化がでてきています。これまでの工業基盤であった交通網や土地・水などのハードな基盤に加えて、技術の集積や人材、情報などのソフトな基盤、さらには、魅力的な都市機能などの基盤の整備が強く求められてきています。

- 技術立県の実現をめざす本県にとっては、こうした多様化してきている企業の要請に対応し、しかも地域がもっている魅力や特性を生かして、工業基盤の総合的な整備に努める必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 工業用地、工業用水及び産業関連施設などのハードな基盤の整備に努めます。
- 技術、情報、人材などのソフトな基盤の整備に努めます。
- ハード、ソフトの両基盤を合せもつ、魅力的な都市づくりに努めます。



好間中核工業団地



## 【主要施策】

### (1) ハードな工業基盤の整備

#### ① 工業用地の確保

他の土地利用との調整を進めながら、工場適地調査や工業団地等推進調査などの立地条件調査を実施し、地域特性の発揮や関連施設などとの事前調整を図り、優れた工業用地を計画的に確保します。

#### ② 工業団地等の造成

○ 地域社会や自然環境との調和を保ちながら、生産活動や研究活動ができるよう、多様な工業団地や研究団地の造成を計画的に進めます。

○ また、地域振興整備公団が実施している「いわき好間中核工業団地」及び「相馬中核工業団地」の造成を進めるほか、新たに、地域振興対策上、必要と認められる地域に、中核的な工業団地の造成を図ります。

○ 今後の立地企業の中心的な分野である先端技術産業の原材料や製品輸送、あるいは人的交流の迅速性の求めに対応するため、空港周辺地域への工業団地の整備について検討します。

○ 臨海部周辺にある大規模工業団地や内陸部工業団地の活用を促進するため、産業構造の変化、高度化に対応した産業関連基盤の整備を進めます。

#### ③ 工業用水の確保

○ 将来にわたって工業用水を安定して確保するため、「地域別工業用水需給計画」を策定します。

○ 工業用水の確保にあたっては、特に、将来のリーディングインダストリーとしての役割を担う先端技術産業が大量の、しかも良質な水を必要とすることに配慮しながら、磐城、小名浜、勿来及び原町工業用水道事業の適正な運営に

努めるとともに、好間、相馬工業用水道の建設を推進します。また、専用工業用水道が整備されていない県北、県中、県南及び会津地方では、関連ダムの建設を進めながら、工業用水道の建設を推進します。併せて、地下水資源の有効な利用を進めます。

#### ④ 産業関連施設の整備

○ 産業基盤として中心的な役割を果たす空港をはじめとする高速交通体系を核とした交通ネットワークを確立します。

○ 物資流通の総合的なネットワークの形成を図るため、重要港湾の整備を進め、内貿、外貿両面の機能を充実するとともに、港湾と幹線道路とのアクセス網の整備を進めます。

○ 自然環境を保全するとともに公害を未然に防止するため、工場排水路の整備や産業廃棄物処理施設などの整備を進めます。

○ 電力などのエネルギー資源の確保に努めるとともに、省エネルギー化を推進するために必要な金融・助成対策を進めます。

### (2) ソフトな工業基盤の整備

○ 技術の開発とその有効な活用を担う優秀な人材を養成するため、工業・生物学系大学の誘致や工科系学部・学科の増設を進めます。

○ 技術の開発、改良及びその活用、先端技術産業分野への進出などを支援し、または援助するため、工業試験研究機関の再編整備を図るとともに、研究開発企業への助成や人材の養成、情報サービス、あるいは技術の振興に関する調査研究などを行う(財)福島県工業技術振興財団の充実、あるいは、資金の融資、助成対策などを進めます。

○ 科学技術に関する情報、市場に関する情報の収集やその活用が迅速に行われるように、ソフト

ウェア産業、情報処理サービス業などを育成誘導するとともに、全県的な高度情報ネットワークの整備を進めます。

- 技術者や研究者の県内定住を促進するため、教育、文化、医療などの都市機能、居住環境の整備を進めます。

### (3) 魅力的な都市づくりの推進

- 工業の振興を図るため、自然に恵まれ、伝統文化の香り高く、しかも快適な居住環境を備え、産業活動が躍動する都市づくりをめざして、その拠点として、郡山地域にテクノポリスの建設を進めます。併せて、全県テクノエリア構想（福島型テクノポリス構想）の形成が行われるよう検討し、その推進に努めます。
- また、常磐・郡山地区新産業都市については、これまでの工業基盤の整備を踏まえて、都市機能の充実を図ります。
- 高度情報通信ネットワークの整備を進めるため、その核となる未来型コミュニケーションモデル都市構想（テレトピア構想）、ニューメディア構想などによる高度情報都市づくりを進めます。

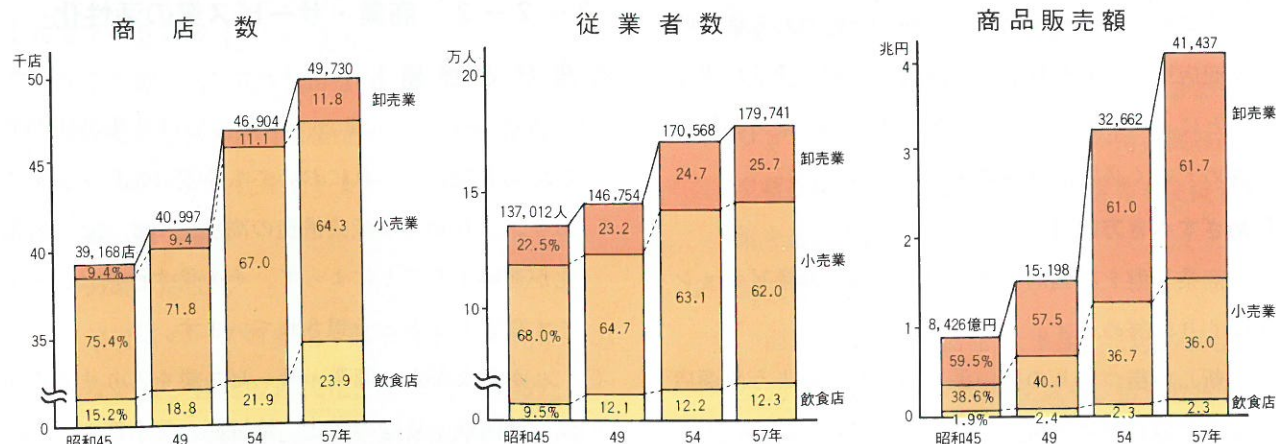
## 2-2 商業・サービス業の振興

商業・サービス業は、豊富で多種多様な消費財やサービスの提供者として、生産と消費を媒介し、産業活動の促進や県民生活の向上に重要な役割を担う一方、雇用機会の創出と県民所得の向上に寄与するなど、県勢の伸展に重要な役割を果たしています。

しかしながら、商業・サービス業をとりまく環境は、国際化の進展、サービス経済化の進展、消費者ニーズの多様化、都市間競争の激化などによって厳しさを増しており、一方では、産業活動の活発化、情報化の進展、県民意識や生活様式の変化・多様化などに伴い、商業・サービスが集中して立地する商店街に対しては、地域社会の中核として新たな期待が高まっています。

したがって、商業・サービス業がこのような状況の変化に対応して発展するには、自らの経営基盤を整備し、時代の変化による消費者ニーズに対応した新たな商品の開発や高度情報に関するサービスの提供などの事業活動を活発に行うとともに、商業・サービス業の地域的な集積を高めて、魅力ある地域社会や地域文化の形成に多面的な役割を担うことが求められています。

### 商業の推移



資料：「商業統計調査結果報告書」



## 2-2-1 商業・サービス業の集積の促進

### 【現状と課題】

- 商業・サービス業は、多くの場合、商店街という一つのまとまりを形成しています。したがって、商業・サービス業の振興を図るための課題は、商店街には共通しており、特に小売業は、商店街が立地する環境の変化に強く影響される状況にあります。
- このような地域的な一体性の強い商業・サービス業の振興、発展を図るには、立地環境の変化に対応しつつ、商店街の基盤を整備し、商店街がもっている商業集積の利益を最大限度に生かす必要があります。
- また、商店街は、単に地域住民の日常生活に必要なショッピングの場としてだけでなく、憩いの場、ふれあいの場としても大きな役割を果たしており、これからも、生活の質的な豊かさや快適さの欲求が満たされるような場として、地域社会と調和した新しい商店街の形成が望まれています。
- このため、都市機能の充実など都市計画の観点をも踏まえて、楽しみ、ゆとり、潤いを楽しみ、人々との交流を得ることのできる、活力のある文化的で魅力的な街づくりという広い視野にたち、地域の主要な都市空間“暮らしの広場”として、商業・サービス業集積の利益を最大限に生かした魅力ある個性的な商店街づくりを推進し、商店街活動を活性化することによって、さらに、商業・サービス業の集積を高めていく必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 商業基盤を計画的に整備するため、商業ビジョンづくりに努めます。
- 新しい街づくりの担い手にふさわしいような商店街の整備に努めます。
- 自由で多様な商業活動を促進しながら、秩序ある

商業・サービス業の集積を図ります。

- 商業・サービス業の振興に必要な都市的基盤の整備に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 商業ビジョンづくりの推進

立地環境の変化や消費者ニーズの変化などに計画的に対応して商業・サービス業の振興・発展を図るため、商業近代化地域計画や商工会地域ビジョンづくりなど、地域ぐるみの計画づくりを進めます。

#### (2) 商店街の整備促進

便利で快適なショッピングの場としてだけでなく、憩い、出会い、ふれあいの場としての機能をもつ商店街をつくりだすため、都市計画事業と一体となった商店街の整備に対する資金の貸付けや指導を行うほか、新たにコミュニティマート構想などの新しい街づくり構想の実現を図ります。

#### (3) 秩序ある商業・サービス業の集積の促進

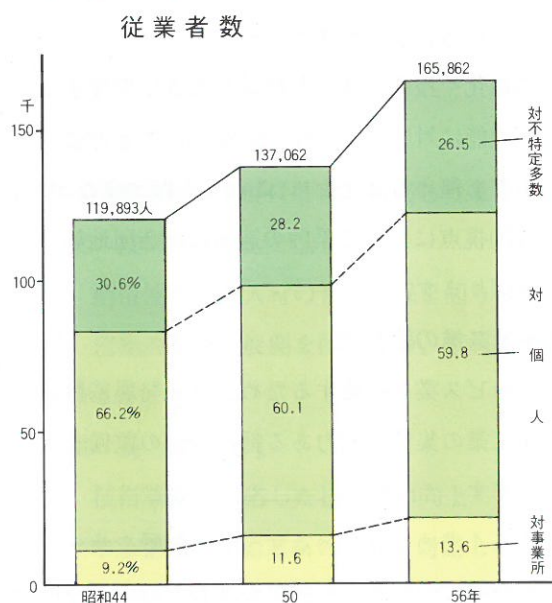
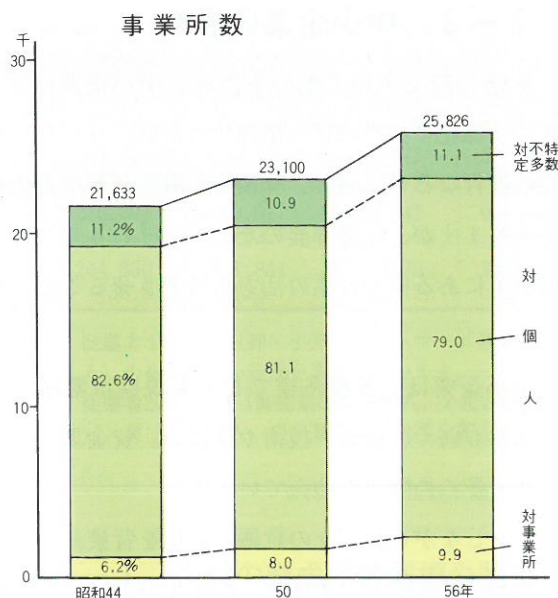
消費者の利益に配慮しながら、活力ある競争ができる条件を整えるという観点にたって、各業態間、特に大型店と小売店とが相互に協力しあって共存共栄ができるよう、事業活動の円滑な調整を図り、秩序ある商業集積の形成を進めます。

## 2-2-2 商業・サービス業の活性化

### 【現状と課題】

- 商業・サービス業は、本県における事業所数及び従業者数のいずれにおいても重要な地位を占めており、これからも産業構造の高度化やサービス経済化が進展することによって、その果す役割は、ますます高まるものと予想されています。
- しかしながら、商業・サービス業をとりまく環境は、価値観や嗜好の変化、地域間、業態間の競争激化、あるいは高齢化社会の進行などによって、一層

サービス業における事業所数、従業者数の推移



資料：「事業所統計調査報告書」

厳しさを増しています。

- 一方、消費者ニーズの多様化、情報などの新たなサービス需要の増加、交通・情報ネットワークの整備が進むことによって、商業・サービス業の販路拡大の可能性が増加してきています。
- このためには、商業・サービス業の経営力や競争力の強化に努め、個性ある商品の開発や高い水準のサービスの提供ができるよう、自由で多様な事業活動を促進する必要があります。

#### 【めざすべき方向】

- 卸小売業の活性化を図ります。
- 情報提供などの新たな業種の導入を進めながら、サービス業の活性化を図ります。

#### 【主要施策】

##### (1) 小売業の活性化

- 消費者ニーズの変化や購買行動の変化に対応しながら、経営の近代化、合理化を図るため、情報の提供や商店診断・経営相談指導を進めます。
- 創造性に富み、環境の変化に対応しうる、人材

を確保するための研修事業、商店街のリーダー育成などの人材育成事業を進めます。

- 中小小売業の経営基盤の充実強化を図るため、商店街、共同店舗やボランタリーチェーンなど幅広く多元的な組織化を図るとともに、組織化された小売業者が行う共同事業等に対し、診断指導や資金援助等を進めます。
- 消費者ニーズを的確に把握し、これらに対応した経営展開を図るため、情報収集機能の充実強化の対策を実施するほか、商業分野においても進展している情報化と技術革新に対応しうるよう、POS（販売時点情報管理）などの情報機器の普及や新技術の活用による新業態開発等を支援する対策を進めます。

##### (2) 卸売業の活性化

- 消費者ニーズの個性化、多様化に対応するため、小売業と製造業との情報交流や、情報収集・提供機能の充実強化を図るための事業を進めます。
- 環境の変化に対応し、経営の合理化や近代化を



図るため、経営診断や指導を行うほか、事業の共同化や組織化を進めます。

- 情報化や技術革新などにより大きく変化する、物流機能に対応した商業流通拠点のあり方について調査を進めるとともに、これらを踏まえながら、長期的視点にたって県内の適地に卸商団地等の形成を図ります。

### (3) サービス業の活性化

- サービス業を振興するため、その発展基盤となる商工業の集積や魅力ある都市機能の整備充実を図ります。
- 新しく求められているサービス分野やサービス内容などについてニーズ等の調査を行い、今後のサービス業の進むべき方向や、その対応策等の検討を進めます。
- 生活関連サービス業や、余暇関連サービス業などの対個人サービス業については、経営基盤の充実強化を図るため、経営診断や指導を行うとともに、共同化、協業化が可能なものについては、その組織化を進めます。
- また、個人のニーズを的確に把握し、ニーズに応じた事業展開を行うとともに、新しい分野や提供形態を開拓するための情報収集機能の充実を図ります。
- 企業関連サービス業や、情報関連サービス業等の対事業所サービス業については、事業活動が円滑に展開されるよう、他産業との情報交換や交流のための対策を進めます。
- 公共関連サービス業については、県民生活の充実や住みよい地域づくりの観点からも、公共部門との適切な役割分担を進めながら、育成誘導を図ります。

## 2-3 中小企業の振興

本県の商工業の大部分を占める中小企業は、ニーズの多様化や技術革新・情報化の進展、サービス経済化の進行などによって、今後とも厳しい環境変化が予想されますが、県勢伸展のためには、こうした厳しい環境下にある中小企業の活力を増進させることが重要です。

中小企業は、多種多様でしかも規模は零細で、経営基盤も弱く、経営・技術や情報力、資金調達能力などで、多くの問題を抱えています。

しかしながら、人々の意識の変化を背景として、製品やサービス需要の多様化、高度化が進み、多品種小量生産の要請が高まるものとみられ、これまでの“量的拡大・規模の利益”から“質的充実・多様化の利益”の追及に大きく変化するものと予想されます。

したがって、今後の中小企業の振興のためには、こうしたニーズの変化や経営・技術などの変化に対応し、長期的な視点にたって中小企業の特長である機動性や創造性を発揮し、新たに、技術力や情報力、人材などの経営資源の充実を図って、新商品や新製品、新たなサービスの開発や販路開拓などの事業活動分野の拡大などを進める必要があります。

### 規模別事業所数及び従業者数の推移(民営分)

事業所数 (単位：%)

| 区分<br>年 | 小規模企業            | 中規模企業            | 大規模企業        | 計                  |
|---------|------------------|------------------|--------------|--------------------|
| 47      | 71,529<br>(82.6) | 14,644<br>(16.9) | 397<br>(0.5) | 86,570<br>(100.0)  |
| 50      | 74,014<br>(81.9) | 15,916<br>(17.6) | 432<br>(0.5) | 90,362<br>(100.0)  |
| 53      | 76,870<br>(80.6) | 18,045<br>(18.9) | 480<br>(0.5) | 95,395<br>(100.0)  |
| 56      | 80,879<br>(79.7) | 20,003<br>(19.7) | 551<br>(0.6) | 101,433<br>(100.0) |

従 業 者 数 (単位：人，％)

| 区分<br>年 | 小規模企業             | 中規模企業             | 大規模企業            | 計                  |
|---------|-------------------|-------------------|------------------|--------------------|
| 47      | 196,049<br>(33.6) | 296,710<br>(50.8) | 90,821<br>(15.6) | 583,580<br>(100.0) |
| 50      | 209,599<br>(34.2) | 311,990<br>(50.9) | 91,171<br>(14.9) | 612,760<br>(100.0) |
| 53      | 226,306<br>(33.9) | 349,017<br>(52.2) | 93,141<br>(13.9) | 668,464<br>(100.0) |
| 56      | 244,350<br>(33.8) | 381,841<br>(52.7) | 97,978<br>(13.5) | 724,169<br>(100.0) |

(注) 1. 従業者1～19人(卸・小売、飲食、サービス業は1～4人)の事業所を小規模企業としています。  
2. 従業者20～299人(卸売業は5～99人、小売、飲食、サービス業は5～49人)の事業所を中規模企業としています。

資料：「事業所統計調査報告書」

## 2-3-1 人材の育成と情報網の整備

### 【現状と課題】

- 本県の中小企業は、第2次、第3次産業のなかで極めて高い比重を占めており、県勢の伸展のためには、中小企業の事業活動の活性化が、欠かすことのできない重要な課題となっています。しかしながら、本県の中小企業の実態をみると、最近の技術革新・情報化の進展に対応した技術力や環境の変化に的確に対応しうる創造性豊かな人材、積極的な経営展開を図るための情報処理能力など、将来にわたって躍進するために必要な経営基盤は、総じて乏しい状況にあります。
- 今後、中小企業の事業活動は“規模の利益”の追及から“多様化の利益”の追及へと質的に移行していくことが求められており、技術革新・情報化の進展に対応して、知識集約化をめざした新たな発展を遂げることができるよう、経営基盤の整備を行うことが重要になっています。
- このため、中小企業の技術力の向上、人材の育成、情報処理能力の向上などの、経営基盤の整備を進めて、新製品や新技術の開発、あるいは販路拡大や新

たな事業分野の開拓などといった活力ある事業活動ができるような中小企業を育てていく必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 技術革新の進展に的確に対応しうるよう、中小企業の技術力の向上を図ります。
- 創造性豊かな人材の育成確保を図ります。
- 積極的な経営展開を図るため、情報網の整備に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 技術革新に対応した技術力の向上

中小企業が技術革新の進展に対応して、自らのポテンシャルを高めるため、技術開発研究基盤の整備や技術開発支援体制の整備及び技術普及指導事業などの対策を拡充します。

#### (2) 創造性豊かな人材の育成

- 需要に即した企業経営や企画・新製品開発力を担う創造性豊かな人材を育成するため、技術専門学校や工業試験場、中小企業大学等が実施する人材育成対策を進めるなど、中小企業の指導及び人材育成機能等の整備充実を図ります。
- 中小企業経営者及びその後継者の豊かな経営力を養うため、経営者研修や後継者育成セミナーなどを計画的に進めます。
- 従業員の資質の向上を図るため、企業内研修や自主研修を促進するとともに、労働条件の改善や、快適な職場環境づくりなどの対策を進めます。

#### (3) 情報提供サービス網の整備

- 中小企業が必要とする多種多様な情報を迅速に収集・提供するため、外部データベースとのオンライン化など、福島県中小企業情報センターの機能を充実します。
- 福島県中小企業情報センターを中心に、商工団



体等中小企業関係機関との有機的な連携を図り、情報収集システムの確立と情報ネットワークの形成を進めるとともに、ニューメディアを利用した情報ネットワークシステムの構築についても検討し、その実現に努めます。

## 2-3-2 経営指導の充実

### 【現状と課題】

- 経営環境の変化に対応して、本県の中小企業の振興を図るには、まず第一に、中小企業の創造性豊かな経営力を養うことが必要になります。
- しかしながら、本県の中小企業は、資金力や情報収集力あるいは人材など、給合的な経営力は、総じて高いとはいえ、今後の大きな課題となっています。
- このようなことから、県勢伸展に重要な役割を担う中小企業の発展を図るため、自助努力を基調とした企業活動を促進することとしながらも、量から質への経営戦略の転換、創造性・機動性豊かな経営姿勢、あるいは組織化や集団活動の新たな展開の求めに対応し、多様な業種業態、地域の特性、経営規模などの状況に応じたきめ細かな、適切かつ効果的な経営指導を行う必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 経営の診断及び指導の拡充強化に努めます。
- 中小企業の組織化の推進を図ります。
- 小規模企業の経営基盤の強化を図ります。

### 【主要施策】

#### (1) 中小企業診断指導の強化

- 中小企業の経営基盤を強化するため、個別の中小企業に対する経営の診断及び指導を実施するほか、産地や業界などの企業集団に対する診断指導対策を充実します。

- 中小企業構造の高度化、近代化を進めるため、中小企業が共同して実施する集団化、共同化やボランタリーチェーン化などの組織化を促進します。
- 中小企業の経営の改善を図るため、省エネルギー対策やO A機器導入対策などを促進します。

#### (2) 中小企業組織化の推進

- 中小企業の事業活動を促進するため、産地や同業種、異業種間連携あるいは機能別、規模別など中小企業の立地環境に応じた事業協同組合、商工組合、商店街振興組合などの組合設立を進めます。
- 既存組合の事業活動を促進するため、組合事務局職員や若手後継者の養成対策を進めます。
- 福島県中小企業団体中央会のデータバンク機能を整備強化するとともに、中小企業指導団体の連携を強化して指導力の向上を図ります。

#### (3) 小規模企業対策の推進

小規模企業の経営基盤を強化するため、商工会議所、商工会の体制を整備するとともに、中小企業事業団が行う研修事業への参加を促進し、経営改善普及事業の質的な向上を図ります。

### 2-3-3 金融対策の推進

#### 【現状と課題】

- 中小企業が安定して発展するには、設備の近代化や新しい技術の導入を行い、需要に応じた新製品の開発や新たなサービスの提供ができるような経営基盤を築きあげることが求められます。
- しかしながら、中小企業は、一般的に、担保力や信用力が低く、しかも内部留保の蓄積が十分でないことなどから、経営の改善や設備の近代化を図るために必要な資金の確保が容易でない状況にあります。
- このため、今後は、中小企業が必要な資金を確保し、経営基盤の強化を図れるよう、融資制度の拡充や信用補完制度を充実する必要があります。

#### 【めざすべき方向】

- 融資制度、信用補完制度の充実に努めます。

#### 【主要施策】

##### (1) 融資制度の充実

中小企業の経営の改善や設備の近代化に必要な資金量の調達を円滑にするため、県単独融資制度の充実に図るとともに、中小企業高度化資金、中小企業設備近代化資金及び中小企業設備貸与制度等の融資制度の活用促進に努めます。

##### (2) 信用補完制度の整備

円滑な資金の活用を促進するため、福島県信用保証協会の信用補完機能の充実に図ります。



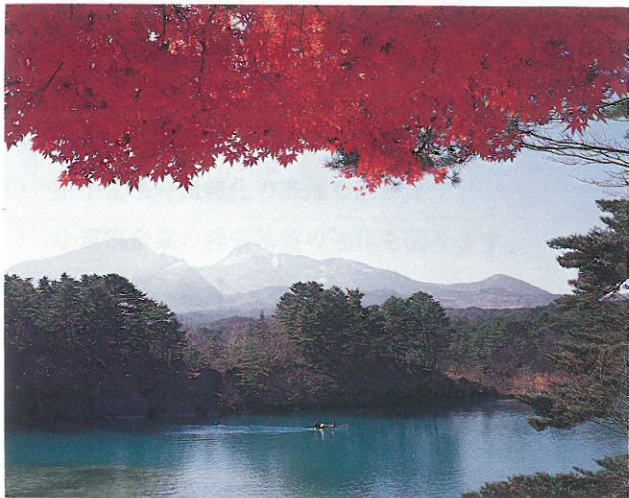
## 2-4 観光産業の振興

本県は、「磐梯朝日」と「日光」の国立公園をはじめ、「越後三山只見」国定公園や多くの県立自然公園をもち、海、山、湖、温泉などの観光資源に恵まれて、四季を通じて、多くの観光客が訪れています。本県の観光産業は、このような観光資源を活用して発展し、地域経済の活性化、自立化に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、最近の意識の変化、余暇時間の増大や高速交通ネットワークの整備によって、これまでの

資源活用型観光産業のあり方が問われるなど、観光産業をとりまく環境が大きく変化してきています。

このような観光産業をとりまく内外の情勢変化に対応し、本県の観光産業の振興を図るためには、高速交通体系、野岩線、幹線道路、観光有料道路など、観光レクリエーションの基盤が一層整備されてきていることを踏まえて、新たな観光レクリエーションのニーズに応じた多様な資源開発を行うとともに、イメージアップ作戦の一環としての宣伝活動の促進、提供するサービスの質的な向上対策などを行う必要があります。





## 2-4-1 新たな観光資源の開発

### 【現状と課題】

- 本県は、自然景観や歴史的遺産、温泉などの観光資源に恵まれており、これらの資源を生かした観光地づくりは、本県観光産業の振興のみならず、県勢伸展にとって極めて重要な課題となっています。
- しかし、最近の観光レクリエーションの傾向をみると、観光レクリエーションに対する志向は、ますます多様化してきており、これまでの“みる観光”から“する観光”へと質的な変化がみられています。これまで、“みる観光”に大きく依存してきた本県観光産業は、こうした変化に対応した新たな観光レクリエーション開発を早急に実施する必要に迫られています。

- このため、これからは、既存の観光資源の見直しを行いながら、新しい資源の開発やその整備を行い、地域の特性を生かし、かつ創意工夫による魅力的な観光地づくりを進めて、滞留型観光地や通年型観光地への脱皮を図る必要があります。

### 【めざすべき方向】

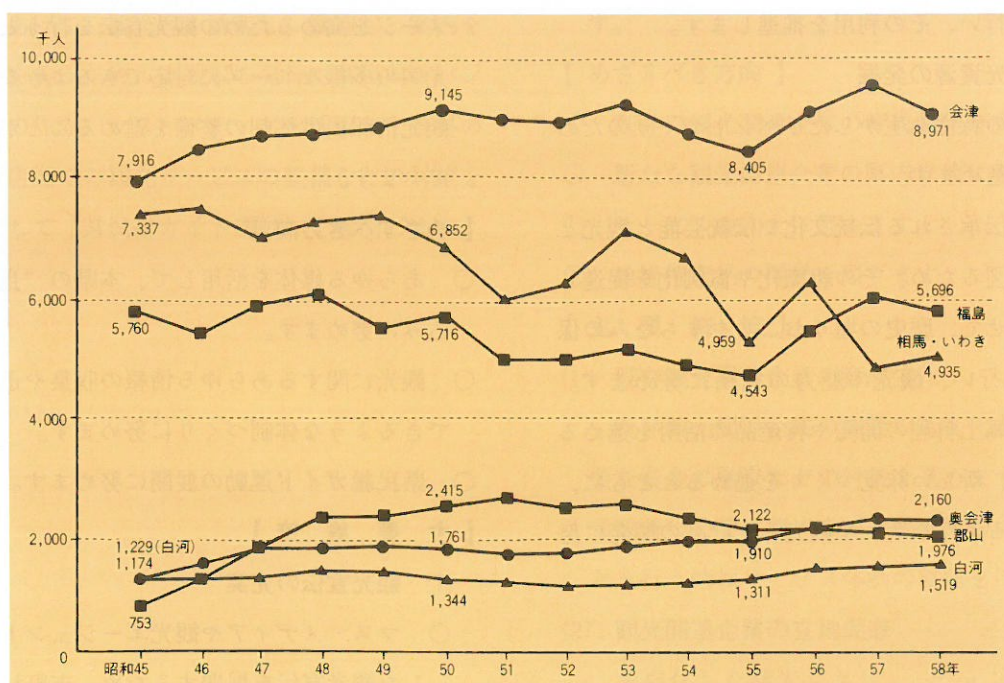
- ニーズに対応した新しい観光地づくりに努めます。
- 新しい観光資源の掘りおこしに努めます。
- 観光の拠点づくりと広域的な観光ルートの整備を図ります。

### 【主要施策】

#### (1) 新しい観光地づくりの推進

- スポーツ・レクリエーション需要の増大に対応するため、スキー場やゴルフ場、マリナー、テニ

観光入込数の推移



資料：県商工労働部「観光客入込状況」



スコートなどの施設を整備するとともに、そのネットワーク化を図り、スポーツ・レクリエーション基地づくりを進めます。

- 県内各地域の地理的、自然的条件を生かして、温泉や高原、湖沼、海洋などを生かしたリゾート基地の整備を進めます。特に、海洋性リゾート基地を整備するほか、優れた観光資源をもつ猪苗代湖周辺については、自然資源の保護を図りながら、総合的かつ計画的な整備を推進します。

- 各種会議や大会を誘致するとともに、文化交流等の多面的な機能をもつ施設の設置について検討します。

- 優れた自然を健康づくりや体験学習などの場として提供するため、自然の家、家族旅行村、教育村などの整備を行うなど、都市との交流の場づくりを進めます。

- また、新たな観光レクリエーションのニーズに対応するため、県立自然公園の多様な活用について検討を行い、その利用を推進します。

## (2) 新たな観光資源の発掘

- 各地域の特性を生かしたイベントづくりのための対策を進めます。
- 各地に伝承される伝統文化や伝統芸能と観光との連携を図るため、その組織化や恒例化を促進します。併せて、歴史の掘りおこしやまちなみの保存整備を行い、観光の魅力の創出に努めます。
- 新しい郷土料理の開発や特産品の活用を進めるなどして、新しい味覚づくりを進めるとともに、印象に残るような新たな観光みやげ品の開発に努めます。

## (3) 観光拠点づくりと広域観光ルートの整備

- 魅力ある多様な観光地づくりを進めるため、既存の資源の再利用や新しい資源の開発などを行いながら、各地に観光拠点づくりを進めます。
- 多様化している観光ニーズに対応して誘客を促進するため、県内や近県との広域ルート別・ジャンル別などの整備拡充を図ります。

## 2-4-2 観光宣伝の拡充強化

### 【現状と課題】

- 昭和60年代の本県は、本格的な高速交通体系が飛躍的に整備されます。観光は、首都圏や中京・関西圏などからの誘客の増加が予想される反面、他県の観光地との競合が激化してくるなど、本県の観光産業にさまざまな影響が予想されます。
- こうした観光産業をとりまく環境の変化のなかで、本県の観光産業の新たな発展を図るためには、魅力ある観光地づくりを進めることと併せて本県のイメージを高めるための観光宣伝を行うとともに、観光客の多様なニーズに対応できるようきめ細かな観光情報提供体制の整備を進めることが必要になっています。

### 【めざすべき方向】

- あらゆる媒体を活用して、本県の“良さ”の売り込みに努めます。
- 観光に関するあらゆる情報の収集や迅速な提供ができるような体制づくりに努めます。
- 県民総ガイド運動の展開に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 観光宣伝の充実

- マス・メディアや観光エージェントなどを活用した観光宣伝を展開するため、市町村、観光団体等と協力して必要な対策を進めます。

○ 各種のパンフレット、ポスター、あるいは多彩なイベントなどによる誘客作戦と、広域的な観光宣伝を展開します。

○ ふくしまの四季展、福島観光展、観光物産展などを開催するとともに、中央日本観光展、東北地方観光物産展などの各種観光展に参画します。

## (2) 観光情報提供体制の整備

○ 観光客の多様なニーズに対応し、県内の観光資源に関する情報を迅速に提供するため、福島県観光情報センターの機能の充実に努めるとともに、観光情報提供システムの活用を図ります。

○ 観光ニーズに応えるため、観光地案内のシステム化を進めます。

○ 国際化の進展に対応した観光地づくりを進めるため、英文によるパンフレットの作成、道標の整備、ガイドの育成、旅館等の宿泊施設の改善指導などに努めます。

## (3) 県民総ガイド運動の推進

全県民あがて、観光客を誘客し、歓迎し、案内を行う気運を養うため、副読本の発行や県民向けパンフレットの作成、マス・メディアを活用した資料の提供、商店街での観光サービスの整備などの対策を行うなどして「県民総ガイド運動」を展開します。

## 2-4-3 観光産業の活性化

### 【現状と課題】

○ 観光レクリエーションは、余暇時間の増大や意識の多様化に伴って、観光レクリエーションに対する需要が高まりをみせており、今後とも増大するものと予想されています。

○ 加えて、サービス経済化が進展するなかで、その他の宿泊所、スポーツ施設などの観光産業は、県勢伸展にとって重要な役割を果し、その立地特性から地域経済の活性化に大きく寄与するものと期待されています。

○ このため、地域に根ざした地域産業として観光産業の振興・発展のためには、既存の観光関連企業の育成を図りながら、新たな観光関連企業の誘致による魅力と変化に富んだ観光施設の整備、個性ある地場特産品の開発を進めるとともに、観光関係者の資質の向上やサービスの向上に努める必要があります。

### 【めざすべき方向】

○ 既存の観光関連企業の育成強化を図ります。

○ 新たな観光関連企業の県内立地に努めます。

○ サービスの向上に努めます。

○ 地場特産品の開発を図ります。

### 【主要施策】

#### (1) 既存観光関連企業の育成強化

既存観光関連企業の施設の近代化を図るため、必要な資金の融資などの対策を進めます。併せて、経営改善に必要な観光企画や経営情報の収集・提供などを行う情報サービス体制の整備を進めます。

#### (2) 観光関連企業の立地促進

多様化した観光レクリエーションのニーズに対応するため、既存観光関連企業や自然環境などと調



和を図りながら、新たな観光関連企業の立地を進め、魅力ある観光レクリエーション施設の整備を進めます。

### (3) サービス向上の推進

- 本県観光地に“来て良かった”、“また来たい”という、評価の重要な部分を占めるサービスの提供について、その向上を図るため、経営者の経営意識を高めるとともに、従業員の接客態度やマナーの向上に関する対策を促進します。
- 観光地の安全性の確保と環境保全を図るため、宿泊施設等観光関連施設の安全設備や、ごみ・し尿処理施設、駐車場などの整備を進めるほか、「ごみ持ち帰り運動」を展開するなどして、観光地の美化に努めます。

### (4) 地場特産品の開発

- 地域の特産品や伝統製品の掘りおこしに努め、魅力ある観光資源として、その活用を図ります。併せて、伝統工芸館などの展示、実演、即売施設の整備を促進します。
- 第一次産品を観光資源として活用するため、観光果樹園や観光農園、山菜・きのこ園などの設置を計画的に促進します。
- 観光みやげ品の品質の向上や新たな観光みやげ品の開発に努めるとともに、郷土の味覚づくりを促進します。

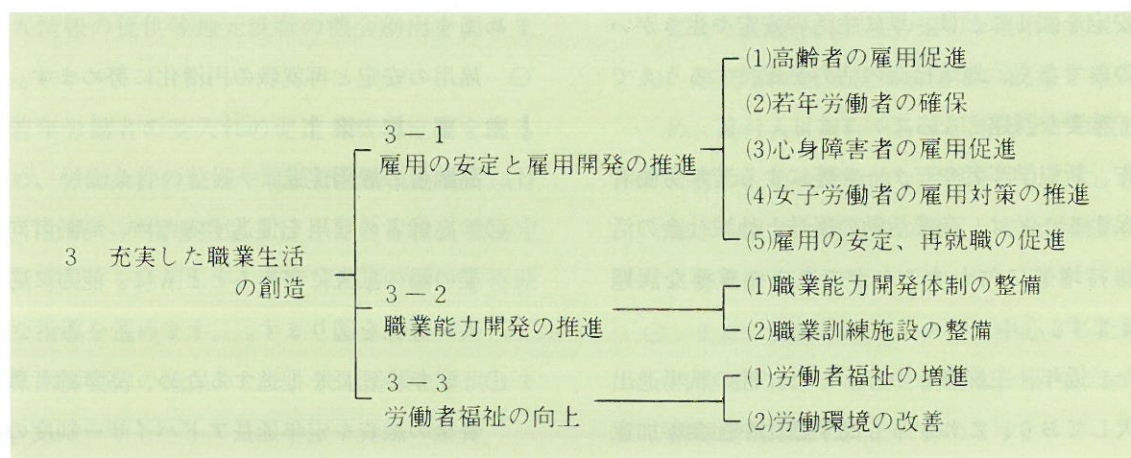
### 3 充実した職業生活の創造

我が国経済の安定成長の定着に伴い、本県においても、産業構造の変化や技術革新の進展、労働力人口の中高齢化、女性の職場進出など、労働力の需給構造は大きく変化してきています。

こうした労働力需給情勢の変化のなかで、雇用の安定と県民生活の安定向上を図るためには、新たな就業機会の確保、技術革新などの変化に対応した人材の

育成、職業能力の開発向上に努めるとともに、心身障害者や高齢者の雇用の促進、労働者の福祉の向上対策など、働く人々の豊かでうるおいある生活の確保のために必要な対策を計画的に実施する必要があります。

このような観点から、次により「充実した職業生活の創造」を図ります。





### 3-1 雇用の安定と 雇用開発の推進

#### 【現状と課題】

- 本県は、全国に先行する高齢化の進行に伴い、労働力人口の中高齢化が早いテンポで進んでおり、高齢者をとりまく雇用情勢は、かなり厳しい状況にあります。こうした高齢者の就業機会を確保し、雇用の安定を図ることは、単に生活の安定や生きがい対策のみでなく、地域社会の活力を維持するうえで極めて重要な課題となっています。
- 一方、新規学卒者やUターン等による若年労働者を確保することは、産業活動の促進と地域社会の活力の維持増進に欠かすことができない重要な課題といえます。
- また、近年、主婦層を中心とした女性の職場進出が増大しており、これからも高学歴化や社会参加意欲の高まりなどによって、女性の就業志向は、ますます高まるものと予想されることから、多様な就業形態をとる女子労働者の雇用の安定を図っていく必要があります。
- 加えて、産業構造の変化や技術革新・情報化の進

展などによって、雇用は、質・量両面にわたり多様な影響が予想されるので、きめ細かな雇用対策を講じる必要があります。

#### 【めざすべき方向】

- 増加する高齢者の雇用の促進に努めます。
- 若年労働者の確保に努めます。
- 心身障害者の雇用の促進に努めます。
- 女子労働者の雇用対策を推進し、雇用の安定に努めます。
- 雇用の安定と再就職の円滑化に努めます。

#### 【主要施策】

##### (1) 高齢者の雇用促進

- 高齢者の雇用を促進するため、高齢者向けの就業の場の拡大に努めるとともに、能力に応じた求人の確保を図ります。
- 定年の延長を推進するため、高年齢者職場改善資金の融資や定年延長アドバイザー制度の活用などの対策を進めます。
- 60歳台前半層の労働者については、60歳以上の定年の延長や再雇用、勤務延長などの対策を講じるための各種雇用助成制度を活用し、雇用の延長を図ります。
- 高年齢者雇用率を達成していない企業に対しては、雇用を勧奨することによって、高年齢者の雇用を促進します。
- 職業相談や職業紹介体制を強化するため、高年齢者職業相談室や高年齢者無料職業紹介所の機能の充実を図ります。
- 高齢者の多様な就業ニーズに応えるため、「シルバー人材センター」を整備し、その活用を促進します。

##### (2) 若年労働力の確保

- 新規学卒者等に対する職業指導や職業情報の提

年齢別労働力人口の推移

| 昭和<br>45年 | 15～24歳<br>(18.7%) | 25～34歳<br>(20.4%) | 35～44歳<br>(25.8%) | 45～54歳<br>(18.8%) | 55～64歳<br>(11.6%) | 65歳～<br>(4.7%) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|
| 50年       | (15.3)            | (22.2)            | (23.5)            | (22.3)            | (12.0)            | (4.7)          |
| 55年       | (12.7)            | (24.5)            | (21.3)            | (23.1)            | (13.2)            | (5.2)          |

資料：「国勢調査」

供を行うとともに、地域間、学校間、業種間の需給の調整を図り、求職者のニーズに合った必要求人の確保に努めます。

- 新規大学卒業者については、大学等との連携を密にし「学生職業コーナー」を中心に各種の求人情報や求職情報を提供します。また、県外就業者のうち“ふるさと”で就業を希望するUターン志向の増加に対応して、その実態を調査、把握し、求人情報の提供等地元就職の機会創出を図ります。
- 若年労働者の受入れの促進と職場定着を図るため、労働条件の整備や雇用管理の改善などについて企業への指導援助を行うとともに、職場定着指導員等を活用して、若年労働者に対する継続的な指導を進めます。
- 県内労働力の確保のため、求人情報を提供します。

### (3) 心身障害者の雇用促進

心身障害者の雇用を促進するため、身体障害者雇用率制度や雇用開発助成金、雇用納付金制度、税制上の優遇措置などの援護対策を活用するほか、福島心身障害者職業センターや福島県心身障害者雇用促進協会の活動を通して職業紹介業務の充実を図ります。

### (4) 女子労働者の雇用対策の推進

- 女子が個々の特性に応じ、多様な分野でその能力が発揮できるよう、総合的な職業紹介サービスの充実を図るため、求人情報の提供や職業相談体制などの整備を進めます。
- 主婦等の就業機会を確保するため、技術指導等の援助を進めます。

### (5) 雇用の安定、再就職の促進

- サービス経済化など産業や就業構造の変化に対

応した雇用の安定を図るため、発展が見込まれる分野の労働力需給の動向把握に努め、雇用の拡大と労働力需給調整を進めます。

- 構造的な不況業種や不況地域での雇用の安定や離職者の雇用を促進するため、能力を再開発する援護対策や雇用助成対策などを進めます。
- 労働者の生活の安定と再就職を促進するため、雇用保険の加入を促進するとともに、雇用保険法による各種給付制度の適切な運用を図ります。
- 離農者や兼業就業希望者の就業を確保するため、農村人材銀行や各種相談員などの機能の充実に努め、その積極的な活用を図ります。併せて出稼希望者の就労先の確保と安全労働条件の向上に努めます。
- また、労働市場センターを中心とした総合的雇用情報システムなどを活用し、県内における雇用情報提供能力の向上に努めます。

## 3-2 職業能力開発の推進

### 【現状と課題】

- 労働力の需給は、労働力人口の中高齢化、女子労働者の増加、高学歴化が進んでいる一方では、産業構造の変化や技術革新・情報化の進展など、労働



技術専門学校における訓練風景



力を取りまく情勢は大きく変化してきています。このようななかで、企業の労働者に対する知識や技術面でのニーズは多様化、高度化してきており、これらの動向を踏まえ、人材の育成を図るためには、労働者の職業生活の全期間にわたる職業能力の開発や向上に努めることが極めて重要な課題となっています。

- このようなことから、労働力ニーズの変化に応じた優れた人材を養成するため、民間との機能分担を進めながら、民間における教育訓練を促進するとともに、職業訓練の内容の充実を図るなど、生涯職業能力開発体制の整備を行う必要があります。

#### 【めざすべき方向】

- 生涯職業能力を開発するための職業能力開発体制の整備を図ります。
- 職業訓練の場である訓練施設の充実に努めます。

#### 【主要施策】

##### (1) 職業能力開発体制の整備

###### ① 基本計画の策定

生涯職業能力開発基本計画(仮称)を策定し、生涯職業能力の計画的な開発を推進します。

###### ② 公共職業訓練の充実強化

- 県立技術専門校の訓練科目については、社会経済のニーズに応じた科目の新設、設備の充実や技能労働の高度化、多様化に対応した複合訓練の推進、専修課程から普通課程への切り替え、あるいは女子労働力の活用を図るための訓練方策などについて検討し、その実現に努めます。

- 高度の技能者を養成するため、専門的な職業訓練の実施方策について検討します。

- 教務内容の充実を図るため、科目新設や訓練課程の切り替えに対応する指導員の養成を行うほか、高い知識や技術力を有する技能アドバイ

ザー等の有効活用を図ります。

###### ③ 事業内職業訓練の推進

事業内向上訓練を促進するため、技能アドバイザー制度や生涯職業訓練促進給付金制度の円滑な運用及び職業能力開発協会の指導能力の向上などの対策を進めます。

###### ④ 技能評価体制の充実強化

技能の適正な評価を推進し、技能尊重気運の醸成を図ることにより、優秀な技能者を育成するため、卓越した技能者の顕彰及び名工展や1級技能士技能競技大会の開催などの対策を進めます。

##### (2) 職業訓練施設の整備

- 相馬、富岡、いわきの各技術専門校の訓練体制の検討と併せて、石川技術専門校の施設の整備を図ります。
- 訓練科目や訓練課程の見直しに伴い、郡山、会津の各高等技術専門校の施設の整備を図ります。

### 3-3 労働者福祉の向上

#### 【現状と課題】

- 最近の労働者、使用者を取りまく環境は、技術革新・情報化の進展や労働力人口の中高年齢化の進

週休2日制の実施状況

| 区分<br>年 | 有効回答数 | 実施事業所数 | 実施率<br>% | 未実施事業所数 |
|---------|-------|--------|----------|---------|
| 48      | 1,791 | 323    | 18.0     | 1,468   |
| 54      | 863   | 337    | 39.0     | 525     |
| 56      | 854   | 348    | 40.8     | 505     |
| 58      | 983   | 428    | 43.5     | 553     |

(注) 調査対象事業所は、企業規模、事業所規模ともに30人以上の事業所です。

資料：県商工労働部「労働時間等調査結果報告書」

行及び女性の職場進出などによって、大きく変化してきています。

- 一方、労働者の意識は、労働条件だけでなく、生きがいを見い出せる職場生活や余暇基盤の充実など、豊かでうるおいのある生活を求めるような変化がみられています。
- しかしながら、本県商工業の大部分を占める中小企業の福利厚生施設の整備水準は総じて高いとはいえず、労働環境面での対応が十分でない状況にあります。
- このため、本格的な高齢化社会の到来や技術革新の進展、女子労働力の増加などの環境変化を前提に、労使間の信頼関係を基盤として労働時間の短縮、週休二日制の普及など労働条件の整備改善や各種の労働福祉施設の整備などに努める必要があります。

#### 【めざすべき方向】

- 労働者の生活の充実と福祉の増進を図ります。
- 労働環境の改善整備を図ります。

#### 【主要施策】

##### (1) 労働者福祉の増進

- ① 労働者の生活の充実向上
  - 労働者の生活の充実を図るため労働時間の短縮や週休二日制の普及を促進します。
  - 労働者の自助努力による資産形成を促進し、特に老後の生活のための勤労者財産形成制度による貯蓄や年金貯蓄の普及を図るとともに、中小企業退職金共済制度の加入を進めます。
  - 労働者とその家族の生活の安定を助長するため、労働者生活安定資金融資、賃金手当融資、未組織労働者融資などの労働者金融の円滑な運

用を図るとともに、労働者の余暇活動や教養文化の向上、健康づくりなどの拠点となる労働福祉施設の設置を進めます。

##### ② 勤労青少年福祉の増進

- 勤労青少年が職場や地域における、日常生活を通じて豊かな人間性を育むため、事業所や団体、地域などに配置している勤労青少年指導者の育成に努めます。
- 勤労青少年の健全な余暇活動や自主的なグループ活動を促進するため、勤労青少年ホームの設置を進めます。

##### (2) 労働環境の改善

##### ① 健全な労使関係の確立

- 労使間の相互理解と合理的な労使関係をつくるため、地区別労使会議を開催するなどして、労使間のコミュニケーションの醸成に努めます。
- 併せて、雇用対策連絡会議や労働講座、労使近代化シンポジウムなどを開催して、新しい時代に対応した労使関係の確立に努めます。また、中小企業労務改善集団の育成指導を図ります。

##### ② 中高年齢者対策の推進

増加する中高年齢者の職業の場の安全を確保するため、労働災害の防止に努めるとともに、総合的な健康づくり対策などを進めます。

##### ③ 勤労婦人の労働環境の整備

婦人が雇用の分野において、男女の均等な機会、待遇が確保されることを促進するとともに、労働条件の改善などにより、勤労婦人の福祉向上に努めます。





# 2

## 第3章 ゆとりと個性ある明日の県土をめざして

1. 個性と魅力ある地域づくりの推進
2. うるおいとやすらぎのある居住環境の整備
3. 総合的な交通・情報ネットワークの形成
4. 豊かな県土資源の保全と活用



## 1 個性と魅力ある地域づくりの推進

広大な県土を有する本県は、個性ある多様な地域から成り立っており、それぞれの地域ではさまざまな形で人々の生活行動・生産活動が展開されています。

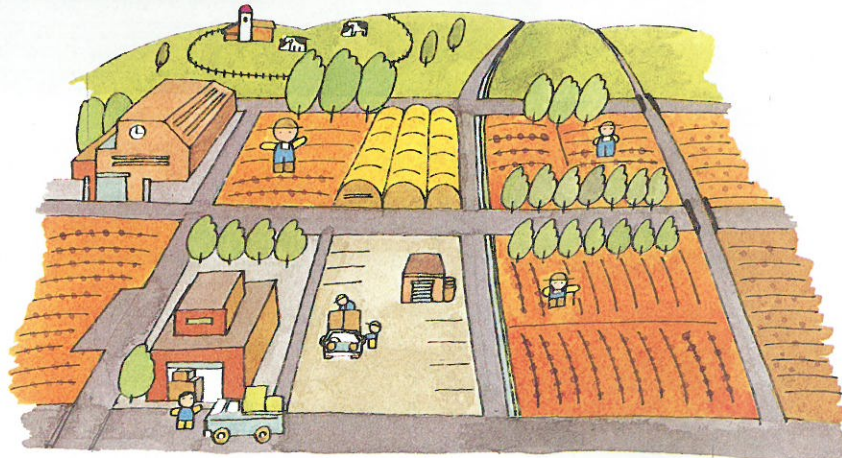
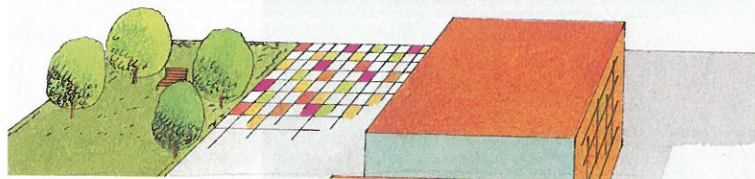
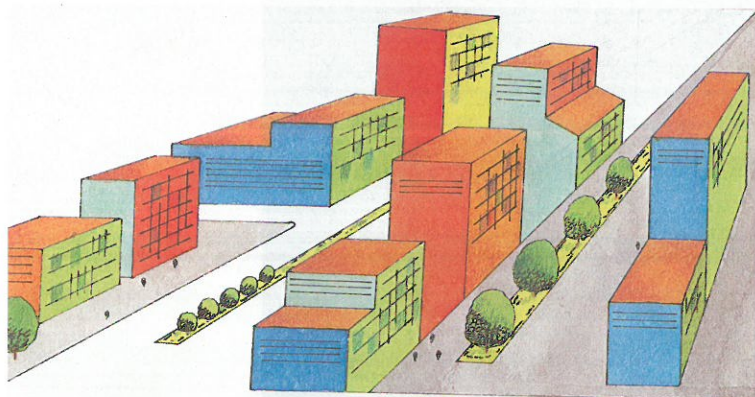
それぞれの地域は、高速交通ネットワークの整備あるいは産業構造の変化などに伴って変化しており、また、都市化・過疎化といった問題も多く抱えています。

このような状況を踏まえつつ、福島県を構成するそれぞれの地域の個性と特性を生かしながら、“住み”、“働き”、“憩う”場として整備し、活力ある地域社会

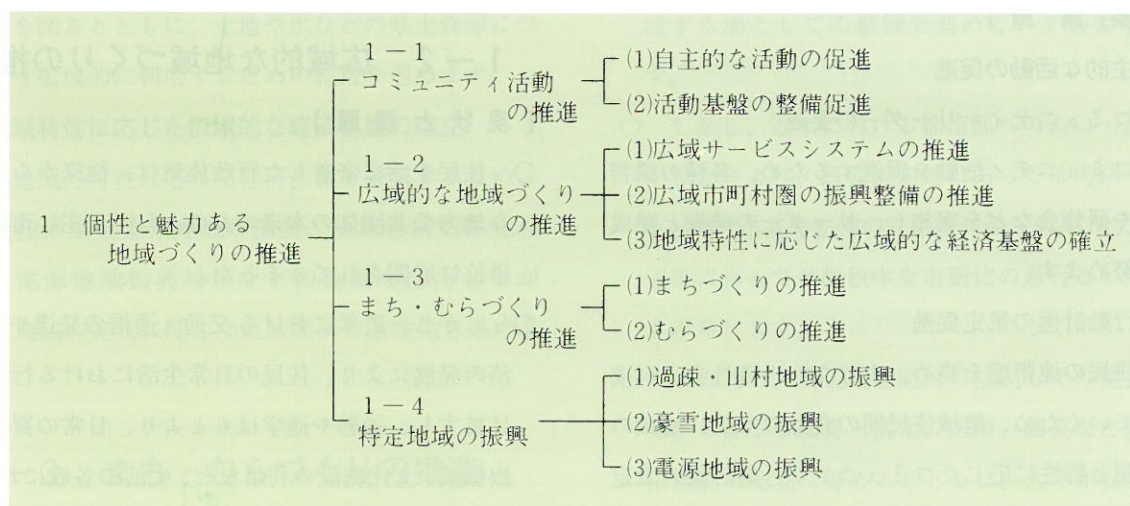
の形成を図っていくことが大きな課題となっています。

この場合、地方からの発想による主体的な地域づくりを誇りと愛着をもって進めていくとともに、“個別”から“共同”へと、家・市町村という“界”を越えた多面的・広域的な地域づくりを、協調と連携のもとに図っていくことが、今後特に必要となっています。

このような観点から、次により「個性と魅力ある地域づくりの推進」を図ります。







## 1-1 コミュニティ活動の推進

### 【現状と課題】

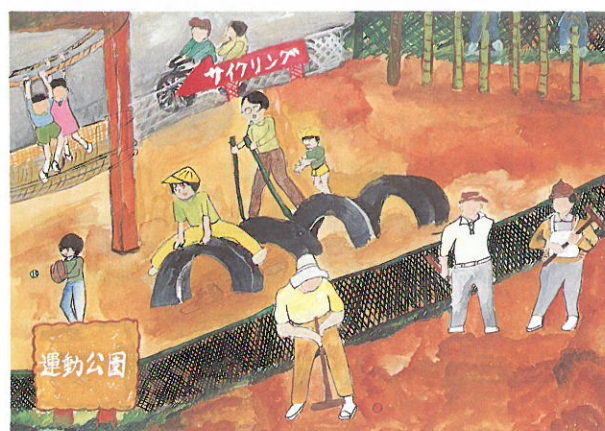
- 住民は、“ゆとり”と“うるおい”のある快適な生活環境のもとで、明日への活力を生み、健康で文化的な生活を営むことを望んでいます。
- このためには、住民の日常生活の場である地域社会の生活環境の整備と併せて、連帯に支えられた近隣社会生活が営めるよう、住民自身が積極的にその地域に対する愛着と関心を深め、考え、行動していくことが必要です。
- 近年における都市化の進展、職住の分離、モータリゼーションの発達に伴う日常生活圏の拡大などによって、ともすれば住民の地域社会への関心と帰属意識、参加意欲は低下し、その結果、住民相互の連帯感の稀薄化、“ふれあい”と“あたたかみ”のある生活の場の減少もみられてきています。
- しかしながら、これらへの反省にたって、また精神的豊かさをより求めるという人々の意識の変化のなかで、連帯感と自治意識に支えられた心のふれあう地域社会—コミュニティ—の形成を求める動きが高まってきています。このようなコミュニティは、一

朝一夕にできるものではありませんが、地域に住む人々の日々の生活を通し、たゆまぬ創意と工夫の積み重ねにより、つくりあげられていくものであります。

- このため、それぞれの地域の実状と特性に応じ、住民自らの手による自主的なコミュニティ活動が展開できるよう環境づくりを行っていく必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 連帯感に支えられた心ふれあう地域づくりを進めるため、自主的なコミュニティ活動の展開に必要な環境の整備に努めます。





## 【主 要 施 策】

### (1) 自主的な活動の促進

#### ① コミュニティ・リーダーの養成

コミュニティ活動を促進するため、各種の講習会や研修会などを実施し、リーダーの発掘と養成に努めます。

#### ② 行動計画の策定促進

住民の連帯感を高め、より良い近隣社会を形成していくため、地域住民間の合意のもとに地域の課題と特性に応じたコミュニティ行動計画の策定を促進します。

#### ③ コミュニティ活動の啓発と情報の提供促進

○ コミュニティ活動が望ましい地域社会の創出にあることの認識を深めるため、県下全域において、コミュニティ活動が積極的に展開されるよう啓発を図ります。

○ 自主的なコミュニティ活動を促進するため、活動の手法や活動事例などの広報、さらに意見交換の場としてのコミュニティ・シンポジウムを開催するなど、コミュニティ活動に関する情報の提供や交流の促進に努めます。

### (2) 活動基盤の整備促進

#### ① モデルコミュニティ地区の育成

コミュニティ活動を広めていくための先導的な施策として、特に活動に意欲的な地区や活動計画などに特色のある地区をモデルコミュニティ地区として選定し、育成助長します。

#### ② コミュニティ施設の整備促進

コミュニティ活動を促進するため、地域住民の集う場や身近な生活環境施設などのコミュニティ関連施設の整備を進めます。

## 1-2 広域的な地域づくりの推進

### 【現 状 と 課 題】

○ 住民生活に密着した行政施策は、従来から基礎的な地方公共団体の本来のものとして、主に市町村を単位に展開されてきました。

○ しかし、近年における交通・通信の発達や地域経済の発展により、住民の日常生活における行動範囲は拡大し、通勤や通学はもとより、日常の買物、医療機関、文化施設の利用など、生活の各般にわたり、広域的な日常生活が営まれるようになってきています。これに伴い、行政サービスや地域振興においても市町村の区域を越えた、より広域的な対応が必要となっています。

○ このため、都市にあっては都市のもつ魅力を、農山漁村にあっては農山漁村のもつ“うるおい”と“やすらぎ”の場としての魅力をさらに高めるなど、都市と農山漁村がもつそれぞれの特性を生かしながら、その役割を分担し、相互補完的に結ばれた広域的な地域社会づくりを進めていく必要があります。

### 【めざすべき方向】

○ 都市と農山漁村とがそれぞれの特性を相互に生かし、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた広域的な地域づくりに努めます。

### 【主 要 施 策】

#### (1) 広域サービスシステムの推進

多様化、高度化する行政需要に的確に対応し、より高次の便益を提供するため、教育・文化、医療などの分野において、共同事務処理を行うなど広域サービスシステムの整備を進めます。

#### (2) 広域市町村圏の振興整備の推進

中心都市と周辺農山漁村の特性を相互に生かしながら、広域市町村圏単位に調和のとれた総合的な振興

整備を図るとともに、土地や水などの県土資源についても広域的に利用するための施策を進めます。

### (3) 地域特性に応じた広域的な経済基盤の確立

各地域の特性に応じた経済基盤を確立するため、高度技術工業集積地域の開発、地域経済活性化対策、電源地域振興対策などの施策を活用しながら、地域の実状に即した地域経済の活性化を進めます。

## 1-3 まち・むらづくりの推進

### 【現状と課題】

- 都市は周辺の農山漁村を含む広域的な生活圏の中心として、さまざまな就業機会と生活の便益を提供する役割を担っており、今後とも人々が学び、働き、生

活する場としての整備を進めていく必要があります。

- しかし、近年における都市部への人口・産業の集中などにより、既成市街地にあっては街路や下水道などの都市基盤整備の立ち遅れがみられ、また、その周辺部にあっては無秩序な市街化の進行といった現象もみられます。
- このため、周辺農山漁村の住民もその便益を享受できるような教育・文化、医療、商業など多様な都市機能の充実に努めるとともに、人々が安全で快適に、しかも“うるおい”と“やすらぎ”の感じられるまちづくりを進める必要があります。
- 一方、農山漁村は、そこに住む人々の生活の場であると同時に、農林水産物の生産・供給の場でもあ

主な広域的行政サービスの活動状況  
(広域市町村圏単位)





ります。さらに、水資源のかん養、自然環境や県土の保全などの面においても重要な役割を担っています。

○ しかし、地域においては兼業化、混住化、過疎化、高齢化といった現象が進み、一部では従来共同体意識によって支えられてきた生活共同体としての“むら”の機能の低下という面もみられます。

○ このため、農山漁村のもつさまざまな良さを残し、そして伸ばしつつ、生活環境や生産基盤の整備を図り、人々が豊かに暮し、若者が定住するような活力ある地域づくりを進めるとともに、県土を守る緑資源の維持培養などに努めていく必要があります。

○ このように、都市にあっては田園のゆとりが、田園にあっては都市の活力がそれぞれ享受できるよう、都市と農山漁村が多様な交流を深め、新たな調和・相互依存関係を高めていくよう、これら条件の整備を総合的かつ有機的に促進していく必要があります。

### 【めざすべき方向】

○ 総合的・計画的に都市基盤を整備し、安全で快適なまちづくりに努めます。

○ 地域の特性を生かしながら、生活・生産の両面にわたる基盤を整備して、住みよい豊かなむらづくりに努めます。

### 【主要施策】

#### (1) まちづくりの推進

##### ① 総合的・計画的な都市基盤の整備

○ 都市の健全な発展を図るため、地域の特性や都市環境の維持保全などに考慮しながら、新しい時代に対応した都市計画を推進します。

○ 教育・文化、商業施設等の整備や多様な就業機会の確保に努めるなど、周辺農山村の人々もその便益を享受できるような都市機能の充実を図ります。

○ 都市公園、上下水道、交通安全施設、街路などの整備を進め、良好な生活環境の確保に努めます。

○ 主要駅付近や商業集積度の高い地区などの既存市街地において、市街地再開発を進め、また、無秩序なスプロール化を防止しながら新市街地の計画的な整備を進めます。

○ 建築活動の適切な規制誘導等を行うことにより土地の高度利用、適正利用を図り、道路、公園、広場などの公共空間を確保するとともに、良好な都市空間の形成に努めます。

#### ② 安全に暮せるための都市防災の推進

○ 都市生活の安全性を高めるため、建築物の不燃化、各種公共施設などの耐震不燃化を進めます。

○ 危険物施設と市街地を分離するため、土地利用の規制などによるオープンスペースの確保を進めます。

#### ③ 都市内交通の円滑化と安全性の確保

○ 市街地の交通機能の円滑化のため、バイパスや環状道路の整備を促進し、通過交通との分離を図ります。

○ 安全かつ円滑な都市交通を確保するため、都市内幹線街路や住区内区画街路の整備を図るとともに、主要な駅前広場の整備や鉄道と街路との立体交差化を進めます。

○ 公共交通の円滑化を図るため、狭あい区間の拡幅、交差点の改良、バスベイの設置などを進めます。

○ 街路緑地、歩行者専用道路、自転車道、自転車駐車場などを整備し、良好な都市環境の形成を図ります。

④ うるおいとやすらぎの場の確保

- 県民のスポーツ・レクリエーションの場としての「あづま総合運動公園」、「いわき公園」、「東ヶ丘公園（仮称）」、「猪苗代湖周辺大規模レクリエーション公園（仮称）」、「福島空港周辺公園（仮称）」などの広域公園や身近に利用できる公園の整備を進めます。
- 官公庁、学校などの公共施設の緑化を推進し、うるおいの場の創出を図ります。

(2) むらづくりの推進

① むらの新しい秩序づくりの推進

- 農山漁村に住む人々の地域連帯意識を醸成し、地域の創意を生かしながら、むらの新たな秩序を築き上げるための対策を促進します。
- 集落の人々の合意形成をもとに、集落環境の整備、共同活動、集落文化の継承などの住民活動を促進し、集落自治機能の活発化を図ります。

② 生活環境等の整備促進

- 人々が生活し、定住する場としての魅力を高めるため、農山漁村の良さを生かしながら、教育・文化、福祉、公園、スポーツ・レクリエーション施設などの生活環境等の整備を進めます。

③ 就業機会の創出

- 各地域における恵まれた資源を積極的に活用する地域産業おこしの推進などにより、農林水産業、地場産業、観光産業など、地域に根ざした産業の振興に努め、就業機会の創出を図ります。
- 農村地域工業導入基本計画に基づき、地域の特性に応じた農村地域への工業導入の促進を図ります。

④ 高齢者の生きがい対策の充実

- 伝統民芸品の生産技術など高齢者の有する豊富

な経験や技術を、地域における社会活動や生産活動に活用できるよう、条件づくりに努めます。

⑤ 自然環境の有効利用

- 農林業の振興を図り、森林や農地などの緑資源の保全と活用的高度化に努めます。
- 豊かな自然環境を生かしながら、スポーツ・レクリエーション施設や休養施設などの整備を図り、都市との交流を促進します。

## 1-4 特定地域の振興

### 【現状と課題】

- 本県においては、過疎地域振興特別措置法による指定町村が39、山村振興法による振興山村を有する市町村が44あり、県内90市町村のうち57市町村が過疎地域あるいは振興山村に指定され、その面積は、県土の66%を占めています。
- これらの地域は、県土の保全、水資源のかん養、農林水産物の供給や県民の休養の場の提供など、豊かな県民生活の維持増進のため、重要な役割を果たしてきましたが、若年層の流出などにより高齢化が他地域に比べて急速に進み、地域の維持発展に不可欠な活力が減退してきています。
- 一方、豪雪地帯対策特別措置法により31の市町村が豪雪地帯に、このうち18町村が特別豪雪地帯に指定されており、これらの地域においては、過疎地域や振興山村と同様の問題を抱えているほか、特に冬期間の雪対策が大きな問題となっています。
- このため、これらの地域における生活基盤の整備と地域産業の育成などにより、若者にとっても住みよい魅力ある地域づくりを推進して若年層の流出に歯止めをかけ、地域の活性化を図ることが緊急の課題となっています。
- なお、これらの地域の振興については、経済的、



社会的なつながりをもつ他の市町村とのかかわりのなかで諸施策が進められ、広域的な地域づくりが行われるよう配慮する必要があります。

- また、本県は、国のエネルギー政策に対応し、電源立地を契機として地域の振興を図るという見地から、発電施設の立地を積極的に推進してきたところですが、これらの地域における施設完成後の地域振興施策の確立が大きな課題となっています。

### 【めざすべき方向】

- 過疎・山村地域の活力ある発展を図るため、地域の特性を生かした産業の振興、交通、医療、教育・文化など生活環境施設の整備、都市との交流や高齢

化への対応に努めます。

- 豪雪地域における冬期間の日常生活を維持するため、道路交通を確保するとともに雪の積極的な利用を図り、雪に強いまち・むらづくりに努めます。
- 電源地域における自立的、恒久的な振興を図るため、特別立法の制定の実現を図るとともに、「電源地域定住圏整備計画」の推進に努めます。

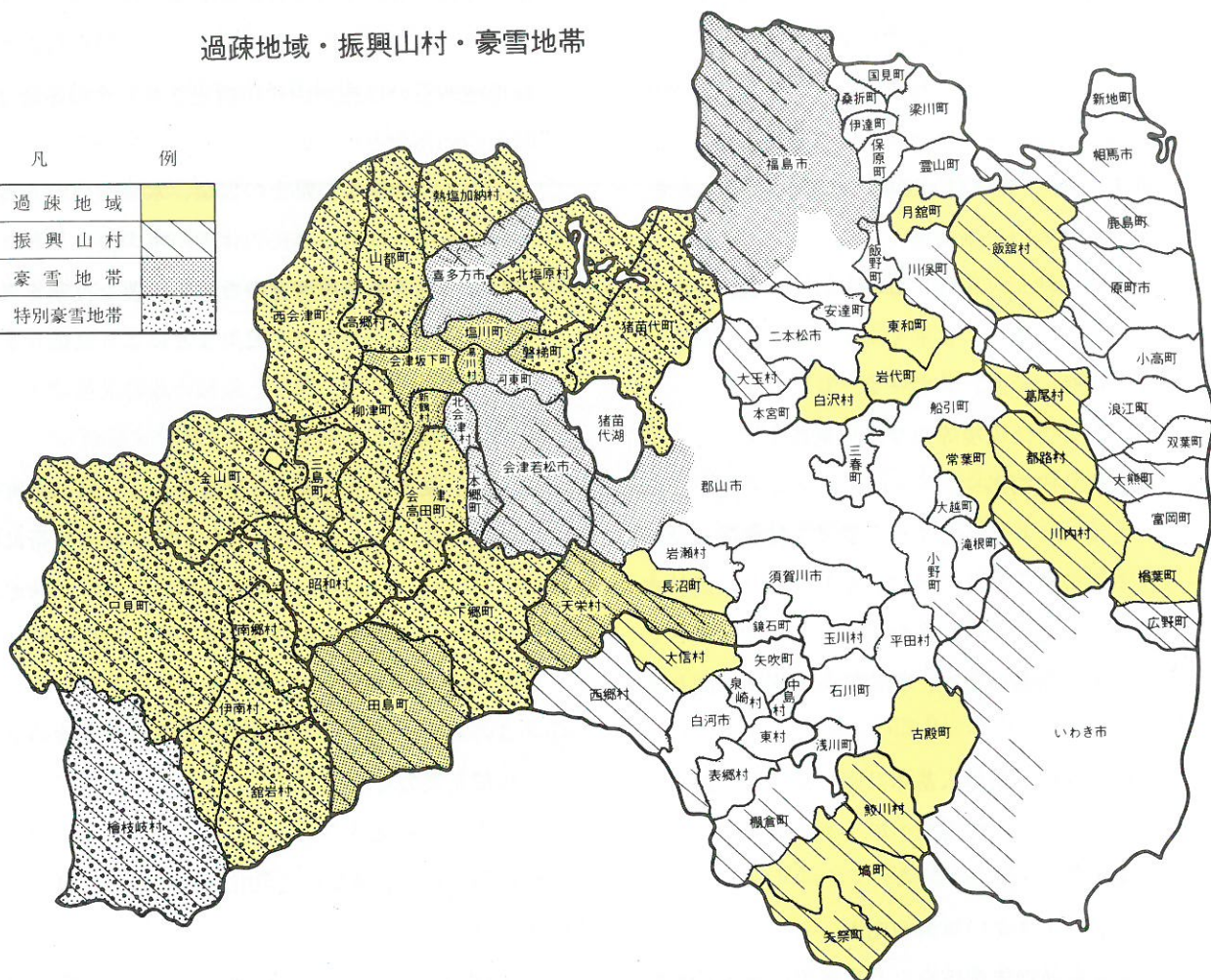
### 【主要施策】

#### (1) 過疎・山村地域の振興

- ① 地域の特性を生かした産業の振興  
地域経済の活性化を図るため、地域産業おこしの推進などにより、農林水産業をはじめ、観光産業、

過疎地域・振興山村・豪雪地帯

| 凡      | 例 |
|--------|---|
| 過疎地域   |   |
| 振興山村   |   |
| 豪雪地帯   |   |
| 特別豪雪地帯 |   |



伝統ある地場産業など、地域の特性を生かした産業の振興を図ります。

② 交通、医療条件や教育環境などの改善

○ 交通や医療の面で他地域との格差を是正するため、道路等の交通基盤を整備するとともに、医師の確保や医療体制の整備を進めます。

○ 教育施設や福祉施設など、地域における生活環境施設の整備を図ります。

○ 文化財の保存と伝承を図るため、歴史民俗資料館などの文化施設の整備を進めます。

③ 都市との交流の促進

レクリエーション施設、展示学習施設、広場、園地などの整備を図り、地域の恵まれた自然、伝統、習俗などを生かした環境のなかで都市との交流を促進し、地域の活性化を図ります。

④ 高齢化への対応

地域の高齢化の進行に対応するため、高齢者の有する知識、経験、技術を地域における社会活動、生産活動に積極的に活用するなど、高齢者が生きがいをもって生活できるような環境づくりに努めます。

(2) 豪雪地域の振興

① 雪に強いまち・むらづくりの推進

冬期間における地域の生活機能を確保するた

め、地域内における道路の改良や流雪溝の整備などを進めます。

② 冬期間の道路交通の確保

冬期間における住民の日常生活を維持確保するため、効率的な除雪等を実施して、周辺市町村を結ぶ道路交通の確保に努めます。

③ 積極的な雪利用による活性化の促進

雪国のもつ風土的特性や雪を利用した豊かな地域社会を形成するため、雪まつり等のイベントづくりを企画、推進し、地域の活性化を促進します。

(3) 電源地域の振興

① 「電源地域振興特別措置法（仮称）」の早期制定

発電施設完成後において、地域の生活基盤や生産基盤などを総合的かつ広域的に整備し、自立的、恒久的な振興を図るため、「電源地域振興特別措置法（仮称）」が早期に制定されるよう国に対し強く働きかけます。

② 「電源地域定住圏整備計画」の推進

「電源地域定住圏整備計画」による各種重点プロジェクトを進めます。



## 2 うるおいとやすらぎのある居住環境の整備

居住環境の整備は、人々が快適で豊かな暮らしを確保するうえで欠かせないものであります。

特に、精神的豊かさの追求や人間的ふれあいの重視など、より高次の豊かさを求める時代にあって、日々の暮らしにも“うるおい”と“やすらぎ”が強く求められてきています。

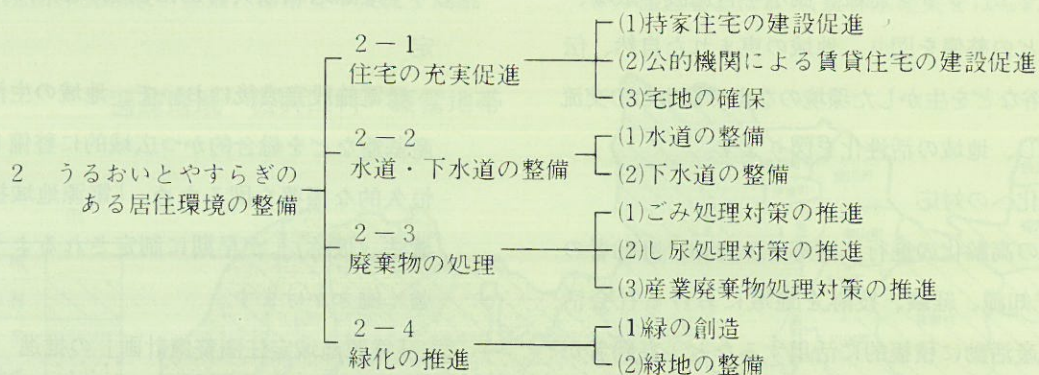
このようななかで、本県における居住環境の整備状況は、長年にわたる努力により着実に向上してきましたが、まだ十分でない状態にあります。

加えて、今後も定住志向の高まりのなかで、人口の増

加が見込まれているとともに、高齢化の進行や都市化の進展など、環境の変化も予想されています。

このため、住宅、水道・下水道、廃棄物処理などについて、量的整備はもちろん、安全・快適で利便性に富み、うるおいとやすらぎのある、緑に囲まれた居住環境の整備を先行的かつ計画的に進めていく必要があります。

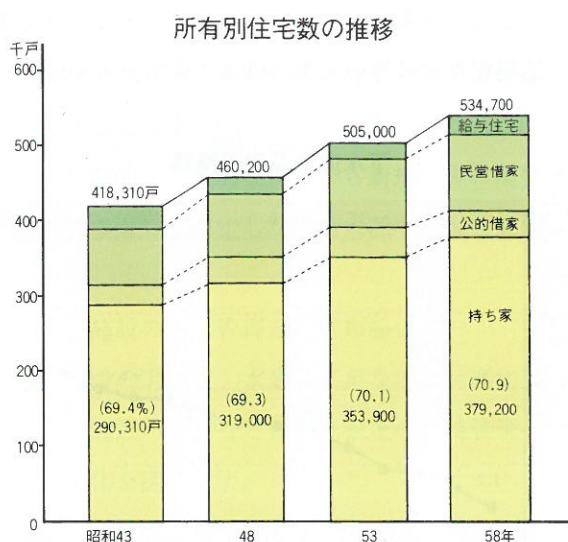
このような観点から、次により、「うるおいとやすらぎのある居住環境の整備」を図ります。



## 2-1 住宅の充実促進

### 【現状と課題】

- 本県の住宅事情は、量的にはほぼ確保されており、住宅の規模や持家比率は、全国水準に比べ上位にあります。依然として、狭小過密住宅や老朽住宅も相当数残っています。
- また、世帯数の増加、マイホーム志向の高まりなどに加え、生活水準の向上、高齢化の進行、県民意識の変化・多様化などに伴って、住宅に対するニーズは、今後引き続き量的に増大し、また質的にも多様化、高度化するものと予想されます。
- このため、量的な確保を図るとともに、うるおいとやすらぎのある家庭生活が営めるよう、良好な住宅環境のもとで良質な住宅を確保することが必要です。
- 特に、高齢化の進行に伴い、高齢者との同居世帯の増加が予想されることから、三世帯同居や近接別居住宅の建設などの対策を図る必要があります。



(注) ( ) 書は、持ち家比率です。

資料：「住宅統計調査報告」

### 【めざすべき方向】

- うるおいとやすらぎのある家庭生活が営めるよう、地域特性に応じ、規模や居住性などに優れた質の高い住宅の確保に努めます。
- 自然環境の保全に配慮し、地域の実状に応じた安全で快適な住環境の整備に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 持家住宅の建設推進

##### ① 公的機関による住宅分譲

福島県住宅供給公社をはじめ、公的機関による住環境の良好な住宅団地を、住宅需要に対応して造成し、土地付住宅の分譲を促進します。

##### ② 持家建設資金融資の促進

県民の持家取得の促進を図るため、住宅金融公庫の諸制度の活用や、福島県個人住宅建設資金の融資を促進します。

##### ③ 住宅建設コストの低減

良質な住宅を低廉に供給するため、住宅関連業界の近代化を促進するとともに、在来工法の改良やモデル設計など、住宅生産や供給の合理化を奨励します。

##### ④ 既存住宅の有効活用

既存住宅の有効活用を図るため、公的住宅改良資金を融資し、増改築による質的改善を図ります。

##### ⑤ 身障者のための住みよい家造りの推進

身障者や身障者と同居する家族が新築や改築をする際、建築物の構造相談や資金融資の相談に応じるため、身体障害者住宅指導援助事業を推進します。

#### (2) 公的機関による賃貸住宅建設促進

##### ① 公営住宅の供給

持家住宅の取得困難な県民に対し、良質低廉な公営住宅を計画的に供給します。特に、老人世帯、



心身障害者世帯、低所得者世帯などの住宅需要に対応するため、特定目的公営住宅の整備を進めます。

## ② 公団・公社による住宅供給

公団や公社などによる住宅供給を図るとともに、増改築により既存住宅の質的な改善を進めます。

## ③ 既存公営住宅の整備改善

機能低下の著しい老朽公営住宅の建替えや改善を促進し、居住水準の向上を図ります。

## (3) 宅地の確保

### ① 公的機関による宅地供給の推進

公的機関により、良好な住環境を備えた宅地を造成し、宅地の計画的な供給と地価の安定を図ります。

### ② 民間宅地開発の適切な規制誘導

民間における宅地開発についても、良好な住環境を備えた宅地供給が確保されるよう、関係法令により適正な規制誘導を図ります。

## 2-2 水道・下水道の整備

### 【現状と課題】

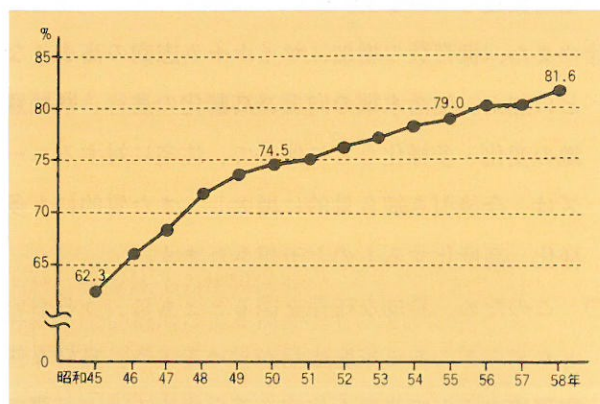
#### (水 道)

- 水道は、健康で快適な生活を営むうえで必要不可欠な施設であります。
- 本県の整備状況は、全国水準に比べ低位にありますが、昭和58年度における普及率は、81.6%と年々着実に向上してきています。
- しかし、水源確保の困難性などから山間地域を中心に水道の未普及地域がみられます。
- また、既に水道が普及している地域においても、水量の不足、水道施設の老朽化、水質の悪化などの問題を抱えており、さらに都市化の進展や生活水準の

高まりのなかで、より“おいしい水”が求められています。

- このため、未普及地域の解消を図るとともに、水道の広域化など水道整備を促進し、安全かつ安定した水道水を供給していく必要があります。

水道普及率の推移

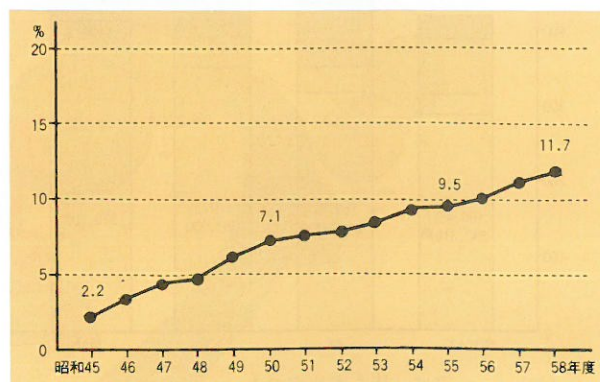


資料：県保健環境部「福島県の水道」

#### (下 水 道)

- 下水道は、水道とともに快適な生活を営むうえで基礎的な施設であり、また、公共用水域の水質保全を図るうえでも極めて重要な施設であります。
- また、近年における生活水準の向上や産業活動の活発化などに伴い、生活排水や産業排水が増大して

下水道普及率の推移



資料：県土木部「福島県の建設概要」

いるため、下水道の整備が強く求められています。

- しかしながら、本県の58年度における普及率は、11.7%と全国水準に比べ低位にあります。
- このため、地域の実状に即しながら、下水道の整備を図る必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 県民のすべてが水道の恩恵を受けることを目標に、水源の確保と計画的な水道の整備を行い、安定かつ安全な水道水の供給に努めます。
- 豊かで快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全のため、下水道の整備に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 水道の整備

##### ① 水道施設整備の推進

- 未普及地域の解消を図るため、市町村の水道施設整備事業を促進します。
- 生活水準の向上などに伴う水需要の増加に見合った水道施設の整備拡充を促進します。

##### ② 水道広域化事業の推進

- 水道水の安定供給や健全な経営などを図るため、企業団等による広域水道施設の整備や市町村における水道事業の再編成などの広域化事業を促進します。
- 長期的・広域的な視点から新規水源の開発計画に参画し、安定した水道水源の確保を図ります。

##### ③ 水道施設の維持管理と経営の強化

- 施設の老朽化、水量の不足などに対処するため、施設の改善などにより水道の維持管理の充実強化を図ります。
- 小規模水道施設の整理統合などにより、経営の強化を図ります。

#### ④ 水質管理の強化

県民が安心して飲用できる水の供給を図るため、検査技術者の確保や検査施設の整備を推進するとともに、水質管理の共同化を促進するなど、水質管理体制の充実強化を図ります。また、おいしい水の供給についても検討を進めます。

#### (2) 下水道の整備

##### ① 公共下水道の整備促進

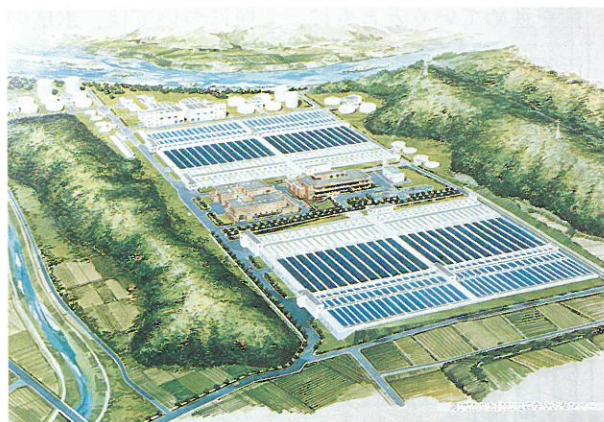
- 流域関連公共下水道については、流域下水道の処理場や幹線の整備との整合を図りながら整備を促進します。
- 市町村の単独公共下水道については、地域の実情に即しながら、適切な整備を促進します。

##### ② 流域下水道の整備促進

阿武隈川上流流域下水道については、県中処理区が60年代前半、県北処理区については、60年代後半における一部処理開始をめざし、整備を図ります。

##### ③ 都市下水路の整備促進

浸水の防止と都市環境の整備のため、都市下水路の整備の促進を図ります。



阿武隈川上流流域下水道県中処理場完成予想図



## 2-3 廃棄物の処理

### 【現状と課題】

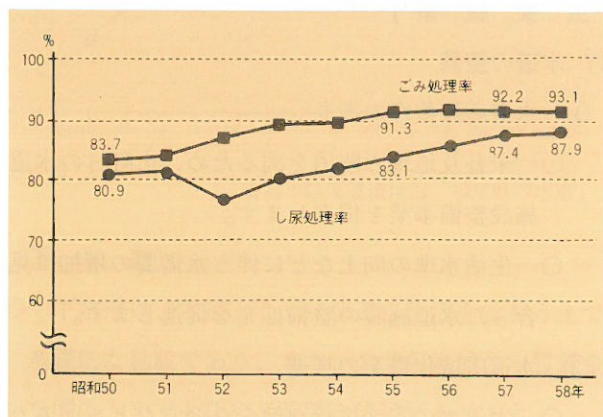
- 廃棄物を適正に処理することは、健康で快適な生活を営み、環境を保全するうえで極めて重要ですが、生活様式の多様化、産業活動の活性化などに伴い、排出される廃棄物は量的に増大し、質的にも多様化が進んでいます。
- また、住民意識や価値観が変化・多様化するなかで、快適環境を求める意識も高まりをみせています。
- ごみについては、その種類の多様化が進み、プラスチック系ごみ、粗大ごみ等の処理困難なごみの増加により、処理施設の整備、施設の維持管理などの面において、適正処理が問題となっています。
- また、し尿については、そのほとんどが、し尿処理施設で処理されており、その処理率は年々向上していますが、衛生的な処理を徹底するうえで施設の整備などが求められています。一方、近年、一般家庭においてし尿浄化槽の設置による処理が急激に増加し、その適正な管理が求められています。
- このため、ごみについては、その減量化、無害化、再利用・再資源化を図りながら、処理施設などの整備を進めていくとともに、し尿については、水域の汚濁防止の観点から、処理施設の整備を促進するとともに、し尿浄化槽の適切な維持管理の徹底を図る必要があります。
- 産業廃棄物の処理には、高度な技術が必要であることや、最終処分場の用地確保が困難なことなどから、一部において適切な処理が行われていない状況もみられ、自然環境や生活環境を保全するうえで大きな問題となっています。このため、これら産業廃棄物については、今後とも量的増大と質的多様化が見込まれることから、排出業者自らの責任による処

理を原則として、その適切な処理を図る必要があります。

### 【めざすべき方向】

- ごみの減量化、無害化、再利用・再資源化などを図るとともに、処理施設などの整備に努めます。
- し尿処理施設の整備とし尿浄化槽の適正な維持管理の指導強化に努めます。
- 産業廃棄物の減量化、無害化、再資源化などを図るとともに、処理体制の充実と監視指導の強化に努めます。

ごみ・し尿の処理率



資料：県「環境白書」

### 【主要施策】

#### (1) ごみ処理対策の推進

##### ① ごみ処理体制の整備推進

- ごみ量の増加に対し、ごみ処理施設や収集運搬など、その処理体制の整備促進を図ります。
- ごみ処理施設の整備や維持管理の効率化などを促進するため、地域の状況に応じた広域処理体制の整備促進を図ります。

##### ② ごみの再利用・再資源化の推進

- ごみの分別収集の徹底を図るとともに、粗大ごみ処理施設や不燃物資源化施設などの回収施設の設置、拡充に努め、ごみの再利用・再資源

化を促進します。

- 県民に対し、ごみの減量化や有効利用についての啓蒙普及を進めます。

### ③ 有害ごみ等の適正処理

有害な化学物質等を含むごみの取扱いについては、分別収集、無害化处理などによる適正な処理の推進を図ります。

## (2) し尿処理対策の推進

### ① し尿処理施設の整備推進

し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設等の整備を促進するとともに、老朽化した施設については、補修や更新を促進します。

### ② し尿浄化槽の維持管理の指導強化

公共用水域の汚濁を防止するため、し尿浄化槽の設置者や維持管理者などに対し、適正な維持管理の啓蒙指導等の強化に努めるとともに、検査体制の充実強化を図ります。

## (3) 産業廃棄物処理対策の推進

### ① 計画的な産業廃棄物処理の推進

産業廃棄物処理の実態と今後の見通しを踏まえ、産業廃棄物処理計画に基づき、計画的な適正処理を図ります。

### ② 排出事業所や処理業者に対する適正処理の意識の向上

- 産業廃棄物の減量化、無害化、再資源化と有効利用の促進を図るため、産業廃棄物排出事業所に対し、その適正処理についての意識の向上に努めます。

- 産業廃棄物処理業の組織強化を促進するとともに、処理業者に対する処理技術等の研修会を実施し、資質の向上に努めます。

### ③ 監視指導の強化

産業廃棄物の適正な処理・処分が実施されるよ

う、産業廃棄物排出事業所や処理施設に対する監視指導を強化します。

## 2-4 緑化の推進

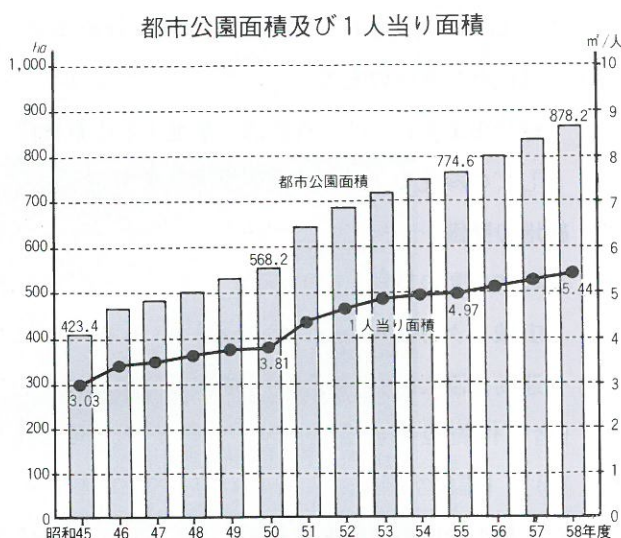
### 【現状と課題】

- 活力に満ち、生き生きとした生活をおくるためには、“うるおい”と“やすらぎ”のある地域社会を形成していくことが大切です。

- 特に、高齢化の進行や技術革新・情報化の進展が今後予想されるなかで、生産の場などの身近な所で、うるおいとやすらぎを提供してくれる緑や公園などの整備が強く求められています。

- しかしながら、本県は県土の約7割を占める森林面積を有しているにもかかわらず、都市部においては、緑や公園が不足しています。

- このため、うるおいとやすらぎのある生活ができるよう、身近に緑あふれる都市公園の整備などを行うとともに、街路や河川などにおいても緑とのふれあいの場を確保することが課題となっています。



資料：県土木部「福島県の建設概要」



## 【めざすべき方向】

- 身近にうるおいとやすらぎを与える緑を守り育むとともに、緑の場づくりに努めます。

## 【主要施策】

### (1) 緑の創造

#### ① 総合緑化計画の策定

緑豊かで個性的な居住環境を整備するため、緑地の造成や保全など各種緑化施策を総合的に推進する総合緑化計画を策定します。

#### ② 県民参加の意識高揚

○ 県民一人一人が、“緑を守り、造り、育てる”という共通認識を醸成するため、各種の緑化推進行事を通じての啓蒙や指導を推進し、緑化思想の高揚に努めます。

○ 青少年に緑の大切さを深く認識させるため、「みどりの少年団」の育成・組織化を促進します。

#### ③ 「緑の基金」の設置

県民の総意に基づく緑化を推進するため、県内の各種企業や団体などの協力の受け入れ母体として、「緑の基金（仮称）」の設置の検討を進めます。

#### ④ 緑化センターの充実

緑化事業を総合的・機能的に推進する中枢機関としての緑化センターの充実を図ります。

### (2) 緑地の整備

#### ① 都市公園の整備

広域レクリエーションの場として、「あづま総合運動公園」、「いわき公園」、「東ヶ丘公園（仮称）」、「猪苗代周辺大規模レクリエーション公園（仮称）」、「福島空港周辺公園（仮称）」などの緑あふれる都市公園の整備を推進するとともに、市町村施行の都市公園の整備を促進します。



#### ② 各種公共施設における緑地の整備

官公庁や学校など、公共施設における緑地の整備を推進します。

#### ③ 道路緑地などの整備

都市部の緑を確保し、住民の安全や周辺環境との調和を図るため、道路緑地などの整備を進めます。

#### ④ 「県民の森」などの整備

緑とのふれあいの場として、「県民の森」、「昭和の森」などを整備拡充し、各種緑化施策の推進によるグリーンエリアの保全拡大に努めます。

#### ⑤ 河川や海岸などの緑地の整備

○ 都市部における河川のオープンスペースとしての機能を重視し、自然景観や生態系と調和した魅力ある河川緑地の整備を進めます。

○ 住民のレクリエーションの場を確保するため、海岸や港湾における緑化事業を推進し、魅力ある海岸緑地や港湾緑地の整備を進めます。



### 3 総合的な交通・情報ネットワークの形成

交通・情報ネットワークについては、経済活動の活発化と人々の生活行動範囲の拡大に対応し整備するだけでなく、地域間の連携を強め、県土の均衡ある発展のための誘導力として整備活用していくことが求められています。

本県は、広大な県土を有しているため、特に東西間を結ぶ交通網について未整備区間が多いなど、今後一層の整備が必要となっています。

このようなことを踏まえ、本県が将来にわたり県土の均衡ある発展を図っていくためには、総合的な交通・情報ネットワークの形成が不可欠であります。

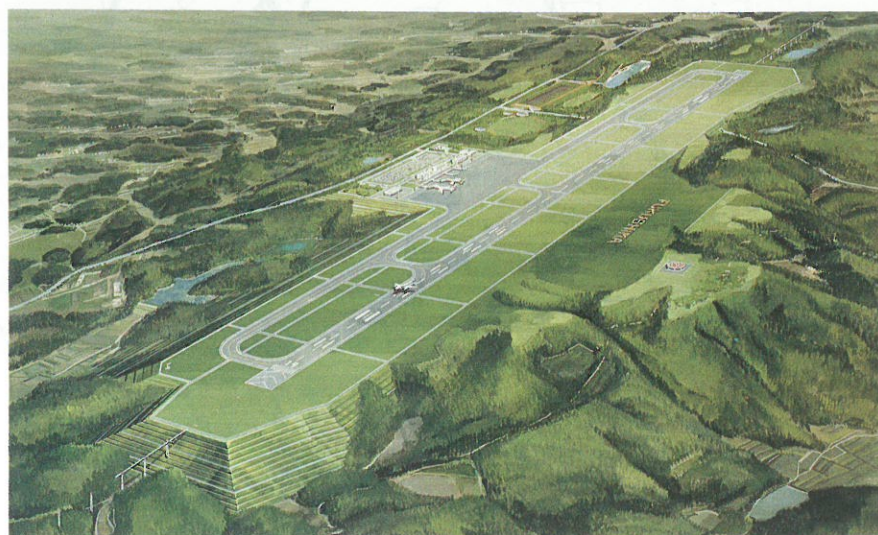
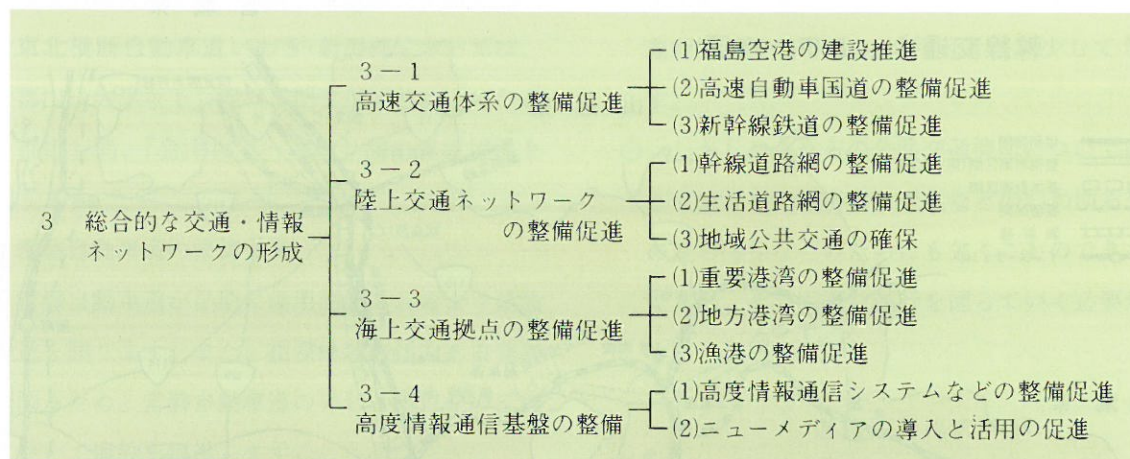
このため、内外の航空需要に応える空港や県土の大

動脈となる高速自動車国道などの建設を促進し、高速交通体系の確立を図っていく必要があります。

また、これら高速交通体系の十分な活用を図るため、国・県道の幹線道路網、地域住民の日常生活と密接不可分な生活道路網、さらには地域住民の“足”となる地域公共交通を体系的に整備していく必要があります。

加えて、海上交通の拠点となる小名浜港や相馬港を、陸上交通網や背後地開発に配慮しつつ整備していく必要があります。

このような観点から、次により「総合的な交通・情報ネットワークの形成」を図ります。



福島空港完成予想図



### 3-1 高速交通体系の整備促進

#### 【現状と課題】

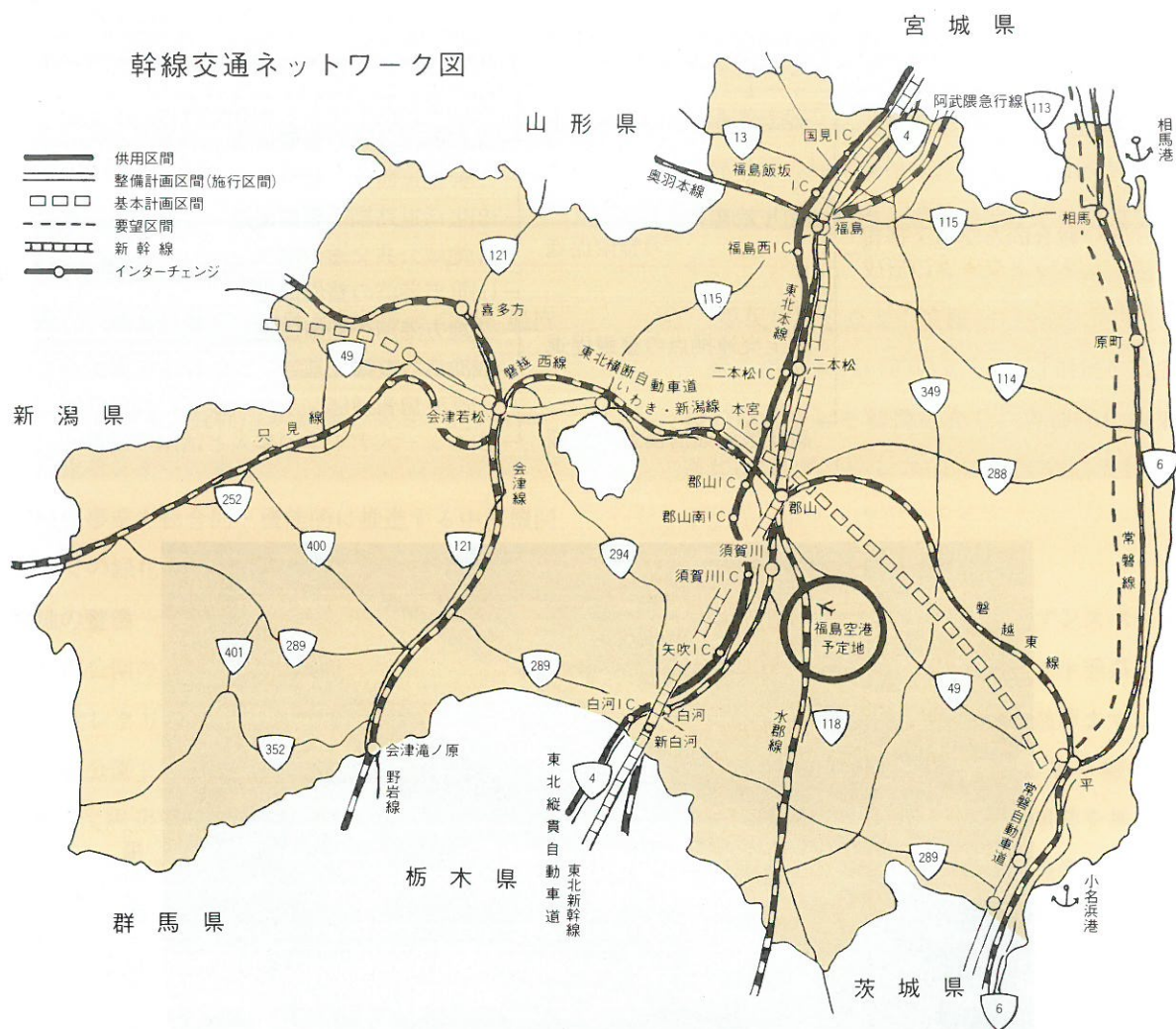
- 経済活動の活発化や人々の生活行動範囲の拡大に伴い、“人”、“物”、“情報”の交流は、今後ますます増大することが予想されます。また、これらに対応し、県土の均衡ある発展を図るうえで、高速交通体系の整備は必要不可欠なものとなっています。
- このため、福島空港開港の早期実現と高速自動車道の整備促進が強く望まれています。
- 本県の高速度交通体系は、すでに開業している東北新幹線や東北縦貫自動車道に加え、福島空港、東北

横断自動車道いわき・新潟線、常磐自動車道の建設などにより、昭和60年代には飛躍的に整備されることとなります。

- また、これら高速交通体系がもつ高速性、快適性、安全性、定時性という特性を十分に、しかも多面的に活用していくため、国道、県道など関連する各種交通網の一体的な整備を図っていくことが必要です。

#### 【めざすべき方向】

- 高速交通体系を早期に確立するため、福島空港開港の実現と高速自動車国道の整備促進に努めます。



## 【主要施策】

### (1) 福島空港の建設推進

- 航空需要の増大に対応するため空路ネットワークの結節点として機能する福島空港の建設を進めます。
- 空港の機能を最大限に引き出すため、道路等の各種空港アクセスの整備を進め、空港を中心とした交通ネットワークの形成に努めます。
- 空港と空港周辺の景観や環境との調和を図るため、「福島空港周辺公園（仮称）」を建設し、自然と調和した親しみのある空港の実現に努めます。

### (2) 高速自動車国道の整備促進

- ① 東北横断自動車道いわき・新潟線の整備促進  
東北横断自動車道いわき・新潟線については、「郡山～会津坂下」間の早期供用開始と「いわき～郡山」間、「会津坂下～津川」間の建設促進を図ります。

#### ② 常磐自動車道の整備促進

常磐自動車道が早期に供用開始されるよう建設促進を図ります。また、相双地域の活力ある発展を図るため、常磐自動車道のいわき市以北の延伸について建設を促進します。

### (3) 新幹線鉄道の整備促進

新幹線鉄道の特性を十分生かすため、東北新幹線の東京駅への早期乗り入れの実現を図ります。

## 3-2 陸上交通ネットワークの整備促進

### 【現状と課題】

- 道路、鉄道、バス路線などの陸上交通ネットワークは県民の経済的、社会的活動を支える基盤であります。
- 特に本県は全国第3位の広大な面積を有し、加え

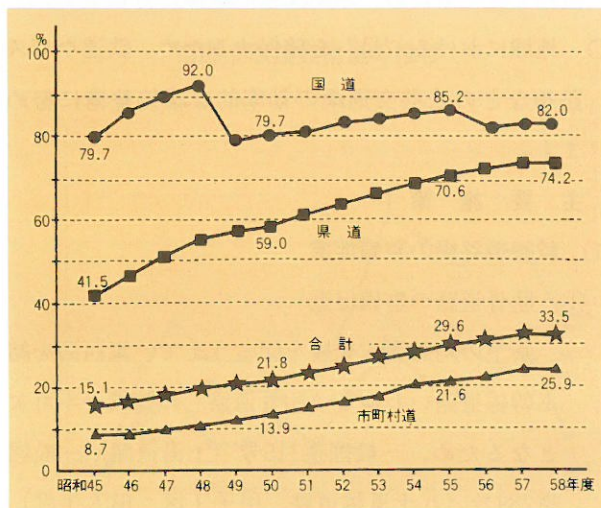
て西には奥羽山脈が、東には阿武隈山地が走っています。今後、県内の各地域を有機的に結合し、各地域の特性を十分生かし、県土の均衡ある発展を図っていくためには、これら交通機関がもつ特性を最大限に活用する総合的な交通ネットワークの整備が重要な課題となっています。

- 国道や県道などの幹線道路網は、“人”、“物”、“情報”の交流を支え、また、市町村道などの生活道路網は各地域において住民の通勤、通学、買物などの日常活動を支えており、これらの整備を進めていく必要があります。

- 一方、鉄道、路線バスなどの公共交通機関は、自家用車の急速な普及や山間部を中心とした過疎化の進行などを背景として利用者が減少してきています。

- しかし、これらの公共交通機関については、今後とも、児童、障害者、老人などのいわゆる交通弱者の足の確保などのためにも欠くことのできないものであり、その円滑な運行を図っていく必要があります。

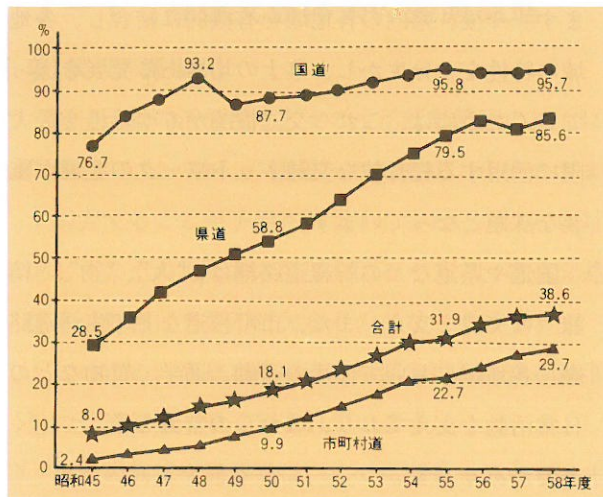
道路改良率の推移



資料：県土木部「国道県道現況調査」



道路舗装率の推移



資料：県土木部「国県道現況調査」

## 【めざすべき方向】

- 利便性と活力に満ちた県土を形成するため、県土の骨格となる幹線道路網と地域住民の日常生活に直結した生活道路網の整備を促進し、高速交通体系と一体となった交通ネットワークの確立に努めます。
- 道路資産の保全と安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、維持管理の充実強化に努めます。
- 積雪地域における冬期間の生活の維持と地域経済活動を支えるため、冬期交通の確保に努めます。
- 地域における“足”を確保するため、鉄道やバス路線などの公共交通網の効率的な維持整備に努めます。

## 【主要施策】

### (1) 幹線道路網の整備促進

#### ① 肋骨道路の整備促進

県土の均衡ある発展を図るうえで、東西間を結ぶ幹線道路いわゆる“肋骨道路”の整備が不可欠となるため、一般国道115号（土湯道路）、一般国道289号（八十里越道路、甲子工区、田人工区）などの整備を進めます。

#### ② 大規模プロジェクトと一体となった道路網の整備促進

福島空港、相馬地域開発、高速自動車国道などの大規模プロジェクトの効果をより一層各方面へ及ぼすため、一般国道113号、115号、118号、399号などの整備を進めます。

#### ③ 冬期間の交通確保

冬期間における交通の困難な区間の解消を図るため、一般国道121号（大峠道路）、一般国道400号（舟鼻工区）などの整備を進めます。

#### ④ 市街地周辺の交通混雑の解消促進

交通量の増加に伴う都市部の日常的な交通混雑の解消と騒音、振動、排気ガスなどの沿道環境の悪化の防止を図るため、一般国道4号（郡山バイパス）、一般国道13号（福島西道路）、一般国道121号（会津若松工区）などの整備を進めます。

#### ⑤ 除雪・防雪等対策の推進

冬期交通の確保と円滑化を図るため、機械除雪を中心とした除雪対策を進めるとともに、消雪施設についてもその整備を図ります。また、雪崩などによる危険防止を図るため、スノーシェッドなどの防雪施設の整備を進めます。

#### ⑥ 道路の維持管理の充実

危険箇所の解消を図るため防災対策を進めます。また、道路施設の損耗等を防止するため、予防的な維持修繕への転換を図ることにより道路資産の保全に努めます。

### (2) 生活道路網の整備促進

#### ① 市町村道の整備促進

○ 幹線道路網と一体となった道路網を形成し、また地域の各種の公的施設の建設と整合した道路網を確立していくため、市町村道の整備を促進します。

○ 日常生活機能の確保向上を図るため、交通安全対策、防災対策、冬期間における安全な交通の確保対策など、地域に密着した市町村道の整備を促進します。

## ② 農道等の整備

農道や林道は、農山村地域においては、生活道路としても重要な役割を担っているため、その整備を促進します。

## (3) 地域公共交通の確保

### ① 地方鉄道の建設促進と在来線のスピードアップ化

○ 第三セクター方式で運営する野岩線（会津滝ノ原～新藤原間）や阿武隈急行線（福島～槻木間）の早期開通を促進します。

○ 国鉄在来線の輸送効率をあげるため、スピードアップ化を促進します。

### ② 地域住民の“足”の適切な確保

バス路線については、過疎地域などの各路線の実情を踏まえ、公共性と機能性の調和を保ちながら、地域における住民生活の“足”の適切な確保に努めます。

## 3-3 海上交通拠点の整備促進

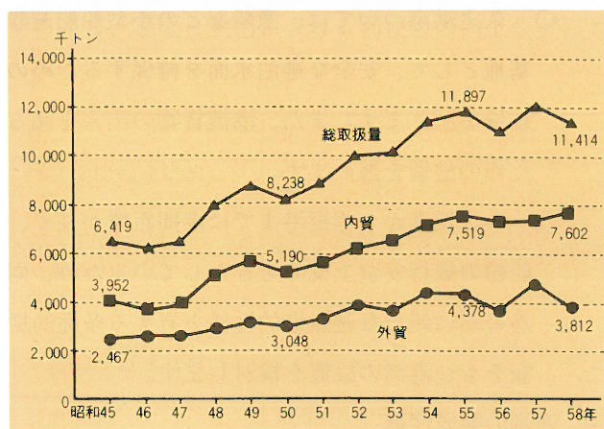
### 【現状と課題】

○ 本県には広域の物流を支える重要港湾として小名浜港と相馬港があり、一方、地域経済を支える地方港湾として江名港、中ノ作港、久之浜港、翁島港、湖南港があります。これらの港はそれぞれ独自の背後圏を形成し、また、その機能を通じて、県土の均衡ある発展を支える基盤として重要な役割を果たしています。

○ 小名浜港は、南東北における物流の拠点として発展してきており、昭和58年における取扱貨物量は年間1,141万トンに達していますが、その大部分は輸入・移出入による工業原材料であり、利用の大半が臨海部において占められています。このため、今後は、これらの取扱貨物に加え、内陸部における工業製品や生活必需品などを取り扱う利用対策を強化し、臨海部のみならず県内各地域や隣接県の一部を含む港勢圏内における港湾利用の促進を図る必要があります。

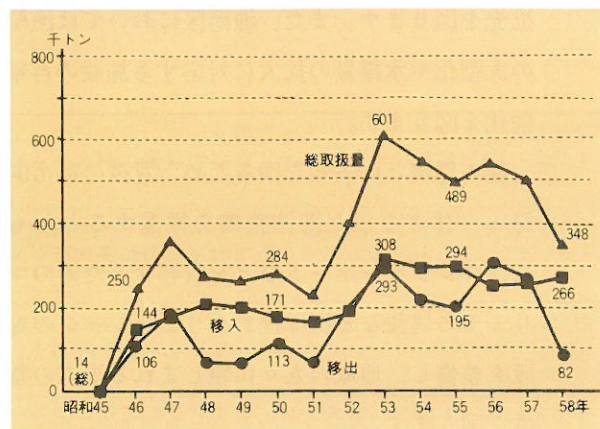
○ 相馬港は、県北地方をはじめ、広範囲の地域を港

小名浜港取扱貨物量の推移



資料：県土木部「小名浜港統計年報」

相馬港取扱貨物量の推移



資料：県土木部「相馬港統計年報」



勢圏とする流通港湾として発展してきており、その取扱貨物量は、58年においては35万トンになっています。しかし、今後は相馬地域開発の進展による企業立地や港勢圏の発展などに伴い、取扱貨物量の増加が見込まれます。このため、新たな公共ふ頭の整備と石炭火力発電の立地に伴う石炭等の搬入に対応しうる施設整備を図るなど、港湾機能の充実に努める必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 国際貿易の拠点となる重要港湾については、港湾施設の整備充実と近代化を促進し、流通拠点としての強化に努めます。
- 地方港湾については、地域の生活や観光レクリエーションを支える基盤としての役割を強化し、地域振興の拠点として整備充実に努めます。
- 港湾周辺の環境を整備し、県民のレクリエーションや憩いの場となるよう、公園や緑地の整備に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 重要港湾の整備促進

##### ① 小名浜港の整備促進

- 船舶の大型化や専用化に対応したポートアイランド型の東港の建設など、各種港湾施設の整備拡充を図ります。また、漁港区においては漁船の大型化や水揚量の拡大に対応する施設の再編強化を図ります。
- 都市環境との調和を図るため、背後の都市開発と一体となった港湾整備を推進するとともに、プレジャーボートなどを収容するためのマリーナの建設など海洋性レクリエーションの施設を整備し、地域の人々に親しまれる港湾の整備を図ります。

##### ② 相馬港の整備促進

- 流通港湾として各種港湾施設の整備拡充を図ります。また、民需用石油製品を取り扱う石油配分基地や新地石炭火力発電所の建設に対応するエネルギー港湾として施設の整備を図ります。
- 港湾の背後地は全国初の電源地帯工業団地であるため、港湾利用型企業の立地をはじめとして、特色ある総合開発をめざし、背後地と一体となった港湾整備を図ります。
- 港湾機能の整備と併せて、豊かでうるおいのある緑地や海水浴場の整備を図り、周辺環境と調和ある発展を進めます。

#### (2) 地方港湾の整備促進

##### ① 地方港湾の整備促進

- 江名港、中之作港は水産品を取り扱う港として、本県の水産業振興の一翼を担う重要な役割を果たしているため、漁業基地としての各種施設の整備拡充を図ります。また、外かく施設の整備を行い、船舶航行の安全確保を進めます。
- 翁島港、湖南港については、海洋性レクリエーション志向に対応した施設の整備を図ります。

##### ② 避難港の整備促進

- 久之浜港については、漁船などの小型船舶避難基地として、安全な避泊水面を確保するための整備を図ります。また、港湾貨物の出入を図るための整備を進めます。
- 久之浜港から相馬港までは港間距離が長く、船舶の航行安全上支障をきたしているため、両港の間に新たな避難港的性格を有する多面的機能をもつ港湾の設置を検討します。

#### (3) 漁港の整備促進

地域の生活、経済を支える基盤として重要な役割

を担う四倉港や松川浦港などの漁港の整備を図ります。

### 3-4 高度情報通信基盤の整備

#### 【現状と課題】

- 近年におけるエレクトロニクス分野の飛躍的な進歩と電気通信分野の技術革新の進展に伴い、種々のニューメディアが開発され、社会の各分野にわたる情報の高度化が急速に進展しつつあります。
- 本県においても、“情報新幹線”とも言うべき日本縦貫光ファイバーケーブル工事が敷設されるなど、高度情報化社会の幕開けを迎えようとしています。
- しかし、本県における情報化は、現在のところ主として産業分野を中心として進められていますが、将来は、県民生活においても情報が重要な要素となることを認識し、積極的な情報システムの導入・普及・活用に取り組む必要があります。
- このため、今後21世紀に向けての活力ある県土づくりを進めるための基盤として、産業、社会、家庭の各分野への情報通信網の導入と普及の推進を図っていく必要があります。
- また、情報化の進展は、産業構造をより高度なものにし、家庭と生活における利便性の向上などに大

きく貢献するものと予想される半面、プライバシー保護の問題など、新たな社会問題を引き起こす可能性も抱えていることを十分認識しておく必要があります。

#### 【めざすべき方向】

- ゆとりある豊かな高度情報化社会を築くため、迅速で高度な情報通信基盤の整備の促進に努めます。
- 産業、文化、保健・医療、防災などの各分野における情報伝達機能を充実強化するため、各種ニューメディアの導入促進に努めます。

#### 【主要施策】

##### (1) 高度情報通信システムなどの整備促進

高度情報化社会に向けての情報通信基盤の整備のため、INS（高度情報通信システム）と、これに連結する各種情報通信システムの整備を、地域の実状と特性に応じて促進します。

##### (2) ニューメディアの導入と活用の促進

産業、文化、保健・医療、防災などの各分野における情報伝達機能の充実強化を図るため、地域の実状と特性に応じて、CATV（有線テレビ）、VAN（付加価値通信網）、ビデオテックスシステム（文字図形情報ネットワークシステム）などの各種ニューメディアの導入と活用を促進します。

|                               |                                                                                                                          |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| INS<br>(高度情報通信網)              | Infomation Network System : 電話やファクシミリ、データ通信などのネットワークをデジタル方式で一本化し、目的や用途に合わせて選んだ各種の情報機器が、すべて一本の電話回線に接続するだけで使えるようにするシステムです。 |
| CATV<br>(有線テレビ)               | Cable Television : テレビジョン信号を同軸ケーブルや光ケーブルを使用してテレビ受像機に分配することにより、再送信の他に自主放送や双方向通信を可能にするシステムです。                              |
| VAN<br>(付加価値通信網)              | Value Added Network : コンピュータと通信網を組合せて、情報を符号や画像、音声などに交換することにより、付加価値の高いサービスを提供するネットワークです。                                  |
| ビデオテックス<br>(文字図形情報ネットワークシステム) | 電話回線を利用して、テレビ受像機とコンピュータを結ぶことにより、各種の情報を即座に画像として取り出せるシステムです。                                                               |



## 4 豊かな県土資源の保全と活用

本県には、豊かな自然と開発可能性を有する広大な土地があります。

これらの資源は、すべての県民にとって豊かな生活や活力ある生産活動のための共通の基礎的資源であり、かけがえのない資産であります。

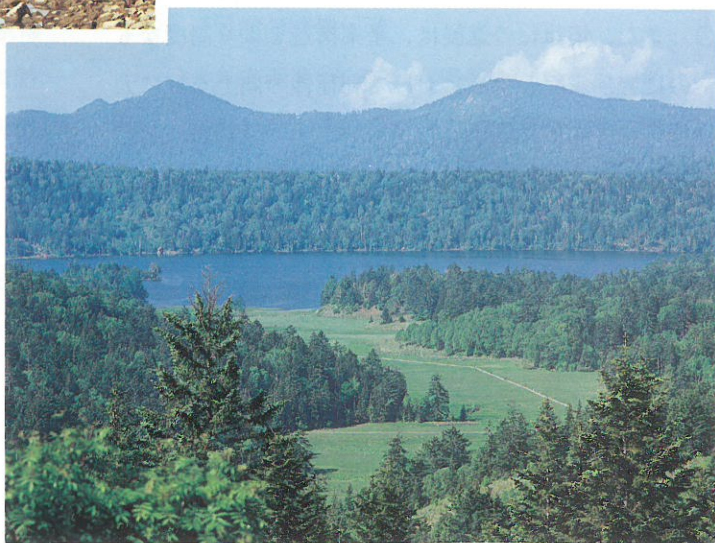
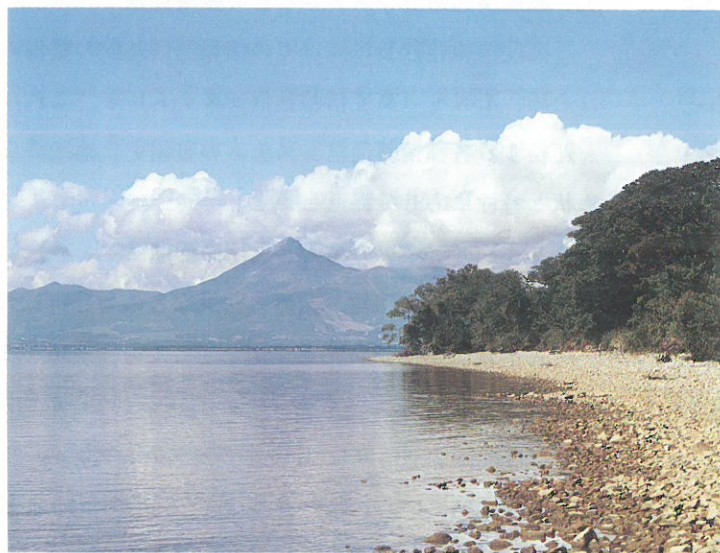
また、地域の活性化を推進し、将来の発展に向けての基礎的資源として、これらをさらに高次なものに整備し、活用していくことが、今後、ますます重要となります。

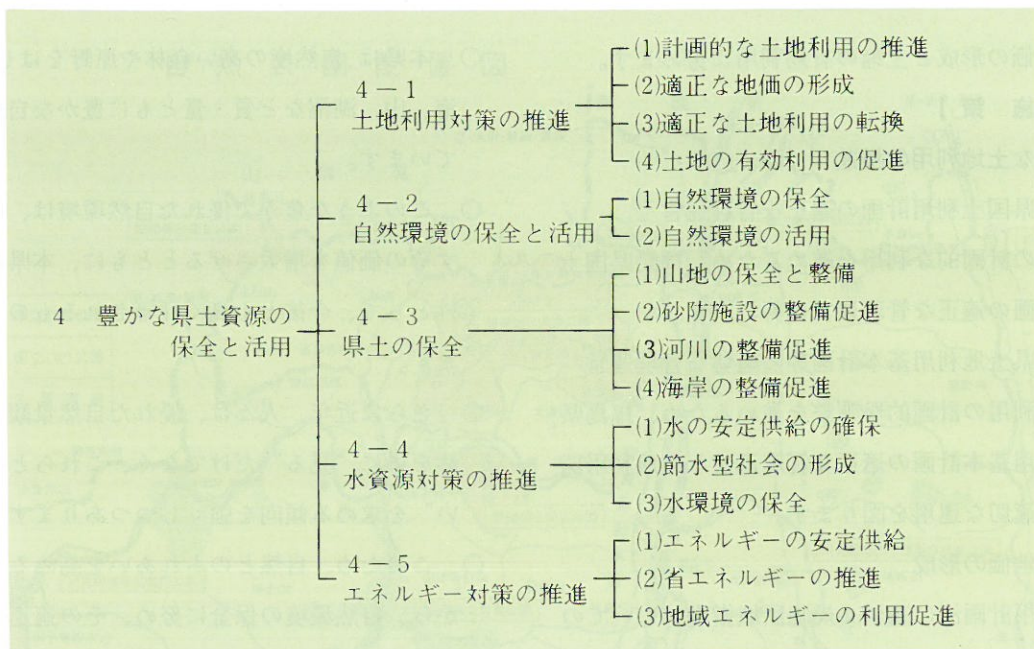
このため、県土資源は有限であるとの認識のもとに、

県土を自然災害から守り、保護すべきものは保護し、有効利用すべきものは有効利用しながら、豊かな県土づくりを推進していく必要があります。

今後、特に県土の約7割を占める森林については、自然環境の保全、山地災害の防止、水資源かん養などの公益的機能が高度に発揮できるよう、広域的対応により適正な管理とその整備を図っていく必要があります。

このような観点から、次により、「豊かな県土資源の保全と活用」を図ります。





## 4-1 土地利用対策の推進

### 【現状と課題】

- 全国第3位の広大な面積を有する本県は、奥羽山脈と阿武隈山地により会津、中通り、浜通りの三つに大別され、それぞれ特徴ある地域の形成とさまざまな土地の利用が図られています。

土地利用区分別面積の推移 (単位: km<sup>2</sup>)

| 区 分      | 昭和50年  | 昭和55年  | 昭和57年  |
|----------|--------|--------|--------|
| 農 用 地    | 2,022  | 1,997  | 1,980  |
| 農 地      | 1,972  | 1,962  | 1,949  |
| 採草放牧地    | 50     | 35     | 31     |
| 森 林      | 9,824  | 9,813  | 9,812  |
| 原 野      | 78     | 71     | 71     |
| 水面・河川・水路 | 422    | 431    | 433    |
| 道 路      | 330    | 356    | 365    |
| 宅 地      | 276    | 317    | 329    |
| 住宅地      | 183    | 208    | 215    |
| 工業用地     | 30     | 32     | 33     |
| その他の宅地   | 63     | 77     | 81     |
| そ の 他    | 830    | 798    | 793    |
| 合 計      | 13,782 | 13,783 | 13,783 |

資料：県企画調整部調べ

- また、今後、交通・情報ネットワークの整備が進展するなかで、“人”、“物”、“情報”の交流の飛躍的な増大が見込まれるため、土地利用においても、その多面的な利用が展開されるものと予想されます。

- このようなことから、将来の県土の利用にあたっては、自然環境の保全に十分配慮しながら、それぞれの地域において各種の産業などが適正に配置され、秩序ある地域の発展が図られるよう、長期的な視点からの総合的かつ計画的な利用の推進を図っていく必要があります。

- また、県土の利用にあたっては、県土に限られた資源であり、生活、生産を支える共通の基盤であるという認識のもとに、地域の自然的、社会的、経済的、文化的諸条件に配慮した適正な利用を図っていく必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 福島県国土利用計画と福島県土地利用基本計画の適正な管理運営により、将来へ向けて計画的・合理的な土地利用に努めます。
- 国土利用計画法等に基づく諸制度の活用により、



適正な地価の形成と土地の有効利用に努めます。

## 【主要施策】

### (1) 計画的な土地利用の推進

#### ① 福島県国土利用計画の適正な管理運営

県土の計画的な利用を進めるため、福島県国土利用計画の適正な管理運営に努めます。

#### ② 福島県土地利用基本計画等の適切な管理運営

土地利用の計画的な調整を進めるため、福島県土地利用基本計画の適正な管理運営と土地利用関係法の適切な運用を図ります。

### (2) 適正な地価の形成

国土利用計画法に基づく規制区域指定についての事前調査を実施するとともに、届出制度の適切な運用を図り、適正な地価の形成と合理的な土地利用に努めます。

### (3) 適正な土地利用の転換

#### ① 土地利用の転換の適正化

災害の未然防止と自然環境の保全に配慮して、適正な土地利用の転換を図ります。

#### ② 大規模土地利用の転換の適正化

大規模な土地利用の転換に際しては、事前に十分な調査を行い、適正な土地利用に努めます。

### (4) 土地の有効利用の促進

利用度の低い土地や遊休土地については、自然環境の保全に配慮し、その有効かつ適正な利用を促進します。

## 4-2 自然環境の保全と活用

### 【現状と課題】

○ 自然環境は、人々の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、精神的な豊かさや人間的なふれあいが重視されるなかで、人々の自然への志向は、ますます強まるものと予想されます。

○ 本県は、自然度の高い森林や原野をはじめとして、海、山、湖沼など質・量ともに豊かな自然に恵まれています。

○ このような豊かで優れた自然環境は、将来ますますその価値を増大させるとともに、本県のもつ優位性として、今後とも高く評価されるものと考えられます。

○ さらに近年、人々は、優れた自然景観や特殊な自然を単に“見る”だけでなく、これらとの“ふれあい”を求める傾向を強くしつつあります。

○ このため、自然とのふれあいを高めるという観点から、自然環境の保全に努め、その適正な活用についても十分検討していく必要があります。

### 【めざすべき方向】

○ 自然環境の適正な保全を図りつつ、豊かな県土を後世代へ継承するよう努めます。

○ 自然とのふれあいを促進するとともに自然環境の保全に配慮しつつ、その適正な活用による地域の振興に努めます。

## 【主要施策】

### (1) 自然環境の保全

#### ① 優れた自然環境の保全対策の推進

○ 自然公園や自然環境保全地域の適正な保全を図るため、自然保護の監視員や指導員の配置などを充実し、その保全対策を進めます。

○ 県土の自然環境を保全するため、自然の現況調査を定期的実施するとともに、破壊された植生の復元や巡視歩道の設置などの保全施設の整備を進めます。

#### ② 森林の保全

○ 森林被害の予防や早期発見のため、森林保全監視員の配置などを充実し、迅速な保全対策を進めます。

[illegible]

- ## (2) 自然環境の活用



用を図ります。

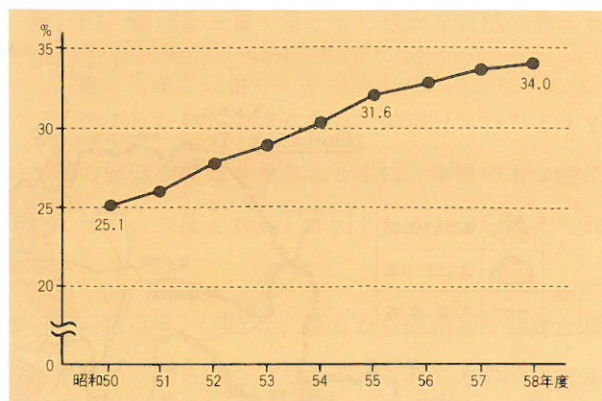
## ② 新しい自然公園づくりの推進

- 自然とのふれあいを重視し、“みる自然”から“ふれる自然”へという新たな視点からの自然公園づくりを推進します。
- 自然への理解を深め、自然と親しむための施設として、自然探勝路、自然研修館、山菜採り広場、野草園など、“自然とのふれあいの場”の整備を進めることにより、自然公園の適正な活用を図ります。

## ③ 河川、海岸、港湾などの自然を生かした環境整備

河川をはじめ、海岸や港湾などにおいて、そ

河川改修率の推移



資料：県土木部「福島県の建設概要」

の自然を生かし、周辺と調和のとれた、うるおいのある環境の整備を進めます。

保安林の指定状況 (昭和58年度末現在) (単位: ha)

| 区 分           | 国有林     | 民有林    | 合 計     |
|---------------|---------|--------|---------|
| 水源かん養保安林      | 125,474 | 56,891 | 182,365 |
| 土砂流出防備保安林     | 52,494  | 27,118 | 79,612  |
| 土砂崩壊防備保安林     | 674     | 314    | 988     |
| 保 健 保 安 林     | 1,689   | 847    | 2,536   |
| そ の 他 の 保 安 林 | 1,114   | 1,876  | 2,990   |
| 合 計           | 181,445 | 87,046 | 268,491 |

資料：県農地林務部調べ

砂防指定地等の状況 (昭和58年度末現在)

| 区 分                   | 指定箇所数  | 面 積                  |
|-----------------------|--------|----------------------|
|                       | 溪 流 数  |                      |
| 砂防指定地                 | 968 箇所 | 13,284 <sup>ha</sup> |
|                       | 627 溪流 |                      |
| 土石流発生危険溪流             | —      | —                    |
|                       | 995    |                      |
| 地すべり防止区域<br>(指 定 済)   | 49     | 1,465                |
|                       | —      |                      |
| 急傾斜地崩壊危険区域<br>(指 定 済) | 254    | 269                  |
|                       | —      |                      |

資料：県土木部「福島県の建設概要」

## 4-3 県土の保全

### 【現状と課題】

- 県民の日々の生活と生産を支える県土を災害から守り、県民の安全と生活の安定を確保することは、豊かな県づくりのための基礎的な課題であります。特に、近年、都市化や地域開発が進み、流域における保水機能が低下し、災害を受けやすい地域の範囲が広がっており、また、災害の形態も多様化しています。
- このため、河川上流の水源地域から、海岸まで一貫した施策により、県土の保全を図る必要があります。
- 本県の県土の約7割は、山地で占められ、かつ地形が急峻であることから土石流やがけ崩れ、地すべりなどの土砂災害が発生し易い危険箇所も多数みられます。
- また、本県の1級、2級、準用河川は694河川あり、その総延長は全国第4位の長さとなっています。このように河川延長が長いことなどから、依然として、未改修の箇所が数多くあり、その対策に迫られてい

ます。

- さらに、約150kmに及ぶ本県の海岸は、外洋に直面していることもあって、全国的にも浸食の著しい地域となっています。このため、保全施設の整備を要する箇所は、依然として多く、今後、これらの保全施設の整備を先行的かつ計画的に進めていく必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 自然環境と調和を図りながら、総合的な県土保全対策を進め、安全で安定したうるおいのある環境の創造に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 山地の保全と整備

##### ① 治山事業の促進

山地の保全を図るため、崩壊地の復旧と山地危険地の予防対策を基本とした総合治山事業、山地治山事業、地すべり防止事業などを進めます。

##### ② 保安林の拡充

森林のもつ山地保全、水資源かん養などの公益的な機能を十分発揮させるため、保安林の適切な配備とその質的向上に努めます。

#### (2) 砂防の整備促進

##### ① 砂防施設の整備促進

土砂災害を未然に防止するため、土砂災害危険箇所のうち、特に危険度の高い箇所について砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業などを進めます。

##### ② 総合的な土砂災害対策の推進

土砂災害を未然に防止するため、土砂災害危険箇所の周知や警戒避難体制の整備を行うとともに、降雨状態などの自然状況を監視し、予報や警報などを提供するシステムを確立し、総合的な土砂災害対策を進めます。

#### (3) 河川の整備促進

##### ① 河川改修の促進

河川の重要度、想定氾濫区域内の人口、資産、他事業との関連、災害の発生の実状などを勘案した河川改修計画により、環境保全に配慮しながら、河川改修を実施します。

##### ② 河川環境の整備と活用

河川環境が著しく悪化している河川においては、その原因を除去するとともに、いこいとふれあいの場として河川空間を活用するなど快適な環境の整備を図ります。

##### ③ 河川総合開発の推進

下流地域における洪水災害の防止と水資源の確保を図るため、摺上川ダムをはじめ多目的ダムの建設を計画的に推進します。

#### (4) 海岸の整備促進

##### ① 海岸保全施設の整備促進

高潮や波浪などによる浸食から海岸を防護するため、未整備区間における海岸保全施設の整備を図ります。さらに、老朽化した海岸保全施設の補修や二次改良を進めます。特に、浸食の著しい海岸については、面的整備を主とした計画的な整備を図ります。

##### ② 海岸環境づくりの推進

海岸環境の保全を図りながら、その利用を促進し、県民のいこいの場としての魅力ある海浜環境づくりを進めます。



## 4-4 水資源対策の推進

### 【現状と課題】

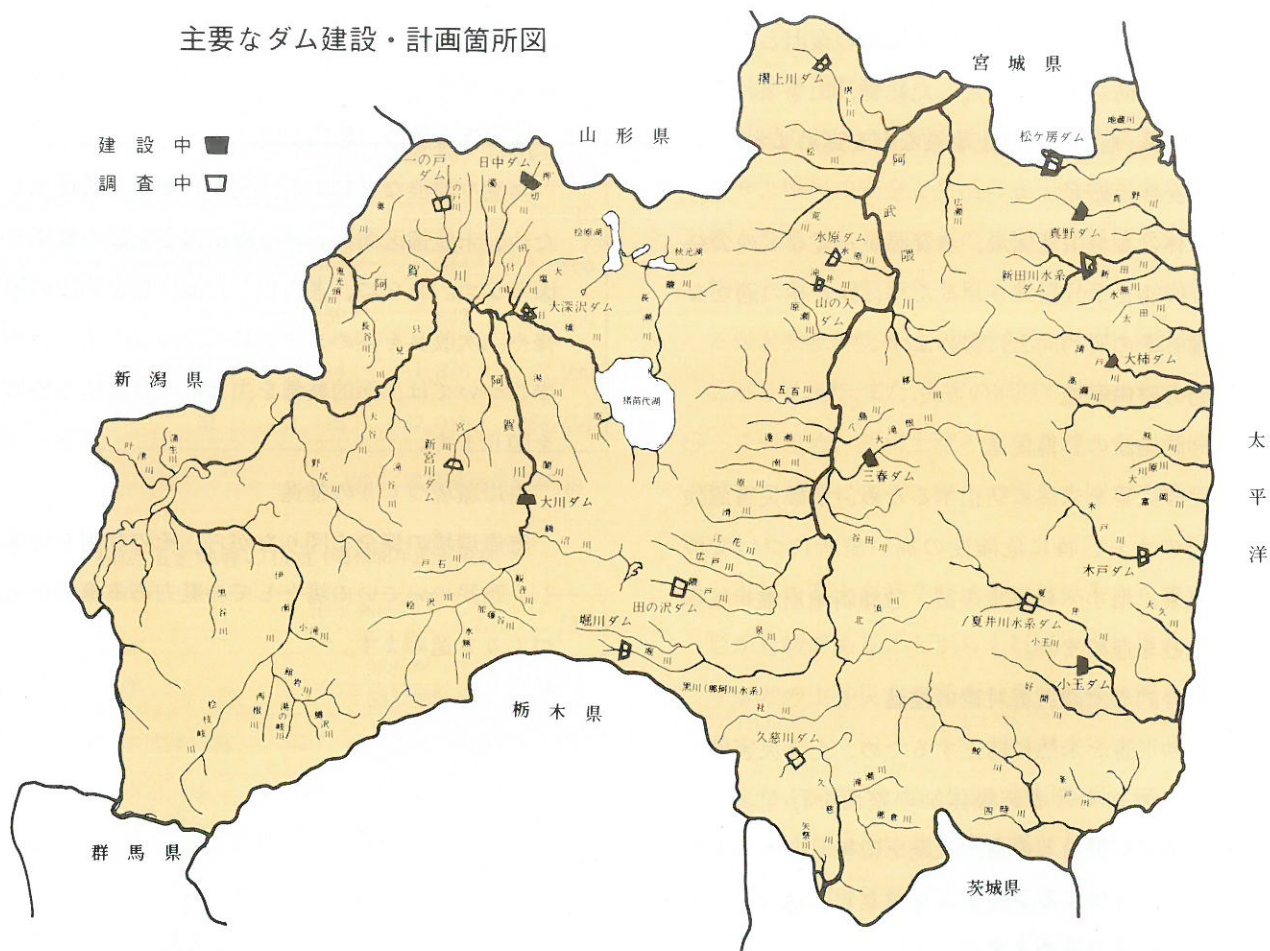
- 本県は、水量に恵まれた湖沼や河川を有しており、これらを積極的に開発し、利用してきました。
- しかし、生活水準の向上、産業・経済の発展に伴い、水需要は今後さらに増加するものと見込まれ、水需給に不均衡が生じないよう十分な対策を推進していく必要があります。
- このため、昭和75年を目標年次とした「福島県水資源総合開発基本計画」を策定し、将来の水資源開発や利用などについて基本的な施策を展開しているところですが、今後とも安定した水需給関係を維持

し、水に支えられた豊かな県土をつくるため、総合的、長期的な視点にたって水資源の開発と保全を図るとともに、水もまた有限な資源であるとの認識を深め、水利用の効率化を推進する必要があります。

### 【めざすべき方向】

- 将来の水需要の増加に対応した水資源の開発を進め、良質で安定した水の供給に努めます。
- 節水をはじめとする合理的な水の使用が習慣となるような“節水型社会”の形成に努めます。
- 水源地域の森林の適正な管理を進め、“緑のダム”の機能が十分発揮されるよう図るとともに、水環境の保全に努めます。

主要なダム建設・計画箇所図



## 【主要施策】

### (1) 水の安定供給の確保

#### ① 水資源開発の推進

- 将来の水需要の増加に対応し、新規水資源開発による安定した水の供給体制を確立するため、摺上川ダムなど水資源開発施設の建設を計画的に進めます。
- 水没関係者をはじめ、下流受益者等関係住民の理解と協力のもとにダム建設を進めるため、水資源地域対策の充実推進を図ります。

#### ② “緑のダム”の育成と保全

森林のもつ水資源かん養機能が高度に発揮されるよう、水源かん養保安林の整備など広域的対応による森林の管理の適正化とその整備を図るとともに、林地保全のための治山事業を進めます。

#### ③ 地下水の適正利用の推進

- 地下水の揚水過剰による水位低下や地盤沈下などを防止するため、水源の河川水への転換を図るとともに、地下水の適正な利用を進めます。
- また、地下水のもつ恒温性や低コストなどの特性を生かした有効な利用方法について、検討を進めます。

#### ④ 広域利水の推進

水需要の増大に対応し、地域間に偏在する水の効率的な利用を図るため、広域的な水需給対策を進めます。

### (2) 節水型社会の形成

#### ① 水使用の合理化の推進

- 生活用水については、「水道週間」や「水の週間」などを通して節水意識の高揚に努めます。



摺上川ダム完成予想図



○ 工業用水については、回収利用の高度化を促進します。

○ 農業用水については、都市化の進展に対処し、都市近郊の農業用施設の整備を行い、これにより生みだされる余剰水について、その使用の合理化を促進します。

## ② 水の有効利用の促進

○ 水道施設の漏水防止対策を促進し、水の有効利用を図ります。

○ 家庭や事業所などからの排水の有効利用を図るため、雑用水道の導入と普及を促進します。

## (3) 水環境の保全

### ① 水辺環境の保全と育成

○ 自然とのふれあいの場としての湿原、湖沼、

河川などの水辺環境の良好な保全を進めるとともに、身近な水辺環境の回復や育成など、その整備を図ります。

○ ダムなどの水資源開発施設の建設にあたっては、周辺の自然環境との調和に配慮するとともに、ダム周辺の環境を整備するなど、施設の機能を有効に生かした水辺環境施設の整備を進めます。

## ② 公共用水域の水質汚濁の防止

河川や湖沼など公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道やし尿処理施設の整備を進めます。



## 4-5 エネルギー対策の推進

### 【現状と課題】

○ 県民生活の向上と安定的な産業活動の促進を図るためには、エネルギーの安定供給の確保が必要不可欠

欠であります。

○ 我が国は、国内資源が乏しいことなどから外国への資源依存度が高く、不安定なエネルギー供給構造になっています。特に、依存度の高い石油については、現在、需給関係は若干緩和されているものの、

長期的には需要のひっ迫が予想されています。

- エネルギー問題については、国家的な課題ではありますが、地方においてもその役割に応じたエネルギー確保の努力が求められています。
- 本県はこれまで水力、火力、原子力発電により、エネルギー供給県として大きな役割を果たしてきましたが、今後とも国のエネルギー政策の動向を見極めながら、需給動向に応じたエネルギー対策を進めていく必要があります。また、省エネルギー対策や地域エネルギーの開発利用などを含めた多面的なエネルギー政策を進める必要があります。
- この場合、特にエネルギーの安定供給と併せて地域の振興を図るため、電源地域の総合的な振興策を確立し、地域の自立的、恒久的な発展を図る必要があります。

### 【めざすべき方向】

- エネルギー需給の安定化を図るため、本県の立地特性を生かしたエネルギーの開発促進に努めるとともに、電源地域の自立的、恒久的な振興を図ります。

- エネルギーは有限であり、また、その供給は不安定であるとの認識を深めるとともに、省エネルギー対策と地域エネルギーの開発利用に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) エネルギーの安定供給

##### ① 電力エネルギーの開発促進

地域住民の理解と協力を求めながら周辺地域の安全確保と環境保全に十分配慮し、浪江・小高地点原子力発電所、原町火力発電所、新地火力発電所の建設を促進します。なお、浪江・小高地点原子力発電所の立地に際しては、国のエネルギー・フロンティア計画の導入を検討します。

##### ② 民生用エネルギーの安定供給

安定した県民生活の維持確保を図るため、民生用エネルギーの安定供給体制の確立に努めます。

##### ③ 電源地域の振興

エネルギーの安定供給と電源地域の総合的な振興対策を確立するため、「電源地域振興特別措置法（仮称）」の早期制定の実現を図ります。

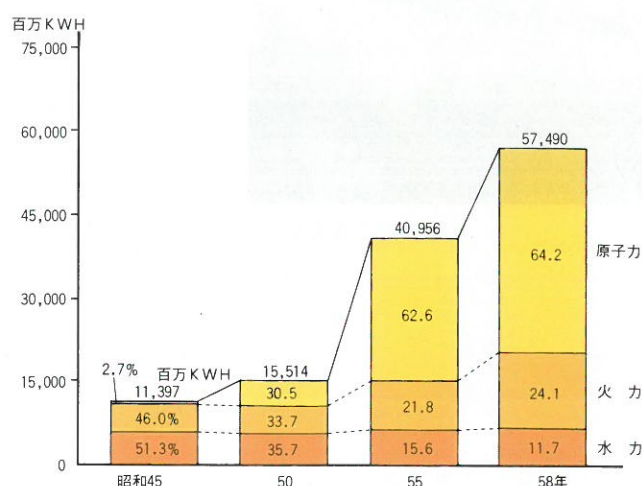
#### (2) 省エネルギーの推進

限られた資源を有効に活用するため、省資源・省エネルギー意識の高揚に努めるとともに、省エネルギー機器や省エネルギー住宅の普及などを促進します。

#### (3) 地域エネルギーの利用促進

石油代替エネルギーとして、環境保全に留意しつつ、本県のもてる資源を生かした中・小水力発電や地熱エネルギーなどの利・活用を促進するとともに、その研究開発体制を充実します。

発電量の推移



資料：東北電力㈱福島支店「給電年報」





県の鳥：キビタキ

# 3

## 第3編 地域整備構想

第1章 地域整備に関する基本的考え方

第2章 地域別構想



## 第1章 地域整備に関する基本的考え方

### 1 地域整備構想の位置づけ

いま、人々の定住の場として、地域づくりを進めることは、県勢の伸展を図るうえで極めて重要な課題となっています。

地域は、県民にとってより身近かな、より具体的な魅力と誇りにあふれた場であり、住み、働き、憩う場でもあります。

この地域は、自然的にも、歴史的にも、社会経済的にも固有の特性をもっており、ひとつとして同じ地域は存在しません。

21世紀に向けて豊かで活力にあふれた福島県を築きあげていくには、県土を構成する地域が知恵を出し、努力を重ねて自らの地域特性を磨きあげ、他の地域との連携を強化して相互に補完し合い、地域の発展可能性を一段と高めていく必要があります。

このため「地域整備構想」は第1編の「基本構想」及び第2編の「基本計画」に沿って県内の各地域の特性を生かした地域づくり構想を明らかにします。

### 2 地域区分

地域は、いろいろな広がりをもっています。地域の最小単位は「集落」です。いくつかの集落で市・町・村という地域を構成しています。

福島県には、市・町・村の広がりをもつ90の地域があります。

これらの地域は、他の地域との連携を強化して相互に補完し合う場として教育・文化、医療、サービス、流通といった都市機能をもつ都市を中心とした広域的な地域を構成しています。

現在このような性格、構造をもつ地域としては福島、安達、郡山、白河、会津若松、喜多方、南会津、相馬、双葉を地域とした九つの広域市町村圏や県北、県中、県南、会津、相双、いわきを地域とした六つの地方生活圏などがあります。

このような地域の性格、機能、そして構造などの特性を踏まえ、時代の要請に対応して「地域づくり」を効果的に進めるため、この地域整備構想では地域の共通した立地特性や中核となる都市の都市機能等を考慮して、県内を地勢的な地域区分に従って中通り、会津、浜通りの3地方に区分して地方の特性と将来像を明らかにします。さらに、県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわきの7地域に区分してそれぞれの地域の現状と課題及び基本的発展方向とその対策を明らかにします。

地方・地域の区分

| 地方区分 | 地域区分 | 構 成                          |
|------|------|------------------------------|
| 中通り  | 県 北  | 福島市 二本松市 伊達郡 安達郡             |
|      | 県 中  | 郡山市 須賀川市 岩瀬郡 石川郡 田村郡 東白川郡古殿町 |
|      | 県 南  | 白河市 西白河郡 古殿町を除く東白川郡          |
| 会 津  | 会 津  | 会津若松市 喜多方市 北会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡  |
|      | 南会津  | 南会津郡                         |
| 浜通り  | 相 双  | 原町市 相馬市 双葉郡 相馬郡              |
|      | いわき  | いわき市                         |

| 凡 例       |
|-----------|
| .....市町村界 |
| -----地域界  |
| ———地方界    |





### 3 地域整備の基本的視点と戦略

#### 3-1 基本的視点

いま、地域は豊かな未来に向って、着々と伸展し続けています。

県内の各地域には、それぞれ異なった豊かな自然、長いあゆみのなかで育まれ、培われてきた歴史的・文化的遺産、社会的・経済的特性など、魅力にあふれた多くの資源があります。

これらの資源は、高速交通ネットワークの整備が着々と進み、技術革新・情報化の進展によってその価値を一層高めています。

このような状況にある地域の一層の発展を図り、「心豊かな生き生きとした“ふくしま”」を創造するため、この地域整備構想は

地域を構成する住民の創意工夫を出発点として

地域にある固有の特性を見出し、活用し

地域内の相互補完、交流を促進して、快適な生活空間、たくましく柔軟な産業社会、心ふれあう憩いの場を整備し

自立的に発展する地域構造の構築

をめざして、地域づくりを進めることを基本的視点にします

#### 3-2 基本戦略

基本的視点に基づき、地域づくりを効果的に進める基本的な戦略として、地域整備構想は、「ゾーン構想」「中核都市構想」「横断的地域づくり構想」を位置づけます。

##### 3-2-1 ゾーン構想

全国第3位の広大な県土は、地勢的、自然的条件から中通り、会津、浜通りの3地方に大別されます。

この3地方は、気候、風土をはじめ、歴史的な発展の経緯、産業構造などの社会経済的条件を異にしながらも、本県の多様な魅力を大きいスケールで構成する個性あるゾーンを形成しています。

この地域整備構想では、それぞれの地方がもっている多種多様な魅力を積極的な戦略として活用するため

|       |                  |
|-------|------------------|
| 中通り地方 | 豊かな未来をひらく都市空間ゾーン |
| 会津地方  | 豊かな未来をひらく緑空間ゾーン  |
| 浜通り地方 | 豊かな未来をひらく臨海空間ゾーン |

として、地方のもつ魅力を具体的にイメージ化し、このイメージを共有像として特徴ある地域づくりを誘導します。

##### 3-2-2 中核都市構想

地域整備を進めるには、地域の中核となる都市の都市機能の充実を図ることが極めて重要な課題です。

このため、この地域整備構想では、それぞれの地域の中核都市の機能の充実を図るため、地方のゾーンイメージを分担する地域の発展方向にそって、それぞれの中核都市の特性に応じ、教育・文化、医療機能をはじめ、住機能、商機能、情報機能、工業機能などの都市機能の整備充実方策を明らかにします。





- ① 地域の基幹産業である農林業の一層の振興を図るとともに、豊富に産出する農林産物を活用し、その付加価値を高めるため、地場産業おこしを推進する必要があります。
- ② 地域の工業開発を促進するため、水資源の確保を図るとともに、優良工業用地を確保するなど、工業基盤の整備を進める必要があります。
- ③ 県立自然公園を中心とした地域の観光資源の活用を促進し、観光産業の一層の振興を図る必要があります。
- ④ 中通り、浜通り地方の開発効果を積極的に活用するため、両地方と結ぶ幹線交通網の整備を推進する必要があります。
- ⑤ 地域内の定住条件を整備するため、教育・文化、医療、スポーツ施設、上水道、域内生活道、生活環境改善施設などの整備を進める必要があります。

## ○ 海岸地域

海岸地域は、太平洋に面し南端のいわき市から北端の新地町まで、比較的出入りの少ない約150kmの海岸線に広がる地域です。

この地域は、相双、いわき地域を構成する3市8町に広がり、温暖な気候と相まって、海洋性独特の魅力ある自然空間を形成しています。

本地域では、重要港湾・小名浜港、相馬港の建設整備と併せ、臨海部の特性を生かした工業の開発、大規模電源基地の建設が進められており、また、小名浜港、江名港、久之浜港の港湾及び松川浦漁港、四倉漁港をはじめとする14の漁港を中心として水産業の振興が図られています。

一方、磐城海岸、勿来、松川浦の各県立自然公園を中心に数多くの海水浴場や釣り場、防潮林と海が織り



なす自然景観は、県民のレクリエーションの場として活用されています。

しかし、多様な魅力をもつ海岸地域の特性を引き出し、活気に満ちた地域づくりを進めるには、今後とも総合的な地域開発を積極的に行っていく必要があります。

このため、次の基本的発展方向に基づき、地域の総合的な開発方向を位置づけます。

- ① 地域の基幹産業である水産業の振興を図るため、漁港及び生産、流通、加工などの陸上施設の整備、漁場の整備、新たな漁場の開発、漁獲の安定、安全操業の確保などを進める必要があります。  
併せて、水産物の付加価値を高めるため、水産物加工産業の振興を図る必要があります。
- ② 海洋空間の魅力を多面的に活用するため、県立自然公園を中心に海洋性レクリエーション・ゾーンの整備を進める必要があります。
- ③ 地域魅力の活用を促進するため、浜街道の整備を推進するとともに、幹線道路と結ぶアクセス道路の整備を進める必要があります。
- ④ 重要港湾・小名浜港、相馬港の建設を促進して海上交通網の整備に努めるとともに、その背後地の工業開発及び電源基地の整備を進める必要があります。
- ⑤ 地域内の定住条件を整備するため、教育・文化、医療、生活環境改善施設などの整備を進める必要があります。

## ○ 野岩線関連地域

野岩線関連地域は、越後山脈、奥羽山脈が形づくる急峻な山々に囲まれ、ほぼ全域が標高400m以上の山間、高冷地に位置し、その90%以上が森林で占められる山地性の地域を形成しています。

この地域は、南会津地域の全域と会津地域の一部から構成され、山間・豪雪という厳しい自然条件が、一方では、雄大で静謐な自然空間を形成しています。

本地域では、自然的条件を生かした野菜、果樹、花きなどを中心とする農業や豊富な広葉樹などの森林資源を生かした木材、特用林産物の生産などが行われています。また、日光国立公園、越後三山只見国定公園、只見柳津、大川羽鳥県立自然公園などを中心に、魅力的な湖沼、湿原、山岳などの資源を生かした観光レクリエーション基地づくりが進められています。

本地域は、首都圏と直結する野岩線の開通によって、都市との多様な交流の促進が期待されます。こうした影響を積極的に活用して、魅力と活力にあふれた地域づくりを進める必要があります。





このため、次の基本的発展方向に基づき、地域の総合的な開発方向を位置づけます。

- ① 地域の基幹産業である農林業の振興を一層推進し、併せて豊富に産出する農林水産物の付加価値を高めるため、地場産業おこしを積極的に進める必要があります。
- ② 地域の魅力あふれる緑資源を活用して、地域の活性化を図るため、都市との多様な交流を基本として、広域的な保健、保養、観光レクリエーショ

ン基地づくりを積極的に進める必要があります。

- ③ こうした多様な交流を支える基盤として、国道121号、252号、289号、352号や主要地方道須賀川・田島線、会津若松・南郷線などの国・県道の整備を進める必要があります。
- ④ 地域内の定住条件を整備するため、教育・文化、医療、スポーツ施設、上水道、域内生活道、生活環境改善施設などの整備を進める必要があります。

## 第2章 地域別構想

# 1. 中通り地方

豊かな未来をひらく  
都市空間ゾーン

- |      |                      |       |          |
|------|----------------------|-------|----------|
| ●総面積 | 5,366km <sup>2</sup> | ●地 域  | 県北・県中・県南 |
| ●人 口 | 1,147,035人           | ●市町村数 | 5市28町14村 |



### 基本的発展方向

- ① 強靱な都市軸の形成
- ② 高度な産業構造の確立
- ③ 他地方との交流促進と成果の波及

### 特 性

- 首都圏と直結する高速交通網の大動脈
- 1次から3次までの多種多様な産業の立地、伸展
- 個性と活力ある都市群の形成



## 1-1 地方の特性と将来像

### 1-1-1 地方の特性

- 中通り地方は、県の中央部に位置し、東側を阿武隈山地、西側を奥羽山脈が走り、その中央を南から北に貫流する阿武隈川の両岸に広がる県北、県中、県南の3地域から構成されており、その面積は5,366km<sup>2</sup>と県土面積の38.9%を占めています。
- 地方の人口は、昭和55年で114万7千人と県全体の56.4%を占め、都市部やその周辺町村部を中心に増加傾向にあります。しかし、阿武隈山地などの山間部に位置する町村では、減少率は鈍化しているものの依然として人口の減少は続いています。
- 工業は、55年の製造品出荷額が1兆3,587億円に達し、県全体の55.4%を占めています。なかでも、古くから工業が発達してきた福島市、新産業都市の一方の核として工業の集積が進んでいる郡山市は、本県工業振興の拠点としての役割を高めており、また、近年首都圏に隣接する白河市を中心とした県南地域に企業の新規立地が相次いでいます。
- 商業は、57年の卸売販売額が1兆7,032億円、小売販売額が7,786億円を数え（55年価格）県全体に対してそれぞれ67.9%、56.3%を占めています。特に福島市、郡山市は本県商業の一大基地を形成しています。
- 農林業は、55年の農業粗生産額が2,012億円で、県全体の60.5%を占めています。作目構成は、米、果樹、野菜、畜産、特用作物、養蚕と多種多様で、生産性の高い数多くの主産地を形成しています。

一方、県南地域を中心とした地域には、スギ、ヒノキなどを中心とした一大林業地帯が形成され、また、中通り全域にわたって、シイタケをはじめとした特産林産物の産地が形成されています。

- 中通り地方は、国道4号、東北縦貫自動車道、国鉄東北本線、東北新幹線が南北に縦貫し、首都圏と直結する高速交通網の整備が進んでいます。また、これらを中心に東西方向に主要幹線が走り、会津、浜通り地方と連結するなど、本県の総合交通ネットワークの要として機能しています。

- 本地方には、県庁所在都市である福島市、交通上の要衝に位置する郡山市、首都圏の玄関口に位置する白河市をはじめ、本県の半数の市が存在し、情報、物的流通、工業などの中核的拠点として、豊かな居住環境の整備が進むなど、都市的な機能を高めています。

### 1-1-2 地方の将来像

このような現状と特性をもつ中通り地方の昭和70年の期待される姿は次のとおりです。

- 70年の人口は124万7千人程度に増加するものと見込まれます。  
年齢階層別では、0～14歳層が24万8千人で19.8%、15～64歳層が81万3千人で65.2%、65歳以上層は18万6千人で15.0%の構成となり、55年に比べると0～14歳層が3.7ポイント低下するのに対し、65歳以上層では5.2ポイント上昇するものと見込まれます。
- 70年の就業人口は、63万9千人程度に増加するものと見込まれます。

産業区分別では、第1次産業就業者が9万3千人で14.6%、第2次産業就業者が21万8千人で34.1%、第3次産業就業者が32万8千人で51.3%の構成となり、55年に比べると、第1次産業就業者が9.4ポイント低下する反面、第2次、第3次産業就業者は、それぞれ3.5ポイント、5.9ポイント上昇するものと見込まれます。

○ 70年の農業粗生産額は2,864億円に、年平均の伸び率は2.4%になるものと見込まれます。

○ 70年の製造品出荷額は3兆2,152億円に、年平均の伸び率は5.9%になるものと見込まれます。

業種区分別では、生活関連型が8,488億円で26.4%、基礎資材型が6,504億円で20.2%、加工組立型が1兆7,160億円で53.4%の構成となり、55年と比較すると、生活関連型が11.0ポイント低下するもの

の、加工組立型は13.8ポイントと大幅に上昇するものと見込まれます。

○ 70年の商品販売額は3兆8,220億円に、年平均の伸び率は3.4%になるものと見込まれます。

業種区分別では、卸売販売額が、2兆6,720億円、小売販売額が、1兆1,500億円となり、年平均伸び率はそれぞれ3.5%、3.0%になるものと見込まれます。

### 昭和70年における中通り地方の姿

| 区 分         | 単 位        | 昭 和 5 0 年        | 昭 和 5 5 年        | 昭 和 7 0 年        | 年平均伸率 (%)        |                  |
|-------------|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|             |            |                  |                  |                  | 55 / 50          | 70 / 55          |
| 総 人 口       | 千 人        | 1,104            | 1,147            | 1,247程度          | 0.77             | 0.56             |
| 0 ~ 14 歳    | 千 人<br>(%) | 272<br>(24.6)    | 270<br>(23.5)    | 248<br>(19.8)    | ▲0.15            | ▲0.42            |
| 15 ~ 64 歳   | 千 人<br>(%) | 736<br>(66.7)    | 764<br>(66.7)    | 813<br>(65.2)    | 0.75             | 0.41             |
| 65 歳 以上     | 千 人<br>(%) | 96<br>(8.7)      | 113<br>(9.8)     | 186<br>(15.0)    | 3.31             | 3.38             |
| 普 通 世 帯 数   | 千 世 帯      | 269              | 294              | 356              | 1.79             | 1.28             |
| 労 働 力 人 口   | 千 人        | 565              | 590              | 653              | 0.87             | 0.68             |
| 就 業 人 口     | 千 人        | 556              | 579              | 639              | 0.81             | 0.66             |
| 第 1 次       | 千 人<br>(%) | 165<br>(29.7)    | 139<br>(24.0)    | 93<br>(14.6)     | ▲3.37            | ▲2.64            |
| 第 2 次       | 千 人<br>(%) | 156<br>(28.0)    | 177<br>(30.6)    | 218<br>(34.1)    | 2.56             | 1.40             |
| 第 3 次       | 千 人<br>(%) | 235<br>(42.3)    | 263<br>(45.4)    | 328<br>(51.3)    | 2.28             | 1.48             |
| 農 業 粗 生 産 額 | 億 円        | 2,326            | 2,012            | 2,864            | ▲2.9             | 2.4              |
| 製 造 品 出 荷 額 | 億 円        | 8,761            | 13,587           | 32,152           | 9.2              | 5.9              |
| 生活関連型       | 億 円<br>(%) | 3,821<br>(43.6)  | 5,075<br>(37.4)  | 8,488<br>(26.4)  | 5.8              | 3.5              |
| 基礎資材型       | 億 円<br>(%) | 2,489<br>(28.4)  | 3,131<br>(23.0)  | 6,504<br>(20.2)  | 4.7              | 5.0              |
| 加工組立型       | 億 円<br>(%) | 2,451<br>(28.0)  | 5,381<br>(39.6)  | 17,160<br>(53.4) | 17.0             | 8.0              |
| 商 品 販 売 額   | 億 円<br>(%) | (51年)<br>20,489  | (57年)<br>24,818  | 38,220           | (57 / 51)<br>3.2 | (70 / 57)<br>3.4 |
| 卸 売         | 億 円<br>(%) | 14,058<br>(68.6) | 17,032<br>(68.6) | 26,720<br>(69.9) | 3.3              | 3.5              |
| 小 売         | 億 円<br>(%) | 6,431<br>(31.4)  | 7,786<br>(31.4)  | 11,500<br>(30.1) | 3.2              | 3.0              |

(注) 1. 経済関係の数値は55年価格です。

2. ( ) 内は構成比です。



### 1-1-3 地方の基本的発展方向

#### ー豊かな未来をひらく都市空間ゾーンー

- 中通り地方は、首都圏と直結する高速交通網の大動脈を擁して、人的、物的流通の一大基地を形成しています。しかも、これから全県に広がる交通網の整備が着々と進められるなど、その優位性は、さらに強化されようとしています。このような状況を背景に、本地方には、第1次産業から第3次産業まで多種多様な産業が立地し、伸展するなかで個性ある都市群が形成され、活力ある豊かな都市空間を形成しています。
- しかし、将来を展望をするとき、政治、経済、文化などあらゆる面で国際化が進み、新たな産業革命とも言われる技術革新の進展や高度情報化社会の到来などによって、これまでに経験したことのない急激で、しかも広範な領域にわたる社会経済の変動が予想されます。したがって既存の集積に止まることなく新たな時代に即応した多様な都市機能と産業構造を構築していくことが求められています。
- このようななかで、中通り地方はその自然的条件、社会的基盤を積極的に活用して都市機能を一層充実させるとともに、技術の集積を高め多様な情報機能を十分に活用して“豊かな未来をひらく都市空間ゾーン”として活力ある都市空間をさらに豊かに形成していく必要があります。
- こうした都市空間ゾーンを形成する県北、県中、県南の各地域は、相互の連携を一層強めて、地域の特性に応じたゾーンの共有イメージを分担して、次の基本的発展方向を確かなものにする必要があります。

#### ① 強靱な都市軸の形成

これまで整備されてきた高速交通網の機能の一層の充実を図り、さまざまな個性と活力をもつ地域及び都市群が連携・協力して、ソフト・ハードの両面にわたる県土の中央軸として、その役割を強化していく必要があります。

#### ② 高度な産業構造の確立

中核都市である福島市、郡山市を核に、多様な魅力に富む都市空間を支える産業の振興を図るため、生産性の高い農林業の育成、技術革新の進展に対応した知識集約型、高付加価値型産業の立地促進、商業・サービス業の振興などを図り、高度な産業構造を確立していく必要があります。

#### ③ 他地方との交流促進と成果の波及

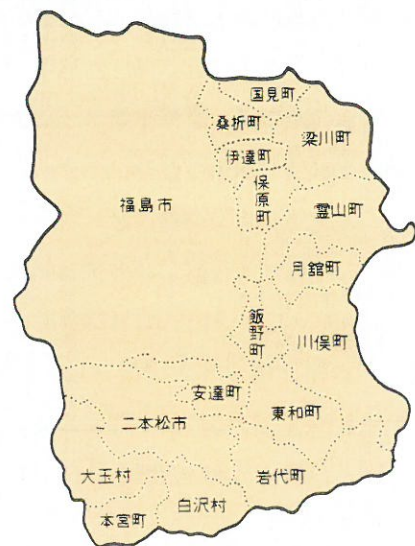
本地方は、今後とも引き続き全県のモデル的な種々の構想、プロジェクトなどの実現に積極的に取り組む必要がありますが、常にその取り組む視点と発現する効果を全県的な視野でとらえ、成果を他地方に波及させていく必要があります。



# 1-2 県北地域

## 地域の基礎データ

- ① 総面積 1,752km<sup>2</sup>
- ② 耕地面積 408.14km<sup>2</sup>
- ③ 林野面積 1,003.94km<sup>2</sup>
- ④ 人口 495,001人
- ⑤ 市町村数 2市13町2村





## 現

## 状

## 特

## 性

## 課 題

地域の基本的  
発展方向

## 主要施策とその対策

・県民社会生活関連指標による大分類水準  
健康111 安全109 所得105 居住110  
利便103 教育109 連帯109 基盤108

・中核都市・福島市対県外社会増減

| 転入人口   | 転出人口   | 差引合計人口 |
|--------|--------|--------|
| 6,962人 | 7,549人 | △587人  |

・福島市への通勤人口(流入) 9,969人

| 上位町村名  | 通勤者数   | 就業者割合 |
|--------|--------|-------|
| 1位 保原町 | 2,148人 | 18.0% |
| 2位 桑折町 | 1,717  | 22.4  |
| 3位 伊達町 | 1,595  | 32.2  |

・郡山市への通勤人口(流出)

| 二本松市 | 本宮町    | 大玉村  |
|------|--------|------|
| 585人 | 1,485人 | 270人 |

・郡山市への購買流出(買回り品)

| 二本松市  | 本宮町   | 大玉村   |
|-------|-------|-------|
| 15.3% | 43.3% | 32.5% |

・人口減少 6町1村

・過疎地域指定 3町1村

・県平均を上回る高齢化率 1市11町2村

・就業構造の変化

|      | 50年   | 55年   |
|------|-------|-------|
| 1次産業 | 26.1% | 21.5% |
| 2次産業 | 28.9  | 30.7  |
| 3次産業 | 45.0  | 47.8  |

・国立公園 磐梯朝日国立公園

・温泉カ所数 22カ所

・県立自然公園 霊山 霞ヶ城

・工業団地名(先行造成) 福島、二本松宮戸、飯野、梁川

・摺上川ダム(57~70) 福島市

・阿武隈川上流流域下水道(県北処理区)

福島市ほか5町

・公共下水道普及率 処理人口86,300人 普及率27.0%

・県都市計画面積 53,636ha

うち市街化区域面積 5,390ha

区域を有する市町村 1市5町

・福島市(S57)商業販売額

|       | 県シェア            |
|-------|-----------------|
| 卸売販売額 | 76,605千万円 31.9% |
| 小売販売額 | 35,591 23.9     |

・主要交通網とアクセス等

東北縦貫自動車道 IC5カ所

東北新幹線

福島ー上野 1時間27分、福島ー仙台26分

主要国道 4号、13号、115号、349号、114号

阿武隈急行 福島ー槻木(55.1km約1時間30分)

・製造品出荷額(57年)

65,762千万円 全県シェア 24.4%

・特化度

| 食料品 | 繊維   | 2.46    |
|-----|------|---------|
| 機械  | 1.10 | 電気 0.93 |
| 精密  | 1.51 |         |

・企業立地(55~58) 特定工場等 37件

1位 電気 2位 機械

うち福島市への立地件数 8件

・福島市就業者の3区分別シェア

| 管理的機能 | 生産・加工機能 | 流通・サービス機能 |
|-------|---------|-----------|
| 36.9% | 31.7%   | 31.4%     |

・県立美術館 蔵書図書数 390,860冊

・県立図書館 収蔵点数 961点

・主要教育施設

国立福島大学、県立福島医科大学

・テレピア構想 福島市

・地場産業

| 絹人織織物 | 川俣町、飯野町 |
|-------|---------|
| ニット   | 保原町、梁川町 |
| 家具    | 二本松市    |

・農業粗生産額(58年)

|    | 生産額・百万円 | 全県シェア・% |
|----|---------|---------|
| 米  | 20,842  | 13.8    |
| 果樹 | 19,595  | 76.0    |
| 野菜 | 14,618  | 25.0    |
| 養蚕 | 9,784   | 50.0    |
| 畜産 | 23,083  | 26.9    |

・県都・福島市を中心に組み込まれる文化的都市づくり  
・中核都市・福島市の有する多様な雇用機会と高次な都市機能  
・福島市の対県外社会減  
・郡山市の安達地域への強い影響力  
・阿武隈地域を中心とする過疎化・高齢化の進行

県外からの人口遷流と地域内の人口偏在の是正

・都市施設の計画的配置と有機的連携  
・農工一体のまちづくりの進展  
・大規模農用地開発等山系農業の進展  
・都市用水を中心とする水資源確保への対応  
・流域的対応による水質保全への対応

計画的な土地利用と水資源の確保

・福島市を中心とする卸売、小売基地の形成  
・高速交通網の整備進展  
・情報、人的交流の集積と増大  
・IC及びICとつなぐアクセス網の整備進展

高速交通網の活用

・相馬港と結ぶ地域開発への対応  
・加工組立、機械工業の集積  
・関連下請企業の集積の弱さ  
・福島市の企業立地の停滞と周辺部への立地進展  
・4号ベルト、13号ベルトの企業立地の展開

活力ある雇用機会の創出  
(1)加工組立型産業基地づくり

・福島市を中心とする3次産業の集積  
・文化、教育等の全県ネットワークの拠点化  
・高度情報ネットワーク整備への取り組み  
・事務・管理的機能従事者の増加

(2)知識集約型サービス業の育成

・個性あるまちづくりを支える地場産業  
・多様な地場産業の集積と新たな展開  
・地方資源活用型産業の集積  
・果樹・野菜などの高い生産性を誇る農業  
・養蚕・畜産などを基幹とする山系農業

(3)地場産業の活性化

## 豊かな未来をひらく都市空間ゾーン

県都・福島市を中心とする文化・教育等、高次な都市機能ネットワークの拠点づくり

各産業の発展的展開と情報・サービスを中心とする新たな雇用機会の創出

## 生産機能の充実と活性化の推進

工業の振興  
水需要への対応(摺上川ダム、水原ダム)  
企業の導入(福島、二本松宮戸等)  
中小企業の振興  
地場産業の活性化  
商機能の活性化  
魅力ある商店街づくり  
卸機能の体質強化  
サービス業の振興  
観光の振興  
観光関連産業の育成  
既存観光資源の魅力の醸成  
観光拠点施設の整備(南東北大規模年金保養基地)  
農林業の振興  
農業経営の確立  
大規模農用地開発地域の経営安定  
山系の農業振興  
安定した農畜産物の供給  
特用林産物の振興  
付加価値の拡大  
農業生産の流通合理化

## 都市機能の充実と交流の促進

全域的な都市機能の充実  
開かれた拠点としての機能充実  
(テレピア構想)  
高等教育機関の充実(国立福島大学の学部増設、県立医大の移転・整備)  
教育・文化機能の整備・充実(県立美術館・図書館)  
広域公園の整備(あづま総合運動公園)  
中核都市・福島市  
県都としての魅力創出(駅前再開発等)  
地域全体の基盤整備  
多様な都市空間の創造(阿武隈川上流流域下水道、公共下水道、蓬萊第2団地、国道4号バイパス、国道114号、115号、349号、399号、阿武隈急行)  
農山村部の整備  
基礎的環境の整備



## 1-2-1 地域の概況と特性

### (1) 概 況

- 県北地域は、中通り地方の北端に位置し、福島市、二本松市をはじめとする2市13町2村からなり、その面積は1,752km<sup>2</sup>と県土の12.7%、中通り地方の32.7%を占めています。
- 地域の人口は、昭和55年で49万5千人と県全体の24.3%、中通り地方の43.2%を占め、45年に比べ県全体に占める割合を0.6ポイント上昇させています。
- 地域の人口は、県平均を若干上回る伸びを示しているものの、就業人口と純生産の伸びは、県平均を下回る低めの伸びで推移しています。
- しかし、サービス業の純生産の伸びは県平均を上回るなど、県庁所在地域として、高次の都市機能と結びついたサービス業の発展がみられます。

### (2) 地域の特性

- 福島市は、県北地域の中核都市として多様な雇用機会と高次の都市機能を持ち、人口、就業人口、純生産など地域に占める割合を増加させています。  
特に、第3次産業は、卸・小売業、サービス業などを中心に高い集積を誇っており、製造業は、若干、停滞気味に推移していますが、電気、機械、食料品などの業種を中心に、内陸型工業の拠点が形成されています。
- 二本松市は、安達地区の核として周辺町村に雇用機会を提供するなど拠点的功能を有していますが、それ以上に、二本松市自体は、福島市、郡山市などに多くの雇用機会を依存しています。市の人口は、現状を維持している状況にあります。

- 福島市を中心とする周辺の町村は、中核都市である福島市と生活、生涯の両面にわたって広範な領域で交流を強めています。当地区は、果樹、野菜などの高い生産性を誇る農業を基幹に、ニット、絹・人繊維物などの地場産業、製造業の新規立地などによる新たな雇用機会の創出などによって、地区人口は、維持・増勢傾向にあります。
- 県中地域に隣接し、国道4号沿いに位置する安達地区南部の町村は、生活、生産の両面にわたり、県中地域の中核都市である郡山市との交流を深め、直接的な影響を受けながら、工業や事業所の立地をみており、地区の人口は維持・増勢傾向にあります。
- 一方、阿武隈北部地区及び阿武隈安達地区に位置する町村は、これまで養蚕、畜産、特用作物などを主要作物とした農業を基幹に発展してきましたが、農業をとりまく厳しい環境や不利な地理条件下にあることなどから、産業構造の立ち遅れが目立ち、地区人口は、依然として減少傾向にあります。また、人口の高齢化も県平均を上回って進行しています。
- 県北地域には、県庁をはじめ国関係機関などの各種の行政機関、金融・保険などの事業所、各種の報道機関などがあり、今後とも、高速交通網に加え高度情報ネットワークの整備が進展することにより、さらにこれら機関・事業所などは、質・量ともその集積を高めるものと考えられます。
- また、福島大学、県立医科大学などの高等教育機関、県内の教育・文化の中心的な役割を担う県立美術館、県立図書館をはじめとする各種の施設の整備が進んでおり、ますますその情報を中心としたソフト機能の充実が図られようとしています。



## 1-2-2 地域の基本的課題

### (1) 県外からの人口の還流と地域内の人口偏在の是正

地域の人口は、自然増や県内他地域からの転入超過に支えられて着実に増加していますが、首都圏を中心とした県外への転出超過は、依然として続いています。

福島市や郡山市に隣接する町村では、通勤人口の増大に支えられて増加傾向にありますが、阿武隈山地に位置する町村では過疎化傾向にあるなど地域内の人口の偏在が顕著になっています。

活力ある地域社会の形成を図るためには、県外からの人口還流を促進するための産業構造の確立を図りながら、地域内の人口偏在を是正する必要があります。

### (2) 計画的な土地利用と水資源の確保

○ 都市施設や生産関連施設を計画的に整備するため、自然の保全や農林的土地利用との調整を図りながら、都市的土地の計画的な確保に努める必要があります。

○ 今後、需要の増加が予想される水を計画的に確保するため、広域的対応による森林の公益機能の高度発揮、水質の保全を図り、水資源の先行的な開発とその有効的利用を促進する必要があります。

### (3) 高速交通網の活用

地域の活性化を図り、その効果を地域内外に波及させるため、東北縦貫自動車道、東北新幹線といった高速交通網がもっている多面的な機能を積極的に活用し、その効果を十分に引き出す必要があります。

### (4) 活力ある雇用機会の創出

#### ① 加工組立型産業基地づくり

地域には、古くから立地している企業に加えて、新たに誘致された企業によって、加工組立型機械工業の集積が高まり、大きな雇用効果をもたらしています。

しかし、その受・発注を通じる地域の中小企業との技術的な結びつきは、弱い状況にあります。

地域の中小企業の技術水準を引き上げ、付加価値生産性を高め、地域に新たな活力を醸成するには、先導的役割を担う企業の新規立地を促進するとともに、それらの企業と地域の中小企業との結びつきを強め、自立度の高い中堅企業を育成する必要があります。

#### ② 知識集約型サービス業の育成

高度情報化、サービス経済化の進展に対応し、活力ある都市機能の一層の充実を図るため、教育・文化、情報関連、保健医療関連サービス業などの多彩なサービス業の導入育成を図る必要があります。

#### ③ 地場産業の活性化

地域に定着しているニット、絹・人繊維物、食品加工、家具製造などの伝統的な地場産業を活性化するため、多様なニーズに敏感に対応しうる経営力と新製品を開発する技術力の向上に努める必要があります。

### 1-2-3 地域の基本的発展方向とその対策

県北地域は、“豊かな未来をひらく都市空間ゾーン”の中通り地方にあって、特に情報などの中枢機能の集積が高いという特性を生かして、県内の各地域と結ぶ情報交流の中核的役割をますます高めて行く必要があります。

そして、中核都市である福島市を中心に、二本松市、保原町、川俣町、本宮町の副次的都市の機能を高めて周辺地域に活力を与えるという地域構造を確立していく必要があります。

#### (1) 生産機能の充実と活性化の推進

これまで培われてきた多種多様な生産活動をさらに発展させ魅力的な産業構造を確立するため、今後一層、工業の振興、商機能の充実、サービス業の育成、多様な農林業の展開に取り組む必要があります。

このため、次の対策を行います。

- 工業の振興を図るため、東北縦貫自動車道と幹線道路とのアクセス網の整備、優良工業用地の確保、高度情報網の確立など産業基盤の整備を進めます。
- 増大する水需要に対処するため、摺上川ダム、水原ダムの早期完成を促進します。
- 福島、二本松宮戸などの先行造成団地、梁川、川俣、安達、岩代などの工場適地にエレクトロニクス、ソフトウェア産業などの企業立地を促進します。
- 中小企業の振興を図るため、中小企業の指導、人材養成機能等の整備充実を図ります。
- ニット、絹・人繊織物、家具などの地場産業の活性化を図るため、産地の診断、経営・技術指導の充実努めます。
- 魅力ある商店街づくりのため、市街地再開発等の都市計画事業などを行うとともに、秩序ある大型店・専門店の導入育成を図ります。
- 卸売機能の体質強化を図るため、卸売センター機能の充実を図ります。
- 既存サービス業の体質改善を図るとともに、情報、保健医療サービス業などの都市型サービス業の導入育成を図ります。
- 観光関連産業を振興するため、隣接地域などをはじめ山形県、宮城県との交流・周遊ルートの整備を進めます。
- 既存観光資源の魅力を醸成するため、観光基地の整備を進めるとともに、イベントの開催、各種催しの積極的な導入を図ります。
- 南東北大規模年金保養基地（二本松地区）の建設を促進するとともに、観光拠点のひとつとして機能の整備充実を図ります。
- 果樹、野菜、花き、特用作物、畜産、養蚕などの産地体制を整備し、生産性の高い農業経営の確立に努めます。
- 大規模農用地開発地域の経営の安定を図るため、経営・技術指導の充実努めます。
- 山系農業の振興を図るため、自然的条件を生かした戦略作目を基幹に地域農業の複合化を進めます。
- 消費者に安定して農畜水産物を供給するため、卸売市場機能の充実を図ります。
- 特用林産物の振興を図るため、ナメコ、シイタケなどの産地形成をさらに推進します。
- 豊富な農林産物を活用した地場産業おこしを進め、付加価値の拡大を図ります。
- 農業の生産、流通の合理化を図るため、広域農道をはじめとした農道網の整備促進に努めます。



## (2) 都市機能の集積と交流の促進

福島市を中心に集積が進む教育・文化、医療などの高度な都市機能を活用して地域の発展可能性をさらに高めて、県内全域にわたり開発効果を波及させるため、今後さらに都市機能の充実、多様な都市空間の創造、活力ある地域構造の確立に努める必要があります。

このため、次の対策を行います。

- 今後の社会経済生活における重要な手段となる情報機能の強化を図るため、未来型コミュニケーションモデル都市構想（テレポートピア構想）の早期実現に努め、県内各地域に開かれた拠点としての機能の充実を図ります。
- 福島大学の学部増設を実現するとともに、県立医科大学の移転整備を進めて研究機能の強化に努めるなど、高等教育機関の一層の充実を図ります。
- 併せて、県立美術館及び県立図書館の機能の充実を図るなど、教育・文化施設の整備充実とその機能の高揚に努めて、教育・文化機能の拠点性の向上を図ります。

- 広域公園である「あづま総合運動公園」の整備を推進し、早期完成に努めます。
- 多様な都市空間を創造するため、福島駅前等の市街地再開発、国道13号バイパス、都市街路などの整備及び新たな緑の創出など、都市計画事業の計画的な実施を促進します。
- また、阿武隈川上流流域下水道、公共下水道などの下水道、蓬萊第2団地などの住宅団地を整備するとともに、国道4号バイパス、国道114号、115号、349号、399号などの幹線道路網の整備を進め他の地方、地域との交流を促進します。
- 第3セクターで運営する阿武隈急行線の早期開通に努めるとともに、沿線周辺地域の開発を促進します。
- 農山村部においては、教育・文化、医療、スポーツ施設、上水道、道路網、生活環境施設などの整備を計画的に進めるとともに、国土の保全、貴重な緑環境を提供する森林等の保全・活用を図ります。

# 1-3 県中地域

## 地域の基礎データ

- ① 総面積 2,382km<sup>2</sup>
- ② 耕地面積 501.34km<sup>2</sup>
- ③ 林野面積 1,439.59km<sup>2</sup>
- ④ 人口 509,658人
- ⑤ 市町村数 2市11町5村





## 現

## 状

## 特

## 性

## 課 題

地域的基本的  
発展 方 向

## 主要施策とその対策

・県民社会生活関連指標による大分類水準

健康107 所得100 利便106

余暇101 連帯102 基盤107

・中核都市・郡山市対県外社会増減

転入人口 転出人口 差引合計人口

9,501人 9,542人 △41人

・郡山市の人口増加率（50～55）

人口増加率 地域平均人口増加率 全県増加率

8.2% 4.7% 3.3%

・郡山市、須賀川市（都市軸）の生産力

農業粗生産額（S58） 4,426千円 44.3%

製造品出荷額等（S57） 4,755 73.2

商業販売額（S57） 11,100 92.1

・副次的都市の就業構造

1 次 船引町 石川町 地 域

48.5% 30.3% 25.0%

2 次 25.5 31.2 29.5

3 次 26.0 38.4 45.6

人口増加率（S50～55）

船引町△0.3% 石川町△0.7%

・人口減少 8町4村

・過疎地域指定 2町2村

・県平均を上回る高齢化率 9町4村

・高速交通網

東北縦貫自動車道1C 2ヶ所

東北横断自動車道いわき・新潟線

郡山～会津坂下一整備計画路線、郡山～いわ

きー基本計画路線、予定1Cー小野、船引、

郡山JCT、磐梯熱海

福島空港

須賀川東地区 60年代中央開港、第3種空港、

滑走路2,500m、就航予定ー札幌、名古屋、

大阪、福岡等

東北新幹線 上野～郡山間1時間15分

・製造品出荷額（S57）

65,003千円 全県シェア 24.1%

・特 化 度

化学1.26 機械1.03 電気1.28 精密0.94

・企業立地（S55～58）特定工場等 67件

1位 電気 2位 金属、窯業

・郡山市の商業集積（S57） 県シェア

卸売販売額 76,137千円 31.7%

小売販売額 26,908千円 24.4%

・県中都市計画面積 31,120ha

区域を有する市町村 郡山市、須賀川市、鏡石町

うち市街化区域面積 7,740ha

・郡山市都市計画面積 27,020ha

うち市街化区域面積 6,110ha

D1D地区人口 163,587人 市人口に占める

シェア 57.1%

・県立自然公園

夏井川渓谷、阿武隈高原中部、大川羽鳥

・温泉カ所数 34カ所

・三春ダム（47～65）三春町

・阿武隈川上流流域下水道 県中処理区ー郡山市

ほか1市3町

・公共下水道普及率 処理人口 61.7千人 普及

率 20.1%

・新産業都市建設事業

郡山市、須賀川市、ほか13町村

主要プロジェクト（3期計画）郡山西部第2工

業団地、郡山市上下水道、東部ニュータウン、

翠ヶ岡公園、三春ダム、阿武隈川河川改修、4

号バイパス等

・テクノポリス構想

郡山市、須賀川市など2市3町1村の地域

・大学誘致 東海大学（63年4月開校予定）

・工業団地 郡山西部第2、大越牧野、船引第

2、小野第2、須賀川北部等

・農業粗生産額（S58）

99,983百万円 全県シェア 25.9%

生産額・百万円 全県シェア・%

米 35,759 23.7

果 樹 2,659 10.3

野 菜 17,058 29.2

養 蚕 5,749 29.4

畜 産 19,842 23.1

・中核都市・郡山市を中心に  
進む商工業の集積増大  
・郡山市、須賀川市の多様な  
雇用機会とバランスのとれ  
た産業構造  
・郡山市の高い人口増加率と  
小規模な対県外社会減  
・副次的都市の低滞傾向  
・阿武隈山系を中心とする過  
疎化・高齢化の進行

県外からの人  
口還流と地域  
内の人口偏在  
の是正

平野部と山系  
ゾーンとの緊  
密な連携の推  
進

高速交通網の  
整備と広域的  
活用の推進

都市軸と副次  
的都市を結ぶ  
機能的な地域  
づくり

計画的な土地  
利用と水資源  
の確保

・国道4号線沿いに連担する  
都市的土地利用形態  
・郡山市を中心に進む市街地  
の拡大  
・人口増加に対応する都市用  
水の確保  
・河川環境維持と保全への  
対応  
・山間部町村での周辺部の機  
能低下

活力に満ちた  
先端技術産業  
の拠点づくり

・新産業都市建設事業の集積  
と新たな展開  
・テクノポリス構想への取組  
み一産・学・官連携の推進  
・高速交通網、都市的集積な  
ど先端産業育成への土壌づ  
くり  
・工業開発と呼応した各産業  
の活性化への対応  
平坦部に広がる大きな農  
業集積  
特用作物を中心とした山  
系農業  
卸・小売業の発展的展開

新たな発展に向けての産業の活性化

工業の振興

新産業都市の建設・促

進

新たな成長産業群の開

発拠点の形成（テクノ

ポリス構想）

企業立地の促進（空港

周辺、田村地域工業

団地、郡山中央、郡

山西部第2、須賀川

横山、船引第2、大

越、小野等）

工業基盤の整備（東北

横断自動車道いわ

き・新潟線、福島空

港）

水需要への対応（三春

ダム）

先端技術産業立地環境

の整備

民間の産業活動支援

商機能の発展的展開

魅力ある街づくり（郡

山駅西口）

広域的商圏の形成

県内の物流拠点づくり

（臨空港流通センター

（仮称））

サービス業の振興

農林業の振興

生産性の高い農業振興

大規模農用地開発の早

期完成

青果物の域内流通の促

進

林業の振興

きのこ類の振興

付加価値の拡大

活力ある都市環境づくり

中核都市・郡山市

個性ある地方中核都市

づくり

テクノポリス母都市と

しての都市構造の形成

（国道4号、49号バイ

パス、都市計画街路）

全域的な都市機能の充実

都市の集積と連担構造

の形成

（阿武隈川上流流域下

水道、東部ニュータ

ウン、臨空港広域公

園（仮称）、国道4号、

118号、288号、349号）

健康づくりの推進

ドライバーの利便促進

高密度な地域構造の確

立

農山村部の整備

基礎的環境の整備

恵まれた自然景観や温

泉の活用

豊かな未来をひらく都市空間ゾーン



### 1-3-1 地域の概況と特性

#### (1) 概 況

- 県中地域は、中通り地方の中央に位置し、郡山市、須賀川市をはじめとする2市11町5村からなり、その面積は2,382km<sup>2</sup>と県土の17.6%、中通り地方の45.1%を占めています。
- 地域の人口は、昭和55年で50万9千人と県全体の25.0%、中通り地方の44.4%を占め、45年に比べて県全体に占める割合を0.9ポイント上昇させています。
- 地域の経済の発展は順調で、これが人口の高い伸びを支えています。特に郡山市を中心に、卸・小売業、サービス業を中心とする第3次産業の就業人口の伸び及び製造業を中心とする第2次産業の純生産の伸びが県平均を上回って伸展しています。

#### (2) 地域特性

- 郡山市は、県中地域の中核都市として多様な雇用機会と、生産・流通・販売のバランスのとれた産業構造を有し、人口、就業人口、純生産ともに地域に占める割合を高めています。また、他地域に対しても広範な影響力をもっており、特に製造業については常磐・郡山地区新産業都市の内陸部の拠点として、多くの企業立地を誇り、広い範囲にわたって就業機会を提供しています。
- 須賀川市は、中核都市である郡山市に隣接し、郡山市と密接にかかわりながら、製造業、小売業を中心として、産業活動は順調に伸展しています。

- 郡山市を中心とした平坦部に位置する町村は、中核都市・郡山市及び須賀川市と生活、生産の広範な領域にわたってかかわりを強めており、米、野菜、畜産を中心とした生産性の高い農業を基幹とし、両市や町村内に安定した雇用の場を確保するなどして、人口の増加、定着傾向をみせています。
- 県中阿武隈地区の副次的都市を形成する石川町、船引町は農業を基幹産業に、周辺町村に対する生活、生産財の供給中継基地としての役割を担いながら発展してきましたが、最近ではその拠点性を低下させ人口も減少傾向をみせています。
- 副次的都市の船引町が位置する阿武隈中部地区及び副次的都市の石川町が位置する阿武隈石川地区の町村は、これまで阿武隈山地の立地条件を生かして、葉たばこや養蚕、畜産などの主産地を形成して農業を基幹産業に発展してきましたが、近年における産業構造の変化のなかで、人口は依然として減少し続けており、高齢化も県平均を上回る比率で進行しています。
- 県中地域は、中核都市である郡山市を中心に新産業都市の内陸地区として、産業基盤、生活関連基盤の整備が進められ、企業立地も他の地域に比べて順調に進展してバランスのとれた業種構造と高い生産性を誇る企業群が集積しています。
- さらに東北縦貫自動車道、東北新幹線に加え、東北横断自動車道いわき・新潟線、福島空港の建設によって地域における企業の立地条件は一段と高まってきています。



### 1-3-2 地域の基本的課題

#### (1) 県外からの人口還流と地域内の人口偏在の是正

地域の人口は、自然増と県内他地域からの転入超過によって着実に増加していますが、首都圏を中心とした県外への転出超過は小規模ながら依然として続いています。

郡山市、須賀川市及びその周辺町村では、人口は増加傾向にありますが、阿武隈山地に位置する多くの町村では依然として過疎化傾向にあり、地域内の人口偏在が顕著になっています

活力ある地域社会の形成のためには、県外からの人口還流の促進を図り、地域内の人口偏在を是正する必要があります。

#### (2) 高速交通網の整備と広域的活用の推進

本県的高速交通ネットワークの結節点として、すでに完成をみている東北縦貫自動車道、東北新幹線の多面的な機能を十分活用するとともに、東北横断自動車道いわき・新潟線及び福島空港の建設計画の推進並びに、これらとアクセス網の整備を進め、地域はもとより、県内の各地域に対してもその効果を十分に及ぼす必要があります。

#### (3) 計画的な土地利用と水資源の確保

- 増加が予想される生活基盤、生活関連施設の整備に必要な都市的土地の確保を図るため、自然の保全、農林的土地利用との調整を行い、計画的な土地利用の推進に努める必要があります。
- 需要の増加が予想される水を確保するため、広域的対応により森林の公益機能の高度発揮、水質保全に努めるとともに、先行的な水資源の開発を推進する必要があります。

#### (4) 活力に満ちた先端技術産業の拠点づくり

郡山市、須賀川市を中心とした地区は、高速交通網の整備や都市機能の充実などによって、エレクトロニクス、バイオテクノロジーなど、成長性の豊かな高付加価値型、知識集約型産業群の立地が一段と促進されることが予想されます。

このような状況に対応して、本県工業振興の拠点としての役割を高めるためには、都市機能の充実、産業基盤の計画的な整備を進め、産・学・官の交流を進めて成長産業の計画的な誘導、新技術の移転等による既存産業の活性化、異業種交流による新技術、新商品の開発などの対策を総合的に展開していく必要があります。

### 1-3-3 地域の基本的発展方向とその対策

県中地域は、“豊かな未来をひらく都市空間ゾーン”である中通り地方にあって、技術立県の中核拠点としてその役割はますます高まっています。

このため、中核都市である郡山市を中心に須賀川市、三春町などの都市的な連携を進め、さらに船引町、石川町が副次的都市機能を高めて周辺地域に活力を与えながら発展するという地域構造を確立する必要があります。

#### (1) 新たな発展に向けての産業の活性化

技術革新の進展という時代の潮流変化に対応した技術立県構想の中核的拠点として工業開発を進めるとともに、流通機能の整備充実、生産性の高い農林業の産地の形成に取り組む必要があります。

このため、次の対策を行います

- 時代の変化に対応した建設計画に基づき常磐・郡山地区新産業都市の建設を促進します。
- 新産業都市の建設により、着々と整備を進めて

きた産業関連基盤、生活関連基盤、そして多様な工業の集積などの成果を十分に活用しつつ、近年の技術革新を背景とするエレクトロニクス、バイオテクノロジーなど新たな成長産業群の開発拠点を形成するため、テクノポリス構想の早期実現に努めます。

- 加工組立型産業を中心とした企業の新規立地を促進するため、新たに空港周辺地域、田村地域に中核的工業団地の造成を図るほか、郡山中央、郡山西部第二、須賀川横山、船引第二、大越、小野などの工業団地への企業立地を促進します。
- これら工業の振興を支える基盤を整備するため、東北横断自動車道いわき・新潟線の建設を促進するとともに、福島空港の建設計画の推進を図り、併せてこれと結ぶアクセス道路網の整備を進めます。
- 増大が予想される水需要に対応するため、三春ダムの建設を促進します。併せて、ダム周辺地域の整備を推進します。
- 先端技術産業立地環境の整備を図るため、研究開発機構の整備、高等教育機関の誘致、人材の育成、高度情報機能の導入整備、住環境の整備などを図ります。
- また、県産品の販路拡大や企業間交流の促進など、本県中小工業の維持・発展に必要な企業活動を支援するための施設の整備について検討します。
- 郡山市を中心に発達している小売機能をさらに充実し、魅力ある街づくりを促進するため、郡山駅西口の整備をはじめとした市街地再開発を促進します。
- 福島空港が設置される須賀川市については、郡山市と機能を分担し都市機能の充実をはじめ、広

域的商圏の形成を促進します。

- 卸売機能の発展を図るため、臨空港流通センター（仮称）の建設を検討するなどして卸機能を含めた県内の物流拠点づくりを促進します。
- 技術・情報サービス業、保健医療サービス業などの都市型の専門的なサービス業の導入育成を図るとともに、既存サービス業の体質の強化を図ります。
- 米、野菜、果樹、花き、畜産、特用作物を中心に形成されている生産性の高い農業の一層の振興を図るため、生産、流通基盤の整備をさらに進めて高能率生産基地づくりを促進するとともに、臨空港型農業生産団地の育成を図ります。
- 母畑、郡山東部、矢吹地区の大規模農用地開発の早期完成に努めます。
- 山系農業をさらに発展させるため、畜産、特用作物、野菜などを基幹作物として地域農業の複合化を進めます。
- 農畜水産物の円滑な域内流通を促進するため、卸売市場の整備充実を図ります。
- 阿武隈山地や東南部を中心に形成されているスギ、ヒノキなどの優良生産団地の育成を図るとともに、シイタケ、ナメコなどの特用林産物の産地形成を推進します。
- また、きのこ類の技術・情報を提供し、きのこ類の一層の振興を図るため、技術・指導体制の一元化、情報の収集、伝達などの中核機能の充実に努めます。
- 地域に産出する豊富な農林産物を活用し、その付加価値を高めるため、地域の特性に応じた地場産業おこしを進めます。



## (2) 活力ある都市環境づくり

交通上の要衝にあるという立地特性を生かし、活力ある都市環境づくりを進めるため、今後、さらに計画的な都市機能の集積と連坦、高密度な地域構造の確立に努める必要があります。

このため、次の対策を行います。

○ 中核都市である郡山市の都市機能の一層の充実を図るため、商工業のバランスのとれた、活力と魅力に満ちた個性ある中核都市づくりを総合的に推進します。

○ テクノポリスの母都市として、産・学・住が調和した都市構造を形成するため、住機能、商機能、工業機能及び学園・試験研究機能等の適正な配置に努めます。

併せて、国道4号、49号バイパス、都市街路、カルチャーパークなどの都市基盤の整備を進めます。

○ 快適な都市的環境を形成するため、阿武隈川上流流域下水道、東部ニュータウンをはじめとした住宅団地の建設を促進するとともに、新たに、地域の魅力を創出する臨空港広域公園（仮称）の建設を検討し、その実現に努めます。

○ 国道4号、49号、118号、288号、349号をはじめとした幹線道路網の整備を促進するとともに、高速自動車道路のインターチェンジ、福島空港と地域内の各拠点を結ぶアクセス道路網の整備を進めます。

○ 運転免許証の即日交付など、運転免許保持者の負担軽減と利便を図るとともに、ドライバーに対する交通安全教育を充実強化するため、運転者教育機能等の整備充実に努めます。

○ 高密度な地域構造を確立するため、副次的都市における都市的機能の整備や基幹道路網の整備に努めます。

○ 農山村部においては、教育・文化、医療、スポーツ施設、上水道、集落間道路網、生活環境改善施設などの基礎的施設の整備を計画的に進めます。

○ 磐梯朝日国立公園及び大川羽鳥、阿武隈高原中部県立自然公園などの恵まれた自然景観や温泉などの観光資源を活用した観光レクリエーション基地の整備を図ります。

○ 特に、阿武隈高原中部県立自然公園については、カルスト地形の特性を利用した高原型レクリエーションの場としての新たな魅力を創出するため、変化に富んだ地質構造や周辺景観、地域の伝統文化などを紹介する自然研修館等の整備を図ります。

# 1-4 県南地域

## 地域の基礎データ

- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| ① 総面積  | 1,232km <sup>2</sup>  |
| ② 耕地面積 | 218.60km <sup>2</sup> |
| ③ 林野面積 | 840.11km <sup>2</sup> |
| ④ 人口   | 142,376人              |
| ⑤ 市町村数 | 1市4町7村                |





・県民社会生活関連指標による大分類水準  
社会福祉115 利便101 教育113  
余暇113

・中核都市・白河市 地域シェア  
人 口 43,187人 30.3%  
製造品出荷額 (S57) 10,633千万円 45.7  
小売販売額 (S57) 4,312千万円 45.5

・他県への通勤流出  
茨城県北部へ389人

1 位 矢 祭 町 298人

2 位 塙 町 59

栃木県北部へ686人

1 位 白 河 市 459人

2 位 西 郷 村 145

・人口減少 2町2村

・過疎地域指定 4町4村

・県平均を上回る高齢化率 4町6村

・地域経済活性化対策(58年度指定)

・東西人口比較(S50-55)

地 区 人口増加率 高齢化率

西 白 河 3.2 10.4

東 白 川 △2.6% 12.8%

・就業構造の変化

西 白 河 50年 55年

1 次 32.1% 25.7%

2 次 30.5 33.9

3 次 37.4 40.4

東 白 川 50年 55年

1 次 45.1% 37.0%

2 次 24.5 31.6

3 次 30.4 31.4

・水資源対策(計画) 久慈川ダム、堀川ダム等

・東北縦貫自動車道 IC2ヵ所

・東北新幹線 新白河～上野間 1時間8分

・福島空港とのアクセス 国道118号線経由で白

河市と約44分

・国道289号の整備

実延長 改良率 舗装率

73,257m 89.6% 89.8% (甲子峠トンネルの整備)

・地域内道路整備状況

県管理国道 改良率 舗装率

主要地方道 82.3 95.1%

一般県道 76.9 90.4

市町村道 33.2 85.0

市町村道 33.2 85.0

・白河市都市計画事業 新白河駅及び白河市街地

土地区画整理事業

・工業団地 白坂工業団地、白河第3、矢吹第

2、泉崎第1、西郷第1、棚倉第2、大信第2、

東第1等

・住宅団地 泉崎ニュータウン、松岡の里住宅

団地 関河窪住宅団地

・新規卒業者の地元就職率 51.7%

・最近時の企業立地動向(S55-58)

特定工場等 49件

1位 電気 2位 機械

うち西白河地方43件

・製造品出荷額(S57)

23,280千万円、全県シェア 8.6%

特化度

木 材 1.03 ゴ ム 7.77

機 械 1.80 電 気 0.58

・農業粗生産額(S58)

43,242百万円 全県シェア 11.2%

生産額・百万円 全県シェア・%

米 15,737 10.4

特用作物 5,115 16.3

畜 産 13,142 15.3

野 菜 6,073 10.4

・林野面積 97,034ha

うち民有林面積 50,372ha 民有林率 51.9%

うち人工林面積 23,514ha 人工林率 46.7%

・農 家 数 13,437戸

うち農林家数 8,165戸 農林家率 60.8%

・木材関連産業 地域シェア

事業所数 75 12.0%

従業員数 880人 4.9%

製造品出荷額等 803千万円 3.5%

・観光拠点 那須・甲子高原 南湖 矢祭山、

久慈川、ゴルフ場

・国立公園 日光国立公園

・県立自然公園 南湖、奥久慈

・温泉ヵ所数 14ヵ所

・首都圏に隣接する地理的条件の優位性  
中核都市・白河市の都市的集積の未熟  
・東白川・西白河郡の一体性の弱さ  
・錯綜する地域構造  
・東白川郡を中心とする人口減少と高齢化の進行

定住条件の整備と過疎化からの脱却

・工業立地・展開を支える水資源確保への対応  
・西白河郡を中心に進む企業立地  
・都市的土地利用の増大  
・林野の保全と流域的対応による環境保全への取組み

計画的な土地利用と水資源の確保

・首都圏への近接性  
・人的情報交流インパクトの増大  
・アクセス網の計画的整備  
・他圏域との交流増大

高速交通体系の活用

・工業の立地・展開への総合的な対応  
・工業団地の計画的整備  
・都市的集積への対応  
・西白河から東白川へのインパクトの波及  
・他地域との交通網の整備

工業立地条件の整備

・特用作物・畜産物等の多様な農作物の産出  
・地場産業をかたちづくる林業とその関連産業  
・福島空港等、高速交通網への対応を強める農業  
・観光及び関連産業育成への取組み

農林業、地場産業の振興

## 豊かな未来をひらく都市空間ゾーン

東白川、西白河一体となった多様な空間の活用

中核都市・副次的都市の充実による個性あるまちづくり

首都圏からのインパクト導入と、その地域内展開による雇用機会の拡大

## 工業立地の促進とインパクトの活用

工業の振興  
企業の導入(白坂、矢吹第1、泉崎第1、棚倉第2等)  
中核的工業団地の造成  
水需要への対応(堀川ダム、久慈川ダム等)  
卸売業の集積  
都市機能の充実  
人材要請への対応  
労働力需要の増大への対応  
新技術、新製品の開発  
地域経済の総合的な進展  
他地域からのインパクトの活用、アクセス網の整備

農林業の振興  
主産地の形成(野菜、畜産、こんにゃく)  
就業構造変化への対応  
農業基盤の整備  
(矢吹地区農用地開発、隈戸川地区用排水施設、広域農道の整備)  
安定した地域農業経営の確立  
東白川地区の林業(スギ・ヒノキ)振興  
農林産物付加価値の拡大

## 都市機能の充実と圏域の活性化

中核都市・白河市  
都市機能の充実  
魅力ある街づくり  
(白河駅前開発、新白河駅前土地区画整理)

全域的な都市機能、基盤の整備  
計画的な施設整備  
域内交流の推進  
(国道289号、甲子トンネル、国道118号、294号、349号)  
観光レクリエーション基盤の充実  
(家族旅行村、サイクリングロード、スポーツ・レクリエーション基地づくり)

農山村部の整備  
生活環境整備(教育・文化、医療、スポーツ施設、上水道、道路網整備)  
集落機能の維持・改善



### 1-4-1 地域の概況と特性

#### (1) 概 況

- 県南地域は、中通り地方の南端に位置し、白河市をはじめとする1市4町7村からなり、その面積は1,232km<sup>2</sup>と県土の8.9%、中通り地方の23.0%を占めています。
- 地域の人口は、昭和55年に14万2千人と県全体の7.0%、中通り地方の12.4%を占め、45年に比べて県全体に占める割合を0.2ポイント低下させています。
- これまでの地域経済は、県平均に比べて緩慢なテンポで推移し、これが人口の伸びを低くしていましたが、製造業における就業人口の伸びや純生産の伸びは、県平均を上回るなど、最近、ゴム、機械などを中心とした製造業の急速な拡大がみられます。
- しかし、核となる都市が小規模なため、製造業の急速な発展の効果が第3次産業の伸展に波及するまでには至っておらず、このことが、今後の地域開発を進めるうえで、大きな課題となっています。

#### (2) 地域特性

- 県南地域の中核都市である白河市は、地域全体に多様な影響を及ぼしていますが、その人口規模、都市的機能、就業機会などから、地域をリードする総合的な機能の充実の度合は低く、商圈などの面では、県中地域に多くを依存しています。
- しかし、人口、就業人口、純生産などは、地域に占める割合を高める一方、最近、企業の立地が相次ぐなど、特に製造業を中心に新たな雇用機会を地域内の各地に提供しています。

- 国道4号沿いの平坦部に位置する町村は、米、畜産、野菜、特用作物を基幹作物とした安定した農業基盤のもとに、県中地域にまで及ぶ広範な通勤圏域を背景とした安定的な就業構造で推移し、さらに最近における企業の立地により人口増加傾向をみせています。
- 棚倉町は、県南地域における副次的都市、東白川地区の核的都市として、これまで農林業及び商業を中心に発展してきましたが、最近では企業の新規立地がみられるなど、製造業を中心とした新たな産業の展開によって人口の減少に歯止めがかかり、増加に転じてきています。
- 阿武隈東白川地区は、山間、県際地域という地理的条件から自己完結型の経済圏域を構成し、これまで米、畜産、こんにゃくなどの特用作物を中心とした農業、スギ、ヒノキを中心とした林業、及び関連する地場産業を基幹として発展してきましたが、産業構造の大きな変化のなかで、地区人口は引き続き減少し、県平均を上回る高齢化が進行しています。
- 豊かな自然環境と良質な土地などをもち、高い開発可能性を有する県南地域は、直接北関東を含む首都圏から好影響を受けるなど、高原に広がる新たな工業地域として躍動しはじめています。
- また、本地域は21世紀に向けて成長産業群を中心とした工業開発の拠点性を高めていく県中地域に隣接するとともに、本県の高速交通体系の要として機能することが期待される福島空港にも近接しているなど、企業の立地可能性はますます高まっています。



進めます。

- また、主要地方道喜多方・北塩原線、国道121号バイパス及び大峠、国道400号の整備及び舟鼻峠の改良並びに東北横断自動車道いわき・新潟線とのアクセス道路の整備を進め、多様な観光周遊ルートの確立に努めます。
- 併せて、山形県、新潟県と協力し、中通り地方とも連携して広域観光ルートの整備を図るとともに、観光関連サービス業の体質強化及び新たなサービス需要の開発を図ります。
- 農業の振興を図るため、米を基幹作物として野菜、果樹、花き、薬用人参をはじめとした特用作物、畜産などを組合わせた生産性の高い地域農業複合化の推進を図ります。
- 会津北部、会津南部、会津宮川地区かんがい排水及び雄国山麓農用地開発などの農業基盤の整備を推進します。
- 大規模林業圏開発事業の実施を促進するとともに、ナメコ、シイタケ、キリ、ウルシなどの特用林産物の振興、山菜類の活用促進に努めます。
- また、豊富に産出する農林産物を活用した地場産業おこしを推進します。
- 農畜水産物の流通の円滑化を図るため、卸売市場機能の整備充実に努めます。

## (2) 個性的な都市、農山村づくりの推進

中核都市・会津若松市と喜多方市、会津坂下町との結びつきを強めながら、それぞれに集積された種々の都市機能を広域的に活用するため、今後、さらに都市のもつ発展的な魅力と農山村のもつ豊かな自然との調和を深めながら個性的な都市、農山村づくりに努める必要があります。

このため、次の対策を行います。

- 中核都市である会津若松市の歴史と伝統が息づ

く活力ある魅力をさらに発展させるため、個性ある中核都市づくりを総合的に推進します。

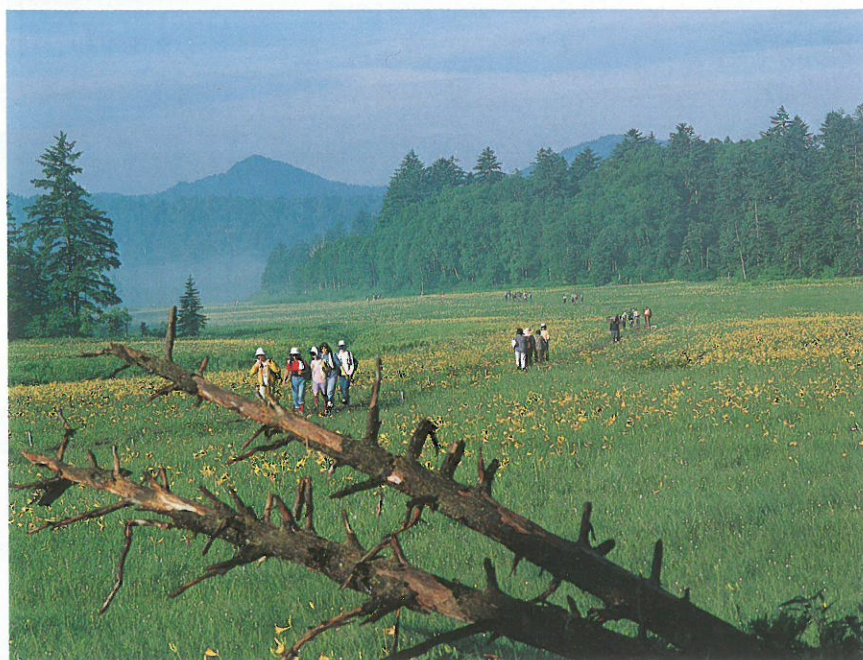
- 県立博物館の整備、高等教育機関の充実など教育・文化機能の充実を図るとともに、会津総合運動公園の整備、地域の特性に適合する高度情報システムの導入を図ります。
- また、下水道事業、街路、公園などの都市計画事業、松長住宅団地などの公的住宅団地の整備を促進するなど、都市的環境の整備を図ります。
- 副次的都市における市街地再開発、市街地区画整理事業などを推進し、都市機能の充実を図ります。
- 広大な本地域の一体的な発展を図るため、中核都市、副次的都市間の機能分担を図りながら教育・文化、医療、情報など都市機能の整備を進め、さらに地域内の交流を支える交通網、情報通信網などを整備して広域ネットワークの形成を図ります。
- 農山村部の自立を図るため、地域に培われてきた歴史、文化、伝統行事、コミュニティなどの発展的な継承を支援するとともに、生活改善施設、集落内・域内道路網、上水道、教育・文化、スポーツ施設などの整備を推進し、併せて自然の保全を進めて快適な生活環境の整備を図ります。
- 地域の冬期間の生活環境を維持するため、克雪生活圈整備対策をはじめ、生活道路の除排雪対策として消雪パイプ、流雪溝の設置と国道252号をはじめとする国・県道のスノーシェッド等の整備を進め、防災防雪対策の実施に努めます。
- また、利雪対策の一環として雪まつり等のイベントを企画し、地域の活性化を促進します。
- 過疎化、高齢化が進む山間部の集落機能を維持するため、中核都市、副次的都市などとの人的、物的交流を促進するとともに、農林業を中心とした観光、地場産業などの振興を図ります。



## 2-3 南会津地域

### 地域の基礎データ

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| ① 総面積  | 2,342km <sup>2</sup>    |
| ② 耕地面積 | 58.96km <sup>2</sup>    |
| ③ 林野面積 | 2,171.42km <sup>2</sup> |
| ④ 人口   | 42,180人                 |
| ⑤ 市町村数 | 3町4村                    |





## 現

## 状

## 特

## 性

## 課

## 題

地域的基本的  
発展方向

## 主要施策とその対策

- ・県民社会生活関連指標による大分類水準  
自然環境118 余暇112
- ・豪雨地帯指定町村数 3町4村
- ・特別豪雪地帯指定町村数 2町4村
- ・就業構造

|              | 田島町    | 地 域    |
|--------------|--------|--------|
| 1 次          | 23.3%  | 30.3%  |
| 2 次          | 37.4   | 36.3   |
| (うち建設業)      | (39.1) | (58.7) |
| 3 次          | 39.3   | 33.3   |
| ・田島町に対する通勤流入 | 流入485人 |        |
| 1 位          | 下 郷 町  | 302人   |
| 2 位          | 会津若松市  | 74     |
| 3 位          | 館 岩 村  | 17     |

- ・人口減少 3町4村
- ・うち過疎地域指定 3町3村
- ・県平均を上回る高齢化率 3町4村
- ・人口密度 18.00人/km<sup>2</sup>
- ・会津若松市への購買流出(S57)  
買回品 39.8%

- ・会津大規模林業開発事業  
中核林道一米沢・下郷線、飯豊・松枝岐線
- ・林野面積 216,939ha

| う ち   | 面 積      | 比 率   |
|-------|----------|-------|
| 民 有 林 | 99,401ha | 45.8% |
| 人 工 林 | 17,935   | 18.0  |
| 天 然 林 | 76,060   | 76.5  |

- ・製造品出荷額 (S57)  
1,930千万円 全県シェア 0.7%
- ・主な湖沼、湿原一田子倉湖、尾瀬沼、駒止湿原、田代湿原
- ・域内道路網の整備状況

|       | 実延長     | 改良率   | 舗装率   |
|-------|---------|-------|-------|
| 県管理国道 | 258.1km | 72.9% | 91.5% |
| 主要地方道 | 28.9    | 34.9  | 59.5  |
| 一般県道  | 129.5   | 57.4  | 71.4  |
| 市町村道  | 1,557.2 | 18.5  | 17.2  |

- ・野 岩 線-61年10月開通予定
- ・会津滝の原-新藤原(30.9km)
- ・会津滝の原駅は8駅一所要時間約37分

- ・主要インパクト 時間短縮効果 交通自由度の向上効果 心理的效果 広域交通ネットワークの充実

- ・東北横断自動車道とのアクセス 国道121号(下郷、田島地内バイパス化)国道400号(舟鼻峠の整備)

- ・東北縦貫自動車道とのアクセス 国道289号(甲子峠の整備、実延長87,749m、改良率76.3%、舗装率76.2%)

- ・福島空港とのアクセス 主要地方道須賀川・田島線(実延長51,769m、改良率78.8%、舗装率96.0%、輝トンネル工事)

- ・最近時の企業立地(S55~58)特定工場等 14件
- 1位 窯業 2位 衣服

- ・農業粗生産額(S58)  
8,187百万円 全県シェア 2.1%

|      | 生産額・百万円 | 全県シェア・% |
|------|---------|---------|
| 米    | 3,566   | 2.4     |
| 野 菜  | 1,502   | 2.6     |
| 特用作物 | 944     | 3.0     |
| 果 樹  | 308     | 1.2     |
| 畜 産  | 1,069   | 1.2     |

| 農業主産地<br>産 物 | 栽培面積 | 収穫量   |
|--------------|------|-------|
| 醸造用ブドウ       | 60ha | 60 t  |
| リン ド ウ       | 24   | 150   |
| 夏秋トマト        | 31   | 3,045 |

- ・国立公園 日光国立公園 越後三山只見国立公園

- ・県立自然公園 只見柳津 大川羽鳥

- ・温泉カ所数 11カ所

- ・観光客人込数(S58)

- 1,910千人 全県シェア 8.2%

- ・都市との交流(姉妹都市等) 南郷村-浦和市(埼玉県)、館岩村-大宮市(埼玉県)、只見町-柏市(千葉県)、下郷町-保谷市(東京都)

- ・スポーツ、レクリエーション施設 青少年旅行村、野外活動施設 スキー場-南郷、只見、伊南、松枝岐、台鞍、高枝

- ・主要観光拠点 尾瀬、塔のへつり、駒止湿原、田子倉湖、大内宿
- ・民芸品等 マタタビ、アケビつる細工、ワラ細工、木工品、山菜加工品、曲げワッパ、はんぞう、杓子

- ・国・県民のふるさとのイメージ

- ・若年層の流出と不安定な就業構造

- ・中核都市・田島町の都市的集積の未熟

- ・全域が山間豪雪地帯

- ・全町村で進む過疎化・高齢化

- ・広域的な面積の中での人口の拡散状況

- ・会津地域との密接な関係

- ・明確な地域構造をめざし町村一体で取り組まれる各種事業

- ・豊かな自然のなかで育まれる生活文化

- ・下流域への多大な恩恵

- ・多様な生産を支え、自然空間を形成する豊かな林産資源

- ・貴重な文化・学術資源

- ・観光開発と調和した自然の保護・保全

- ・豊かな自然のなかで育まれる生活文化

- ・下流域への多大な恩恵

- ・多様な生産を支え、自然空間を形成する豊かな林産資源

- ・貴重な文化・学術資源

- ・観光開発と調和した自然の保護・保全

- ・豊かな自然のなかで育まれる生活文化

- ・下流域への多大な恩恵

- ・多様な生産を支え、自然空間を形成する豊かな林産資源

- ・貴重な文化・学術資源

- ・観光開発と調和した自然の保護・保全

- ・豊かな自然のなかで育まれる生活文化

- ・下流域への多大な恩恵

- ・多様な生産を支え、自然空間を形成する豊かな林産資源

- ・貴重な文化・学術資源

- ・観光開発と調和した自然の保護・保全

- ・豊かな自然のなかで育まれる生活文化

- ・下流域への多大な恩恵

- ・多様な生産を支え、自然空間を形成する豊かな林産資源

- ・貴重な文化・学術資源

- ・観光開発と調和した自然の保護・保全

- ・豊かな自然のなかで育まれる生活文化

- ・下流域への多大な恩恵

- ・多様な生産を支え、自然空間を形成する豊かな林産資源

- ・貴重な文化・学術資源

- ・観光開発と調和した自然の保護・保全

- ・豊かな自然のなかで育まれる生活文化

- ・下流域への多大な恩恵

- ・多様な生産を支え、自然空間を形成する豊かな林産資源

- ・貴重な文化・学術資源

- ・観光開発と調和した自然の保護・保全

- ・豊かな自然のなかで育まれる生活文化

- ・下流域への多大な恩恵

- ・多様な生産を支え、自然空間を形成する豊かな林産資源

- ・貴重な文化・学術資源

- ・観光開発と調和した自然の保護・保全

- ・豊かな自然のなかで育まれる生活文化

- ・下流域への多大な恩恵

- ・多様な生産を支え、自然空間を形成する豊かな林産資源

- ・貴重な文化・学術資源

- ・観光開発と調和した自然の保護・保全

- ・豊かな自然のなかで育まれる生活文化

- ・下流域への多大な恩恵

- ・多様な生産を支え、自然空間を形成する豊かな林産資源

- ・貴重な文化・学術資源

- ・観光開発と調和した自然の保護・保全

- ・豊かな自然のなかで育まれる生活文化

- ・下流域への多大な恩恵

- ・多様な生産を支え、自然空間を形成する豊かな林産資源

- ・貴重な文化・学術資源

- ・観光開発と調和した自然の保護・保全

広域的な対応  
による過疎化  
からの脱却

自然の保全と  
森林機能の高  
度発揮

野岩線、東北  
横断自動車道  
いわき・新湯  
線、東北縦貫  
自動車道の活  
用促進

農業、地場産  
業、観光産業  
の振興

豊かな未来を  
ひらく緑空間  
ゾーン

豊かな自然を  
活性化する多  
様な取り組みの  
推進

地域拠点性づ  
くりと広域的  
ネットワーク  
による活力あ  
るまちづくり

生活・生産を  
総合した就業  
機会の創出と  
安定した産業  
構造の構築

各産業の総合化

伝統的産業の高付加価  
値化(木工、木製品、  
伝統工芸品)

農業の主産地の形成

(トマト、リンゴ、  
醸造用ぶどう、リン  
ドウ等)

林産資源の多様な活用

(林道網の整備、特  
用林産物の振興、林  
間地の観光利用)

工業の新規立地の促進

(田部原)  
1次産品の高付加価値  
化

観光の振興

観光拠点施設の整備

域内周遊ルートの設定

スポーツ・レクリエー  
ション施設の整備

観光関連産業の誘致

交通基盤の整備

基幹的交通網の整備

(東北自動車道いわ  
き・新湯線、主要地  
方道須賀川・田島  
線、会津・南郷線、  
国道289号、121号、  
400号)

野岩線

(会津滝の原駅周辺整  
備)

総合的な地域振興

地域経済の活性化

(都市交流拠点施設)

中核的都市・田島町

都市機能の充実(田島  
駅前整備)

魅力ある街づくり

全域の生活環境整備

個性あるまちづくり

生活環境施設の整備

高度情報網の整備

利雪・克雪

冬期間生活道路網の確  
保

(国道289号、スノー  
シェッド、消雪パイプ、  
流雪溝)

利雪対策

(雪まつり等のイベン  
ト)

集落機能

集落機能の維持・活性  
化

多様な交流の促進

自然の保全と活用

活力を生む居住空間の形成



### 2-3-1 地域の概況と特性

#### (1) 概 況

- 南会津地域は、会津地方の南端に位置し、田島町をはじめとする3町4村からなりその面積は2,342km<sup>2</sup>と県土の17.0%、会津地方の43.8%を占めています。
- 地域の人口は、昭和55年に4万2千人と県全体の2.1%、会津地方の12.3%を占め、45年に比べて県全体に占める割合を0.3ポイント低下させています。
- 地域の就業人口も伸び悩んでおり、産業別にその伸びをみると、製造業は県全体を上回っているものの、第3次産業は極めて低く、また純生産の伸びも全体的に低くなっています。
- しかし、農業は主産地の形成、新規作目の導入などによって粗生産額が伸びており、その所得生産性の面で急速に対県格差を縮小しています。

#### (2) 地域特性

- 本地域は、全域が山間、豪雪地帯という自然的、地理的制約下にあることなどから、製造業の集積はあまりなく、建設雇用などに多くを依存するという不安定な産業構造にあります。  
このため、県内外に多くの人口が流出し、全町村ともに人口が減少し、また、高齢化も急速に進行しています。
- 田島町は、人口、就業人口、純生産などについては、地域に占める割合を増加させていますが、その都市的規模、産業構造などからみて、地域の中核都市としての役割を十分に果し得ない状況にあります。

しかし、行政、教育、医療などの都市的集積と、

小売業が準商圏を形成するなど地域の核的な機能を高めつつあります。

- 地域には、日光国立公園の中核を形成する尾瀬湿原、地域をとりかこむ数多くの山々、流域の生活、生産を支える豊かな清流、四季を織りなす豊かな自然など、全国に誇れる多様で変化のある自然空間があります。
- 最近、地域では首都圏の自治体などと、豊かな自然と親しむ教育の場の提供などを通じた、児童、生徒との交流、また、観光を通じた交歓など多様な都市との交流が活発に行われています。

また、スキー場の建設などのスポーツ・レクリエーション施設の整備によって、豊かな自然に新たな魅力を付け加え、交通網の整備促進とも相まって都市との交流のパイプはさらに太くなっています。

### 2-3-2 地域の基本的課題

#### (1) 広域的な対応による過疎化からの脱却

第1次産業、建設業に特化した産業構造をもつ本地域は、全町村で過疎化、高齢化が進行し、地域社会、経済面での活力を維持するうえで多くの課題を抱えています。

地域の活力の維持・発展を図るためには本地域のみならず、会津地域を含めた広域的なつながりを維持・発展させるとともに、地域特性を生かし農業、観光産業を中心とした既存基幹産業の一層の振興と、地域の資源を活用した地場産業の振興を図り、安定した魅力ある就業機会を確保し、併せて都市機能の充実に努めて過疎化からの脱却をめざす必要があります。



## (2) 自然の保全と森林機能の高度発揮

- 地域の優れた自然は、国民的な公園として、さらには地域住民の憩いとふれあいの空間として、その役割、価値は、今後一層高まります。

このため、これからは観光資源の開発や森林開発との調和を十分に図りながら、地域はもとより県民が一体となってその環境の保全に努める必要があります。

- また、林業労働者の減少や高齢化の進行、林業経営の悪化などから低下傾向がみられる森林の管理水準については、広域的な対応により森林の公益機能が高度に発揮されるよう、引き上げを図る必要があります。

## (3) 野岩線、東北横断自動車道いわき・新潟線、

### 東北縦貫自動車道の活用促進

地域の潜在的な発展可能性を引き出すには、広域的な幹線交通網を中心とする基盤の整備が極めて重要な課題となっています。

現在、60年代初頭の開通を目途に野岩線の整備が着々と進み、60年代半ばには東北横断自動車道いわき・新潟線の一部の開通が見込まれ、さらには福島空港の開港や東北縦貫自動車道の活用促進によって地域開発の可能性は、飛躍的に向上することになります。

こうした効果を十分に引き出すため、地域が一丸となって先行的な産業基盤づくりに努める必要があります。

## (4) 農業、地場産業、観光産業の振興

- 地域の特性を生かした野菜、果樹、花きなどの主産地を形成して発展している農業の一層の振興を図るため、主産地の質的な充実を図るとともに、新たな作目の主産地化に努める必要があります。

- 半製品の状態で出荷されている広葉樹の高度利用、高付加価値化を図るため、特色ある木材関連産業の育成を図るなど、地域の豊富な農林水産物を最大限に活用した地場産業の創出を図る必要があります。

- 野岩線の開通を契機に日光国立公園の中核を形成する尾瀬湿原をはじめとした豊かな自然を活用し、全国民に開かれた保健、休養、観光レクリエーション基地づくりを総合的に推進する必要があります。

### 2-3-3 地域の基本的発展方向とその対策

南会津地域は、“豊かな未来をひらく緑空間ゾーン”である会津地方にあって緑を中心とした多面的な交流を進めて、緑の交流ゾーンとしての機能をさらに強化する必要があります。また、南会津地域は自然的な立地特性を生かし、会津地域との広域的な連携を強め、中核都市である田島町を中心として、地域が一体となった活気ある生活空間を形成する地域構造を確立していく必要があります。

#### (1) 産業基盤の整備

東北縦貫自動車道や昭和60年代初頭に開通予定の野岩線、60年代半ばに一部開通が見込まれる東北横断自動車道いわき・新潟線、さらには、建設計画が進んでいる福島空港などの基幹交通網を積極的に活用し、観光関連産業をはじめとする多様な雇用の場を確保していくため、今後、本地域においてはさらに総合的な産業振興、新たな雇用機会の創出、交流基盤の整備に努める必要があります。

このため、次の対策を行います。

- 地域の特性を生かし、伝統に支えられて発展してきた木工、木製品や伝統工芸品の高付加価値

値化を推進するため、経営の近代化、新商品の開発及び生産・加工・販売の一貫体制の確立を図ります。

- 主産地を形成するトマトなどの野菜、りんご、醸造用ぶどうなどの果樹、リンドウなどの花きについてさらにその産地形成を推進します。
- 併せて、新たな作目の導入とその産地化に努めます。
- 林業の振興を図るため、大規模林業圏開発事業等を通じ林道網の整備、木材生産と加工、シイタケ、ナメコ、山菜等の特用林産物の振興、林間地の観光的利用などの多様な活用を推進します。
- 田部原などの工場適地に、雇用創出力の大きい加工組立型産業を中心とする新規立地を推進するとともに、既存中小企業の活性化を図ります。
- 地域に産出する多種多様な1次産品の高付加価値化を図るため、地場産業おこしを推進するとともに販売ルートの確立に努めます。
- スキー場の整備充実をはじめ各種の観光拠点施設の整備に努めるとともに、域内周遊ルートの設定、スポーツ・レクリエーション施設の整備、第三セクター方式の導入などによる観光関連産業の誘致などを促進し、四季を通じた観光客の導入を図ります。
- 東北縦貫自動車道、福島空港と結ぶ主要地方道須賀川・田島線の整備を進めるとともに、国道289号、121号、400号、主要地方道会津若松・南郷線など他地域と結ぶ基幹的交通網の整備を進めます。
- 野岩線の早期開通を促進するとともに、その始・終発着駅となる会津滝ノ原駅の周辺整備を促進します。
- 地域経済の活性化を図るため、地場産業の育成

に関する研究開発や研修、情報交流、製品の展示や実演、共同作業、販路開拓などの機能を備えた施設の整備や、都市交流拠点施設の整備促進を図るとともに、各種イベントの開催などの総合的な実施に努めます。

## (2) 活力を生む居住空間の形成

積雪寒冷地であり、しかも低密度な人口分布にあるなどの状態を克服して活力ある生活空間を形成するため、田島町を核として地域が一体となって県内外の都市との交流を積極的に推進していく必要があります。今後は、人的交流が地域活力を補完する役割が果せるよう、一体的な拠点づくり、集落機能の維持向上を図るとともに、多様な交流の促進に努める必要があります。

このため、次の対策を行います。

- これまで培われてきた歴史、文化、コミュニティなどを発展させながら継承し、活力ある地域社会に向けて個性あるまちづくりを積極的に推進します。
- 都市機能の充実を図るため、田島駅前の整備、上水道、集落内道路、生活改善施設、教育・文化、医療、スポーツ施設などの都市環境施設の計画的な整備を図ります。
- 併せて、商機能の整備充実を図ります。
- また、冬期間の生活道路網を確保するため、除排雪の困難な集落連坦地区においては、消雪パイプ、流雪溝の設置を進めるとともに、雪崩危険箇所が多い国道289号をはじめとした国・県道においてスノーシェッド等の整備を推進するなど、克雪対策の充実に努めます。
- 雪国社会を豊かにするため、利雪対策の一環として雪まつり等のイベントを企画して地域の活性



化を図ります。

- 併せて、雪国に適応した高度情報網の整備を進め、新たな地域魅力の創出を図ります。
- 過疎化、高齢化する集落機能の維持、活性化を図るため、域内道路網の整備、活力を引き出す高齢者対策の実施、都市との交流などによる人的交流の促進などを進めます。
- 大宮市、浦和市、保谷市などの都市との交流をさらに発展させるとともに、新たな都市との交流を進め、住民同志の交流や1次産品をはじめとする物流の形成など多様な交流の促進を図ります。
- 緑の交流ゾーンを構成する貴重な資源である湿原、山林、清流などの自然の保全と活用を図ります。

# 3. 浜通り地方

豊かな未来をひらく  
臨海空間ゾーン

- 総面積 2,971km<sup>2</sup>
- 地域 相双・いわき
- 人口 546,417人
- 市町村数 3市9町3村



## 基本的発展方向

- ① 地域整備への自立的取組み
- ② 多様な海洋性魅力の創出
- ③ 地域内外との連携強化

## 特 性

- 延長150kmに及ぶ海岸線
- 新産業都市、大規模電源基地、相馬地域開発などの推進
- 広域的物流を担う重要港湾小名浜港・相馬港



### 3-1 地方の特性と将来像

#### 3-1-1 地方の特性

- 浜通り地方は、太平洋に面する県の東部に位置し、西側を走る阿武隈山地で中通り地方と接し、いわき、相双の2つの地域から構成され、その面積は2,971km<sup>2</sup>と県土面積の21.6%を占めています。
- 地方の人口は、昭和55年に54万6千人と県全体の26.8%を占め、工業開発や大規模電源地域開発などにより地方全体としては増加傾向にありますが、阿武隈山地に位置する町村では、引き続き減少傾向にあり、また、人口の高齢化が進行しています。
- 工業は、55年の製造品出荷額が7,326億円で県全体の29.9%を占めています。新産業都市の一方の核であるいわき市には臨海部を中心に、本県の重化学工業の一大拠点が形成されており、また最近では、全域にわたって、エレクトロニクス関連の機械工業の立地が進んでいます。
- 商業は、57年の卸売販売額が5,244億円、小売販売額が3,755億円で（55年価格）、県全体に占める割合は、それぞれ20.9%、27.2%となっています。卸売業、小売業のいずれも、いわき市、原町市を中心に集積をみていますが、その規模、質とともに、なお発展過程にあります。

また、最近、大規模電源開発地域の町村においては、小売販売額などを中心とした第3次産業の大きな伸びがみられます。

- 農林水産業は、55年の農業粗生産額が612億円で、県全体の18.4%を占め、米を中心として畜産、野菜、花き、養蚕などの産地が形成されていますが、電源開発などの急激な社会経済の変動によって生産環境は著しく変化してきています。

林業は、阿武隈山地の南部を中心にスギ、ヒノキ

などの優良生産団地を形成しており、また、全域にわたってマツや特用林産物の団地が形成されています。

水産業は、延長150kmの海岸に小名浜港、江名港、中之作港の港湾及び松川浦漁港、四倉漁港をはじめとする14の漁港を有し、55年の漁業生産額は527億円を数え、多様な水産加工品を産出するなど重要な地場産業を形成しています。

- 浜通り地方は、いわき市における新産業都市の建設による臨海型工業の集積、双葉地区で進められている電源地域開発、相馬地区で進められている相馬地域開発などの多様な地域開発によって、工業団地や工業用水道、住宅団地などの整備が進み、新たな発展を支える豊かな産業基盤が形成されようとしています。
- 本地方を構成している15市町村のうち、12市町村が太平洋に面しており、約150kmに及ぶ豊かな臨海空間を形成しています。

この臨海空間は、物流、エネルギーの拠点として機能する重要港湾・小名浜港、相馬港を形成し、本県水産業の基地、海洋性レクリエーション基地としても大きな役割を果たすなど、地方の生活、生産に密接に結びついて地方の大きな魅力を形成しています。

#### 3-1-2 地方の将来像

このような現状と特性をもつ浜通り地方の昭和70年の期待される姿は次のとおりです。

- 70年の人口は、59万6千人程度に増加するものと見込まれます。

年齢階層別では0～14歳層が11万5千人で19.3%、15～64歳層が38万7千人で64.9%、65歳以上層は9万4千人で15.8%の構成となり、55年に比

べると0～14歳層が4.0ポイント低下するのに対し、65歳以上層は5.6ポイント上昇するものと見込まれます。

- 70年の就業人口は、29万4千人程度に増加するものと見込まれます。

産業区分別では、第1次産業就業者が2万9千人で9.9%、第2次産業就業者が11万5千人で39.1%、第3次産業就業者が15万人で51.0%の構成となり、55年に比べると第1次産業就業者が6.4ポイント低下する反面、第2次、第3次産業就業者は、それぞれ

3.1ポイント、3.3ポイント上昇するものと見込まれます。

- 70年の農業粗生産額は898億円に、年平均伸び率は2.6%になるものと見込まれます。

- 70年の製造品出荷額は1兆4,720億円に、年平均伸び率は4.8%になるものと見込まれます。

業種区分別では、生活関連型が4,154億円で28.2%、基礎資材型が4,440億円で30.2%、加工組立型が6,126億円で41.6%の構成となり、55年に比べると生活関連型、基礎資材型がそれぞれ10.2ポイント、

### 昭和70年における浜通り地方の姿

| 区 分         | 単 位        | 昭 和 5 0 年       | 昭 和 5 5 年       | 昭 和 7 0 年       | 年平均伸率 (%)        |                  |
|-------------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
|             |            |                 |                 |                 | 55 / 50          | 70 / 55          |
| 総 人 口       | 千 人        | 526             | 546             | 596 程度          | 0.75             | 0.59             |
| 0 ～ 14 歳    | 千 人<br>(%) | 127<br>(24.2)   | 127<br>(23.3)   | 115<br>(19.3)   | 0.00             | ▲0.66            |
| 15 ～ 64 歳   | 千 人<br>(%) | 352<br>(66.9)   | 363<br>(66.5)   | 387<br>(64.9)   | 0.62             | 0.43             |
| 65 歳 以上     | 千 人<br>(%) | 47<br>(8.9)     | 56<br>(10.2)    | 94<br>(15.8)    | 3.57             | 3.51             |
| 普 通 世 帯 数   | 千 世 帯      | 136             | 146             | 177             | 1.43             | 1.29             |
| 労 働 力 人 口   | 千 人        | 255             | 272             | 302             | 1.30             | 0.70             |
| 就 業 人 口     | 千 人        | 248             | 264             | 294             | 1.26             | 0.72             |
| 第 1 次       | 千 人<br>(%) | 56<br>(22.6)    | 43<br>(16.3)    | 29<br>(9.9)     | ▲5.15            | ▲2.59            |
| 第 2 次       | 千 人<br>(%) | 82<br>(33.1)    | 95<br>(36.0)    | 115<br>(39.1)   | 2.99             | 1.28             |
| 第 3 次       | 千 人<br>(%) | 110<br>(44.3)   | 126<br>(47.7)   | 150<br>(51.0)   | 2.75             | 1.17             |
| 農 業 粗 生 産 額 | 億 円        | 795             | 612             | 898             | ▲5.1             | 2.6              |
| 製 造 品 出 荷 額 | 億 円        | 5,838           | 7,326           | 14,720          | 4.6              | 4.8              |
| 生活関連型       | 億 円<br>(%) | 2,284<br>(39.1) | 2,814<br>(38.4) | 4,154<br>(28.2) | 4.3              | 2.6              |
| 基礎資材型       | 億 円<br>(%) | 2,895<br>(49.6) | 2,942<br>(40.2) | 4,440<br>(30.2) | 0.3              | 2.8              |
| 加工組立型       | 億 円<br>(%) | 659<br>(11.3)   | 1,570<br>(21.4) | 6,126<br>(41.6) | 19.0             | 9.5              |
| 商 品 販 売 額   | 億 円<br>(%) | (51年)<br>6,300  | (57年)<br>8,999  | 14,498          | (57 / 51)<br>6.1 | (70 / 57)<br>3.7 |
| 卸 売         | 億 円<br>(%) | 3,364<br>(53.4) | 5,244<br>(58.3) | 8,918<br>(61.5) | 7.7              | 4.2              |
| 小 売         | 億 円<br>(%) | 2,936<br>(46.6) | 3,755<br>(41.7) | 5,580<br>(38.5) | 4.2              | 3.1              |

(注) 1. 経済関係の数値は55年価格です。

2. ( ) 内は構成比です。



10.0ポイント低下する一方、加工組立型は20.2ポイントと大幅に上昇するものと見込まれます。

- 70年の商品販売額は1兆4,498億円に、年平均伸び率は3.7%になるものと見込まれます。

業種区分別では、卸売販売額が8,918億円、小売販売額が5,580億円となり、年平均伸び率はそれぞれ4.2%、3.1%になるものと見込まれます。

### 3-1-3 地方の基本的発展方向

#### — 豊かな未来をひらく臨海空間ゾーン —

- 浜通りは、延長150kmに及ぶ海岸線を有し、重要港湾・小名浜港、相馬港をはじめ地方港湾および数多くの漁港を有するなど、本県はもとより南東北の物流や水産業などに大きな役割を担っています。また、多核的な都市構造をもついわき地域における産業構造の変化に対応した新産業都市の建設、双葉地区を中心とした大規模電源基地の建設及び相馬地域の開発の推進など21世紀に向けて新たな発展の様相をみせています。
- 一方、21世紀に向けて確固たる基盤を作り上げるには、地域の主体性を確立しながら、地域間の相互交流を深め、創意工夫をこらして自立的な発展を遂げる、いわゆる真の地方の時代の取り組みが求められています。特に、他県に秀でる種々の集積と多様な自立的発展の可能性を有する本県は、これらの課題に積極的に対応していく必要があります。
- このようななかで、浜通り地方は、その自然的、社会的基盤を積極的に活用し、港湾・エネルギー基地の建設などをテコに個性ある自立的な発展基盤をさらに強化し“豊かな未来をひらく臨海空間ゾーン”として新たな活力と魅力ある臨海空間ゾーンを形成していく必要があります。

- 地方を構成する相双、いわきの各地域は、相互の連携をさらに強化し、それぞれの地域特性に応じたゾーンの共有イメージを分担して、次の基本的発展方向を確かなものにする必要があります。

#### ① 地域整備への自立的取組み

本地方には、新産業都市の建設や大規模電源基地の建設などによって建設、整備された工業団地、港湾、工業用水道、都市的施設などの自立的発展を支える各種の良好な基盤が存在し、また、相馬地域開発などによりさらに一層の整備が進められようとしています。これらを地域の特性として活用し、新たな時代に対応した個性と魅力あふれる生産環境づくりをめざして、地域が一体となって主体的に取り組んでいく必要があります。

#### ② 多様な海洋性魅力の創出

海岸線は、その地形、自然環境、特徴ある背後圏など、その魅力は多種多様な様相と可能性をもっています。このような魅力をさらに高めるため、山間部との機能の分担と相互交流を進めるなど、活力ある臨海ゾーンを形成していく必要があります。

#### ③ 地域内外との連携強化

本地方は、海岸線を共有しながら南北に長く市町村が連担していますが、本地方内の相互交流、波及効果は弱く、いわき、双葉、相馬地区がそれぞれ自己完結的な構造をもって存在しています。

今後、地方の発展を図るには、南北の交通網の整備を促進することは勿論、中通り、会津地方と結ぶ東西間の交通網を整備して、地方内、他地域との物的、人的交流を高めて地域内外との連携を進めていく必要があります。

## 3-2 相 双 地 域

### 地域の基礎データ

- ① 総面積 1,741km<sup>2</sup>
- ② 耕地面積 285.43km<sup>2</sup>
- ③ 林野面積 1,176.85km<sup>2</sup>
- ④ 人口 204,343人
- ⑤ 市町村数 2市9町3村





・県民社会生活関連指標による大分類水準  
所得111 教育111 基盤102

・中核都市・原町市

人口 46,052人 地域シェア 22.5%

就業構造 1次 2次 3次

16.9% 36.2% 47.2%

製造品出荷額(S57)

6,942千万円 地域シェア 30.9%

商業販売額(S57)

11,823千万円 地域シェア 44.9%

・相馬市 人口 38,332人 地域シェア 18.8%

就業構造 1次 2次 3次

25.6% 31.5% 42.9%

製造品出荷額(S57)

6,480千万円 地域シェア 28.9%

商業販売額(S57)

4,911千万円 地域シェア 18.6%

宮城県への通勤流出口 728人

・人口減少 3村

・過疎地域指定 1町3村

・県平均を上回る人口増加率 1市6町

・水資源対策一真野ダム、木戸ダム(実施計画調

査中)

・就業構造の変化 50年 55年

1次 35.6% 25.3%

2次 28.5 35.0

(うち建設業) (37.3) (44.9)

3次 35.8 39.7

・純生産の割合

1次 8.1%

2次 32.7 (うち建設業14.8%)

3次 63.1 (うち電気ガス・水道業24.1%)

・既存発電施設の概要

(原子力)東京電力福島第1・第2-6,896,000kW

(火 力)東京電力広野-1,200,000kW

電源三法交付金

49~57年 58年 計

340億 40億 380億

電源地域定住圏計画の推進

・建設予定発電施設

(原子力)東京電力第2-2,200,000kW、東北電

力浪江小高-3,850,000kW

(火 力)東京電力原町火力-2,000,000kW

相馬共同火力、新地火力-2,000,000kW

東京電力広野火力3・4号機-2,000,000kW

・1人当たり分配所得額(S55)

1,323千円 対県格差 99.5%

・1人当たり個人所得額(S55)

1,423千円 対県格差 101.3%

・重要港湾相馬港

11バース、貨物取扱量348千t

・相馬地域開発計画 全体面積 633.7ha(うち工

場団地面積461.6ha)

・製造品出荷額(S57)

22,442千万円 全県シェア 8.3%

・特化度

電気 1.33 機械 1.60

・最近時の企業立地(S55~58) 特定工場等 29

社

1位 衣服 2位 機械、木材

・工業団地 相馬中核、双葉、大熊東、新地北、

原町南等

・他圏域とつなぐ主要道路網

国道6号、115号、114号、115号、288号

・常磐自動車道の仙台への延伸

・県立自然公園 松川浦県立自然公園

・主要地場産業

食品工業、製材業、相馬焼、民芸品・工芸品

・海岸線延長 93km

・主要漁港 相馬原釜・松川浦、請戸ほか8港

・漁獲水揚高 11,046t(属人) 12,958t(属地)

・農業構造

50年 55年

農 家 数 20,000戸 19,072戸

中核農家数 6,419 4,325

農業就業人口 33,471 29,918

・栽培漁業センター 発電所温海水の利用 水産

種苗研究所

・農業粗生産額(S58)

53,662百万円、全県シェア 13.9%

生産額・百万円 全県シェア・%

米 22,337 14.8

野菜 6,112 10.5

畜産 17,516 20.4

・電源立地インパクトの多様な展開による地域経済活動拡大のイメージ  
・中核都市の拠点機能不十分、原町市の小規模ながら順調な伸び、相馬市の停滞傾向  
・電源立地地域の人口増加  
・県平均を上回る高い人口の伸び  
・阿武隈山系の過疎化・高齢化  
・南北に長い地理的条件

定住傾向の定着化

・工業開発と対応した水資源確保  
・太平洋に注ぐ中小河川  
・都市用水確保への対応

水資源の確保

・増大する建設雇用  
・日本最大の電源基地  
・電源立地の多様なインパクト  
・ポスト・原発(火発)への対応  
・重要エネルギー港湾の整備  
・工業開発へのインパクト波及

電源立地と重要港湾・相馬港の活用

・先行的基盤の整備  
・相馬地域開発事業  
・電源立地のインパクト引き出し  
・中核都市の集積強化と機能分担  
・基幹交通網の整備  
・他圏域との交流を進める道路網の整備

工業立地の推進と農林漁業、地場産業の振興  
(1)工業立地の推進

(2)農林漁業、地場産業の振興

豊かな未来をひらく臨海空間ゾーン

海洋・山系ゾーンを結ぶ多様な交流ルートの確立

安定したしかも発展的な活力を生む緊密な地域構造の確立

主要プロジェクトの推進とインパクト引き出しによる安定した雇用機会の創出

安定した雇用機会の創出

活力ある生活空間の形成

工業の振興  
相馬地域開発の推進  
(火力発電所、中核工業団地、相馬工水)  
港湾機能の充実(相馬港)  
エネルギー基地、工業開発の核の整備  
(浪江、小高原子力発電所、原町、新地共同火力、広野火力発電所)  
電源地域定住圏の整備  
(電源地域振興特別立法)  
企業立地の促進(原町南、相馬北、新地北、双葉地区等)  
中小企業、地場産業の振興  
人材の確保(技術者養成機関)  
インパクトの導入、物流の円滑化  
(国道6号、113号、114号、115号、288号、399号)  
高速交通基盤の整備  
(常磐自動車道の延伸、常磐線の複線化)  
地域資源の活用

農林水産業の振興  
農業基盤の整備(請戸川地区、相馬地区)  
産地形成の推進  
資源管理型漁業の定着  
(栽培漁業センター)  
水産業の振興(松川浦、請戸、釣師浜、真野川、富岡漁港)  
農畜産物流通の円滑化

中核都市・原町市、相馬市  
核的都市機能の充実

全域的な都市機能  
新たな魅力の創出  
(東ヶ丘広域公園(仮称))  
都市用水の確保(真野ダム、木戸ダム)  
魅力ある街づくり(刈敷田住宅団地、原町駅前整備)

農山村部の生活環境  
農山村部の整備  
山間部の整備  
施設利用の活性化  
地域の魅力創出  
電源の立地特性



### 3-2-1 地域の概況と特性

#### (1) 概 況

- 相双地域は、浜通り地方の中北部に位置し、原町市、相馬市をはじめとする2市9町3村からなり、その面積は1,741km<sup>2</sup>と県土の12.6%、浜通り地方の58.6%を占めています。
- 地域の人口は、昭和55年で20万4千人と県全体の10.0%、浜通り地方の37.4%を占め、45年に比べて県全体に占める割合を0.1ポイント上昇させています。
- 本地域は、電源立地の直接的な影響を受け、人口、就業人口、純生産のいずれも、最も高い伸びを示すなど、地域経済は活況を呈しています。
- しかし、1人当たり純生産は、電気・ガス・水道事業を除き、県平均を下回っており、また第1次産業に伸び悩みがみられるなど、必ずしも地域が安定した基盤の上になっているとはいえません。

#### (2) 地域特性

- 原町市は、相双地域の中核都市として、人口、就業人口の地域に占める割合を増加させていますが、その人口規模、都市機能の集積は、地域全域にその波及効果を及ぼすまでに充実していません。しかし、産業構造は、それぞれの規模は小さいもののバランスがとれており、比較的順調に伸展してきています。
- 原町市と同規模の人口で推移してきた相馬市は、今後、大きな発展が期待されているものの最近の状況をみると、人口、就業人口、純生産ともに地域に占める割合を低下させています。

産業面では、米、畜産、野菜を中心とする農業

と水産業が発達しており、製造業は軽工業に特化し、卸・小売業は低い集積に止まり、最近では、北相地区の町村とともに、仙台圏への通勤人口を増加させています。

- 双葉地区の副次的都市である浪江町は、これまで、農業、水産業、小売業などを基幹産業として発展してきましたが、電源開発に伴う各種の波及効果を受けて地域構造を大きく変化させ、人口、純生産では、地域に占める割合を増加させており、特に人口の増加率は県平均を上回って推移しています。
- 電源立地に伴う急激な地域構造の変化をみている双葉地区の各町村は、建設業、小売業、サービス業を中心に経済活動を拡大し、背後の阿武隈中・北部地区を含む広範な地域に雇用機会を提供しています。

また、地区人口は増勢傾向をみせています。

- 阿武隈中・北部に位置する町村は、これまで米、畜産、養蚕などを中心とした農業、豊富な資源を背景とした林業を基幹産業として発展してきましたが、最近では、電源立地地帯への建設業を中心とした雇用依存度を一層強めており、人口は引き続き減少し、高齢化も進行しています。
- 本地域には、魅力的な海岸線、重要港湾・相馬港、全国有数の一大電源基地、そして、相馬地域開発という大規模開発プロジェクトが進行しています。
- 重要港湾・相馬港は、背後地の開発を可能にするばかりでなく、県北地域から広く宮城県・山形県南部までカバーする海運物流の拠点として整備が進められています。



### 3-2-2 地域の基本的課題

#### (1) 定住傾向の定着化

本地域の人口の社会移動は、県内外いずれに対しても転出入のバランスがとれており、県平均を上回る高い人口増加率を示しています。

しかし、市町村別にみると、原町市や電源立地の直接的な影響を受けている町村を除く町村では停滞気味に推移し、対照的に阿武隈山地に位置する町村では過疎化が進行しています。

今後、電源立地に伴う効果を発電所建設に伴う直接、間接の一時的な雇用効果に留めることなく、建設終了後の定住傾向を確実なものにしていくためには、先行的に新たな産業基盤の整備を推進しながら、人口の定住化を進めていく必要があります。

#### (2) 水資源の確保

地域の水需要は、大規模開発や人口の増加などにより著しく増大していますが、これに対する河川表流水は乏しい状況にあります。

このため、広域的な対応によりダム建設を促進するとともに、水源地域の森林機能の維持に努めて水資源の計画的な確保を図る必要があります。

#### (3) 電源立地と重要港湾・相馬港の活用

○ 電源立地に伴う効果の特性を見極めながら、その積極的な活用を図り、ポスト原発・火発に向けて安定した就業機会の確保を中心に総合的な定住環境の整備を推進する必要があります。

○ また、重要港湾・相馬港については、その計画的な建設を推進し、併せて背後地の工業開発、道路網の整備を進めて、港湾機能の発揮に努める必要があります。

#### (4) 工業立地の推進と農林漁業、地場産業の振興

##### ① 工業立地の推進

相馬地区における中核工業団地の造成を進めるとともに、双葉地区においても先行的な工業団地の建設を進めるなどして、地域特性を生かした工業の新規立地を推進する必要があります。

##### ② 農林漁業、地場産業の振興

就業人口を急速に減少させている農業の振興を図るため、農用地の利用増進や農業機械、施設の利用体系の整備などを進めて、農業構造の再編を進める必要があります。

森林の公益的機能の高度発揮を図るため、広域的対応により管理水準の確保に努めるとともに、豊富な森林資源を生かした林業及び関連産業の振興を進める必要があります。

栽培漁業センターの機能の拡大、魚礁の設置などを通じ、資源管理型漁業の一層の進展を図る必要があります。

地域に存する伝統的な地場産業の活性化を図るとともに、豊富に産出する農林水産物を活用した地場産業おこしに努める必要があります。

### 3-2-3 地域の基本的発展方向とその対策

相双地域は、“豊かな未来をひらく臨海空間ゾーン”の浜通り地方にあって、海洋のもつ多様な魅力を引き出しながら活力ある定住圏を形成し、自立的な発展をめざしていく必要があります。

そのためには、中核都市・原町市と相馬市、浪江町が相互に都市的機能を分担し、相馬圏域と双葉圏域が有機的な連携を強めながら一体的に発展していくという地域構造を確立する必要があります。

# (1) 安定した雇用機会の創出

相馬港の背後地で進められる相馬地域開発や電源立地に併うエネルギー基地の建設などの主要プロジェクトへの対応を強化し、安定的な雇用創出を図るため、今後、本地域においては、さらに、雇用機会の創出、基幹プロジェクトの推進、農林水産業の活性化に努める必要があります。

このため、次の対策を行います。

- 本地域の開発に極めて重要な役割を果たす高速交通網を整備するため、常磐自動車道のいわき市以北への延伸実現を促進します。
- 相馬地域開発を推進し、基幹的な火力発電所の立地を促進するとともに、中核工業団地に木材加工、食品、機械関連産業などの立地促進に努めます。
- 併せて、相馬工業用水道の整備及び道路網などの関連施設の整備を進めます。
- 背後の相馬地域開発をリードする重要港湾・相馬港の整備を促進し、併せて物流拠点施設の整備を図ります。
- また、久之浜港から相馬港間の船舶の航行安全を確保するため、中間に新たに避難港的性格をもつ港湾の設置の検討及び地域振興を支える多面的機能をもつ港湾としての整備を検討します。
- 浪江・小高原子力発電所、原町火力発電所、新地共同火力発電所の新規立地や広野火力発電所の増設を促進して、エネルギー基地の整備を図ります。
- 併せて、電源地域定住圏の定住条件の整備を図るため、電源地域振興特別立法の制定を促進するとともに、電源地域定住圏整備計画に基づき長期的な視点にたって総合的な地域振興対策を行います。
- 原町南、相馬北、新地北などの工場適地に企業

の新規立地を促進します。

- 併せて、双葉地区に中核的工業団地の造成を図ります。
- 企業が要請する人材を確保するため、高等学校における職業学科の整備充実を図るとともに、技術者養成機関の整備充実について検討を進めます。
- 他地域からの開発効果の導入、域内外との物流の円滑化を図るため、国道6号、113号、114号、115号、288号、399号などの基幹道路網の整備を推進します。
- 併せて、浜街道の整備を推進するとともに、国鉄常磐線の高速化を促進します。
- 地域にある豊富な資源を活用した地場産業おこしを推進するとともに、研究開発や研修、情報交流、販路開拓などの機能を備えた施設の整備促進を図ります。
- 請戸川地区、相馬地区かんがい排水対策を実施するなど、農業基盤の整備を進めます。
- 米を基幹に野菜、畜産、花き、果樹、養蚕などの産地の形成を推進するとともに、農業就業構造の変化に対応し農地流動化の促進、機械・施設の利用組織、農畜産物流通・加工施設などの整備を図ります。
- 栽培漁業センターの機能の充実を図るとともに、人工礁を設置するなどして資源管理型漁業の定着を図ります。
- また、松川浦、請戸、鉤師浜、真野川、富岡の各漁港の整備を進めるとともに、水産物流通・加工施設をはじめとした陸上関連施設の整備に努め、水産業の振興を図ります。
- 農畜水産物の流通の円滑化を図るため、卸売市場の整備充実に努めます。



## (2) 活力ある生活空間の形成

電源立地などにより社会増を示す人口構造の安定化を図り、活力を恒久的な活気ある生活空間の形成の原動力として活用して、より弾力的な地域構造を確立するため、今後、本地域はさらに中核都市を中心とした都市の機能強化、活力を生む施設の活用、快適な居住環境の整備に努める必要があります。

このため、次の対策を行います。

- 電源開発、相馬地域開発などを踏まえ、中核都市・原町市、相馬市、浪江町の機能を充実するため、教育・文化、医療、情報などの都市的施設の整備を進めます。
- 地域の新たな魅力を創出するため東ヶ丘広域公園（仮称）の建設を検討し、その実現に努めます。
- 増大する都市用水を確保するため、真野ダム及び木戸ダムの建設を促進します。
- また、魅力あるまちづくりのため、刈敷田住宅団地や原町駅前整備などの建設を進め、併せて小売業の集積と近代化を図り商機能の整備充実を図ります。
- 農山村部における上水道、教育・文化、医療、スポーツ施設、集落農道などの生活環境施設の整備を計画的に進め、特に、過疎化、高齢化が進む山間部では生活道路網の整備を進め、平坦部との人的、物的交流の拡大を図ります。

- 電源地域において整備された体育館をはじめとしたスポーツ施設、公園、集会、研修施設などの利用を促進するとともに、広域的利用施設として、青少年交流、健康増進、高齢者対策関連の施設の設置促進を図ります。
- 海洋性の魅力と広大な山間部を併せもつ地域特性を活用し、臨海部における海洋性レクリエーション・ゾーンの整備、松川浦県立自然公園の活用、山間部におけるリゾート施設の整備を促進し、域内周遊観光ルートの設定に努めます。
- また、全国有数の一大電源基地の特性を生かし、エネルギー関連の科学知識の普及啓蒙機能の整備充実に努めます。
- 海岸の保全を図るとともに、工業立地や電源立地に対応した安全で快適な居住環境を形成するため、放射能、大気汚染の監視体制の整備を図ります。

## 3-3 いわき地域

### 地域の基礎データ

- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| ① 総面積  | 1,230km <sup>2</sup>  |
| ② 耕地面積 | 109.00km <sup>2</sup> |
| ③ 林野面積 | 911.78km <sup>2</sup> |
| ④ 人口   | 342,074人              |
| ⑤ 市町村数 | 1市                    |





## 現

## 状

## 特

## 性

## 課

## 題

地域の基本的  
発展方向

## 主要施策とその対策

- ・県民社会生活関連指標による大分類水準  
健康113 安全118 所得112 社会福祉116  
居住120 利便119 基盤111
- ・いわき都市計画区域面積 37,565km<sup>2</sup>  
市域に占めるシェア 28.9%  
うち市街化区域面積 9,500km<sup>2</sup>  
D I D地区人口 136,331人
- ・都市部、山間部の人口増加率等(S50~55)  
人口増加率 高齢化率  
都市部 4.5% 9.3%  
山間部 △4.0 14.5
- ・平、小名浜地区の連担  
いわきニュータウン  
主要地方道 小名浜・平線、国道6号バイパスの整備
- ・通勤流出人口 流出 4,738人(うち県外2,871人) 流入 3,857人(うち県外2,002人)
- ・就業構造  
1 次 10.4% (うち水産業20.2%)  
2 次 36.8 (うち建設業35.6%)  
3 次 52.8
- ・卸売販売額(S57)  
41,036千円 全県シェア 17.1%  
小売販売額(S57)  
26,536千円 全県シェア 24.1%
- ・工業用水道  
第1期磐城工業用水道 供給水量 128千m<sup>3</sup>  
第2期磐城工業用水道 供給水量 104  
勿来工業用水道 供給水量 270  
小名浜工業用水道 供給水量 625  
好間工業用水道 供給水量 10
- ・ダム建設 小玉ダム(50~65年)
- ・公共下水道普及率  
処理人口 59.4千人 普及率 17.1%
- ・重要港湾小名浜港 流通機能強化のためのポートアイランド型東港建設 貨物取扱量(S58)  
11,762千t(外易3,812千t、内易7,602千t)
- ・海岸線延長 60km
- ・県立自然公園 磐城海岸、勿来、夏井川溪谷
- ・温泉カ所数 9カ所
- ・主要観光拠点 海水浴場(薄磯、豊間、勿来等)、勿来の関、夏井川溪谷、水石山、三崎公園
- ・観光客入込数(S58) 4,959千人 県シェア 21.3% (※相対を含む)
- ・域内道路整備状況  
実延長 改良率 舗装率  
県管理国道 65.6km 47.1% 96.2%  
主要地方道 205.6 84.2 93.2  
一般県道 244.2 70.1 87.1  
市道 3,251.3 26.3 32.2
- ・常磐自動車道 延長206km、県内延長約24.3km  
62年供用予定 勿来、湯本、平IC予定
- ・東北横断自動車道いわき・新潟線 郡山~いわき、基本計画路線 予定ICは平西及び平JCT
- ・製造品出荷額(S57)  
56,124千円 全県シェア 20.8%
- ・特化度  
食料品 1.01 木材 2.12 化学 2.60  
電気 0.62 機械 0.58
- ・製造品出荷額の3区分シェア  
50年 57年 県平均(57年)  
生活関連型 34.0% 35.5% 35.1%  
基礎資材型 56.9 45.9 26.5  
加工組立型 9.1 18.6 38.4
- ・新産業都市建設事業 主要プロジェクト(3期計画)  
植田東部、平南部2・3、住宅団地、小玉ダム、国道6号、49号バイパス、小名浜港湾整備、上下水道、仁井田川・夏井川河川改修  
工業団地 小名浜臨海工業団地、好間中核工業団地  
住宅団地 いわきニュータウン、白米団地
- ・いわきニュータウン建設事業 計画区域約535ha、計画人口約25,000人(S51~68)、いわき公園71.3ha、大学誘致・明星大学(62年4月開校予定)
- ・漁港 久之浜、四倉、沼之内、豊間、江名、中之作、小名浜、小浜、勿来  
漁獲水揚げ高(S57)363,421t(属人)、226,990t(属人)

- ・広域多核的なイメージ
- ・小売・卸機能の規模課題
- ・都市部での人口増加と山間部での人口減少・高齢化
- ・核的ゾーンの整備進展
- ・各種施設の有機的連携と整備進展
- ・昼間人口比率の低下
- ・2次産業に特化する産業構造

県外からの人口の還流促進

広大な自然空間の活性化と多様な魅力の創出

- ・工業用水の有効活用
- ・各種ダムの整備進展
- ・快適な生活環境の整備
- ・水質の保全

水資源の確保

- ・小名浜東港建設整備
- ・物流港への取組み
- ・域内交通網の整備進展
- ・小名浜港後背地の利活用
- ・多様な魅力を秘める海洋ゾーン

重要港湾・小名浜港の活用促進

- ・進展する高速交通網
- ・臨海部工業の集積と展開
- ・新産業都市建設事業の新たな展開
- ・都市的集積の進展
- ・水産業等地場産業の集積
- ・バランスのとれた工業構造への取組み
- ・電気機械を中心とした企業立地の進展
- ・工業開発と呼応した都市機能の整備
- ・本県の最大漁業基地

産業構造の変化に対応した工業の振興

多様なストックを生かした総合的産業・文化都市づくり

工業の立地  
新産業都市の建設  
フットルース型企業の導入  
(小名浜臨海工業団地、好間中核工業団地等)  
重要港湾・小名浜港の機能の充実  
(小名浜東港)  
交通基盤の整備(常磐自動車道、東北横断自動車道いわき・新潟線、国道6号、49号バイパス、国鉄常磐線の高速化)  
工業基盤の整備(小玉ダム)

多様な雇用創出の推進

商機能の充実  
小売業の集積と体質強化  
(平駅前、小名浜市街地)  
商圏の機能分担と拡大(平、小名浜、勿来)  
卸機能の育成充実  
サービスの振興  
観光の振興(海洋性レクリエーション基地)

農林漁業の振興  
生産性の高い産地の形成  
いわき南部の林業の振興  
水産業の振興(小名浜港、江名港、中之作港、四倉漁港)  
農畜水産物の流通  
新たな産業おこしの推進

中核都市・都市ゾーン  
個性ある中核都市づくり  
地区特性の活用  
(平地区、小名浜地区、勿来地区)  
都市ゾーンの緊密化  
(平・小名浜地区の連携、いわきニュータウン、主要地方道小名浜・平線、国道6号バイパス)

快適な生活空間の形成

都市的機能の充実  
都市機能の充実(いわきニュータウン、いわき公園)  
施設の利活用ネットワークの形成  
都市的環境の整備  
地域の魅力の引き出し(周遊観光ルート、海浜性リゾート基地)

農山村部の整備  
集落機能の活性化  
(国道289号、399号、主要地方道小野・四倉線)  
農山村環境

豊かな未来をひらく臨海空間ゾーン



### 3-3-1 地域の概況と特性

#### (1) 概 況

- いわき地域は、浜通り地方の南端に位置し、昭和41年に5市4町5村の合併により誕生したいわき市からなり、その面積は1,299km<sup>2</sup>と県土の8.9%、浜通り地方の41.4%を占めています。
- 地域の人口は、55年で34万2千人と県全体の16.8%、浜通り地方の62.6%を占め、45年の県全体に占める割合と同水準で推移しています。
- これまで、本地域の発展を担ってきた臨海型重化学工業は構造的にその産業活動が停滞しているものの、50～55年の就業人口の伸びは相双地域に次いで高い伸びを示すなど商工業の大きな集積が都市の活力を支えています。

#### (2) 地域特性

- 本地域は広大な面積に多核的な地区を構成し、多種多様な機能と立地特性を併せもっています。  
このようななかで、都市的な旧市部と農山村的な旧町村部の格差は人口、純生産など多くの面において拡大する傾向にあります。
- 地域の産業構造は第2次産業に特化していますが、主力業種である化学、非鉄等の素材型の製造業は、その生産規模は大きいものの、地域内外への波及効果は小さく、また、国際競争力の低下等から工業出荷額の伸びも鈍化の傾向にあります。  
一方、卸・小売業を中心とする第3次産業は、地域の規模に比べて販売額が小さく、農業は、平坦部から山間部まで地域の特性を生かした幅の広い産地が形成され、山間部には優良材生産基地が、臨海部には本県最大の漁業基地が形成されています。

- 都市部には、地域人口の約80%が集中し、特に、第2次、第3次産業の大きな集積をもっています。  
しかし、これらを構成する各地区は、その歴史的経緯を異にしているため、産業構造、発展のテンポは一様ではありません。
- 地域人口の約10%を占め、都市部の旧平地区に隣接する好間、四倉地区は、都市部のベッドタウン化や工業の進出などによって、地区人口が若干、増加しています。
- 地域人口の約10%を占める農山村部は、都市部への雇用依存を強めて、引き続き人口を減少させ、県平均を上回る高齢化の進行をみえています。
- 常磐・郡山地区新産業都市の一方の核を構成するいわき地域は、南東北における工業開発の拠点として、素材型産業を中心に多くの企業の立地、先行的な工業団地、工業用水道などの産業基盤の整備、そして各種の都市的生活環境の整備が進められてきました。
- さらに60年代前半に開通する常磐自動車道、重要港湾・小名浜港の機能の充実をめざす小名浜東港の建設、内陸工業団地やニュータウンの建設、高等教育機関の誘致などによって地域の発展可能性は、一層の高まりをみせています。

### 3-3-2 地域の基本的課題

#### (1) 県外からの人口の還流促進

地域の人口は、主に自然増に支えられて着実に増加していますが、社会移動では県外への転出超過が依然として続いています。

活力ある地域社会の形成には、こうした転出超過を解消し、県外からの人口還流を積極的に促進する必要があります。



## (2) 水資源の確保

本地域では、既存の工業用水道の有効利用を図ることが当面の課題となっていますが、今後の地域開発を円滑に進めるには、森林の整備による水源かん養機能の向上や水質の保全を図りながら、先行的な水資源の確保を図る必要があります。

## (3) 重要港湾・小名浜港の活用促進

重要湾港・小名浜港は、その整備が進むにつれて後背地区の開発を促進するとともに、県内他地域との結びつきを強めて、流通拠点としての機能を高めています。

こうした機能を積極的に活用することはもとより、昭和60年代前半に開通する常磐自動車道を活用して首都圏との有機的な結合を図るとともに、東北横断自動車道いわき・新潟線の建設促進を踏まえ、さらにその機能を高め、港勢圏内の利用の拡大に努める必要があります。

## (4) 産業構造の変化に対応した工業の振興

本地域の主力業種である化学、非鉄は、国際競争力の低下等を背景に厳しい状況にあります。医薬品等ファインケミカル分野への展開など新たな展望も開けつつあります。

また、成長分野のエレクトロニクス関連の集積も相当程度あるため、常磐自動車道の開通等による立地条件の飛躍的向上を生かして、産業構造の変化に対応した工業の振興を推進する必要があります。

## 3-3-3 地域の基本的発展方向とその対策

いわき地域は、“豊かな未来をひらく臨海空間ゾーン”の浜通り地方にあって、これまでの集積をさらに高めて、魅力ある生活、生産空間を形成し、新たな時代を切りひらく自立的な発展をめざす地域として整備を進めていく必要があります。

このため、これまでの工業集積をさらに発展させ、製造業を中心に多様な就業機会の拡大を図るとともに、都市部と農山村部がそれぞれの個性を発揮しながら有機的に連携し、より緊密、一体的な地域構造を確立する必要があります。

### (1) 多様な雇用創出の推進

常磐・郡山地区新産業都市の建設などによる臨海部の工業集積に加え、産業構造の変化に対応してエレクトロニクス、ファインケミカルなどの新たな成長産業群等を誘導してバランスのとれた工業構造を形成するとともに、卸売をはじめとする商機能の強化、農林水産業の活性化に取り組む必要があります。

このため、次の対策を行います。

- 産業構造の変化に対応した建設計画に基づき、常磐・郡山地区新産業都市建設を促進します。
- 小名浜臨海工業団地、好間中核工業団地などの先行造成団地に、加工組立型、ファインケミカルなどのフット・ルース型企業の導入を促進します。
- 工業開発の拠点、物流の拠点としての重要港湾・小名浜港の機能の一層の充実を図るため、小名浜東港の建設、公共貨物ヤードの確保及び港に直結する道路網の整備に努めます。
- また、小名浜東港建設に伴う背後地については、工業団地、住宅団地などの都市的計画も併せて検

討を進めます。

- 常磐自動車道の早期開通といわき市以北への延伸の実現を促進するとともに、東北横断自動車道いわき・新潟線の建設の促進、国道49号バイパスなどのアクセス網の整備、国道6号などの域内交通網を整備して人的、物的流通の飛躍的な向上と企業立地の促進を図ります。
- また、国鉄常磐線の高速化を促進します。
- 小玉ダムの建設を促進して、好間工業用水道の早期完成に努めるなど工業基盤の整備を進めます。
- 魅力あるまちづくりの一環として、平駅前、小名浜市街地再開発を進め、小売業の集積と体質の強化に努めます。
- 併せて、平、小名浜、勿来などを核として形成されている商圈の整備を進め、都市の構造を生かした生産性の高い小売業の育成を図ります。
- 卸売機能の育成充実を図るため、小名浜港の物流機能に呼応した物流センター(仮称)の設置を検討します。
- 都市型サービス業(情報、健康・医療関連サービス業など)の導入育成を進めるとともに、既存サービス業の体質強化を図ります。
- 臨海部の特性を活用した海洋性レクリエーション基地の建設について検討を進めるなど、多様な海洋の魅力を生かす施設の整備を図るとともに、観光拠点施設を整備し、観光関連産業の振興に努めます。
- 野菜、花き、畜産、特用作物を基幹とした農業の振興を図るため、生産性の高い産地の形成を進めます。
- 良質のスギ、ヒノキを産出するいわき南部の林業の振興を図るとともに、シイタケなどの特用林

産物の産地の形成を進めます。

- 水産業の振興を図るため、小名浜港、江名港、中之作港、四倉漁港などの港湾、漁港の整備を進めるとともに、陸上施設の整備、人工礁漁場の造成、種苗の放流などを総合的に推進します。
- 農畜水産物の流通の円滑化を図るため、卸売市場の整備充実に努めます。
- 豊富に産出する農林水産物を活用した地場産業おこしを推進します。
- また、豊富な地熱の活用について検討します。

## (2) 快適な生活空間の形成

5市4町5村の合併による多核的な地域構造と多種多様な生活空間を積極的に活用して密度の高い、活力ある生活圏域を形成していくために、今後本地域においては、核的ゾーンの整備、ゆとりある生活空間の形成、山間部との連携強化をさらに進める必要があります。

このため、次の対策を行います。

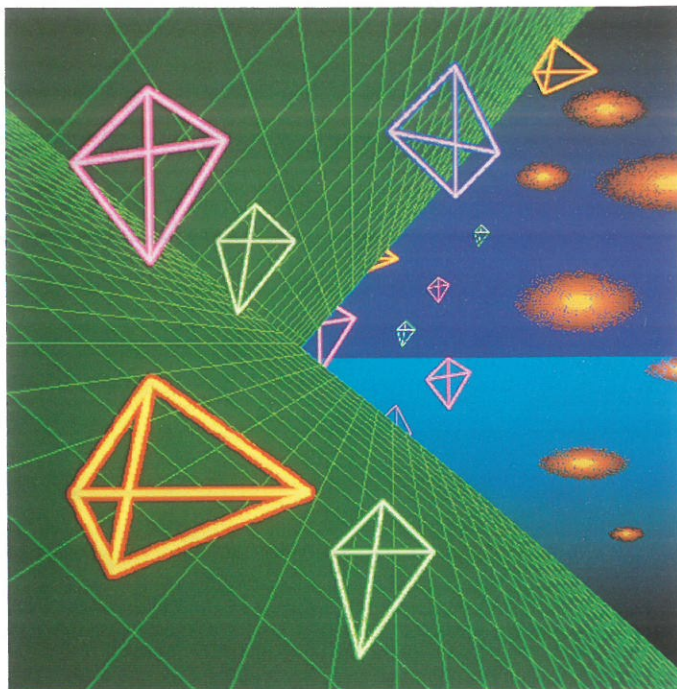
- 中核都市であるいわき市の広大で多核的、多面的な魅力をさらに発展させるため、個性ある中核都市づくりを総合的に促進します。
- 都市部を中心に平地区における商業、経済、行政、情報的機能の強化、小名浜地区における工業、流通機能の強化、勿来地区におけるバランスのとれた、商、工、農の振興を図るなど、それぞれの地区特性を生かした発展可能性の向上を図ります。
- 地域の都市軸の充実を図るため、特に、平、小名浜を結ぶニュータウンの建設、主要地方道小名浜・平線の整備促進をはじめ国道6号バイパスの整備を進めて各地区間の人的、物的交流の円滑化を図って、都市ゾーンの緊密化に努めます。



- 教育・文化施設の整備、いわきニュータウン内への高等教育機関の誘致、広域公園である“いわき公園”の整備促進、高度情報システムの導入整備を図るなど都市機能の一層の充実に努めます。
- 教育・文化、医療、スポーツなどの施設の計画的な配置を進めて中核的施設を拠点とした多様な機動的な利・活用ネットワークの形成を図ります。
- 下水道、土地区画整理、都市街路などの整備を行うとともに、いわきニュータウンなどの住宅団地の整備、民間による計画的な各種開発の誘導に努めるなどして都市的環境の整備を進めます。
- 観光を含めた人的、物的交流を促進し、海洋と山系のもつ魅力を相互に波及させながら新たな可能性を引き出すため、周遊観光ルートの設定、海浜性リゾート基地などの拠点施設の整備などに努めます。
- 今後とも、本地域の良好な生活環境を確保するため、いわき地域公害防止計画に基づき環境汚染の未然防止のための対策を体系的に行います。
- 農山村部においては、国道289号、399号、主要地方道小野・四倉線などの基幹交通網の整備を進め、都市部からの良好な影響を享受して就業機会を確保するなど、集落機能の活性化を図ります。  
併せて、上水道、教育・文化施設、農村環境改善施設などの整備を推進します。







## ◆◆ 計 画 の 推 進 ◆◆

### 1 県民参加による計画の推進

計画の目標である心豊かな生き生きとした“ふくしま”を創造していくためには、行政と県民が、計画の目標を共通の目標として認識し、一体となって協力していく必要があります。

行政は、社会経済情勢の変化と県民の意向を絶えず的確に把握し、行政の諸施策に反映させ、計画の実現を図らなければなりません。

また、県民一人一人が、それぞれの立場に応じた役割を分担し、自らの地域づくりのために、自己の創意工夫をもって積極的に計画の推進に参加することが大切です。

### 2 各行政主体の協力と連携

計画を実現するため、県、国、市町村など各行政主体は、それぞれがもつ機能と責任を明確にし、相互に連携を図って施策を推進していく必要があります。

特に、県は、直接県民とのかかわりが強い市町村との緊密な連携を保ちながら、一体となって計画の推進に努めます。

また、交通情報通信網の進展に伴って、県域を越えた広域的な対応がより一層必要となるため、隣接県などとの協力・連携を図り、目標達成に努めます。

### 3 行財政の効率的な運営

(1) これからの社会経済環境は著しく変化していくことが予測されるため、これに対応できる柔軟な行政体制を確立する必要があります。このため、行財政運営の全般にわたって常に見直していくとともに、行政事務の合理化、簡素化などを図りながら行政の

効率的な運営に努めます。また、職員の自覚を促し資質の向上に努め、新たな行政ニーズに対応できる職員の育成を図ります。

(2) 地方財政をとりまく環境は、これからも厳しい状況が続くものと予想されますが、こうしたなかでも、行政サービスに対する県民のニーズは質、量ともに増加していくものと考えられます。これらに適切に対応するためには、自主財源の確保に努める一方、各種施策の実施にあたっては、優先度・緊急度などを検討し、財源の重点的配分を図るとともに、経費の節減・合理化を進めるなど、効率的な財政運営に努めます。

また、国に対しては、地方税財政制度の確立、行政権限の地方委譲、縦割行政の改善など行政事務分担の適正化と行政の総合化を図るよう強く要望していきます。

### 4 計画の進行管理

社会経済情勢は、常に変化しております。これらの変化に的確に対応できるよう計画の有効な進行管理を行い、計画の効果的、弾力的な執行を図ることができるよう十分検討していきます。





## 付 属 資 料

諮 問 文

答 申 文

福島県総合開発審議会委員名簿

計画策定に関する経緯概要





諮 問 文

59企調第 376 号

昭和59年12月3日

福島県総合開発審議会

会 長 中 村 嘉 吉 殿

福島県知事 松 平 勇 雄

「新福島県長期総合計画（案）」について（諮問）

別冊の「新福島県長期総合計画（案）」について、貴審議会の意見を求めます。



答 申 文

59総開審第 5 号

昭和59年12月4日

福島県知事 松 平 勇 雄 殿

福島県総合開発審議会

会 長 中 村 嘉 吉

「新福島県長期総合計画」について（答申）

昭和59年12月3日付企調第 376号をもって諮問のあった「新福島県長期総合計画（案）」については、審議の結果適当と認め、この旨答申します。

なお、この計画に基づく施策の実施等にあたっては、特に、下記の点に格別の配慮を払われるよう要望します。

記

1. 本計画の推進にあたっては、県民の十分な理解と協力が不可欠であり、このため、あらゆる機会を通じて、広く県民に、計画の趣旨及び内容の周知等を図ること。
2. 県土の均衡ある発展のため、人口減少などの課題を抱えている地域の振興には、特に配慮すること。

## 福島県総合開発審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

| 氏 名              | 役 職 名           | 所 属 部 会 | 検 討 小 委 員 会 |
|------------------|-----------------|---------|-------------|
| (会 長)<br>中 村 嘉 吉 | 福島大学経済学部教授      | 3       | ○           |
| (副会長)<br>大 木 勲   | 福島県経営者協会連合会常任顧問 | 2       | ○           |
| (副会長)<br>太 田 緑 子 | 福島県社会福祉協議会長     | 1       | ○           |
| 会 田 長 栄          | 福島県労働組合協議会議長    | 2       | ○           |
| 石 井 和 也          | 運輸省東北運輸局長       | 3       |             |
| 今 村 奈 良 臣        | 東京大学農学部教授       | 2       |             |
| 内 池 佐 太 郎        | 福島県銀行協会会長       | 1       |             |
| 太 田 秀 夫          | 福島県医師会長         | 1       |             |
| 大 谷 正 信          | 福島県森林組合連合会副会長   | 2       |             |
| 金 成 文 平          | 福島県漁業協同組合連合会長   | 2       |             |
| 亀 岡 義 彦          | 福島県議会議員         | 1       |             |
| 菅 野 達 夫          | 福島県議会議員         | 2       |             |
| 菊 池 章 夫          | 福島大学教育学部教授      | ①       |             |
| 木 幡 弘 道          | 福島県議会議員         | 2       |             |
| 今 野 修 平          | 福井医科大学教授        | 3       |             |
| 斎 藤 英 記          | 福島民友新聞社常務       | 3       |             |
| 斎 藤 栄 吉          | 福島県議会議員         | 3       |             |
| 斎 藤 文 昭          | 福島県議会議員         | 3       | ○           |
| 佐 藤 金 正          | 福島県青少年団体連絡協議会長  | 1       |             |
| 佐 藤 公 威          | 福島県議会議員         | 1       | ○           |
| 佐 藤 善 信          | 福島民報社専務         | 1       |             |
| 澤 井 廣 之          | 建設省東北地方建設局長     | 3       |             |
| 塩 田 智 禧          | 福島県議会議員         | 2       |             |
| 下 平 尾 勲          | 福島大学経済学部教授      | ②       | ○           |
| 鈴 木 省 吾          | 福島県農業会議会長       | 2       |             |
| 田 中 久 泰          | 通商産業省仙台通商産業局長   | 2       |             |
| 田 畑 金 光          | 福島県市長会長         | 3       |             |
| 樽 川 満            | 日本銀行福島支店長       | ②       |             |
| 友 田 昇            | 福島県副知事          | 1       |             |



| 氏 名       | 役 職 名            | 所 属 部 会 | 検 討 小 委 員 会 |
|-----------|------------------|---------|-------------|
| 永 井 和 夫   | 農林水産省東北農政局長      | 2       |             |
| 成 井 正 美   | 福島県議会議員          | 3       |             |
| 芳 賀 一 太   | 福島県議会議員          | 1       |             |
| 橋 本 久 義   | 福島県議会議員          | 2       |             |
| 橋 本 安 司   | 福島県議会議員          | 3       |             |
| 蜂 谷 剛     | 福島大学教育学部教授       | ③       |             |
| 半 沢 栄 一 郎 | 福島県町村会長          | 3       |             |
| 樋 口 光 雄   | 福島県議会議員          | 3       |             |
| 藤 田 嘉 平 二 | 福島県議会議員          | 1       | ○           |
| 藤 間 雄 一   | 全日本労働総同盟福島地方同盟会長 | 1       |             |
| 舟 山 角 三   | 福島県農業協同組合中央会長    | 2       |             |
| 町 田 俊 彦   | 福島大学経済学部助教授      | ③       |             |
| 三 堀 健     | 林野庁前橋営林局長        | 3       |             |
| 望 木 昌 彦   | 福島県議会議員          | 1       |             |
| 矢 島 博     | 福島県立会津短期大学教授     | ①       |             |
| 山 田 英 二   | 福島県商工会議所連合会長     | 2       |             |
| 山 本 ナ カ   | 福島県婦人団体連合会長      | 1       |             |

◎…部会会長 ○…部会副会長

# 福島県総合開発審議会旧委員名簿

(昭和58年3月以後)(敬称略・五十音順)

| 氏 名       | 役 職 名             | 所 属 部 会 | 検 討 小 委 員 会 |
|-----------|-------------------|---------|-------------|
| 秋 山 正 夫   | 全日本労働総同盟福島地方同盟副会長 |         |             |
| 飯 野 陽 一 郎 | 福島県議会議員           |         |             |
| 伊 賀 敏     | 福島県農業会議会長         |         |             |
| 稲 見 俊 明   | 建設省東北地方建設局長       | 3       |             |
| 牛 尾 藤 治   | 林野庁前橋営林局長         |         |             |
| 河 原 田 稜   | 福島県市長会長           | 3       |             |
| 今 野 康 夫   | 福島県青少年団体連絡協議会長    |         |             |
| 佐 川 正 元   | 福島県議会議員           |         |             |
| 佐 藤 徳 雄   | 福島県労働組合協議会議長      |         |             |
| 志 賀 一 夫   | 福島県議会議員           |         |             |
| 莊 司 眺 夫   | 運輸省仙台陸運局長         |         |             |
| 鈴 木 喜 政   | 福島県議会議員           |         |             |
| 添 田 増 太 郎 | 福島県議会議員           |         |             |
| 橋 本 丑 恵   | 福島県議会議員           |         |             |
| 浜 島 崇     | 福島県議会議員           |         |             |
| 檜 山 博 昭   | 通商産業省仙台通商産業局長     |         |             |
| 舟 山 正 克   | 日本銀行福島支店長         |         | ○           |
| 古 川 洋 一 郎 | 福島県議会議員           |         |             |
| 星 正       | 福島県町村会長           |         |             |
| 松 井 宏 一   | 建設省東北地方建設局長       |         |             |
| 松 田 徳     | 福島県農業会議副会長        |         | ○           |
| 三 浦 一     | 福島県議会議員           |         |             |
| 三 保 恵 一   | 福島県青少年団体連絡協議会長    |         |             |
| 矢 崎 市 朗   | 農林水産省東北農政局長       |         |             |
| 渡 辺 正 市   | 福島県議会議員           |         |             |
| 渡 辺 岑 忠   | 福島県議会議員           |         |             |



## 新福島県長期総合計画策定に関する経緯

|             |                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------|
| 昭和57年 5月    | 福島県システム・ダイナミックス・モデル（SDモデル）の開発に着手。<br>（昭和58年 9月モデル完成）             |
| 昭和57年 6月21日 | 福島県総合開発審議会（以下「審議会」という。）を開催し、「福島県長期総合計画の総点検」に着手することを決定。           |
| 昭和57年10月    | 57・58年度の2カ年にわたり、県内7地域及び阿武隈地域で延16回の地域課題研究会を開催し、地域の現状、課題等について意見交換。 |
| 昭和58年 3月18日 | 審議会を開催し、「福島県長期総合計画の総点検」の結果を報告。                                   |
| 昭和58年 3月23日 | 審議会から、新計画を策定する必要がある旨知事に対して提言。                                    |
| 昭和58年 5月 2日 | 新計画の策定作業に入ることを決定。                                                |
| 昭和58年 5月16日 | 県内市町村長に対し、それぞれにおける将来構想及びフレーム想定について照会。                            |
| 昭和58年 5月17日 | 庁内における策定組織として、新福島県長期総合計画策定会議を設置。                                 |
| 昭和58年11月 8日 | 審議会を開催し、新計画策定にあたっての基本的考え方について了承、併せて検討小委員会の設置を決定。                 |
| 昭和58年12月 1日 | 第一回検討小委員会を開催し、「新計画の人口・経済フレーム」について検討。                             |
| 昭和59年 1月31日 | 第二回検討小委員会を開催し、「新計画の人口・経済フレーム」、「将来課題」について検討。                      |
| 昭和59年 2月23日 | 第三回検討小委員会を開催し、「将来課題」、「施策の体系」について検討。                              |
| 昭和59年 3月28日 | 第四回検討小委員会を開催し、「新計画の人口・経済フレーム」等についての取りまとめ。                        |
| 昭和59年 3月    | 地域課題研究会の結果を踏まえ、地域における現状、課題の取りまとめ。                                |
| 昭和59年 5月 7日 | 審議会を開催し、検討小委員会の検討結果報告を了承。                                        |
| 昭和59年 8月 9日 | 審議会に「新福島県長期総合計画（検討素案）」を提示。<br>検討素案審議検討のため、3部会の設置を決定。             |
| 昭和59年 8月10日 | 県内市町村長に対し、「新福島県長期総合計画（検討素案）」についての意見・要望等を照会。                      |
| 昭和59年 9月13日 | 審議会第三部会を開催し、「基本構想」、「基本計画第三章（ゆとりと個性ある明日の県土をめざして）」を中心に審議検討。        |
| 昭和59年 9月14日 | 審議会第二部会を開催し、「基本構想」、「基本計画第二章（たくましく柔軟な産業社会をめざして）」を中心に審議検討。         |
| 昭和59年 9月27日 | 審議会第一部会を開催し、「基本構想」、「基本計画第一章（創造性豊かな心ふれあう県民社会をめざして）」を中心に審議検討。      |
| 昭和59年10月    | 新計画のサブ・タイトルを募集。                                                  |

- |             |                                              |
|-------------|----------------------------------------------|
| 昭和59年10月18日 | 審議会第一部会を開催し、「基本計画第一章」、「地域整備構想」を中心に審議検討。      |
| 昭和59年10月22日 | 審議会第二部会を開催し、「基本計画第二章」、「地域整備構想」を中心に審議検討。      |
| 昭和59年10月23日 | 審議会第三部会を開催し、「基本計画第三章」、「地域整備構想」を中心に審議検討。      |
| 昭和59年10～11月 | 新計画に盛込む絵画を小・中学生を対象に募集。                       |
| 昭和59年11月1日  | 審議会第一部会を開催し、検討素案に対する意見等の取りまとめ、問題点の整理。        |
| 昭和59年11月5日  | 審議会第二部会を開催し、検討素案に対する意見等の取りまとめ、問題点の整理。        |
| 昭和59年11月13日 | 審議会第三部会を開催し、検討素案に対する意見等の取りまとめ、問題点の整理。        |
| 昭和59年11月19日 | 審議会の正・副会長及び正・副部会長会議を開催し、各部会での意見等について調整。      |
| 昭和59年12月3日  | 「新福島県長期総合計画（案）」を審議会に諮問。<br>諮問案のとおり答申することに決定。 |
| 昭和59年12月4日  | 審議会より「新福島県長期総合計画（案）」の答申。<br>「新福島県長期総合計画」を決定。 |



# 新福島県長期総合計画

—豊かなふるさとづくり・新ふくしまプラン—

---

編集・発行 福島県  
福島市杉妻町2番16号 ☎21-1111(大代)

印刷 キング印刷株式会社  
福島市吉倉字前田6-1 ☎45-1231(代)

---

※「計画の基本目標」等に使用した絵画は、県内小中学生の作品です。



福島県立図書館  
0155(54)31118  
100289289

